

2026年度版

中小企業施策利用ガイドブック

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として
主な施策の概要を紹介しています



中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。

中小企業は、我が国の企業の99.7%を占め、従業者の68.8%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下の会社 又は 従業者数300人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金1億円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数50人以下の会社及び個人
サ ー ビ ス 業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

小規模企業の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員数20人以下	従業員数5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本ガイドブックでは、通常の定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※ 中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。



「中小企業施策利用ガイドブック」ご利用の手引き

本書では、経営改善・資金繰り支援対策、震災対策など、中小企業者の方が施策をご利用になる際の手引書として、各支援制度の概要をご紹介します。実際に施策を利用される場合には、各ページ下欄の「お問い合わせ先」でご確認ください。

令和8年度当初予算は暫定予算が措置される見込みですが、本ガイドブックは令和8年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中は一部の支援策が実施されない場合がございますので、暫定予算期間中に支援策をご利用の際は問い合わせ先に確認いただきますようお願いいたします。

【使い方】

目次から探す

中小企業施策を分野別に見ることができます。

1. 経営サポート: 技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、
新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用人材支援、
海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援
2. 金融サポート: 融資制度、保証制度 など
3. 財務サポート: 会計、事業承継
4. 商業・地域サポート: 商業・流通支援 など
5. 分野別サポート: 建設業、農林水産業、食品、生活衛生業 など
6. 相談・情報提供: 相談窓口 など

インデックスから探す

利用者のニーズに適した融資、補助金、相談、セミナー等を探することができます。

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ① 技術開発に取り組みたい | ⑩ 金融環境・経営環境の変化に適応した支援策を利用したい |
| ② これから創業したい | ⑪ 小規模事業者の支援策を利用したい |
| ③ 経営の効率化や革新を図りたい | ⑫ 事業承継を円滑に行いたい |
| ④ 他の事業者と連携し、新たな取組をしたい | ⑬ 社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい |
| ⑤ 特許権などの知的財産権を活用したい | ⑭ 海外で事業を展開したい |
| ⑥ 事業を再生したい | ⑮ 事前の防災対策や自然災害から復旧したい |
| ⑦ 商店街の活性化、物流の効率化を図りたい | ⑯ 働き方改革を進めたい |
| ⑧ ITを活用したい | ⑰ カーボンニュートラルに取り組みたい |
| ⑨ 下請取引の相談やあっせん、官公庁から受注したい | ⑱ 賃上げに取り組みたい |

索引から探す

施策を五十音順で見ることができます。

また、本ガイドブックは、中小企業庁ホームページにおいても、閲覧・ダウンロードすることができますので、ぜひご利用ください。（中小企業施策利用ガイドブック電子版）



■各種相談窓口もご利用ください。

【経営全般に関すること】

よろず支援拠点	国が設置した無料の経営相談所。中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応します	47都道府県に設置 お問い合わせ先一覧に 連絡先掲載
がんばる中小企業 経営相談ホットライン	中小企業診断士等の経営アドバイザーが経営相談 にお電話で対応します	☎ 050-3171-8814 平日9:00～17:00
経営相談チャットサービス (E-SODAN)	経営に関するお悩みにAI(人工知能)と専門家がチャットでお答えします(https://bizsapo.smrj.go.jp/)	人工知能: 24時間365日 専門家: 平日9:00～17:00
中小企業電話相談 ナビダイヤル	お近くの経済産業局が支援策の紹介、経営相談に対応します	☎ 0570-064-350 平日9:00～12:00 13:00～17:00

【資金繰りに関すること】

中小企業金融相談	資金繰り全般について相談に対応します	☎ 0570-783-183 平日土日祝日 9:00～17:00
金融庁電話相談	民間金融機関に関する取引についての相談に対応します	☎ 0570-016-811 平日10:00～17:00

【知財活用に関すること】

知財総合支援窓口	知的財産に関する相談に対応します	☎ 0570-082100 平日9:00～17:00
----------	------------------	-------------------------------

【事業承継に関すること】

事業承継・引継ぎ 支援センター	事業承継の悩みや経営者不在の悩みを抱える事業者の相談に対応します	47都道府県に設置 お問い合わせ先一覧に 連絡先掲載
--------------------	----------------------------------	----------------------------------

【取引トラブルに関すること】

取引かけこみ寺 (旧下請かけこみ寺)	中小事業者が抱える取引上のトラブルを、専門家が問題解決に向けてサポートします	☎ 0120-418-618 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
-----------------------	--	---

【事業再生等に関すること】

中小企業 活性化協議会	過剰債務等で経営状態が悪化している事業者の相談に対応します	47都道府県に設置 お問い合わせ先一覧に 連絡先掲載
----------------	-------------------------------	----------------------------------

【持続化給付金、家賃支援給付金等に関すること】

各種給付金事業 コールセンター	持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金に関すること	☎ 0120-002-678 平日:9:00～17:00
--------------------	--	---------------------------------

2026年度版

中小企業施策利用ガイドブック 目次

1. 経営力サポート

■技術力の強化

ページ新

事業進出・ものづくり商業サービス補助金	1
成長型中小企業等研究開発支援事業	2
デジタル化・AI導入補助金	3
SBIR制度に基づく支援	5
省エネ関連設備の導入等に対する支援	6
CIP（技術研究組合）制度	7
公設試験研究機関（公設試）	8
グリーントランスフォーメーション関連融資	9

■創業・ベンチャー支援

創業支援貸付利率特例制度	10
新規開業・スタートアップ支援資金	11
女性、若者／シニア起業家支援資金	12
産業競争力強化法に基づく創業支援	13
小規模事業者持続化補助金（創業型）	15
起業支援ファンド	16
中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド/ 中小グループ化・事業再構築支援ファンド	17
中小企業投資育成株式会社による投資	18
ディープテック・スタートアップ支援事業	19
インキュベーション施設による創業・スタートアップ支援	20
ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)	21
地方創生起業支援事業	23

■経営革新支援

中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト 「J-GoodTech（ジェグテック）」	24
ハンズオン支援事業（テストマーケティング）	25
中小企業組合等課題対応支援事業補助金	26

中小企業組合に対する助言、情報提供	27
認定情報処理支援機関（スマート SME サポーター）	28
デジ with	29
標準化（JIS、ISO、IEC 等）活用支援制度	30
中小企業省力化投資補助事業	31
デジタルガバナンス・コード／DX 認定制度／DX セレクション／DX 推進指標	32
■新たな事業展開支援	
小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）	34
小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）	35
地域未来投資促進法による支援	36
経営革新計画	37
新たな事業活動を支援する融資制度等	38
伝統的工芸品産業支援補助金	40
中小企業成長加速化支援事業	41
成長加速マッチングサービス	42
■知的財産支援	
中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業	43
模倣品対策支援事業	44
防衛型侵害対策支援事業	45
抜け駆け商標無効・取消係争支援事業	46
海外知財訴訟保険事業	47
特許料等の軽減制度	48
INPIT 知財総合支援窓口	49
産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談	50
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	51
開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、特許戦略ポータルサイト	52
電子出願支援	54
早期審査・審理／面接／巡回審判	55
海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供	57
地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	58
営業秘密支援窓口	59
スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業「IPAS」	60
IP ランドスケープ支援事業	61
スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」	62

スタートアップ知財支援窓口	63
INPIT 外国出願補助金	64
海外出願支援事業	65
■再生支援	
中小企業活性化協議会	66
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業	68
認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業	69
産業復興相談センター・産業復興機構	70
中小企業再生ファンド	71
企業再生貸付	72
事業再生保証制度（DIP 保証制度）	74
事業再生円滑化関連保証制度（プレ DIP 保証制度）	75
■雇用人材支援	
地域中小企業人材確保支援等調査・分析	76
プロフェッショナル人材事業	77
中小企業大学校の研修	78
事業復興型雇用確保事業による支援	79
働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）	80
働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）	82
働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）	83
働き方改革推進支援助成金（取引環境改善コース）	84
働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）	85
就業環境整備・改善支援事業	86
働き方・休み方改善コンサルタント制度	87
業務改善助成金	88
受動喫煙防止対策助成金	90
化学物質管理に対する支援（労働安全衛生法に基づくラベル、 SDS、リスクアセスメント等）	91
産業保健総合支援センター	92
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」	93
治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」	94
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	95
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	96
雇用調整助成金	97

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	98
人材確保等支援助成金	99
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	101
建設事業主等に対する助成金	102
キャリアアップ助成金	105
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	107
若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業に対する認定制度 （ユースエール認定制度）	108
65歳超雇用推進助成金	109
70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助	111
高齢者の活躍に取り組む企業の事例	112
生涯現役支援窓口	113
シルバー人材センター	114
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	115
人材開発支援助成金	116
認定職業訓練制度	119
若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）	120
生産性向上人材育成支援センター	121
勤労者財産形成促進制度	122
両立支援等助成金	123
障害者トライアル雇用	127
障害者作業施設設置等助成金	128
障害者福祉施設設置等助成金	129
障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金	130
重度障害者等通勤対策助成金	131
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	132
障害者能力開発助成金	133
障害者雇用相談援助事業	134
障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）	135
人材確保対策総合推進事業	136
中小企業育児・介護休業等推進支援事業	137
高度安全機械等導入支援補助金	138
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）	139
働き方改革推進支援資金	140
エイジフレンドリー補助金	142
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	144

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）	145
特定求職者雇用開発助成金（中・高年齢雇用安定支援コース）	147
団体経由産業保健活動推進助成金	148
過重労働解消のためのセミナー	149
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	150
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	151
地域の人事部支援事業	152
奨学金の代理返還支援	153
中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン	154
デジタルスキル標準／マナビ DX／マナビ DX Quest	155
ダイバーシティ経営実践のための各種支援ツール	156
予備自衛官の雇用企業を支える給付金	157

■海外展開支援

アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金	158
新規輸出1万者支援プログラム	159
海外展開ハンズオン支援	160
海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供	161
海外展開・事業再編資金	163
クロスボーダーローン	165
スタンドバイ・クレジット制度	166
中小企業・農林水産業輸出代金保険	167
海外投資保険	168
日本台湾交流協会事業	169
新輸出大国コンソーシアム事業	171
越境 EC 等利活用促進事業	172
輸出商社マッチング	173
中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz）	174
サステナブル技術普及プラットフォーム	175
技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業 （研修・専門家派遣・寄付講座開設事業）	176
技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業 （国際化促進インターンシップ事業）	177
海外 CEO 商談会	178
テストマーケティング支援事業	179
貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業	180

グローバルサウス未来志向型共創等事業	181
グローバルサウス未来志向型共創等事業 （ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化事業）	182
海外ビジネス強化促進事業（海外調査・情報提供）	183
海外ビジネス強化促進事業（海外販路開拓支援）	184
海外ビジネス強化促進事業（自立化支援）	185
EPA 相談窓口	186

■取引・官公需支援

「中小受託取引適正化法の対象取引」の規制について	187
受託適正取引等の推進のためのガイドライン	189
適正取引講習会	190
取引 G メンヒアリング	191
取引かけこみ寺にご相談ください	192
振興事業計画を活用しましょう！	193
中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	194
取引先の支払条件改善等のための融資制度	195

■経営安定支援

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度（グループ補助金）	196
中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）	197
経営安定特別相談事業	198
小規模企業共済制度	199
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	200
中小企業退職金共済制度	201
BCP 資金	202
災害復旧貸付	203
J-クレジット制度	204
事業継続力強化計画	205

■小規模企業支援

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	207
-------------------------	-----

2. 金融サポート

東日本大震災復興特別貸付	208
令和 6 年能登半島地震特別貸付	209

高度化事業（災害対策）	210
セーフティネット貸付	211
危機対応後経営安定貸付	213
中小企業経営力強化資金融資事業	214
信用保証制度	215
セーフティネット保証制度	216
東日本大震災復興緊急保証制度	218
災害関係保証制度	219
信用保証協会による借換保証制度	220
創業関連保証制度	222
スタートアップ創出促進保証制度	223
保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度	224
コロナ借換保証制度	225
プロパー借換保証制度	226
事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）	227
経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）	228
信用保証付債権 DDS について	229
協調支援型特別保証制度	230
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	231
モニタリング保証制度（仮称）	232
貸上げ貸付利率特例制度	233
挑戦支援資本強化特別貸付制度（資本性ローン）	234
高度化事業（工業団地等の整備に対する貸付制度）	235
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）	236
IT 活用促進資金	237
省力化支援資金	238
「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進（事業承継時の経営者保証解除）	239
事業承継特別保証制度	240
経営承継関連保証制度	241
経営承継借換関連保証制度	242
経営承継準備関連保証制度	243
特定経営承継関連保証制度	244
特定経営承継準備関連保証制度	245
自主廃業支援保証制度	246
特定社債保証制度（私募債保証制度）	247
流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）	248

信用保証協会による経営支援事業	249
3. 財務サポート	
■会計等	
中小企業の会計	250
■事業承継	
事業承継の円滑化のための支援策	251
事業承継・引継ぎ支援センター（事業承継総合支援事業）	252
事業承継・M&A補助金	253
経営承継円滑化法による総合的支援	254
事業承継・集約・活性化支援資金	255
アトツギ甲子園	257
4. 商業・地域サポート	
地域商店街活性化法に基づく支援	258
企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金	259
物資の流通の効率化に関する法律に基づく支援	262
特定民間中心市街地経済活力向上事業	263
民間中心市街地商業活性化事業	264
中心市街地・商店街等診断・サポート事業	265
中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業	266
中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	267
中心市街地活性化協議会支援センター	268
地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）	269
5. 分野別サポート	
ソーシャルビジネス支援資金	271
中小建設企業への支援	272
農林水産関連企業等に対する金融措置による支援	275
食料システム法計画認定制度	277
生活衛生関係営業への支援	278
カーボンニュートラル社会構築に向けた ESG リース促進事業	280
バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業	281
脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO ₂ 化加速事業（SHIFT 事業）	282
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	283

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	284
建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業	285
Scope3 排出量削減のための企業間連携による省 CO2 設備投資促進事業	286

6. 相談・情報提供等

IT に関する専門家派遣・オンライン相談	287
よろず支援拠点・ワンストップ相談窓口	288
よろず支援拠点・生産性向上支援センター	289
中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター	290
商工会・商工会議所の窓口	291
J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト	292
産業用地マッチング事業	293
高度外国人材活躍推進プラットフォーム	294
サイバーセキュリティお助け隊サービス	295
SECURITY ACTION（セキュリティ対策自己宣言）	296
サイバーセキュリティインシデント発生時の相談窓口	297
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援 （働き方改革推進支援センター）	298
個別労働紛争解決制度	299
技術情報管理認証制度（TICS）	300
中小企業診断士制度	301
情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）	302
防衛産業への新規参入相談窓口	303

【問い合わせ先一覧】

中小企業庁・経済産業局等	304
都道府県中小企業担当課	307
都道府県経営革新計画担当課	308
都道府県高度化事業担当	309
都道府県等中小企業支援センター・政令指定都市における中小企業支援センター	310
中小企業活性化協議会	311
事業承継・引継ぎ支援センター	313

独立行政法人中小企業基盤整備機構（代表）、経営相談ホットライン、 経営相談、専門家の派遣、戦略的 CIO 育成支援事業、 販路開拓コーディネート事業等担当課、海外展開支援事業担当課、 新事業創出支援事業担当課".....	314
JETRO 国内事務所	315
JICA 国内機関	315
政府系金融機関等（全国信用保証協会連合会、（株）日本政策金融公庫、 沖縄振興開発金融公庫、（株）商工組合中央金庫）	315
都道府県等の信用保証協会	316
日本商工会議所	317
全国商工会連合会	317
全国中小企業団体中央会	317
全国商店街振興組合連合会	317
全国中小企業振興機関協会	317
一般財団法人海外産業人材育成協会	317
株式会社日本貿易保険（NEXI）	317
地域中小企業応援ファンド・ファンド運営管理者	318
農商工連携型地域中小企業応援ファンド・ファンド運営管理者	318
産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）	318
都道府県事業復興型雇用確保事業担当課	318
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）内 総合労働相談コーナー	319
都道府県中小企業団体中央会	320
INPIT 知財総合支援窓口	321
よろず支援拠点	322
都道府県の中小企業診断協会等	323

中小企業施策利用ガイドブック インデックス

支援制度	① 技術開発に取り組みたい	頁	② これから創業したい	頁
融資・リース・保証	SBIR制度に基づく支援 認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター) 新たな事業活動を支援する融資制度等	5 28 38	創業支援貸付利率特例制度 新規開業・スタートアップ支援資金 女性、若者／シニア起業家支援資金 産業競争力強化法に基づく創業支援 新たな事業活動を支援する融資制度等 信用保証協会による借換保証制度 創業関連保証制度	10 11 12 13 38 220 222
	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 成長型中小企業等研究開発支援事業 デジタル化・AI導入補助金 地域未来投資促進法による支援	1 2 3 36	産業競争力強化法に基づく創業支援 小規模事業者持続化補助金(創業型) 起業支援ファンド 中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド／中小グループ化・事業再構築支援ファンド 中小企業投資育成株式会社による投資 ディープレック・スタートアップ支援事業 ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金) 地方創生起業支援事業 地域未来投資促進法による支援 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) 早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)	13 15 16 17 18 19 21 23 36 101 139
情報提供・相談	公設試験研究機関(公設試) デジwith プロフェッショナル人材事業	8 29 77	スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業「IPAS」 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」 プロフェッショナル人材事業	60 62 77
セミナー・研修・イベント	公設試験研究機関(公設試) デジwith	8 29	スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」	62
法律等に基づく支援	公設試験研究機関(公設試) デジwith 地域未来投資促進法による支援	8 29 36	地域未来投資促進法による支援 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」	36 62
支援制度	③ 経営の効率化や革新を図りたい	頁	④ 他の事業者と連携し、新たな取組をしたい	頁
融資・リース・保証	認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター) 経営革新計画 新たな事業活動を支援する融資制度等	28 37 38	認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター) 経営革新計画 新たな事業活動を支援する融資制度等 中小建設企業への支援	28 37 38 272
	新事業商業・ものづくり補助金 起業支援ファンド 中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド／中小グループ化・事業再構築支援ファンド 中小企業組合等課題対応支援事業補助金 地域未来投資促進法による支援 認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業 認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業	1 16 17 26 36 68 69	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 小規模事業者持続化補助金(創業型) 中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド／中小グループ化・事業再構築支援ファンド 地域未来投資促進法による支援 伝統的工芸品産業支援補助金 中小企業成長加速化支援事業 中小建設企業への支援	1 15 17 36 40 41 272
情報提供	中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」 ハンズオン支援事業(テストマーケティング) 中小企業組合に対する助言、情報提供 デジwith 成長加速マッチングサービス プロフェッショナル人材事業 海外CEO商談会	24 25 27 29 42 77 178	デジwith 成長加速マッチングサービス プロフェッショナル人材事業 中小建設企業への支援	29 42 77 272
セミナー・研修・イベント	デジwith 海外CEO商談会	29 178	デジwith	29
法律等に基づく支援	デジwith デジタルガバナンス・コード／DX認定制度／DXセレクション／DX推進指標 地域未来投資促進法による支援 経営革新計画 海外CEO商談会	29 32 36 37 178	デジwith 地域未来投資促進法による支援 経営革新計画	29 36 37

支援制度	⑤ 特許権などの知的財産権を活用したい	頁	⑥ 事業を再生したい	頁
融資・リース・保証			企業再生貸付 信用保証協会による借換保証制度 再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金) 信用保証協会による経営支援事業	72 220 231 249
補助金・税制・出資	模倣品対策支援事業 防衛型侵害対策支援事業 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業 海外知財訴訟保険事業 地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	44 45 46 47 58	認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業 認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業 中小企業再生ファンド 挑戦支援資本強化特別貸付制度(資本性ローン)	68 69 71 234
情報提供・相談	INPIT知財総合支援窓口 産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) 開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、特許戦略ポータルサイト 電子出願支援 早期審査・審理／面接／巡回審判 海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供 地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度) 営業秘密支援窓口 スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業「IPAS」 IPランドスケープ支援事業 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」 スタートアップ知財支援窓口 プロフェッショナル人材事業	49 50 51 52 54 55 57 58 59 60 61 62 63 77	中小企業活性化協議会 産業復興相談センター・産業復興機構 プロフェッショナル人材事業 信用保証協会による経営支援事業 中小企業活性化協議会	66 70 77 249 311
セミナー・研修・イベント	産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談 海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」	50 57 62	信用保証協会による経営支援事業	249
法律等に基づく支援	産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談 海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」	50 57 62	信用保証協会による経営支援事業	249

支援制度	⑦ 商店街や中心市街地の活性化、物流の効率化を図りたい	頁	⑧ ITの利活用を行いたい	頁
融資・リース・保証	地域商店街活性化法に基づく支援 企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金 物資の流通の効率化に関する法律に基づく支援 特定民間中心市街地経済活力向上事業 民間中心市街地商業活性化事業 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	258 259 262 263 264 267	認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)	28
補助金・税制・出資	地域商店街活性化法に基づく支援 物資の流通の効率化に関する法律に基づく支援 地域商業機能複合化推進事業(被災商店街等再建支援事業)	258 262 269	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 成長型中小企業等研究開発支援事業 デジタル化・AI導入補助金 小規模事業者持続化補助金(一般型・通常枠)	1 2 3 34
情報提供・相談	物資の流通の効率化に関する法律に基づく支援 民間中心市街地商業活性化事業 中心市街地・商店街等診断・サポート事業 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業 中心市街地活性化協議会支援センター	262 264 265 266 268	デジwith デジタルスキル標準／マナビDX／マナビDX Quest ITに関する専門家派遣・オンライン相談 サイバーセキュリティお助け隊サービス SECURITY ACTION(セキュリティ対策自己宣言) サイバーセキュリティインシデント発生時の相談窓口 情報処理安全確保支援士(登録セキスベ)	29 155 287 295 296 297 302
セミナー・研修・イベント	中心市街地・商店街等診断・サポート事業 中心市街地活性化協議会支援センター	265 268	デジwith	29
法律等に基づく支援	特定民間中心市街地経済活力向上事業 民間中心市街地商業活性化事業 中心市街地・商店街等診断・サポート事業 中心市街地活性化協議会支援センター	263 264 265 268	デジwith デジタルガバナンス・コード／DX認定制度／DXセクション／DX推進指標	29 32

支援制度	⑨ 取引の相談やあっせん、官公庁から受注したい	頁	⑩ 小規模事業者の支援策を利用したい	頁
融資・リース・保証	振興事業計画を活用しましょう！ 取引先の支払条件改善等のための融資制度	193 195	振興事業計画を活用しましょう！ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	193 207
補助金・税制・出資			小規模事業者持続化補助金（創業型） 小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠） 小規模事業者持続化補助金（共同・協業型） 地域未来投資促進法による支援 伝統的工芸品産業支援補助金 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	15 34 35 36 40 101
情報提供・相談	プロフェッショナル人材事業 受託適正取引等の推進のためのガイドライン 取引Gメンヒアリング 取引かけこみ寺にご相談ください 振興事業計画を活用しましょう！ 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	77 189 191 192 193 194	プロフェッショナル人材事業 振興事業計画を活用しましょう！ 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援 経営安定特別相談事業 商工会・商工会議所の窓口	77 193 194 198 291
セミナー・研修・イベント	適正取引講習会	190	信用保証協会による経営支援事業	249
法律等に基づく支援	「中小受託取引適正化法の対象取引」の規制について 適正取引講習会	187 190	地域未来投資促進法による支援 「中小受託取引適正化法の対象取引」の規制について	36 187

支援制度	⑪ 事業承継を円滑に行いたい	頁		
融資・リース・保証	経営承継関連保証制度 経営承継準備関連保証制度 特定経営承継関連保証制度 特定経営承継準備関連保証制度 事業承継の円滑化のための支援策 経営承継円滑化法による総合的支援	241 243 244 245 251 254		
補助金・税制・出資	地方創生起業支援事業 事業承継の円滑化のための支援策 事業承継・M&A補助金 経営承継円滑化法による総合的支援	23 251 253 254		
情報提供・相談	事業承継の円滑化のための支援策 事業承継・引継ぎ支援センター（事業承継総合支援事業）	251 252		
セミナー・研修・イベント	事業承継の円滑化のための支援策	251		
法律等に基づく支援	事業承継の円滑化のための支援策	251		

支援制度	⑫ 金融環境・経営環境の変化に適応した支援を利用したい		頁	
融資・リース・保証	創業支援貸付利率特例制度	10	スタートアップ創出促進保証制度	223
	新規開業・スタートアップ支援資金	11	保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度	224
	女性、若者／シニア起業家支援資金	12	コロナ借換保証制度	225
	認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）	28	プロパー借換保証制度	226
	新たな事業活動を支援する融資制度等	38	事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）	227
	企業再生貸付	72	経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）	228
	海外展開・事業再編資金	163	信用保証付債権DDSについて	229
	クロスボーダーローン	165	協調支援型特別保証制度	230
	スタンドバイ・クレジット制度	166	再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	231
	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167	事業承継特別保証制度	240
	海外投資保険	168	経営承継関連保証制度	241
	BCP資金	202	経営承継準備関連保証制度	243
	災害復旧貸付	203	特定経営承継関連保証制度	244
	小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	207	特定経営承継準備関連保証制度	245
	東日本大震災復興特別貸付	208	自主廃業支援保証制度	246
	高度化事業（災害対策）	210	特定社債保証制度（私募債保証制度）	247
	セーフティネット貸付	211	流動資産担保融資保証制度（ABL保証制度）	248
	中小企業経営力強化資金融資事業	214	信用保証協会による経営支援事業	249
	信用保証制度	215	ソーシャルビジネス支援資金	271
	セーフティネット保証制度	216	中小建設企業への支援	272
	東日本大震災復興緊急保証制度	218	農林水産関連企業等に対する金融措置による支援	275
	災害関係保証制度	219	食料システム法計画認定制度	277
	信用保証協会による借換保証制度	220	カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業	280
	創業関連保証制度	222	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業	281
補助金・税制・出資	J-クレジット制度	204		
	挑戦支援資本強化特別貸付制度（資本性ローン）	234		
	中小建設企業への支援	272		
情報提供・相談	産業復興相談センター・産業復興機構	70		
	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167		
	海外投資保険	168		
	信用保証協会による経営支援事業	249		
	中小建設企業への支援	272		
セミナー・研修・イベント	信用保証協会による経営支援事業	249		
法律等に基づく支援	信用保証協会による経営支援事業	249		

支援制度	⑬ 社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい			頁
融資・リース・保証	働き方改革推進支援資金 中小建設企業への支援	140 272		
補助金・税制・出資	地域未来投資促進法による支援	36	障害者トライアル雇用	127
	伝統的工芸品産業支援補助金	40	障害者作業施設設置等助成金	128
	働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)	80	障害者福祉施設設置等助成金	129
	働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)	82	障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金	130
	働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)	83	重度障害者等通勤対策助成金	131
	働き方改革推進支援助成金(取引環境改善コース)	84	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	132
	働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)	85	高度安全機械等導入支援補助金	138
	業務改善助成金	88	早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)	139
	受動喫煙防止対策助成金	90	エイジフレンドリー補助金	142
	化学物質管理に対する支援(労働安全衛生法に基づくラベル、SDS、リスクアセスメント等)	91	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	144
	治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」	94	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)	145
	早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)	95	特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)	147
	雇用調整助成金	97	地域の人事部支援事業	152
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	98	アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金	158
	人材確保等支援助成金	99	技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業(研修・専門家派遣・寄付講座開設事業)	176
	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	101	中小建設企業への支援	272
	建設事業主等に対する助成金	102		
	キャリアアップ助成金	105		
	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	107		
	65歳超雇用推進助成金	109		
情報提供・相談	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	115		
	人材開発支援助成金	116		
	認定職業訓練制度	119		
	両立支援等助成金	123		
	プロフェッショナル人材事業	77	生涯現役支援窓口	113
	就業環境整備・改善支援事業	86	シルバー人材センター	114
	働き方・休み方改善コンサルタント制度	87	生産性向上人材育成支援センター	121
	業務改善助成金	88	障害者の職場適応のための支援(ジョブコーチ支援)	135
	化学物質管理に対する支援(労働安全衛生法に基づくラベル、SDS、リスクアセスメント等)	91	人材確保対策総合推進事業	136
	産業保健総合支援センター	92	中小企業育児・介護休業等推進支援事業	137
セミナー・研修・イベント	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」	93	デジタルスキル標準／マナビDX／マナビDX Quest	155
	治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」	94	ダイバーシティ経営実践のための各種支援ツール	156
	若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業に対する認定制度(ユースエール認定制度)	108	中小建設企業への支援	272
	70歳雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助	111	高度外国人材活躍推進プラットフォーム	294
	高齢者の活躍に取り組む企業の事例	112	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援(働き方改革推進支援センター)	298
	地域中小企業人材確保支援等調査・分析	76	中小企業育児・介護休業等推進支援事業	137
	中小企業大学校の研修	78	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	144
	就業環境整備・改善支援事業	86	過重労働解消のためのセミナー	149
	産業保健総合支援センター	92	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援(働き方改革推進支援センター)	298
	治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」	94		
法律等に基づく支援	若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)	120		
	生産性向上人材育成支援センター	121		
	地域未来投資促進法による支援	36	生産性向上人材育成支援センター	121
	地域中小企業人材確保支援等調査・分析	76	中小企業育児・介護休業等推進支援事業	137
	中小企業大学校の研修	78	過重労働解消のためのセミナー	149
	就業環境整備・改善支援事業	86	予備自衛官の雇用企業を支える給付金	157
	受動喫煙防止対策助成金	90	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援(働き方改革推進支援センター)	298
産業保健総合支援センター	92			
若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)	120			

支援制度	⑭ 海外で事業を展開したい	頁	⑮ 事前の防災対策や自然災害等から復旧したい	頁
融資・リース・保証	経営革新計画	37	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167
	新たな事業活動を支援する融資制度等	38	海外投資保険	168
	海外展開・事業再編資金	163	BCP資金	202
	クロスボーダーローン	165	災害復旧貸付	203
	スタンドバイ・クレジット制度	166	中小企業の会計	250
	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167		
	海外投資保険	168		
補助金・税制・出資	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	1	中小企業投資育成株式会社による投資	18
	小規模事業者持続化補助金(創業型)	15	施設・設備の復旧・整備に対する補助制度(グループ補助金)	196
	小規模事業者持続化補助金(一般型・通常枠)	34	中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)	197
	小規模事業者持続化補助金(共同・協業型)	35		
	伝統的工芸品産業支援補助金	40	J-クレジット制度	204
	模倣品対策支援事業	44		
	防衛型侵害対策支援事業	45		
	抜け駆け商標無効・取消係争支援事業	46		
	海外知財訴訟保険事業	47		
	地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	58		
	アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金	158		
	中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)	174		
	技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業(研修・専門家派遣・寄付講座開設事業)	176		
	貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業	180		
情報提供・相談	グローバルサウス未来志向型共創等事業	181		
	グローバルサウス未来志向型共創等事業(ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化事業)	182		
	海外ビジネス強化促進事業(海外販路開拓支援)	184		
	中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」	24	プロフェッショナル人材事業	77
	海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供	57	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167
	地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	58	海外投資保険	168
	プロフェッショナル人材事業	77	経営安定特別相談事業	198
	海外展開ハンズオン支援	160	中小企業の会計	250
	海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供	161		
	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167		
	海外投資保険	168		
	日本台湾交流協会事業	169		
	新輸出大国コンソーシアム事業	171		
	越境EC等利活用促進事業	172		
セミナー・研修・イベント	海外CEO商談会	178		
	海外ビジネス強化促進事業(海外調査・情報提供)	183		
	海外ビジネス強化促進事業(自立化支援)	185		
	EPA相談窓口	186		
	高度外国人材活躍推進プラットフォーム	294		
	海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供	57		
	海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供	161		
法律等に基づく支援	日本台湾交流協会事業	169		
	越境EC等利活用促進事業	172		
	海外CEO商談会	178		
	海外ビジネス強化促進事業(海外調査・情報提供)	183		
	海外ビジネス強化促進事業(自立化支援)	185		
	EPA相談窓口	186		
	経営革新計画	37		

『新製品・新サービスの開発や新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出)のための設備投資等を支援してほしい』

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出)に向けた国内の輸出体制の強化にかかる設備投資等を支援します。

対象となる方

技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出)に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率 4.0%以上増加
 - ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%以上増加
 - ③事業場内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金よりも 30 円以上高い水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表及び職場環境改善に向けて追加的な取組を行うこと
- の要件を満たす事業計画(3～5 年)を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。

支援内容

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出)に向けた国内の輸出体制の強化にかかる設備投資等を支援

■補助上限額・補助率

【革新的新製品・サービス枠】

補助上限額: 750～2,500 万円※1 (補助率: 中小企業 1/2、小規模事業者・再生事業者 2/3)

【新事業進出枠】

補助上限額: 2,500～7,000 万円※1 (補助率: 中小企業 1/2)

【グローバル枠】

補助上限額: 2,500～7,000 万円(補助率: 中小企業 2/3)

【大幅賃金引上げ特例】

補助事業終了後、3～5 年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を 100 万円～2,000 万円上乘せ ※1、2

【最低賃金引上げ特例】

指定する一定期間において、3 ヶ月以上改定後の地域別最低賃金未滿で雇用している従業員が全従業員の 30% 以上いる事業者に対し、各申請枠の補助率を 3 分の 2 に引上げ ※2

※1 従業員規模により異なる。

※2 一部、特例適用対象外となる事業者を除く。

ご利用方法

- (1) 公募期間中に補助金申請システムにより申請書を提出
- (2) 外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、補助金交付候補者が決定
- (3) 交付申請を行い、交付決定通知後、補助事業を実施し、終了後に成果を報告
- (4) 事務局による検査後、補助金を受給
- (5) 事業計画(3～5 年)に基づき事業を実施し、事業終了後 5 年間、毎年成果を報告

参照情報

お問い合わせ先

補助金事務局(決まり次第、独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページでお知らせします)

『ものづくり基盤技術やサービスの高度化に向けた研究開発を行いたい』 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）

中小企業者等が、大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けた研究開発等の取り組みを最大 3 年間支援します

対象となる方

中小企業者等

ただし、中小企業者等を中心として、大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業者など、2 者以上で共同体を組んでいること。

また、「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に基づき、特定ものづくり基盤技術（精密加工、表面処理、立体造形等の 12 技術分野）及び IoT、AI 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等に取り組んでいること。

用途・対象物

人件費・補助員人件費・謝金、旅費、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費 など研究開発に必要な経費

支援内容

中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、特定ものづくり基盤技術及び IoT、AI 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取り組みを最大 3 年間支援します。

■補助金額

＜通常枠＞

○単年度：4,500 万円以下

○3 年間総額：9,750 万円以下

＜大型研究開発枠＞

○単年度：1 億円以下

○3 年間総額：3 億円以下

■補助率

中小企業者等 原則 3 分の 2 以内

※課税所得 15 億円以上の中小企業者等は 2 分の 1 以内

大学・公設試等 定額

■事業期間

2～3 年

ご利用方法

- (1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて、公募期間中に申請書を提出。
- (2) 外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定。
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施、終了し、成果を報告後、補助金を交付。

参照情報

お問い合わせ先

各経済産業局等の担当課

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php/contact/>

『業務効率を高める IT ツールを導入したい』 デジタル化・AI 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けた IT ツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援します。

対象となる方

中小企業、小規模事業者等

用途・対象物

【通常枠】

IT ツール(ソフトウェア、クラウドサービス等)

対象経費:ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大 2 年分)、導入関連費等

【インボイス枠 インボイス対応類型】

インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト、PC・タブレット、レジ・券売機等

対象経費:ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大 2 年分)、導入関連費、ハードウェア購入費等

【インボイス枠 電子取引類型】

インボイス制度に対応した受発注ソフト

対象経費:クラウド利用料(最大 2 年分)等

【セキュリティ対策推進枠】

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」

※独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているITツール

対象経費:サービス利用料(最大 2 年分)等

【複数者連携デジタル化・AI 導入枠】

「インボイス枠 インボイス対応類型」の対象 IT ツール等

「インボイス枠 インボイス対応類型」の対象経費、消費動向等分析経費、複数の参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費等

支援内容

補助額・補助率

【通常枠】

補助上限額 450 万円、補助下限額 5 万円(補助率 1/2 以内 ※最低賃金近傍の事業者:2/3 以内)

【インボイス枠 インボイス対応類型】

インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト

補助額 50 万円以下(補助率:3/4 以内 ※小規模事業者の場合は補助率:4/5 以内)

補助額 50 万円超 350 万円以下(補助率:2/3 以内)

PC・タブレット 補助上限額:10 万円(補助率:1/2 以内)

レジ・券売機等 補助上限額:20 万円(補助率:1/2 以内)

【インボイス枠 電子取引類型】

補助上限額 350 万円(中小企業等が申請者の場合は補助率 2/3 以内、大企業等が申請者の場合は補助率 1/2 以内)

【セキュリティ対策推進枠】

補助上限額 150 万円、補助下限額 5 万円(1/2 以内 ※小規模事業者の場合は補助率:2/3 以内)

【複数者連携デジタル化・AI 導入枠】

(1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト

補助額 50 万円以下(補助率:3/4 以内 ※小規模事業者の場合は補助率:4/5 以内)

補助額 50 万円超 350 万円以下(補助率:2/3 以内)

(2)消費動向分析経費

補助額: 50 万円× 参画事業者数(補助率 2/3 以内)

※(1)+(2)で補助上限額 3,000 万円

(3)事務費・専門家費

補助額: 200 万円以下(補助率 2/3 以内)

募集期間 下記ポータルサイトをご参照ください

ご利用方法

1. IT 導入支援事業者・IT ツール等を選定
2. IT 導入支援事業者とともに、補助金交付申請(電子申請)
3. 交付決定の通知後に、契約、IT ツール導入等を実施
4. 支払いまで完了後、実績報告を作成・提出

お問い合わせ先: 中小企業デジタル化・AI 導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



電話 0570-666-376

※IP 電話等からのお問合せの場合は 050-3133-3272 までご連絡下さい。

受付時間は土日祝日を除く 9:30~17:30

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』 SBIR制度に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

特定新技術補助金等または指定補助金等の交付を受けた中小企業者等

支援内容

- (1) 特許料等の減免【指定補助金等のみ】
- (2) 信用保証の特例【指定補助金等のみ】
- (3) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(新企業育成貸付制度)
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例措置【指定補助金等のみ】
- (5) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
- (6) 中小企業者の技術力をPRする場の提供(SBIR 特設サイト掲載、「J-GoodTech(ジェグテック)」への登録、「新価値創造展」出展における審査の優遇措置)

等

ご利用方法

SBIRの指定補助金等又は特定新技術補助金等(以降、SBIR 補助金)の交付を受けた中小企業者等が対象となります。

そのため、以前にSBIR 補助金を受けたことがない中小企業者等の皆様が事業化支援策を受けるためには、まずSBIR 補助金の交付を受けていただく必要があります。

SBIR 補助金の中で、皆様の研究開発と照らし合わせ、適当なものがありましたら応募をご検討くださいなお、SBIR 補助金には、各々の応募要件・審査がございます。

参照情報

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律
女性、若者／シニア起業家支援資金
中小企業投資育成株式会社による投資
中小企業総合展(新価値創造展)

お問い合わせ先

(1) SBIR 制度全般

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 イノベーション推進(SBIR)担当

電話:03-6257-1333

URL: <https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

(2) 経済産業省・中小企業庁の特定新技術補助金等

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

電話:03-3501-1816

『省エネルギー設備の導入等を行いたい』 省エネ関連設備の導入等に対する支援

中小企業者等が省エネ設備の導入を行う際等に各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

1. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金／省エネルギー投資促進支援事業費補助金

工場・事業場における既存設備を省エネ設備に更新する際に必要となる費用の一部を補助します。

■予算額

675 億円

■補助率・補助上限額

(Ⅰ)工場・事業場型:補助率 2 分の 1 以内(一定の要件を満たす場合には 3 分の 2 以内)、

補助上限額 15 億円(非化石転換設備の場合は 20 億円等)

(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型:補助率 2 分の 1 以内、補助上限額 3 億円(電化の場合は 5 億円)

(Ⅲ)設備単位型:補助率 3 分の 1 以内等、補助上限額 1 億円等

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型:補助率 2 分の 1 以内、補助上限額 1 億円

2. 省エネルギー診断

(1) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)

省エネの専門家が工場・ビルにおける設備の運転状況や、IT機器等を用いてエネルギー使用状況に関するデータを確認して、運用改善や設備投資の提案を実施します。また、改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する支援企業(リース会社や、メーカー、金融機関等)とのマッチングプラットフォームを創設し、省エネ取組に関する計画の策定や設備更新における補助金の申請サポートなど、実施に向けた取組を支援します。

■予算額

33 億円

■省エネルギー診断に係る費用(目安)

5,500 円～15,000 円程度、IT 機器等を用いて診断を行う場合は 20,000 円～50,000 円程度

(2) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(エネルギー利用最適化診断等事業)

工場・ビル等全体のエネルギーの管理状況を診断し、省エネ取組や再エネ導入に関するアドバイスを行う省エネルギー診断の費用の一部を国が支援します。

■予算案額

7.4 億円の内数

■省エネルギー診断に係る費用(目安)

11,000 円～24,000 円程度

ご利用方法

お問い合わせ先記載の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

資源エネルギー庁

省エネルギー課

電話:03-3501-9726

『効果的な協同研究および実用化のための『CIP』』

CIP(技術研究組合)制度

企業と企業、企業と大学などが、協同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、CIP(技術研究組合)制度があります。

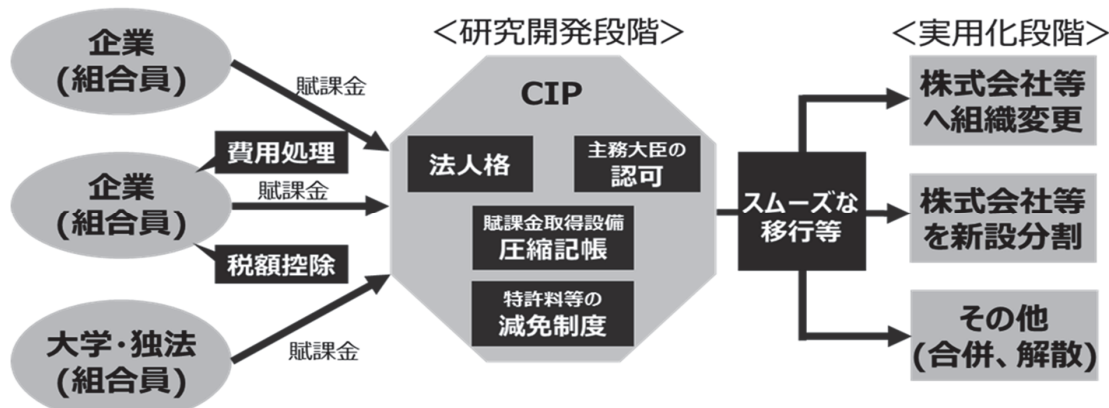
対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との協同研究をお考えの事業主等

支援内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となって CIP を設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合っ、組合員に共通する技術課題について協同研究を行うためのものです。具体的な特徴として次があります。

- ① 法人格を有していること
- ② 賦課金を支払う組合員について優遇税制(研究開発税制)が適用されること
- ③ CIP が調達する試験研究用資産について優遇税制(圧縮記帳)が適用されること
- ④ 要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であること
- ⑤ 株式会社への移行など組織変更が可能であること



ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

参照情報

CIP(技術研究組合)制度について

お問い合わせ先

経済産業省

イノベーション・環境局 研究開発課

E-Mail: bz1-C.I.P.■@meti.go.jp

※上記の「■」の記号を「@」に置き換えてください

URL: https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuindex.html

『技術相談、依頼試験・分析等の技術的な支援を受けたい』 公設試験研究機関（公設試）

技術相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

個人および法人で事業を営まれる方

支援内容 ※機関によって利用条件等が異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

技術相談・技術指導

事業者が抱える工業技術等に関する課題について、質問・相談をすることができます。

機器・設備の利用

公設試が持つ各種機器・設備を利用することができます。

依頼試験・分析

公設試が事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査、性能試験、成分分析などを行います。

受託・共同研究

公設試が事業者から委託を受け、新製品・新技術開発等に必要な研究や試験を実施します。また、必要に応じて国の研究機関である産業技術総合研究所や大学等との連携を支援します。

人材育成

技術からマネジメントまで、種々の講習会、研修制度等により事業者の人材育成を支援します。



ご利用方法

各公設試に直接お問い合わせいただくか、各都道府県の「よろず支援拠点」にお問い合わせください。
「全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム」から公設試が保有する機器や所属する研究者の情報を一括検索できます。

参照情報

「全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム」

URL: <https://www.meti.go.jp/kousetsushi/top>

※上記サイト内の「関係団体リンク」から、産業技術総合研究所で利用できる施設一覧にもアクセスできます。



お問い合わせ先

都道府県等の中小企業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

グリーントランスフォーメーション関連融資

中小企業・小規模事業者が温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組むために必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方

支援内容

■資金使途

グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】:7億2千万円

【日本公庫(国民生活事業)】:7千2百万円

■貸付利率

【設備資金】特別利率③(基準利率-0.9%)、特別利率②(基準利率-0.65%)、特別利率①(基準利率-0.4%)、基準利率

【運転資金】基準利率

■貸付期間

【設備資金】20年以内(うち据置期間2年以内)

【運転資金】10年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『創業資金を借りたい』 創業支援貸付利率特例制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度です。

対象となる方

新規開業しようとする方、または新規開業後税務申告を2期終えていない方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】各貸付制度に規定する貸付限度額

■ 貸付利率

各貸付制度に規定する貸付利率から0.65%を控除した利率
ただし、雇用の拡大が見込まれる場合は0.9%を控除した利率

■ 貸付期間

各種融資制度に定める貸付期間以内

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『地域に根ざし新規開業する方や、急成長を目指すスタートアップの方など
幅広い方の創業を支援します』

新規開業・スタートアップ支援資金

新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方に、貸付利率等に特例を設けることで、幅広い方の創業を支援する融資制度です。

対象となる方

新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫(注)

(注)沖縄振興開発金融公庫では、新規開業支援資金にて幅広い方の創業を支援しております。

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】7,200 万円

■貸付利率

基準利率

(1)女性、若年者(35 歳未満)または高齢者(55 歳以上)の方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①(基準利率から 0.4%引き下げ)

(2)「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用している又は適用する予定の方であって、一定の要件に該当する方の運転資金及び設備資金は、特別利率①

(3)産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受け、認定市区町村が発行する証明書を取得した方(※有効な証明書の場合に限る)の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①(女性、若年者(35 歳未満)または高齢者(55 歳以上)に該当する方は特別利率②(基準利率から 0.65%引き下げ))

(4)技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①、②、③(基準利率から 0.9%引き下げ)

(5)地域未来交付金(旧:地方創生推進交付金、デジタル田園都市国家構想交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けている方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率③(起業支援金の交付決定を受けている方は、特別利率②)

上記の他、一定の要件に該当する方は、特別利率をご利用いただけます。

詳しくは、各機関にお問い合わせ下さい。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借りたい』 女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者(35 歳未満)、高齢者(55 歳以上)の方であり、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)、沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業・スタートアップ支援資金にて女性、若者、高齢者の創業を支援しております。

詳しくは、新規開業・スタート支援資金をご確認ください。

■ 貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7 億 2,000 万円

■ 貸付利率

(1) 運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①(基準金利から 0.4%引き下げ)

(2) 技術・ノウハウ等により新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。) 特別利率

①、②(基準金利から 0.65%引き下げ)、③(基準金利から 0.9%引き下げ)

(3) 地域未来交付金(旧:地方創生推進交付金、デジタル田園都市国家構想交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方又は新規開業して概ね 7 年以内の方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率

③(起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方又は新規開業して概ね 7 年以内の方については、特別利率②)

(4)土地取得資金 基準利率

■ 貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 10 年以内(うち据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

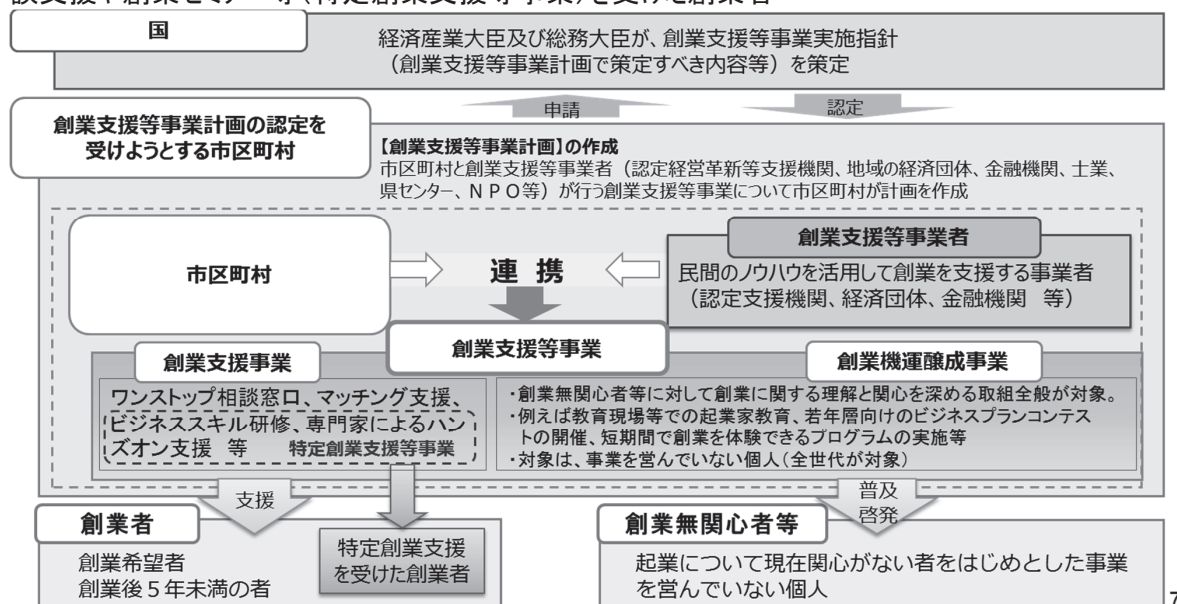
『創業支援等の取組を支援してほしい』 産業競争力強化法に基づく創業支援

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画に関して(1)、(2)に該当する方

- (1) 市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援や起業家教育、ビジネスプランコンテスト等の創業機運醸成事業の取組を行う事業者
- (2) 市区町村・創業支援等事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援等事業)を受けた創業者



支援内容

(1) 創業支援等事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援等事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援等に取り組む創業支援等事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①信用保証の特例

創業支援等事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構による情報提供

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、創業支援等事業者の依頼に応じて、創業支援等事業に関する情報の提供を行います。

(2) 特定創業支援等事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①登録免許税の軽減

特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする方または創業した日以後 5 年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社または合同会社の場合、資本金の 0.7%→0.35%※)されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は 15 万円が 7.5 万円、合同会社設立は 6 万円が 3 万円にそれぞれ減額されます。

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始 6 か月前(従来は創業 2 か月前)から利用の対象になります。

③日本政策金融公庫の融資制度

新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き下げの対象になります。

④小規模事業者持続化補助金(創業型)

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業型(補助上限:200 万円)の申請対象となります。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援等事業計画が認定されているかご確認ください。

創業支援等事業計画の認定状況は、中小企業庁ウェブサイトに掲載しています。

参照情報

中小企業庁 HP

「創業・スタートアップ支援」創業支援等事業計画について

(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sougyo_keikaku.html)

お問い合わせ先

各経済産業局 産業技術革新課等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業庁 創業・新事業促進室 電話:03-3501-1767

『創業者の販路開拓等を支援します』 小規模事業者持続化補助金(創業型)

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

対象となる方

- ・常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方
 - ・産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日(設立年月日)が公募締切時から起算して過去1か年の間である事業者。
- ※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。

支援内容

<補助上限額>

- ・200万円(インボイス特例※を活用した場合最大250万円)
- ※免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

<補助率>

3分の2

<対象経費>

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

<想定される活用例>

- ・地域食材を活用したレストランを開業。店舗改装及びインターネット・SNS広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。
- ・金属加工業を開業。ロボット溶接機械を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

ご利用方法

- (1) 商工会・商工会議所の支援を受けながら事業計画を策定
- (2) 公募期間中にJグランツにより申請書を提出
- (3) 外部有識者で構成される採択審査委員会において申請内容が審査され、採択者が決定
- (4) Jグランツにて交付申請を行い、交付決定通知後、補助事業を実施し、補助事業終了後に実績報告書をJグランツにて提出
- (5) 事務局による検査後、補助金を受給
- (6) 補助事業終了から1年後に、事業効果を報告

参照情報

小規模事業者持続化補助金(創業型)HP

お問い合わせ先

小規模事業者持続化補助金(創業型)事務局

電話番号: 03-6739-3890

受付時間: 9:00~17:00(土日祝日除く)

URL: <https://r6jizokukahojokin.info/sogyo/>

『ファンドによる資金提供と踏み込んだ経営アドバイスを受け、更なる成長を目指したい』 中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド／ 中小グループ化・事業再構築支援ファンド／100 億企業育成ファンド

中小企業等が新事業展開、事業承継、グループ化等により新たな成長・発展、経営基盤の強化を目指す際、ファンドによる投資や踏み込んだ経営支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業成長支援ファンド

新分野進出などの新事業展開により更なる成長・発展を目指す中小企業等や事業承継に取り組む中小企業等であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、事業の承継や事業の再編、再構築を通じて、経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業者であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。 ※中小企業の定義を外れて間もない中堅企業も含まれます

中小グループ化・事業再構築支援ファンド

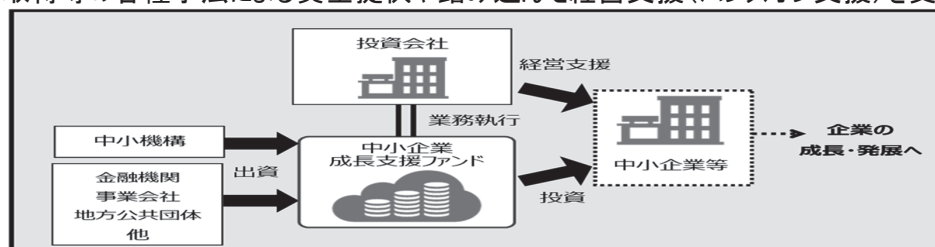
グループ化や、複数 M&A、事業再構築等により、非連続な成長を目指す中小企業者であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

100 億企業育成ファンド

飛躍的成長(例えば売上高 100 億円)を目指し、海外展開、設備投資、新事業・新分野進出・M&A 等に取り組む中小企業者であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の一定割合以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開や事業承継等に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。これらのファンドからは、株式や新株予約権付社債の取得等の各種手法による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。また、中小機構では、ファンド組成を希望される投資会社の方のご相談も受け付けております。

参照情報

中小企業成長支援ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。

中小機構ウェブサイト: https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

電話: 03-5470-1672

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』 中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成株式会社による株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。
なお、以下の法律(※)に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

※中小企業等経営強化法、産業競争力強化法、地域未来投資促進法 等

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。(投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。)

■投資事業

- (1)株式会社の設立に際して発行される株式の引受け (2)増資に際して発行される株式の引受け
- (3)新株予約権の引受け (4)新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■育成事業(コンサルティング事業)

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下のような支援を行います。

○経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

○事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社

電話:本社 03-5469-1811 URL:<https://www.sbic.co.jp/>

名古屋中小企業投資育成株式会社

電話:本社 052-581-9541 URL:<https://www.sbic-cj.co.jp/>

大阪中小企業投資育成株式会社

電話:本社 06-6459-1700、九州支社 092-724-0651 URL:<https://www.sbic-wj.co.jp/>

『多くのお金と時間のかかるディープテック・スタートアップ企業を支援します』

ディープテック・スタートアップ支援事業

技術の確立までの研究開発に長期かつ大規模な資金を要するディープテック・スタートアップ企業に対して、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)を通じて、実用化に向けた研究開発、量産化実証や海外展開のための技術実証等に要する費用の一部を補助します。

対象となる方

ディープテック・スタートアップ(社会課題解決に資する、研究開発の成果を活用したスタートアップ)※

※対象者要件の詳細は下記ページをご確認ください。https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100250.html

支援内容

1. 実用化研究開発支援
試作品の開発、国内外の他事業者等との共同研究開発、海外技術実証、研究開発の成果を活用した実現可能性調査、初期の生産設備導入を含む生産技術開発等を支援。
2. 量産化実証支援
量産化に向けた研究開発や生産設備・検査設備等の設計・製作等に係る費用及びこれらの設備等を設置する建屋の設計・工事費用等を支援。
3. SBIR 指定補助金等事業も併せて実施
SBIR (Small/Startup Business Innovation Research) 制度とはディープテック・スタートアップ企業・中小企業等によるイノベーションの創出を促進する制度のこと。
政府の課題を元に研究開発テーマを設定し、事業化・成長可能性の高い技術を実現可能性調査から段階的に選抜し、連続的に研究開発事業を支援。

ご利用方法

一定の要件で企業を公募。 ※利用方法の詳細は上記ページにてご確認ください。

お問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
スタートアップ支援部
電話:(044)520-5170

経済産業省
イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課
電話:(03)3501-1628(内線:2536)

『創業等に必要となるオフィス・工場・研究室等を借りたい』 インキュベーション施設による創業・スタートアップ支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営するインキュベーション施設を低廉な賃料で借りることができます。

対象となる方

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々。

支援内容

中小企業基盤整備機構は、起業家および第二創業に取り組む中小企業の皆様に支援すべく、全国で29のインキュベーション施設を展開しています。

インキュベーション施設では、事業スペースを提供する「ハード」と、インキュベーションマネージャー(IM)と呼ばれる常駐の専門家による成長・事業化を支援する「ソフト」の両面から新しいビジネスへの挑戦を応援します。



ご利用方法

中小企業基盤整備機構が運営している施設については、中小企業基盤整備機構ウェブサイトよりご覧いただけます。

上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している施設においてもオフィス・工場・研究室等を借りることができますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

参照情報

全国のインキュベーション施設一覧(中小企業基盤整備機構ウェブサイト)

URL: <https://www.smrj.go.jp/incubation/index.html>

お問い合わせ先

＜中小企業基盤整備機構が運営しているインキュベーション施設について＞

中小企業基盤整備機構 本部 創業・スタートアップ支援部 スタートアップ支援課

電話: 03-5470-1574

各地域本部・事務所

北海道 011-210-7472、東北 022-399-9031、関東 03-5470-1616、

北陸 076-223-5546、中部 052-201-3068、近畿 06-6264-8617、

中国 082-502-6311、四国 087-811-3330、九州 092-263-0302、沖縄 098-859-7566

＜中小企業基盤整備機構が出資する第三セクターが運営している施設について＞

中小企業基盤整備機構 本部 財務部 出資先第三セクター管理室

電話: 03-5470-1621

『地域密着型の新規事業立ち上げを支援します』

ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)

産官学金の連携により、地域の資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用を支援します。

対象となる方

以下の5項目全てに該当する事業を行う方

- ・地域密着型(地域資源の活用)
- ・地域課題への対応
- ・地域金融機関による融資等
- ・新規性(新規事業)
- ・モデル性

※民間事業者等の初期投資費用について、地方公共団体が助成を行う場合にその助成に要する経費の一部を交付

支援内容

■民間事業者の初期投資費用

対象経費は以下のとおり

- ・施設整備・改修費(用地取得費は除きます)
- ・機械装置費
- ・備品費
- ・調査研究費(事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費が対象です)

■助成額について

原則上限 3,000 万円

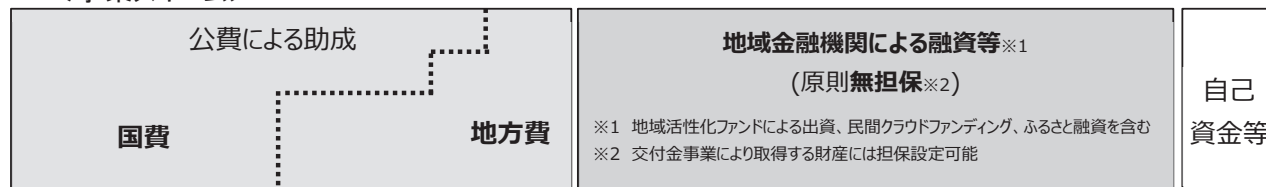
地域金融機関による融資等の額が公費による助成額の

- ・2倍以上の場合 4,000 万円
- ・3倍以上の場合 5,000 万円
- ・4倍以上の場合 5,500 万円

■交付率(公費のうち国費の割合)

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力指数が 0.25 以上 0.5 未満の市町村は 2/3
0.25 未満の市町村は 3/4
- ・重点支援分野として、
地域脱炭素の推進に特に関連する事業は 3/4
地域の若者や女性の活躍に特に関連する事業は 3/4

<事業スキーム>



ご利用方法**(1)事業の発案、事業計画書の作成**

事業者や地方自治体が、地域の活性化に資する事業を発案。事業者と地方自治体を中心に金融機関などと調整しながら事業計画書を作成していただきます。

(計画書の内容については、事前相談も受け付けておりますので、お早めに総務省へご相談ください)

(2)事業計画書の提出

地方自治体から総務省に事業計画書を提出していただきます。

(計画書提出は随時受付。計画書提出後、交付決定まで約2～3か月。)

(3)外部有識者による審査

国の外部有識者が、提出された事業の採択可否に関する審査を行います。

(4)交付申請・交付決定

審査で認められた事業について、地方自治体から総務省に交付申請を行い、総務省が交付を決定します。

(5)事業開始

総務省および地方自治体の交付決定後、事業の開始が可能となります。

参照情報**お問い合わせ先****【連絡先】****●制度や申請手続き・スケジュールのお問合せ**

問合せ専用ダイヤル(平日 9:30～18:00) ※電話番号は下記 HP 掲載

●そのほかのお問合せ

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL: 03-5253-5523

メールアドレス: chisei@soumu.go.jp

【参考HP】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

<QRコード>



『地域課題の解決を目的とした起業を支援します』 地方創生起業支援事業

地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する方の、起業等に必要な経費の一部を助成により支援します。

対象となる方

各都道府県や各市町村が定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的とした起業等（情報通信関連業種における事業承継・第二創業を含む）をする者。

また、次の①～③の要件を満たす必要があります。

- ① 東京圏以外の道府県や市町村又は東京圏内の条件不利地域において社会的事業の起業等を行うこと
- ② 国の交付決定日以降、各都道府県や各市町村の定める補助事業期間完了日までに、個人事業の開業の届出又は法人等の設立を行うこと
- ③ 起業等をする都道府県内に居住していること、又は居住する予定であること

【注意】

本事業は計画を策定した都道府県や市町村のみ実施可能となっており、本事業を実施していない都道府県や市町村もごさいます。

令和8年度は、東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府以外の43道府県（市町村は一部のみ）が実施予定となっております。

支援内容

■ 地方創生起業支援金

○ 対象経費

人件費（※）、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

（※）人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

○ 補助率：1/2

○ 補助金額：最大 200 万円

ご利用方法

本事業の要件や申請書類、受付期間等は各都道府県や市町村が設定しておりますので、起業する都道府県や市町村に直接ご確認ください。各HP等をご確認ください。

起業支援事業担当部署は下記【参考 HP -起業支援金-】をご参照ください。

お問い合わせ先

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1417

メールアドレス: ijushien.i8t@cao.go.jp

【参考 HP -起業支援金-】

<https://www.chisou.go.jp/sousei/kigyoushienkin.html>



< 起業支援金 HP >

『新たな取引先・ビジネスパートナーを見つけたい』

中小企業と国内外の企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」

ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援します。

対象となる方

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業

支援内容



ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援します。

ご利用方法

【登録手続きの流れ】

- (1) ジェグテック Web サイトの新規登録ページをご覧ください。
- (2) お申込ページに、自社の企業情報等を入力してください。
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構で審査を行い、登録の結果をご連絡します。

参照情報

ジェグテック (<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援部 マッチング支援課 ジェグテック運営事務局
電話: 03-5470-1538
E-mail: jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

『商品・サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』 ハンズオン支援事業(テストマーケティング)

優れた商品・サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動、売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援し、新たな市場開拓に繋がります。

対象となる方

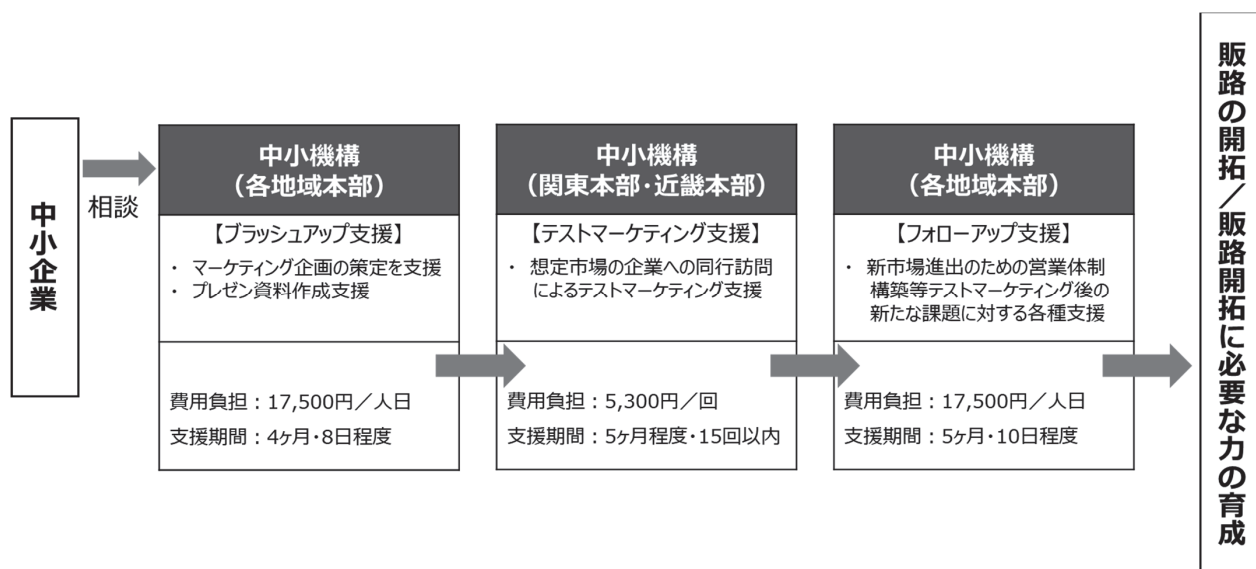
新市場における販路開拓が困難で、「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」「テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見出したい」中小企業・小規模事業者。

支援内容

①商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画の策定・ブラッシュアップ支援、②想定市場(首都圏又は近畿圏)でのテストマーケティング支援、③新市場進出のための営業体制構築等のフォローアップ支援を実施します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家が販路開拓に向けた活動をサポートします。

ご利用方法

- (1) 本事業の支援を希望する場合は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の各地域本部に御相談ください。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域本部は、支援内容(ブラッシュアップ支援、テストマーケティング支援、フォローアップ支援)に応じた専門家を選定し、支援を行います。その際、専門家の謝金の一部については、申込企業の負担となります。



お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
各地域本部 企業支援課

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/index.html>

『中小企業組合等の中小企業グループが抱える諸問題を解決したい』 中小企業組合等課題対応支援事業補助金

中小企業組合や中小企業の方々が抱える課題を解決するために実施する調査・研究や販路開拓等の取組に必要な経費を補助します。

対象となる方

連携して事業を行う方(中小企業組合等)

支援内容

中小企業者が単独では解決することが難しい課題(ブランド化戦略、規制緩和への対応、SDGs、DXやGXの推進、海外販路開拓等)を解決するために、連携して取り組む販路開拓等の事業に必要な経費について補助を受けることができます。また、事業の実施においては、中小企業団体中央会が課題解決に取り組む組合等を積極的にサポートして、事業の成功を目指します。

① 中小企業組合等活路開拓事業

調査研究、将来ビジョン策定、試作品開発、展示会の出展や開催等、様々な取組を支援します。

② 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

情報ネットワークの構築、アプリケーションシステムの開発やその事前準備活動を支援します。

③ 連合会(全国組合)等研修事業

所属員が15都道府県以上の団体が行う会員や専従役職員向けの研修開催を支援します。

■ 補助率

10分の6以内

■ 補助上限額

① 2000万円(大規模・高度型)、1200万円(通常型)、1200万(展示会等出展・開催単独)

② 2000万円(大規模・高度型)、1200万円(通常型)

③ 300万円

■ 活用事例

販売データ集計と情報分析・共有・配信システムの構築による売上増の実現(協同組合日本ライン花木センター)

適切な需要把握や事務効率化を目指したシステムを構築。業務の効率化と精度向上はもちろんのこと、データに基づく意思決定が可能になり、広告地域選別や商談がスムーズに行えるようになった。その結果、組合員同士のコミュニケーションも円滑になり、売上が前年度比約2割増となった。

ご利用方法 (詳細は特設サイトを御確認ください。<https://www.chuokai.or.jp/index.php/subsidy/subsidykadai/>)

(1) 全国中央会に対し、事業内容を提出し応募

(2) 全国中央会の審査で採択後、交付申請

(3) 交付決定を受けた後、事業を開始

(4) 全国中央会に対する実績報告の後に、補助金受給

(5) 全国中央会に対し、事業成果を報告



お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 振興部 電話: 03- 3523-4905 メール: shinko-7@mail.chuokai.or.jp

URL: <https://www.chuokai.or.jp/>

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』 中小企業組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立及び連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

- (1) 組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
- (2) 中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合 等）

支援内容

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な課題が多々あります。そこで、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが有効です。

中小企業組合を設立することにより、市場を開拓するための共同での新たな販路の開拓や知恵を結集した新技術の開発、街全体でイベントを開催することによる地域の人々との連携の深化、共同での研修会開催による組合員企業の人材の育成、組合員の取引条件の改善のための団体協約の締結等様々な組合事業を行うことが可能になり、こうした取組を通じて経営基盤の強化を図ることが可能です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合（総数：約 28,000）

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図る協同組合等は法人税等が軽減されています。）

企業組合（総数：約 1,600）

個人事業者や勤労者が 1 つの企業体となって事業活動を行う、いわば簡易な会社（ベンチャー企業）ともいえる組合です。なお、組合員は、個人以外（法人など）の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、活用しやすい制度です。

ご利用方法

47 都道府県にそれぞれ都道府県中小企業団体中央会が、全国組織として全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立支援、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

お近くの中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業団体中央会

URL: <https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

全国中小企業団体中央会 電話: 03-3523-4901

URL: <https://www.chuokai.or.jp/>

『ITツール・サービスの利活用を支援します』

認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)

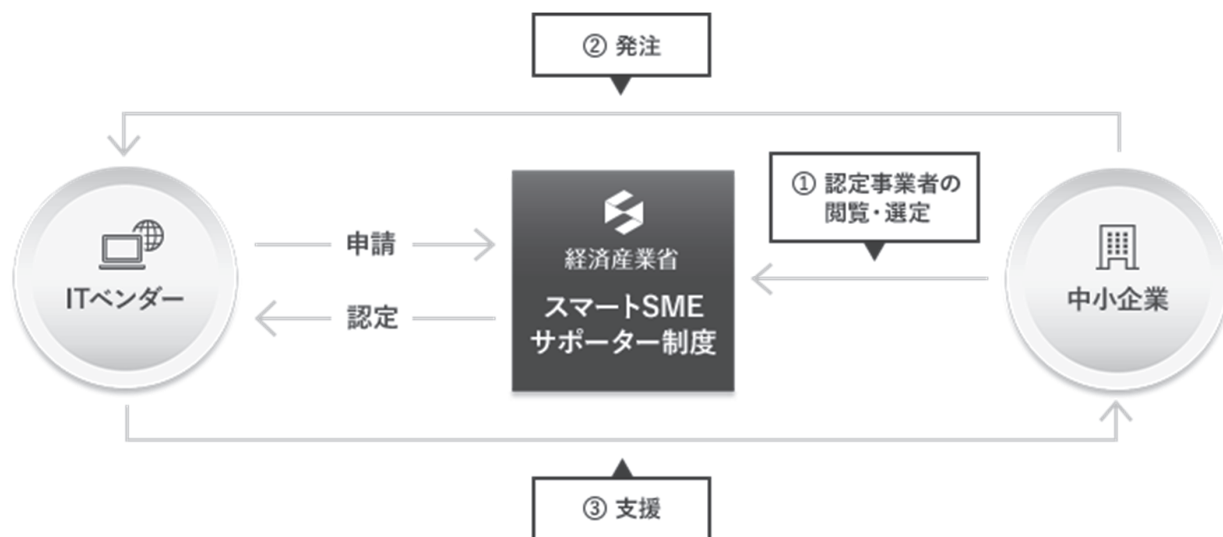
中小企業(SME)の生産性向上に役立つ最適なITツールを提供し、ITの利活用に係るアドバイスや情報提供等を行う者として認定を受けた認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)が、ITの利活用を支援します。

対象となる方

ITを活用して経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等

支援内容

中小企業者等の生産性を高めるためのITツールを提供するITベンダー等のIT導入支援サービス提供者を、認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)として認定することにより、中小企業者等が使いやすいITツールの開発を促進するとともに、中小企業者等がITベンダーやITツールを選定するために、必要な情報を取得しやすくなるよう、支援体制を整備しています。



ご利用方法

認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)の御利用を希望される方は、中小企業庁ウェブサイトから下記検索サイトへアクセスし、事業者を検索の上、直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

情報処理支援機関検索(スマートSMEサポーター 検索サイト)

URL: https://www.smartsme.go.jp/SSS_SearchPage

『IT の活用に関する情報を入手したい』

デジ with (IT 戦略ナビ with、ここからアプリ、IT 経営サポートセンター等)

IT 導入等により経営課題の解決を目指す中小企業およびそれを支援する各支援機関に向け、IT 導入に関する各種情報発信や IT 導入に向けた気づきの提供、現状分析、課題設定等をサポートするツールの提供を行います。

対象となる方

IT 活用等により生産性向上に取り組む中小企業者、およびその支援者

支援内容

○「デジ with」(ポータルサイト)による情報提供

- ・ デジ with では、中小企業者等やその支援者が活用できる、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が提供する各種 IT 化支援メニューをご紹介します。

○「IT 戦略ナビ with」による自己診断

- ・ 簡単なアンケートに回答することで、自社のデジタル化状況を同業他社と比較すること等ができます。
- ・ ①「経営課題」、②「業務上の問題点」、③「取り組みたい事」の3ステップの質問に回答すると、IT活用による自社ビジネスの成功へのストーリーが1枚の図にまとめられ、「IT戦略マップ」として出来上がります。また、マップ作成後は、ITソリューション導入のモデルスケジュールである導入プランを作成できます。
- ・ IT戦略マップや導入プランの作成を通じて、自社課題の見える化、課題解決に役立つITソリューションの確認ができますので、目指す姿を社内で共有するのに有効です。

○「ここからアプリ」で業務用アプリや導入事例を検索

- ・ 「取引先の拡大」、「仕入や在庫管理の効率化」など、中小企業者等が抱える経営課題の解決に適した業務用アプリをお探しいただけます。
- ・ また、実際の IT 導入事例を多数掲載しており、アプリの導入・活用により「どのようなメリットを得られたか」をこれらの事例で確認できる為、自社の IT 活用による課題解決のヒントを得ることができます。
- ・ そのほか DX、IT 人材といったテーマ別の特集記事や、支援者の方が活用できる IT 支援コンテンツ等、IT 活用に役立つコンテンツが盛りだくさんですので、是非ご活用下さい。

○IT 経営サポートセンター

- ・ IT の利活用や導入に関して、実務経験豊富な IT 専門家が、オンラインで実践的なアドバイスをを行います。
- ・ 予約制で1回の相談時間は 60 分、何回でも無料でご利用いただけます。
- ・ 中小企業者の方はもちろん、支援機関の支援者の方、さらには中小企業者と支援者が同席して IT 化支援等についてご相談いただくことが可能です。

ご利用方法

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

デジ with



IT 戦略ナビ with



ここからアプリ



IT 経営サポートセンター



お問い合わせ先

○デジ with: 中小企業基盤整備機構 経営支援部連携支援課 電話: 03-6459-1539

『各地域のパートナー機関と連携し、標準化を目指す企業をサポート』 標準化(JIS、ISO、IEC等)活用支援制度

自社技術や製品について、売上拡大や市場創出に向けた標準化(JIS、ISO、IEC等)の活用を支援しています。

対象となる方

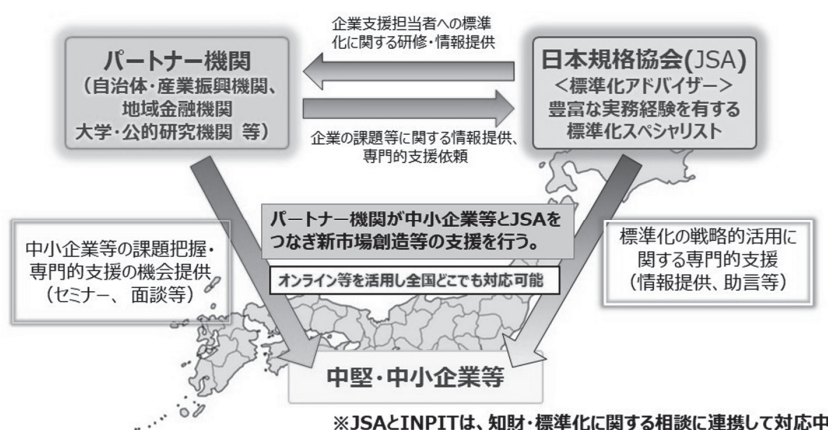
- ・標準化(JIS、ISO、IEC等)の活用に関心のある企業
- ・「市場に低品質品等が混在している」、「自社製品の性能が取引先に理解されない」、「新しいコンセプトであるため受入側が評価できない」等のお悩みを抱える企業

支援内容

先端的な技術や製品など、性能の客観的評価方法がなく、製品への信頼が得られにくいものを標準化(JIS、ISO、IEC等)という共通の評価軸やものさしを策定することで、その技術や製品を世に広め、市場創出や売上拡大につなげる支援をしています。

具体的には、

- ▶ 相談窓口として、地域金融機関や公的研究機関といったパートナー機関を全国に整備
- ▶ 標準化アドバイザーを無料で派遣し、標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等や具体的な策定方法のアドバイスを行う等を行っています。



※JSAとINPITは、知財・標準化に関する相談に連携して対応中

参照情報

- ・新市場創造型標準化制度について

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/shinshijo/index.html>



- ・標準化活用支援パートナーシップ制度について

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/partner/index.html>



お問い合わせ先

【新市場創造型標準化制度事務局】

一般財団法人日本規格協会(JSA) スタンダード・コンサルティングセンター 総合標準化相談室

電話: 050-1742-6025、E-MAIL: stad@jisa.or.jp

【制度全般について】

経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課

電話: 03-3501-1511(内線 3413)、E-MAIL: bzj-shinshijo-partner@meti.go.jp

人手不足を解消するための設備投資を支援して欲しい 中小企業省力化投資補助事業

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を支援します。

対象となる方（共通項目・変更不可）

（カタログ注文型）

○労働生産性 年平均成長率 3%増加を実現する事業計画を策定し実施すること。

○（賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合、）給与支給総額年率 6%・事業場内最低賃金 3.0%以上の賃上げに取り組む中小企業等であること。

（一般型）

○労働生産性 年平均成長率 4%増加を実現する事業計画を策定し実施する中小企業等であること。

○1人当たり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%以上増加させる事業計画を策定し実施すること。

○（賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合、）1人当たり給与支給総額年率 6%・事業所内最低賃金年額 50 円以上の賃上げに取り組む中小企業等であること。等

支援内容（共通項目・変更不可）

（カタログ注文型）

予め補助対象として登録された機器・設備のリスト（カタログ）から選択した機器・設備について、導入費用の2分の1を補助する。

（一般型）

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

■補助上限額 ※括弧内は賃上げによる補助上限額引き上げの特例を適用する場合の額

（カタログ注文型）

従業員数 5 名以下 500 万円 (750 万円)

従業員数 6～20 名 750 万円 (1000 万円)

従業員数 21 名以上 1,000 万円 (1500 万円)

（一般型）

従業員数 5 名以下 750 万円 (1,000 万円)

従業員数 6～20 名 1,500 万円 (2,000 万円)

従業員数 21～50 名 3,000 万円 (4,000 万円)

従業員数 51～100 名 5,000 万円 (6,500 万円)

従業員数 101 名以上 8,000 万円 (1 億円)

ご利用方法（共通項目・変更不可）

（カタログ注文型）

(1) カタログを参照し、導入を希望する機器・設備について販売事業者に購入を打診

(2) 公募期間中に補助金申請システムによる申請書を販売事業者と共同で提出

(3) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択及び交付決定先が決定

(4) 採択及び交付決定通知を受領後、設備導入等を実施し、終了後に成果を報告

(4) 事務局による検査後、補助金を受給

(5) 事業終了後 3 年間の成果を毎年報告

（一般型）

(1) 公募要領を参照し、省力化・生産性向上を行う事業計画を策定

(2) 公募期間中に補助金申請システムによる申請書を提出

(3) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定

(4) J グランツにて交付申請を行い、交付決定通知後、設備投資等を実施し、終了後に成果を報告

(5) 事務局による検査後、補助金を受給

(6) 事業終了後 5 年間の成果を毎年報告

参照情報

お問い合わせ先（共通項目・変更不可）

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

電話：0570-099-660 受付時間 9 時 30 分～17 時 30 分（土曜・日曜・祝日を除く）

『DXの推進に取り組んでみませんか？』

デジタルガバナンス・コード／DX 推進指標／DX 認定制度／DX セレクション

事業者の DX の取組の進捗に合わせて、認定制度や優良企業の選定など様々な施策を提供しております。

支援内容

① デジタルガバナンス・コード

経営者が DX による企業価値向上の推進のために実践することが必要な事項を「デジタルガバナンス・コード 3.0」としてとりまとめました。企業規模、法人・個人事業主を問わず、本書を参考に DX に取り組むことができます。

② DX 推進指標

DX を推進するには、経営幹部、事業部門、DX 部門、IT 部門など、関係者が現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげていくことが必要不可欠です。DX 推進指標へ回答することで、自社の DX の取組状況を自己診断することができます。また、全国・業界内での位置付けの確認や、DX 先進企業との比較ができる「ベンチマーク」も無償で提供しています。

③ DX 認定制度

DX 推進の体制・ビジョン等が整った事業者を経済産業大臣が認定する制度です。DX 認定制度により認定された事業者は、以下の支援措置を受けることが可能です。

(ア) DX 認定制度ロゴマーク使用

「DX に積極的に取り組んでいる企業」であることを自社のホームページや名刺等で PR できます。

(イ) 中小企業者を対象とした金融による支援措置

日本政策金融公庫による融資(IT 活用促進資金: 詳細は P237)の特別利率で融資を受けることや中小企業信用保険法の特例を受けることができます。

(ウ) 厚生労働省による人材育成のための訓練に対する支援措置

高度デジタル人材訓練の対象事業主としての要件を満たした、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

④ DX セレクション

「デジタルガバナンス・コード」に沿った取組を通じて DX による成果を創出している、中堅・中小企業等のモデルケースとなるような優良事例を「DX セレクション」として選定・表彰しています。

また、「DX セレクション」に選定された企業の取組も交えて、特に中堅・中小企業等の経営者の方々が実際にデジタルガバナンス・コードに沿って自社の DX の推進に取り組む際に参考としていただきたい「DX の進め方」や「DX の成功のポイント」について「中堅・中小企業等向け DX 推進の手引き」として取りまとめています。DX 推進のための手がかりが多数掲載されておりますので、自社の DX を推進される際には是非ご活用ください。

対象となる方

- ①、②、③ 中小企業を含む全事業者
- ④ 中堅・中小企業等

ご利用方法

① デジタルガバナンス・コード 3.0

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc3.0.pdf

②DX 推進指標

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html>

③DX 認定制度

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html>

④DX セレクション

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html

参照情報

お問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

電話:03-3501-2646

『販路開拓を行いたい』

小規模事業者持続化補助金(一般型・通常枠)

小規模事業者等が商工会・商工会議所等と経営計画を作成し、その計画に基づき行う販路開拓の取組を支援します。

対象となる方

常時使用する従業員が 20 人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は 5 人)以下の法人・個人事業主の方

支援内容

小規模事業者持続化補助金(一般型・通常枠)の内容

小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

<取組例>

チラシ作成、商談会への参加、店舗改装 等

<補助率>

3 分の 2 以内(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は 4 分の 3 以内)

<補助上限額>

・50 万円

※免税事業者から、適格請求書発行事業者に転換する事業者を対象に、補助上限額を 50 万円上乘せします。(インボイス特例)

※事業場内最低賃金を+50 円以上とした事業者を対象に、補助上限額を 150 万円上乘せします。(賃金引上げ特例)

<想定される活用例>

- ・販売する新商品のパッケージデザインやリーフレットを作成し、商談に活用することで、販路開拓に繋げる。
- ・新規顧客獲得のため、テストマーケティングを実施の上新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。

ご利用方法

- (1) 商工会・商工会議所等の支援を受けながら事業計画を策定
- (2) 公募期間中に補助金申請システムにより申請書を提出
- (3) 外部有識者で構成される採択審査委員会において申請内容が審査され、採択者が決定
- (4) 補助金申請システムにて交付申請を行い、交付決定通知後、補助事業を実施し、補助事業終了後に実績報告書を補助金申請システムにて提出
- (5) 事務局による検査後、補助金を受給
- (6) 補助事業終了から 1 年後に、事業効果を報告

参照情報

小規模事業者持続化補助金事務局 HP

お問い合わせ先

商工会の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方

電話:所在地によってお問い合わせ先が異なるため、ホームページをご参照ください。(商工会地区 補助金 事務局)

受付時間:9:00-12:00/13:00-17:00(土日祝日除く)

URL:https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

商工会議所の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方

電話:03-6634-9307(商工会議所地区 補助金事務局)

受付時間:9:00-12:00/13:00-17:00(土日祝日除く)

URL:<https://r6.jizokukahojokin.info/>

『小規模事業者の販路開拓を支援する機関の取組を支援します』 小規模事業者持続化補助金(共同・協業型)

地域振興等機関が中心的な役割を担い、参画事業者の商品・サービスの改良やブランディングに加えて、販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します。

対象となる方

- ・地域振興等機関(地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関)
- ・参画事業者(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者に限る)

支援内容

小規模事業者持続化補助金(共同・協業型)の内容

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関(以下「地域振興等機関」)が、小規模事業者※(常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方。以下「参画事業者」)を10者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

<補助率>

参画事業者は3分の2、地域振興等機関は定額

<補助上限額>

5,000万円

<本事業の類型>

【展示会・商談会型】

商談目的の展示会・商談会(出展)で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先の獲得を支援する取組。

【催事販売型】

参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会(出展)により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。

【マーケティング拠点型】

参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

ご利用方法

- (1) 公募期間中にJグランツにより地域振興等機関が申請書を提出
- (2) 外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択者が決定
- (3) Jグランツにて交付申請を行い、交付決定通知後、補助事業を実施し、終了後に実績報告書をJグランツにて提出
- (4) 事務局による検査後、補助金を受給
- (5) 事業終了後5年間、毎年成果を報告

参照情報

小規模事業者持続化補助金(共同・協業型)HP

お問い合わせ先

小規模事業者持続化補助金(共同・協業型)事務局

受付時間: 10:00~17:00(土日祝日除く)

URL: <https://r6.kyodokyogyohojokin.info/>

『地域経済に貢献する事業を実施したい』 地域未来投資促進法による支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

都道府県による地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者の皆さま

支援内容

予算による支援措置

各種予算事業において加点措置・優遇措置を受けることができます。

詳細は地域未来投資促進法ウェブサイト内「地域未来投資促進法に基づく支援措置一覧」をご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyoku.html]

(加点措置・優遇措置を受けることができる予算事業の一例)

＜ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)＞※審査での考慮
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

課税の特例(地域未来投資促進税制)

事業に必要な設備投資に対する税制措置

- * 機械・装置等: 35%特別償却または4%税額控除
(上乗せ要件を満たす場合: 50%特別償却または最大6%税額控除)
- * 建物等: 20%特別償却または2%税額控除

金融による支援措置

地域経済牽引事業のために必要となる設備資金および運転資金について、日本政策金融公庫が、特定事業者(みなし特定事業者を含む)に対して固定金利で融資

※特定事業者が、従業員増加により特定事業者要件から外れても、地域経済牽引事業計画の実施期間(5年以内)は、みなし特定事業者とし、支援措置を受けることができます。

規制の特例措置等

- ・ 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ・ 工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和

ご利用方法

詳しくは経済産業省のウェブサイトをご覧ください。最寄りの経済産業局等までお問い合わせください。

お問い合わせ先 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課 電話: 03-3501-1697

各経済産業局地域未来投資促進室(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』 経営革新計画

経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、日本政策金融公庫の特
別貸付制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う特定事業者。

支援内容

経営革新計画の承認

経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事又は国の承認を受ける必要があります。

(1) 事業内容

以下 5 つのいずれかに該当する取組であること。(自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。)

- ・新商品の開発や生産
- ・新役務(サービス)の開発や提供
- ・商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ・役務(サービス)の新たな提供方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用 その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3 年～5 年の事業期間において付加価値額(※)又は従業員一人当たりの付加価値額が年率3%以上伸び、かつ給与支給総額が年率 1.5%以上伸びる計画となっていること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

利用できる支援策

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策が御利用になれます。ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関の特別利率による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
- (2) 信用保証の特例
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

ご利用方法

経営革新計画を作成する際には

まずは、お近くの都道府県経営革新計画担当課に御相談ください。

経営革新計画を作成後には

指定された申請受付窓口に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合は承認書が交付されます。
なお、承認書は、上記の支援策を利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

都道府県経営革新計画担当課 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業庁経営支援部経営支援課 電話:03-3501-1763

『経営革新や経営力向上等の事業に向けて資金を借りたい』 新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動、本業の経営力強化につながる事業活動、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。

対象となる方

○融資支援

- (1) 中小企業等経営強化法に基づいて承認を受けた経営革新計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (2) 中小企業等経営強化法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方(中小企業事業・国民生活事業)
- (3) 中小企業等経営強化法に基づいて認定を受けた経営力向上計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (4) 事業化から概ね5年以内※であって、①成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た方 又は ②技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業(SBIR 制度で指定された補助金等を活用した事業など)を行う方(※特に必要と認められる場合等は概ね7年以内)(中小企業事業)
- (5) 技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業(SBIR 制度で指定された補助金等を活用した事業など)を行う方(国民生活事業)
- (6) みどりの食料システム法に基づいて認定を受けた基盤確立事業実施計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (7) 「100 億宣言」を行っている方(中小企業事業)
- (8) 地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方(中小企業事業・国民生活事業)
- (9) 上記に該当しない方で、第二創業(事業転換、経営多角化、新市場進出)に取り組む方(中小企業事業・国民生活事業)

支援内容

○融資支援

貸付限度額

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)
設備資金 14 億 4,000 万円 ※貸付対象(4)は 7 億 2,000 万円
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)
設備資金 7,200 万円

貸付利率

貸付対象(1)は基準利率－0.65%
貸付対象(2)は基準利率、一定の要件(※1)を満たす場合は基準利率－0.2%
貸付対象(3)は基準利率－0.65%(運転資金は基準利率)
貸付対象(4)は基準利率－0.4%、基準利率－0.65%、基準利率－0.9%
貸付対象(5)は基準利率、基準利率－0.4%、基準利率－0.65%、基準利率－0.9%
貸付対象(6)は基準利率－0.65%
貸付対象(7)は基準利率、一定の要件(※2)を満たす場合は基準利率－0.65%
貸付対象(8)は基準利率－0.65%
貸付対象(9)は基準利率－0.4%(債務の返済資金は基準利率)

(※1)事業計画を策定したことがない者が、認定支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画を策定すること。

(※2)一定の賃上げ要件を満たす予定にある者であって、成長段階における課題等の事業計画書を作成し、民間金融機関との連携支援を受けること。

上記利率は標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、土地に係る資金は基準利率が適用されます。詳細は各機関にお問い合わせください。

貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内 ※貸付対象(4)は5年以内)

運転資金 10 年以内(うち据置期間 2 年以内)

○海外展開に伴う資金調達支援

親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】

《通常》	《特例》
1 企業:2 億円	1 企業:3 億円(経営革新関連保証・経営力向上関連保証) 1 企業:4 億円(海外地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証)
1 組合:4 億円	1 組合:6 億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

参照情報

- ・ 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)(<https://www.jfc.go.jp/>)
- ・ 沖縄振興開発金融公庫(<https://www.okinawakouko.go.jp/>)
- ・ 信用保証協会(<https://www.zenshinoren.or.jp/>)

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 事業資金相談ダイヤル
 電話:0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫
 電話:098-941-1795
 各都道府県等の信用保証協会
 または一般社団法人全国信用保証協会連合会
 電話:03-6823-1200

『伝統的工芸品産業の支援を受けたい』 伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」に基づく各種計画の認定を受けた方は、後継者育成事業や需要開拓事業に関する支援措置を受けることができます。

対象となる方

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方

■計画の概要

伝統的工芸品（※）を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

1.振興計画、2.共同振興計画、3.活性化計画、4.連携活性化計画、5.支援計画

※伝統的工芸品とは、「伝産法」の規定に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品のことを言います。

詳細は以下の HP にてご確認ください。



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densan/plan.html

支援内容

上記の計画の認定を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。

（補助率：3 分の 2、2 分の 1 補助上限額：2,000 万円）

後継者・従事者育成事業、若年層等後継者創出育成事業、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業、人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業

ご利用方法

計画認定・公募期間等については、各経済産業局にお問い合わせください。

※例年 1 月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の 1 か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。

1.各種計画の認定

- (1) 地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請。
- (2) 経済産業省において、内容の審査。
- (3) 経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知。

2. 補助金の採択

- (1) 各経済産業局長に対し補助金の申請。
- (2) 経済産業省において、申請内容の審査。
- (3) 各経済産業局長より採択の結果通知。

お問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課 伝統的工芸品産業室

電話：03-3501-1511（内線）3651

各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局（以下 URL 参照）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densan/plan.html

『飛躍的成長を目指すあなたを応援します』 中小企業成長加速化補助金

賃上げへの貢献・輸出による外需獲得・域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円を越える中小企業を目指す事業者の大胆な投資を支援します。

対象となる方

売上高 100 億円を目指す中小企業(売上高 10 億円以上 100 億円未満)

支援内容

補助上限額	5 億円
補助率	1/2
補助事業実施期間	交付決定日から 24 ヶ月以内
補助事業の要件	①「100 億宣言」を行っていること ②投資額 1 億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上

ご利用方法

- (1)「100 億宣言」を 100 億成長ポータルサイトに掲載
- (2)公募期間中にjGrants より申請書を提出
- (3)1 次審査(書面)、2 次審査(プレゼン)を経て、採択者が決定
- (4)補助金事務局に交付申請を行い、交付決定通知後、補助事業を実施し、補助事業終了後に実績報告書を補助金事務局に提出
- (5)補助金事務局による検査後、補助金を受給
- (6)補助事業終了後から 5 年間、事業化・賃上げ状況を報告

お問い合わせ先

中小企業成長加速化補助金事務局

TEL:0570-7-4153 (IP 電話等からのお問い合わせ:03-4446-4307)

営業時間 平日 10:00~17:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)



『あなたの挑戦を支える支援者と繋がる場所』 成長加速マッチングサービス

新たな挑戦を行う中小企業と支援者（金融機関、投資機関、認定経営革新等支援機関など）をオンライン上でつなぎ、中小企業の成長を後押しするためのマッチングシステムです。

対象となる方

- ・新規事業の展開や事業拡大に向けて資金調達をお考えの方
- ・事業承継課題について金融機関や投資機関等の支援を必要とされる方
- ・投資機関を経営パートナーとして受け入れ、企業価値の向上を目指したい方
- ・販路開拓など、経営課題の解決に専門家の支援を必要とされる方
- ・地域を問わず全国の専門性の高い支援機関からの支援を必要とされる方 等

支援内容

新たな挑戦を行う中小企業の成長を後押しするための新たなマッチングシステムで、システム上に資金調達や販路開拓など更なる成長を目指す上での課題やニーズを登録いただくことで、事業者に関心を持った支援者（金融機関や投資機関、認定経営革新等支援機関など）からコンタクトを受けることができるサービスです。

※支援者からのコンタクトを保証するものではありません。

ご利用方法

- (1) G ビズ ID で新規登録またはログイン
- (2) 企業プロフィールや挑戦しようとしている課題の登録
- (3) 支援者からのコンタクト（連絡）を待つ
- (4) 中小企業がコンタクトを承諾することで連絡先が開示され、システム外で個別にやりとりを開始

参照情報

成長加速マッチングサービス

<https://mirasapo-connect.go.jp/corporation>



お問い合わせ先

成長加速マッチングサービス事務局

電話：03-6820-0694

受付時間：9:00～18:00（年末年始、土日、祝日を除く）

『知的財産を評価して中小企業の経営を支援したい』

中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業

中小企業における強み（知財・無形資産等）の把握・分析や将来像を見据えた経営戦略を取りまとめたレポートを提供します

対象となる方

中小企業等への事業性評価に基づく投融資や本業支援等を検討している地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、地域金融機関系のベンチャーキャピタル）等

支援内容

金融機関等からの申請受付後、専門家等によるヒアリングを通じて、中小企業の強みとなる知財・無形資産を把握・分析し、加えて将来像を見据えた経営戦略を「知財ビジネス報告書」として取りまとめ、提供します。

知財・無形資産の活用戦略を構築・実行している中小企業の価値が向上し、更なる成長の後押しとなるような金融機関支援に繋がることを目的としており、中小企業と金融機関の協創により、中小企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。



ご利用方法

特許庁の受託事業者が行う公募期間中に申請書を提出してください。

公募時期、応募申請手続き等の詳細については、

【知財金融ポータルサイト <URL <https://chizai-kinyu.go.jp/>>】にて順次掲載いたします。

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(内線 2145)

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、模倣品対策に取り組みたい』 模倣品対策支援事業

海外で産業財産権(※)の侵害を受けている中小企業者等に対して、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3を助成します。(※)産業財産権:特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業者又は中小企業で構成されるグループ(地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所およびNPO法人が対象)。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業者等に対し、以下の模倣品対策に要する費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- ①模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査に要する費用
- ②調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取締りに要する費用(なお、行政摘発、取締りについて、特許権、実用新案権、意匠権については、中国のみが対象となります。)
- ③調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請に要する費用
- ④代理人費用

■補助率

3分の2

■上限額

400万円

ご利用方法

ジェトロが調査会社の選定から調整まで全面的に支援するサポート型支援と、採択後、調査会社との契約・対策の実施を自社で行うセルフ型支援があります。具体的な支援内容・募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご覧のうえ、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(サポート型模倣品対策支援事業およびセルフ型模倣品対策支援事業)

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課
電話:03-3582-5198
特許庁国際協力課 海外展開支援室
電話:03-3581-1101(内線 2577)

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の 防衛型侵害対策に取り組みたい』 防衛型侵害対策支援事業

海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた中小企業者等に対し、対抗措置にかかる費用の 2/3 を助成します。

対象となる方

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業者または中小企業で構成されるグループ(地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所および NPO 法人が対象)。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業者等に対し、以下の経費の一部を助成しています。

■補助対象経費

弁理士・弁護士への相談等費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用等(和解金、損害賠償金は含まず)

■補助率

3 分の 2

■上限額

500 万円

ご利用方法

(1)実施機関であるジェトロ知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。

(2)審査を経て採択された後、自社で対抗措置等を実施していただきます。

(3)代理人等へ対抗措置にかかった費用を支払った後、実績報告書を提出してください。

(4)補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照のうえ、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

なお、海外において知財係争に巻き込まれた場合の保険制度に関する支援策については、下記「海外知財訴訟保険事業」もご参照ください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(防衛型侵害対策支援事業)

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課

電話:03-3582-5198

特許庁国際協力課 海外展開支援室

電話:03-3581-1101(内線 2577)

『海外で自社の企業ブランドや地域ブランドを 悪意の第三者に抜け駆け出願されたので取り消したい』 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業

海外において第三者により無断で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の 2/3 を助成します。

対象となる方

海外において第三者により無断で商標権を出願又は権利化された中小企業者または中小企業で構成されるグループ(地域団体商標を抜け駆けで出願された場合は組合、商工会、商工会議所および NPO 法人が対象)。
※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外において第三者により無断で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、以下の抜け駆け商標無効・取消係争にかかった費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- ①抜け駆け商標を取り消すための、異議申立・無効審判請求・取消審判請求にかかる費用
- ②①にかかる弁護士、弁理士等の代理人費用(和解金、損害賠償金は含まず)

■補助率

3 分の 2

■上限額

500 万円

ご利用方法

- (1)実施機関であるジェトロ知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。
- (2)審査を経て採択された後、自社で取消係争等を実施してください。
- (3)代理人等へ対抗措置にかかった費用を支払った後、実績報告書を提出してください。
- (4)補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照の上、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(抜け駆け商標無効・取消係争支援事業)
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課
電話:03-3582-5198
特許庁国際協力課 海外展開支援室
電話:03-3581-1101(内線 2577)

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』

海外知財訴訟保険事業

中小企業者が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティネットとして、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の1/2(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、1/3)を助成します。

対象となる方

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会のいずれかに加盟している中小企業。
※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、特許庁のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

■補助対象経費

海外知財訴訟費用保険への掛金

■補助率

2分の1(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)

ご利用方法

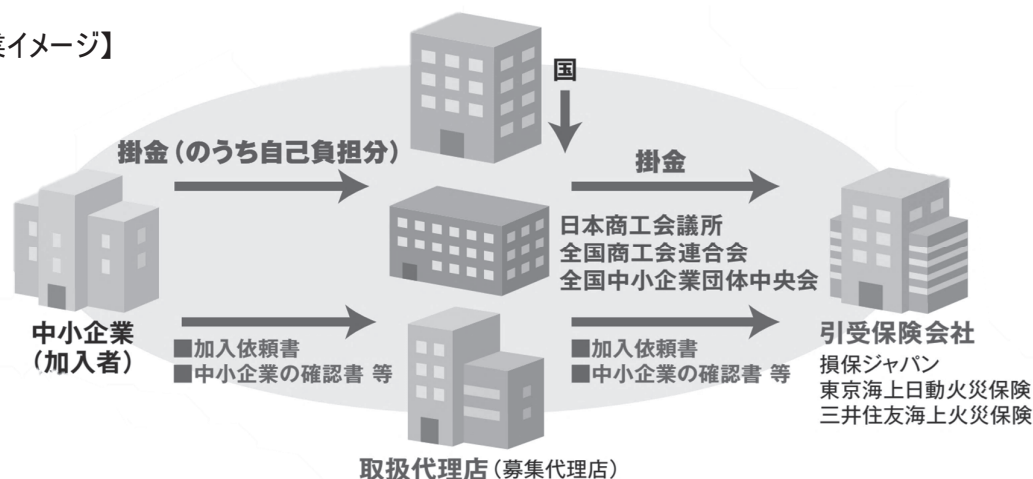
海外知財訴訟費用保険の具体的な内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡ください。

参照情報

海外知財訴訟費用保険(海外知財訴訟保険事業)

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

【事業イメージ】



お問い合わせ先

<保険内容や保険加入について>

(1) 日本商工会議所 総務部

電話: 03-3283-7832

(2) 全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課

電話: 03-6206-6264

(3) 全国中小企業団体中央会 特命担当(保険)

電話: 03-3523-4904

<補助事業全般について>

特許庁国際協力課海外展開支援室

電話: 03-3581-1101(内線 2577)

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

特許料等の軽減制度

中小企業等を対象とした「審査請求料」・「特許料(1～10 年分)」・「国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料・国際出願手数料・予備審査手数料・取扱手数料)」の軽減・支援措置を講じています。

対象となる方

- ・中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO 法人)※
- ※研究開発型中小企業を含む。
- ・法人税非課税中小企業(法人)
- ・中小スタートアップ企業・小規模企業(法人・個人事業主)
- ・福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO 法人)

措置内容

対象者	措置内容	
	審査請求料、 特許料(1～10 年分)	国際出願(日本語)に係る 手数料
中小企業※1 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1／2に軽減	
法人税非課税中小企業 (法人)	1／2に軽減	軽減なし
中小スタートアップ企業・小規模企業 (法人・個人事業主)	1／3に軽減	
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1／4に軽減	

※1. 研究開発型中小企業を含む。

ご利用方法

- 2019 年 4 月 1 日以降に出願審査請求をする案件については、出願審査請求書または特許料納付書に所定の欄を設け、軽減を受ける旨と軽減申請書の提出を省略する旨を記載してください。
- 2024 年 1 月 1 日以降に国際出願又は国際予備審査請求をする案件については、願書又は予備審査請求書と同時に、出願課国際出願室受理官庁に軽減申請書を提出してください(軽減措置の申請手続を行えば、国際出願手数料等についての支援措置の申請も行ったことになります)。

参照情報

特許料等の減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

お問い合わせ先

特許庁
総務部 総務課 調整班
電話:(03)3581-1101(内線 2105)

『知的財産に関する悩みを相談したい、自社のアイデアや技術を活かして利益につなげたい』

INPIT 知財総合支援窓口

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、47 都道府県に「INPIT 知財総合支援窓口」を設置しています。

対象となる方

知的財産権の取得や知的財産の活用等についての相談を希望する中小企業等

※例えば・・・

- ・社内に存在するアイデアや技術を利益につなげ、企業経営に活かしたい方
- ・新商品や新サービスの開始前に、他者が有する権利の侵害リスクを回避したい方
- ・商品やサービスのブランド戦略を構築したい方
- ・社内企業の知財管理体制を整備したい方
- ・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題の解決を行いたい方等

支援内容

INPIT 知財総合支援窓口に在籍している経験豊富な企業 OB 等の支援担当者が、アイデア段階から事業展開、知財経営までの様々な経営課題等に対し、よろず支援拠点、商工会議所をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、知的財産の側面から網羅的に支援します。

また、専門性の高い相談内容や課題等に対しても、知的財産に関する専門家である弁理士・弁護士や、様々な分野の専門家（ブランド専門家・中小企業診断士等）と協働して支援します。

ご利用方法

全国共通ナビダイヤル（0570-082100）にご連絡ください。47 都道府県 に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

※平日 9:00～17:00（窓口により異なる場合があります。）

INPIT 知財総合支援窓口の詳細については、知財ポータル＜<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>＞もご参照ください。

参照情報

知財ポータル＜<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>＞

お問い合わせ先

・(独)工業所有権情報・研修館
地域支援部管理担当
電話:03-3581-1101(内線 2412)

『知的財産権について知りたい・相談したい』

産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権(特許、意匠、商標等)について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容

(1) 知的財産権制度説明会(e ラーニング)(閲覧無料、ユーザー登録不要)

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の提供する e ラーニングサイト「IP ePlat」では、幅広いユーザーを対象とした知的財産に関する様々なコンテンツを、無料でご覧いただけます。そのうち、「初心者向け説明会」では基礎知識を、「実務者向け説明会」では専門性の高い内容を、それぞれいくつかの分野に分けて解説しています。

(URL: <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>)

(2) 初心者向け説明会(会場開催)

INPIT と特許庁では、知的財産権制度の基礎知識に加え、各種支援施策や地域支援機関におけるサービス等を紹介する説明会を複数地域で開催しています。

(URL: <https://www.inpit.go.jp/setsumeikai/2025shoshinsha.html>)

(3) 特許庁職員による知的財産権制度セミナー(要事前申込、無料実施)

特許庁の職員である産業財産権専門官が、中小企業や中小企業支援者(地域支援機関・金融機関等)を対象にセミナーを無料で実施し、知的財産権制度や各種支援施策の普及・啓発を行っています(オンライン対応も可能です)。

(URL: <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/index.html>)

(4) 中小・ベンチャー企業向け知的財産研修

INPIT では、中小・ベンチャー企業に関連する人材に対し、知的財産に関する意識の向上や知的財産に関する知見の提供を目的とした研修を実施しています。

(URL: <http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/index.html>)

(5) 産業財産権の申請手続に関する一般的な相談

INPIT では、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、特許庁庁舎 1 階の産業財産権相談窓口において対面、電子メール、電話等で受け付けているほか、47 都道府県に設置している INPIT 知財総合支援窓口では、弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関と連携しながら知財に関する経営課題にも対応しています。

(知的財産相談・支援ポータルサイト URL: <https://faq.inpit.go.jp/>)

(知財総合支援窓口 知財ポータルサイト URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>)

お問い合わせ先

(1)の「IP ePlat」(独)工業所有権情報・研修館 知財人材部 電子研修担当
電話:03-3581-1101(内線 3907)

(1)の「初心者向け説明会」、(2)、(3) 特許庁 普及支援課 産業財産権専門官
電話:03-3581-1101(内線 2340) E-mail: PA0661@jpo.go.jp

(1)の「実務者向け説明会」特許庁 普及支援課 地域調整班 電話:03-3581-1101(内線 2107)

(2)(独)工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 調整担当 電話:03-3581-1101(内線 2120)

(4)(独)工業所有権情報・研修館 知財人材部 知的財産権関連人材担当
電話:03-3581-1101(内線 3907)

(5)(独)工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当
電話:03-3581-1101(内線 2121~2123)

(5) 全国共通ナビダイヤル 0570-082100

(自動的に 47 都道府県に設置されたお近くの INPIT 知財総合支援窓口につながります)

『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

J-PlatPat を利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。

対象となる方

特許情報(※)を活用して特許等の出願や研究開発を効率的に行いたい中小企業者

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

支援内容

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、約 1 億 8,000 万件の特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBAL と連携して論文等を検索することも可能です。

【J-PlatPat の活用シーン】

- ・特許出願や研究開発のための先行技術調査
- ・ライバル企業や営業先の知財情報の収集
- ・商標権等の侵害予防調査
- ・自社の知財の棚卸

ご利用方法

以下のウェブサイトよりご利用いただけます。

○特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)(<http://www.j-platpat.inpit.go.jp/>)

(サービス提供時間:原則、土・日も含め、24 時間稼働)



参照情報

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

お問い合わせ先

J-PlatPat ヘルプデスク

電話:(03)5521-0151 (平日 9:00~20:00)

E-mail:helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

『研究開発や知財戦略に特許情報を活用したい』

開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、
特許戦略ポータルサイト

開放特許情報のデータベースの提供、技術テーマごとの特許出願動向の調査結果の提供、統計データや産業財産権の活用支援制度等の包括的ポータルサイトの提供を通じて企業の研究開発や知財戦略の立案等を支援します。

対象となる方

特許情報を活用して研究開発や知財戦略の立案等を効果的に行いたい中小企業者

支援内容

(1) 開放特許情報データベース

企業、大学、学術研究機関等の開放特許（実施許諾の意思がある特許）を一括して検索できるデータベースです（登録・検索無料）。約 1.7 万件（令和 8 年 1 月現在）の開放特許情報が登録されており、知財ビジネスマッチングに活用いただけます。なお、新規に登録された開放特許については、開放特許情報データベースウェブサイトにて随時紹介しています。

(2) 特許出願技術動向調査

新市場の創出が期待される分野を中心に、「特許出願動向」「市場動向」等を踏まえて、研究開発戦略に資する調査結果を公表しています。

(3) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）

GXTI は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）に関する技術を俯瞰するために、令和 4 年 6 月に特許庁が作成した技術区分表であり、自社の GX への取組を特許情報の面から PR する場合などに活用いただけます。特許庁 HP では、各技術区分に含まれる特許文献を検索するための特許検索式も併せて公開しており、令和 7 年 2 月には特許庁 HP から GXTI を用いた検索を簡便に実施できるようにしています。また、特許庁が実施した GXTI に基づく特許出願動向の調査結果を公表しています。

(4) 特許戦略ポータルサイト

過去 10 年分の特許出願や審査状況、個別出願の技術分類等の統計データや、産業財産権の活用支援のための制度等を包括的に情報提供しています。また、企業が知財戦略や知財管理の自己分析を行うための「自己分析用データ」を希望する企業に対し、個別に提供しています。

ご利用方法

(1) 開放特許情報データベース（URL: <https://plidb.inpit.go.jp/>）

開放特許情報データベースの検索・閲覧には、利用登録は不要です（利用無料）。開放特許の登録には、初回のみ登録者情報の登録が必要です（登録無料）。ただし、開放特許情報データベースに登録されている開放特許を利用するには、該当する特許を所有している登録者と契約をする必要があります（登録者と契約せず無断で利用することはできません）。ウェブサイト上での操作方法や登録方法等でご不明点があればサポートセンター：050-3803-1777 までご連絡ください。



(2) 特許出願技術動向調査 (URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>)

特許出願技術動向調査の調査結果の概要については、特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。詳細な結果を掲載した報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館及び知財総合支援窓口で閲覧可能です。



(3) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)

(URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>)

特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。



(4) 特許戦略ポータルサイト (URL:

<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>)

特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。

なお、「自己分析用データ」のダウンロードを希望される企業におかれては、特許庁に対し、利用登録が必要です(利用無料)。



お問い合わせ先

(1) (独)工業所有権情報・研修館 知財戦略部 知財交流担当

電話: 03-3581-1101 (内線 3822)

(2) (3) 特許庁 企画調査課 知財動向班、(4) 特許庁 企画調査課 特許戦略企画班

電話: 03-3581-1101 (内線 2152)

『産業財産権の出願手続等について支援をうけたい』 電子出願支援

特許庁への電子出願を行うための「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードや電子出願の事前準備・操作方法、出願等の手続の説明や支援策の紹介をしています。

対象となる方

産業財産権(※)を取得しようとする中小企業者
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

支援内容

(1)「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードおよび相談

特許庁への電子出願を行うための「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードおよび電子出願の事前準備や操作方法等の相談を承ります。

(2)出願等手続のサポート

47都道府県に設置されたINPIT 知財総合支援窓口では、特許出願等の手続や各種支援策に関する相談を受け付けております。また、INPIT 知財総合支援窓口においては電子出願できるパソコンを無償で利用でき、出願や操作方法の説明を受けながら電子出願を行うことが可能です。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

電子出願ソフトサポートサイト

お問い合わせ先

(1) 電子出願ソフトサポートセンター

電話：(東京)03-5744-8534、(大阪)06-6946-5070

(2) INPIT 知財総合支援窓口

URL：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

『産業財産権の審査・審判について支援を受けたい』 早期審査・審理／面接／巡回審判

通常に比べ早期に審査または審理を受けられます。審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権(※)を取得しようとする中小企業者
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

支援内容

(1) 早期審査・審理

出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の出願に比べ早期に審査または審理を受けることができます(早期審査・審理制度は無料)。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約10か月かかるところ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約2か月になります。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件および手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ウェブサイトをご参照ください。

・早期審査・審理【特許】



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>)

・特許審査に関する新たなスタートアップ支援策



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>)

・早期審査・審理【意匠】



(<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/index.html>)

・早期審査・審理【商標】



(<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>)

(2) 面接／巡回審判

出願人・審判請求人や代理人が、審査官または審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官または審判官が出張して面接を行う出張面接(特許、実用、意匠、審判)、各地で口頭審理を行う巡回審判、オンライン面接(特許、実用、意匠、商標、審判)を利

用できます。特に、面接の場として INPIT 近畿統括本部 (INPIT-KANSAI) を活用し、近畿地域を中心として、地方の知財支援を展開します。

・面接審査【特許】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html)

・面接審査【意匠】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html)

・面接審査【商標】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_syohyo.html)

・面接審理【審判】



(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/mensetu_guide_sinpan.html)

・出張面接、巡回審判、オンライン面接【審判】



(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/index.html)

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

特許庁

電話: 03-3581-1101

＜特許・実用について＞

調整課審査業務管理班 (早期審査)

(内線) 3106

調整課イノベーション支援審査促進室 (面接)

(内線) 3104

＜意匠について＞

意匠課企画調査班

(内線) 2907

＜商標について＞

商標課企画調査班 (早期審査)

(内線) 2805

商標課商標審査基準室 (面接)

(内線) 2807

＜審判について＞

審判課審判企画室

(内線) 5851

『海外での知財リスク対策や知財の保護・活用について知りたい』 海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供

中堅・中小企業等の海外展開に関する知財戦略等を無料で相談できます。また、新興国等における海外知財情報を入手できます。

対象となる方

- ・海外での知財リスクへの対策方法を知りたい中堅・中小企業 等
- ・海外での知財の保護・活用方法を知りたい中堅・中小企業 等

支援内容

(1) 海外展開知財支援窓口

中堅・中小企業等の海外展開に関する知財戦略等を無料で相談でき、「企業等における豊富な知財に関する業務の経験や海外駐在経験等を有する知財のスペシャリスト（知財戦略エキスパート）」が、海外での事業展開における知財リスクや知財の保護・活用について、ビジネスの観点からアドバイスをを行います。

また、知財戦略エキスパートがセミナーや研修の講師として、様々な知財リスクや、ライセンス・秘密保持等の知財に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。



(2) 海外知財情報提供(新興国等知財情報データベース)

新興国等、各国の知財情報を幅広く提供することを目的として開設された情報発信ウェブサイトです。

東アジア、アセアンを中心とした新興国等について、知財制度だけでなく、誤訳によるトラブル事例や訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等も収集し、掲載しています。



ご利用方法

下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- (1) (独)工業所有権情報・研修館 海外展開知財支援窓口
 - (2) (独)工業所有権情報・研修館 知財戦略部 エキスパート支援担当
- E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp ((1)(2)共通)

『地域ブランドを保護・活用したい』

地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)

地域ブランドを地域団体商標として出願するにあたって、制度や活用事例の説明・専門家からの助言が受けられます。また、地域ブランドを外国に商標出願する際の費用の一部を助成します。

対象となる方

地域団体商標の出願を検討している者、地域団体商標を保有する者等

支援内容

(1) 特許庁職員による制度説明

地域団体商標出願を検討されている団体・関係者の方へ、特許庁職員がお伺いし、制度や活用事例等について説明させていただきます。派遣にかかる旅費、謝金などは一切不要です。詳細は、特許庁ウェブサイト「制度説明・セミナー講師派遣のご案内」をご参照ください。



(2) INPIT 知財総合支援窓口の専門家による助言

47 都道府県に設置されている知財総合支援窓口において、地域ブランドを地域団体商標として出願する際の申請手続、地域団体商標取得後の活用方法等について、支援担当者や弁理士等の専門家から説明や助言を受けることができます。

(3) 地域団体商標ガイドブック～活用編～

地域団体商標の活用事例を掲載した「地域団体商標ガイドブック～活用編～2024」を発行しております。また、特許庁ウェブサイトでは、登録されている地域団体商標の情報等も掲載しておりますので、詳細は特許庁ウェブサイトをご参照ください。

さらに、地域団体商標を登録した団体等限定で、特許庁に登録された「地域の名物」であることを示す証として地域団体商標マーク(右図参照)をご使用いただけます。詳細は特許庁ウェブサイト「地域団体商標マーク」をご参照ください。



(4) 地域ブランドの海外での商標出願に対する支援

① 地域団体商標を日本国内で出願済みまたは保有する組合、商工会、商工会議所および NPO 法人は、地域団体商標を海外の特許庁に商標出願する際に補助を受けることができます。(P.64、P.65 参照)

② 模倣品対策支援や海外で現地企業から訴訟を提起された場合の防衛型侵害対策支援、抜け駆け商標無効・取消係争支援も受けることができます。(P.44、P.45、P.46 参照)

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

(1) (3) 特許庁 商標課 地域ブランド推進室 電話: 03-3581-1101(内線 2828)

(2) INPIT 知財総合支援窓口 URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

(4) ① 全国公募: INPIT 外国出願補助金事務局

電話: 03-3502-5424 メールアドレス: info@gaikoku.inpit.go.jp

地域公募: 特許庁 国際協力課 海外展開支援室 電話: 03-3581-1101(内線 2577)

② <申請先> 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 電話: (03)3582-5198

<制度全般> 特許庁国際協力課 海外展開支援室 電話: (03)3581-1101(内線 2577)



『アイデアやノウハウの保護、営業秘密について相談をしたい』 営業秘密支援窓口

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法について無料でアドバイスをを行います。また、営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策についてもご相談に応じます。

対象となる方

- ・自社の製品のアイデア、製造ノウハウなどの保護について相談したい中堅・中小企業
- ・営業秘密の管理方法について相談したい中堅・中小企業
- ・営業秘密の流出防止、流出への対応について相談したい中堅・中小企業 等

支援内容

製品のアイデアや製造ノウハウなどを特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきかといった適切な保護の方法について、企業等で豊富な知財に関する業務の経験を有する知財のスペシャリスト(知財戦略エキスパート)が支援します。

また、知財戦略エキスパートがセミナーや研修の講師として、営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策について無料で講演を行います。

具体的な営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策についても、ご相談内容に応じて、警察庁や(独)情報処理推進機構(IPA)と連携して対応します。

なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でもご相談を受け付けております。



ご利用方法

下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館 営業秘密支援窓口

E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

知財総合支援窓口

TEL: 0570-082100 (※平日 8:30~17:15 (窓口により異なる場合があります))

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

『知財戦略構築に関する課題を解決したい』 スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業「IPAS」

創業期スタートアップのビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等のハズオン支援を行います。

対象となる方

知財をベースとした事業拡大に意欲のある、創業期のスタートアップ

支援内容

スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IPAS）では、支援先スタートアップの課題・支援ニーズに対応した知識やスキルを持つ知財専門家とビジネス専門家からなるメンタリングチームを組成し、例えば以下のような支援をすることで、スタートアップのビジネスに対応した適切な知財戦略構築を支援します。

- (1) シーズ・出口戦略等の診断
- (2) 知財調査を含む知財戦略構築サポート
- (3) 即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案

ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、支援先スタートアップの公募を行います。

詳細については、以下ウェブサイトをご確認ください。

<https://ipas-startups.inpit.go.jp/>

お問い合わせ先

（独）工業所有権情報・研修館 知財戦略部 スタートアップ支援担当

E-mail: ip-sr06@inpit.go.jp

『経営課題の解決に特許情報を活用したい』 IP ランドスเคープ支援事業

企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、強みを活かした解決策のご提案をいたします。

対象となる方

知財情報を経営や事業戦略に活用したい中堅・中小企業等

支援内容

本事業では、例えば「自社の技術を活かせる新たな市場の探索」、「特定市場で競争力を獲得する方法の検討」、「自社に足りない技術を持つ連携相手の探索」など、「経営」や「事業」の課題を考える際に考慮する市場や事業の情報に加え、企業の強みである「知財」の情報を組合せ、企業が抱える課題に向けた提案を行います。

ご利用方法

詳細については、以下ウェブサイトをご確認ください。

URL:<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html>

参照情報

リソースの限られる中小企業であっても、効果的・効率的な IP ランドスケープを実施するためのポイントを『市場・戦い方・連携相手を見極める IP ランドスケープマニュアル』としてまとめています。

また、令和 6 年度に支援した事例の中から、経営層が抱えている悩みや課題に注目し、申請時の背景や目的、調査内容、課題解決に繋がったポイントなど、支援を通じて得られたノウハウとともに『令和6年度支援事例集』としてまとめています。

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html>

お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館 知財戦略部 スタートアップ支援担当

E-mail: ip-sr06@inpit.go.jp

『知財に関する情報の収集やネットワークの構築をしたい』 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」

スタートアップ向けの支援施策や知財イベント情報はもちろん、スタートアップ及びスタートアップ支援関係者と知財専門家のネットワーク構築の場としてのコミュニティ情報を発信していきます。

対象となる方

- ・知財に関して課題意識を持ち、情報収集をしたいスタートアップ
- ・ベンチャーキャピタル、アクセラレータ、インキュベータ等のスタートアップ支援関係者や、知財専門家、そのほか広くスタートアップの知財に関心がある方

支援内容

IP BASE は、“スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」”をコンセプトにした知財コミュニティポータルサイトです。スタートアップのための知財戦略に関する基礎知識や支援施策、イベントなどの最新情報を集約しています。スタートアップ以外の方でも、知財に関して知識を身につけることができます。例えば、スタートアップ向けの事例集・手引きや知財アクセラレーションプログラム(IPAS)、スーパー早期審査といった支援施策の他、スタートアップ CEO のインタビュー記事など充実したコンテンツを発信しています。また、知財に関するセミナーについても年間多数開催され、イベントのお知らせも掲載しています。さらに、IP BASE YouTube チャンネルを通じて、知財の基礎知識に関する動画やセミナーのアーカイブ動画などの配信を行っています。その他、IP BASE では、登録いただいたメンバー限定のサービスも提供しています。



ご利用方法

ウェブサイトアクセスいただき、ご利用ください。



URL : <https://ipbase.go.jp/>

お問い合わせ先
特許庁
総務部企画調査課スタートアップ支援班
電話: 03-3581-1101(内線 2152)

『事業成長に必要な知財戦略について相談したい』 スタートアップ知財支援窓口

自分達の社名やロゴを守るために商標権を取得していますか？ピッチイベントや展示会で出願前の技術をPRしていませんか？うっかりやってしまうとビジネスに大きな障害が生まれるかもしれません。出願や権利関係の相談から、ビジネスに沿った知財戦略の策定まで、迷ったらご相談ください(相談無料)。

対象となる方

自分達のアイデアやノウハウなどの知財をビジネスに活用したいスタートアップ 等

支援内容

自社の社名やロゴを守るための商標出願の仕方や、ピッチイベントや展示会でPRする際に気を付けるべき特許の観点のアドバイス、海外へビジネス展開するときに製品やサービスを盗まれないための注意点から、スタートアップのビジネスに沿った知財戦略の構築まで、さまざまな相談に対して、企業等での豊富な知財に関する業務の経験を有する知財のスペシャリスト(知財戦略エキスパート)が支援します。

また、知財戦略エキスパートがセミナーや研修の講師として、様々な知財リスクや、ライセンス・秘密保持等の知財の留意事項等について無料で講演を行います。



ご利用方法

下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
(独)工業所有権情報・研修館 スタートアップ知財支援窓口
E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

『海外での権利化の際の費用について助成を受けたい』

INPIT外国出願補助金

中小企業者、試験研究機関等、商工会議所等が、海外において特許、実用新案、意匠又は商標の権利化をする際に要する費用の一部を助成します。

対象となる方

中小企業者、試験研究機関等、商工会議所等

支援内容

外国での特許、実用新案、意匠、商標の権利取得を支援します。

ご利用方法

【出願手続補助】

外国特許庁等へ納付する出願手数料、代理人費用、翻訳費用等を補助します。

	中小企業者 創業特定法人 試験研究機関等	試験研究機関等
	1 事業者あたり 3 0 0 万円以内	上限なし
補助金額	ただし、1 出願に対する補助金額の上限は以下のとおり。 ・特許出願 : 1 5 0 万円以内 ・実用新案出願、意匠登録出願、商標登録出願 : 6 0 万円以内 ・商標の抜け駆け対策の出願(※3) : 3 0 万円以内	
補助率	1 / 2	

※1事業者あたりの上限額は、同一年度内の公募回に共通して適用されます。

【中間手続補助】

INPIT 外国出願補助金の出願補助の交付決定者などを対象に、特許出願に係る中間手続に関する経費を補助します。

補助金額	1 手続（各国別）に対する補助上限金額 : 5 0 万円以内
補助率	1 / 2

参照情報

<INPIT 外国出願補助金ウェブサイト>

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

※詳細は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

参照情報

お問い合わせ先

INPIT 外国出願補助金事務局

電話: 03-3502-5424

メールアドレス: info@gaikoku.inpit.go.jp

『海外出願の際の費用について助成を受けたい』 海外出願支援事業

日本に基礎出願がある特許、実用新案、意匠、商標を外国での出願・権利化を予定している中小企業者に対して、都道府県等中小企支援センター等を通じて、外国出願に要する費用の1/2を助成します。

対象となる方

- (1) 外国への事業展開等にあたり、産業財産権の外国出願を予定している中小企業者または中小企業者で構成される組合等のグループ。ただし、みなし大企業を除く。
- (2) 既に国内で地域団体商標を出願しており、外国での出願も予定している組合、商工会、商工会議所、NPO 法人。

支援内容

外国への事業展開等を計画している中小企業者に対して、以下の経費の助成を行っています。

■補助対象経費

- ① 外国特許庁への出願手数料
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

■補助率

2 分の 1

■上限額

- ・ 1 企業あたりの上限額:300 万円
- ・ 1 案件あたりの上限額

特許出願	150 万円
実用新案・意匠・商標出願	各 60 万円
抜け駆け対策商標出願(※)	30 万円

(※)抜け駆け対策商標:海外において第三者により無断で商標出願・登録された商標(抜け駆け出願)の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

公募期間、応募申請手続等については、「地域実施機関」(以下ウェブサイト「外国出願に要する費用の半額を補助します」に掲載)にお問い合わせください。

参照情報

外国出願に要する費用の半額を補助します

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

参照情報

お問い合わせ先

特許庁国際協力課 海外展開支援室
電話:03-3581-1101(内線 2577)

『収益力改善・事業再生・再チャレンジを相談したい』

中小企業活性化協議会

各都道府県に設置された中小企業活性化協議会においては、常駐専門家が事業再生等に関する相談を受け、助言や再生計画の策定、金融機関等との調整など、事業者のフェーズに応じた支援を行います。

対象となる方

増大する債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより収益力改善・事業再生・再チャレンジが可能な中小企業者

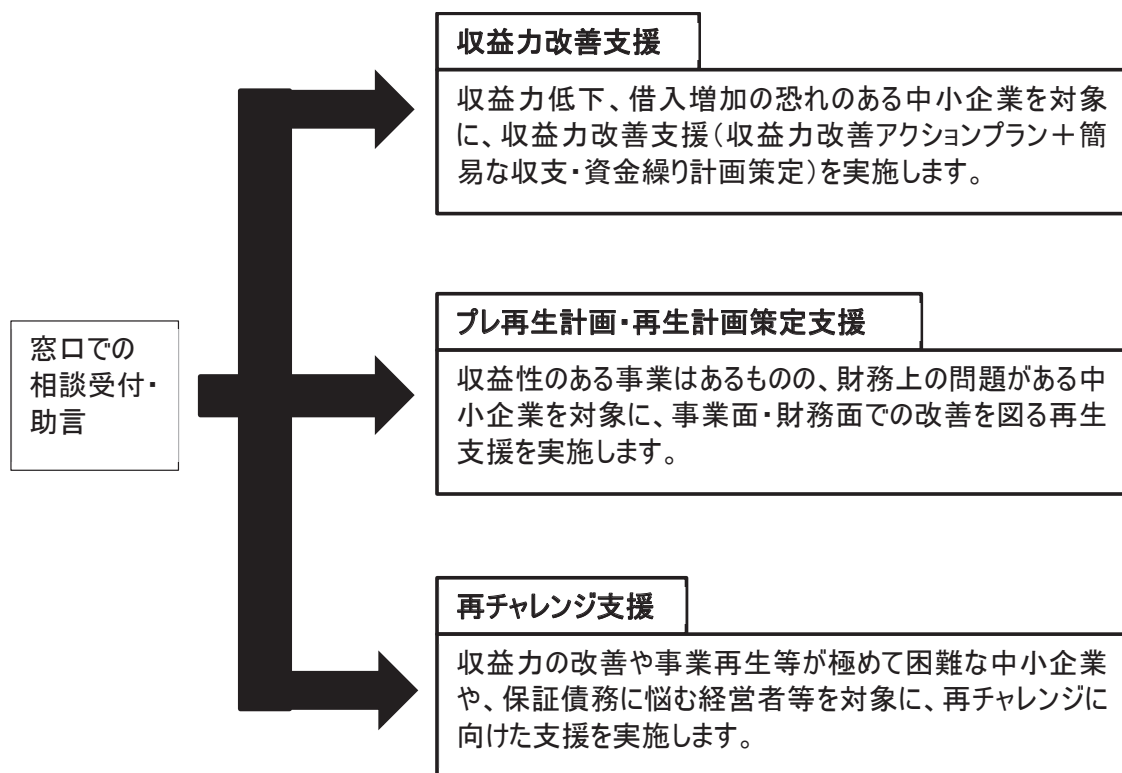
支援内容

事業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の収益力改善、事業再生及び再チャレンジの幅広い相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成）が金融機関等との調整などを行い、再生計画の策定を支援します。

また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援します。

◇支援の流れ

事業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士、金融機関 OB 等）が、中小企業者の方の直面している問題についての相談を受け、フェーズに応じた支援を実施します。



ご利用方法

事業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、計画策定の支援にあたっては、調査や外部専門家の費用について実費の一部負担をお願いしています。

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会

URL: https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/01.html

上記のサイトから、本店所在地の都道府県の中小企業活性化協議会を確認し、お問い合わせや利用申請等を行ってください。

中小企業庁金融課 電話: 03-3501-2876

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

財務上の問題を抱えており経営改善の取組が必要ではあるが、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援により、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2まで（※）支援します。

※支援の内容に応じて、費用の補助額に上限があります。

○認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○主な認定経営革新等支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

○経営改善計画の策定にあたっては、「収益力改善支援に関する実務指針」に沿った支援を行います。

（実務指針の詳細は中小企業庁のウェブサイトで公開しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>）

ご利用方法

各都道府県の中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。

事業の概要・申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

参照情報

認定経営革新等支援機関

https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会

URL: https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/01.html

上記のサイトから、本店所在地の都道府県の中小企業活性化協議会を確認し、お問い合わせや利用申請等を行ってください。

中小企業庁金融課 電話: 03-3501-2876

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する資金繰り管理、採算管理等の基本的な経営改善の取組を支援します。

対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援により、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2まで（※）支援します。

※支援の内容に応じて、費用の補助額に上限があります。

○認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○主な認定経営革新等支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

○経営改善計画の策定にあたっては、「収益力改善支援に関する実務指針」に沿った支援を行います。（実務指針の詳細は中小企業庁のウェブサイトで公開しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

○民間金融機関による支援を補助対象とする取扱を、2028年1月末まで延長しています。

ご利用方法

各都道府県の中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

参照情報

認定経営革新等支援機関

https://ninteishien.my.site.com/NSK_CertificationArea

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会

URL: https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/01.html

上記のサイトから、本店所在地の都道府県の中小企業活性化協議会を確認し、お問い合わせや利用申請等を行ってください。

中小企業庁金融課 電話: 03-3501-2876

『二重ローンや事業の復旧・再生について相談したい』 産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災に伴う二重ローン問題等への対応として、「産業復興相談センター」および「産業復興機構」を被災県に設立しています。また、能登半島地震に伴う二重ローン問題への対応として、「能登産業復興相談センター」および「能登半島地震復興支援ファンド」を設立しています。相談センターでは、被災事業者から相談を受け付け、事業計画の策定や返済条件の緩和まで一体的に支援する体制を構築しています。

対象となる方

中小事業者等

（個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人および社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（ただし、大企業は除く。））

岩手県、宮城県、福島県、石川県（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）

支援内容

被災事業者の総合相談窓口として設置された「産業復興相談センター」では、事業者との面談等を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、これらの解決に向けて、専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。

ご利用方法

まずは、各地域に設置されている「産業復興相談センター」にご相談ください。

お問い合わせ先

岩手県産業復興相談センター
電話：019-681-0812

宮城県産業復興相談センター
電話：022-722-3858

福島県産業復興相談センター
電話：024-573-2561

能登産業復興相談センター
電話：0767-58-5008

能登産業復興相談センター 奥能登サテライトオフィス
電話：0768-23-4707

『ファンドから投資を受け事業再生に取り組みたい』 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業は、ファンドによる投資や経営支援を受けることができます。

対象となる方

増大する債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益性があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業であって、再生計画を策定し、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の2分の1以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドは、地域の中小企業活性化協議会と連携して、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有し、継続的に財務面、経営面の支援を行い、再生計画の実現をサポートします。ファンドは、投資地域が決まっている地域型ファンドと全国を対象とする全国型ファンドがあります。

ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にて中小企業再生ファンドを選択し、ファンドを運営する投資会社へ直接ご相談いただくか、お近くの中小企業活性化協議会までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

電話:03-5470-1672

各地域の中小企業再生ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。

URL:https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.html

各都道府県の中小企業活性化協議会

URL:https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/01.html

『会社の再建のための資金を借りたい』 企業再生貸付

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生・企業再建支援資金【日本公庫(中小企業事業)】

対象となる方

- (1)民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前の方のうち、一定の要件を満たす方
- (2)中小企業活性化協議会(旧: 中小企業再生支援協議会を含みます)等の関与の下、私的整理手続を行う方であって、再建計画の策定前の方で、一定の要件を満たす方
- (3)民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方
- (4)経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方
- (5)金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
- (6)次のいずれかに該当する方

① 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。

② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

支援内容

■貸付限度

20 億円

■貸付利率

- (1)～(3) 基準利率
- (4) 基準利率、基準利率▲0.9%(再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合)
- (5) 基準利率
- (6) 基準利率▲0.65%

※ 上限利率 3.0%

※ 特別利率の適用を受けられる限度額は 2 億 7,000 万円

※ 基準利率: 2.40%(令和 8 年 2 月 2 日時点。貸付期間 5 年の場合。)

上記利率は、標準的な貸付利率であり、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

- (1) 1 年、(2)(3) 設備資金 10 年以内、長期運転資金 5 年以内、
- (4)～(6) 設備資金 20 年以内、長期運転資金 20 年以内

■据置期間

- (1) 1 年以内、(2)～(3) 2 年以内、(4)～(5) 5 年以内

企業再建資金【日本公庫(国民生活事業)】

対象となる方

- (1)経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方
- (2)金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
- (3)次のいずれかに該当する方
 - ①中小企業等経営強化法第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ②過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

支援内容

■貸付限度

別枠 7,200 万円

■貸付利率

- (1)基準利率、基準利率▲0.4%（一定の要件を満たす小規模事業者に対し民間金融機関と日本公庫(国民生活事業)が協調融資を行う場合）、基準利率▲0.9%（再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合）
- (2)基準利率
- (3)基準利率▲0.65%

※ 基準利率:3.10%(令和8年2月2日時点。貸付期間5年の場合。)

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

設備資金 20 年以内(据置期間 5 年以内)
 運転資金 20 年以内(据置期間 5 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『事業再生に必要となる資金を調達したい』 事業再生保証制度(DIP 保証制度)

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進捗を図ります。

対象となる方

次の(1)、(2)および(3)のいずれにも該当する中小企業者の方

(1) 次の①または②のいずれかに該当する方

① 再生事件または更生事件が係属している方

② 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く)

(2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない方

(3) 次の①および②のいずれにも該当する方

① 金融機関および取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること

② 償還が見込まれること

支援内容

民事再生法等の法的手続によって再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。民事再生法等の申立から開始決定までに申し込まれた融資についても対応することが可能です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額: 2 億円

保証割合: 100%

■保証料率

年率 2.2%

■担保・保証人条件

- ・原則として法人代表者以外の保証人は不要。
- ・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間: 10 年以内

ご利用方法

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・民事再生法等の手続開始申立書などの添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業再生に必要となる資金を調達したい』

事業再生円滑化関連保証制度(プレ DIP 保証制度)

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進捗を図ります。

対象となる方

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する方

- (1) 特定認証紛争解決手続(事業再生 ADR 手続)によって事業再生を図ろうとする方
- (2) 中小企業基盤整備機構や認定支援機関(中小企業活性化協議会等)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

支援内容

民事再生法等の法的手続によらずに再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。

■保証限度額

2 億 8,000 万円 * 普通保険にかかる保証 2 億円 * 無担保保険にかかる保証 8,000 万円 * 特別小口保険にかかる保証 2,000 万円以内 * 中小企業者が組合等の場合 4 億 8,000 万円以内

■保証割合

80%(部分保証)

※特別小口保険の対象となる中小企業者は 100%(全額保証)とします。

■保証料率

年率 1.76%

※特別小口保険の対象となる中小企業者は各信用保証協会の定める信用保証料率

■担保・保証人条件

- ・ 原則として法人代表者以外の保証人は不要。
- ・ 担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間 3 年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・ 金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・ 特定認証紛争解決事業者が手続を実施していることが確認できる書面または中小企業基盤整備機構や認定支援機関が事業再生計画の作成について指導または助言を開始したことを証する書面等の添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『多様な人材を確保・活用したい』

地域中小企業人材確保支援等調査・分析

中小企業が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・活用等を図るための支援を行います。

対象となる方

多様な人材の確保・活用等に取り組みたいと考えている中小企業・小規模事業者の方

支援内容

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向け、副業・兼業人材を含む多様な人材の確保・活用等を図るための取組を実施し、その効果の調査・分析を行います。

具体的には、地方経済産業局において「人材活用ガイドライン」等を活用したイベントを実施し、中小企業・小規模事業者に対して経営戦略と一体化した人材戦略の検討・策定・実行を促すとともに、多様な人材の確保・活用等を支援します。

過去に実施したイベント例

- ・人材戦略に基づいた求人像の明確化、自社の魅力の分析・効果的な発信に関するセミナー・ワークショップ
- ・合同企業説明会や対話形式等のマッチングイベント など

ご利用方法

イベントの詳細等については、企業所在地を管轄する各経済産業局担当課室までお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業人材政策室

電話：011-700-2327(直通)

東北経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業人材政策室

電話：022-221-4881(直通)

関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課

電話：048-600-0274(直通)

中部経済産業局 地域経済部 地域振興・人材政策課

電話：052-951-8457(直通)

近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課

電話：06-6966-6011(直通)

中国経済産業局 地域経済部 地域経済課(産業人材担当)

電話：082-224-5683(直通)

四国経済産業局 地域経済部 地域経済課

電話：087-811-8513(直通)

九州経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業人材政策室

電話：092-482-5504(直通)

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課

電話：098-866-1730(直通)

『プロフェッショナル人材を確保・活用したい』 プロフェッショナル人材事業

地域企業の課題解決等を後押しするため、地域企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートします。

対象となる方

自社が抱える経営課題等の解決に資するプロフェッショナル人材（常勤雇用、副業・兼業人材等）を確保したい地域企業の方

支援内容

・プロフェッショナル人材戦略拠点は、地域企業の経営者を対象に、事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化等を促すとともに、その実行に必要な人材ニーズを明確化し、良質な雇用機会として提携人材紹介会社に取り組みをするための支援を行っています。

★主な補助制度：副業・兼業人材活用促進事業

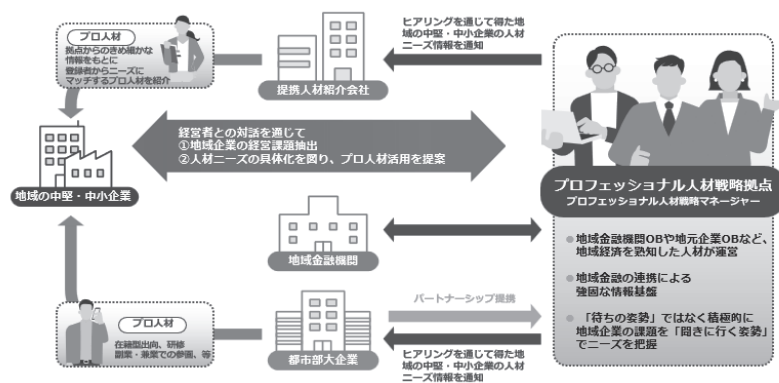
概要：地域企業が副業・兼業人材を活用する際に負担する費用の一部を補助する制度
（対象費用の内、最大 4/5 を補助（1 件あたりの上限は 50 万円））

対象費用：人材紹介事業者へ支払う紹介手数料、副業・兼業人材に支払う報酬、移動費

対象企業：プロフェッショナル人材戦略拠点を利用して副業・兼業人材を初めて受け入れる事業者

※本補助制度は道府県（新潟県を除く）ごとに実施状況や内容が異なるため、詳細については各道府県に設置されているプロフェッショナル人材戦略拠点にお問い合わせください。

- STEP1 幅広い経営課題について、プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、拠点）に相談
- STEP2 企業課題の解決に資する人材ニーズを、拠点とともに具体化
- STEP3 各関係機関と連携した拠点のサポートにより、ニーズに合った人材とマッチング
- STEP4 マッチング後も、社内での人材の活躍や定着に向けて継続的に相談可能



ご利用方法

各道府県（新潟県を除く）に設置されているプロフェッショナル人材戦略拠点にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各道府県（新潟県を除く）に設置されているプロフェッショナル人材戦略拠点

URL: <https://www.pro-jinzai.go.jp/kyoten/>

（上記 URL からプロフェッショナル人材ポータルサイトにアクセスし、各道府県の拠点情報を確認していただき、お問い合わせください。）



中小企業大学校の研修

経営者や経営幹部等を対象に、経営戦略、組織マネジメント、財務管理などの様々な研修を提供することで、経営能力の向上を図り、自社が抱える経営課題の解決につながる知識・スキルの習得を支援します。

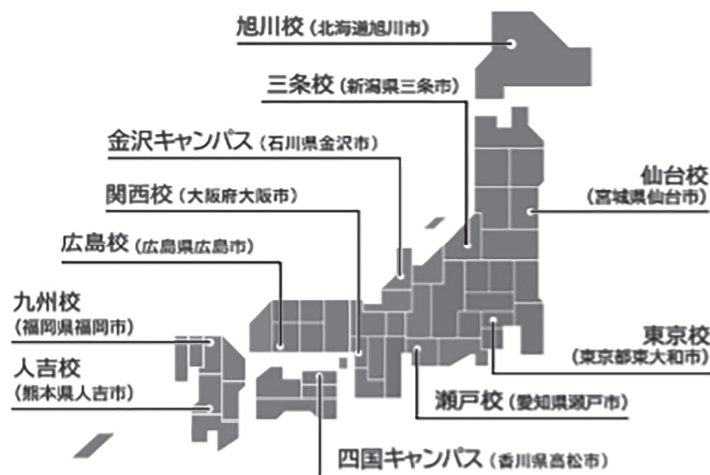
対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者又は管理者等

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、中小企業の事例等を活用した座学による講義に加え、自社の経営データを用いた演習を通じて、自社が抱える経営課題の解決につながる実践的かつ現場に即した以下の研修を、全国で実施しています。

- ・ 経営者・後継者等が、自社の経営課題解決につながる総合的な経営能力を身につけるため、経営全般に関する知識・スキルを習得する長期間の研修
- ・ 経営戦略、組織マネジメント、マーケティング戦略、財務・労務・生産の管理など、自社が抱える課題に応じた分野別の研修 等



また、アクセス改善に向け都市部での開催や、全国各地の自治体や支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」、オンラインで受講が可能な「WEBee Campus」も実施しています。

ご利用方法

- ・ 研修は通年行っています。研修のプログラムについては、下記独立行政法人中小企業基盤整備機構のウェブサイトから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
- ・ 御不明な点は、独立行政法人中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課 電話:03-5470-1560
URL: <http://www.smrj.go.jp/institute/index.html>



『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』 事業復興型雇用確保事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

対象となる方

東日本大震災からの復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となった事業所で、被災求職者（※1）等を雇い入れた事業所

具体的な要件

以下の要件をすべて満たす事業所が対象となります。（※2）＊被災地（福島県）に所在すること。＊中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等であること（15市町村（※3）に所在する事業所は除く）。＊県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援（複数回申請をする場合は初回と同一の産業政策に限る）の対象となっていること。＊上記の産業政策による支援の対象となったのち、被災求職者等を「期間の定めがない」または「1年以上の有期契約であって、更新が可能な」契約により雇い入れた事業所であること。
 ※1. 平成23年3月11日において、福島県内の事業所に雇用されていた者または同県内に居住していた者をいいます。
 ※2. 原則、本事業の助成金を初めて受ける事業所を対象としますが、過去に助成を受けたことがある事業所であっても、最初に雇い入れた助成対象労働者の雇入れから2年以内の雇入れを行う場合等については申請が可能です。
 ※3. 15市町村…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村

対象地域

福島県

支援内容

最大3年間、以下の支援を行います。（①および②の併給も可能です）（※4）

※4. 1事業所につき、①は総額2,000万円、②は年額240万円を上限額とします。

①雇入費助成

被災求職者を雇い入れた場合に、雇入経費（職業訓練・雇用管理等を含む）として、1人当たり最大120万円（3年間の支給総額。短時間労働者は最大60万円）を助成。なお、福島県内の15市町村に所在する事業所の場合、1人当たり最大225万円（3年間の支給総額。短時間労働者は最大110万円）を助成。

②住宅支援費助成

求職者（被災求職者以外も含む）の雇入れのために、住宅支援の導入等（※5）による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の4分の3を助成。

※5. 社宅の新規または追加借り上げ、住宅手当の新規導入または拡充をいいます。

ご利用方法

- (1) 県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策の採択を受けます。
 - (2) 雇入費助成の場合、被災求職者を雇い入れたのち、県に申請書を提出します。住宅支援費助成の場合は、住宅支援の導入等を行った後に被災求職者等を雇い入れた上で、県に申請書を提出します。
 - (3) 県において、申請書を審査し、助成対象を決定します。
 - (4) 助成決定後、県が指定する時期に、雇用状況等を県に報告し、助成金を申請します。
 - (5) 県において、雇用状況等を審査し、支給額を決定します。
- ※なお、助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等の詳細や申請スケジュールについては、各県にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福島県 商工労働部 雇用労政課
電話：024-521-7290

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)

時間外労働の削減、勤務間インターバル制度の導入等に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

生産性を高め労働時間の削減や、勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等及びその他特に長時間労働が認められる業種の中小企業事業主

- ・建設事業
- ・自動車運転の業務
- ・医業に従事する医師
- ・鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業
- ・その他長時間労働が認められる業種(情報通信業及び宿泊業)

用途・対象物

○支給対象となる取組 * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の成果目標のうち1つ以上の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ①36協定の月の時間外労働時間数を削減する。
- ②所定外労働時間を削減する。
- ③年次有給休暇の計画的付与の規定を整備する。
- ④時間単位の年次有給休暇の規定及び特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の規定を整備する。
- ⑤勤務間インターバル制度を導入する。
- ⑥所定休日を増加させる。(建設事業に限る。)
- ⑦医師の働き方改革推進に関する取組を実施する。(医業に従事する医師に限る。)

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

550万円など

賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を6万円～最大60万円加算します(5%以上引上げの場合は、24万円～最大240万円加算。7%以上引上げの場合は、36万円～最大360万円加算。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍、10人未満の場合は2.5倍になる場合があります。)

また、月60時間以内の時間外労働に係る割増賃金率を5%以上引き上げた場合は25万円加算。月45時間超60時間以内の時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げた上で、一定の要件を満たした場合はさらに75万円加算します。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2026 年 11 月 30 日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室) もしくは 働き方改革推進支援センター
※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局 もしくは 働き方改革推進支援センターにおたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

働き方改革推進支援センターの所在地一覧

URL:<https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/>



(働き方センター所在地一覧)

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取組 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の成果目標のうち1つ以上の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ①36協定の月の時間外労働時間を削減する。
- ②年次有給休暇の計画的付与の規定を整備する。
- ③時間単位の年次有給休暇の規定及び特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の規定を整備する。

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

200万円など

賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を6万円～最大60万円加算します(5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円加算。7%以上引き上げの場合は、36万円～最大360万円加算。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍、10人未満の場合は2.5倍になる場合があります。)

また、月60時間以内の時間外労働に係る割増賃金率を5%以上引き上げた場合は25万円加算。月45時間超60時間以内の時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げた上で、一定の要件を満たした場合はさらに75万円加算します。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2026年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室) もしくは 働き方改革推進支援センター

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局 もしくは 働き方改革推進支援センターにおたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

働き方改革推進支援センターの所在地一覧

URL:<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



(働き方センター所在地一覧)

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)

過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け勤務間インターバル制度の導入に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

勤務間インターバル制度を導入していない中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取組み * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が9時間以上11時間未満または11時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること など

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

インターバル時間数等に応じて、

9時間以上11時間未満:100万円

11時間以上:150万円 など

賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を6万円～最大60万円加算します(5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円加算。7%以上引き上げの場合は、36万円～最大360万円加算。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍、10人未満の場合は2.5倍になる場合があります。)

また、月60時間以内の時間外労働に係る割増賃金率を5%以上引き上げた場合は25万円加算。月45時間超60時間以内の時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げた上で、一定の要件を満たした場合はさらに75万円加算します。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2026年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室) もしくは 働き方改革推進支援センター

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局 もしくは 働き方改革推進支援センターにおたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

働き方改革推進支援センターの所在地一覧

URL:<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



(働き方センター所在地一覧)

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(取引環境改善コース)

荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行った荷主等の集団に対し、その実施にかかった費用を助成します。

対象となる方

合計3以上の荷主・倉庫事業者及び中小運送事業者で構成される「荷主集団等」
※詳しい条件はご確認ください。

用途・対象物

○支給対象となる取組み *取引適正化への理解促進等、労働時間の設定の改善に向けた取引先等との調整、運送事業者が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 など

支援内容

以下の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

構成員である運送事業者の2分の1以上において荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げること

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費を支給します。

■助成率

定額

■上限額

100 万円

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2026 年 11 月 30 日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

参照情報

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室) もしくは 働き方改革推進支援センター

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局 もしくは 働き方改革推進支援センターにおたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

働き方改革推進支援センターの所在地一覧

URL:<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



(働き方センター所在地一覧)

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)

傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業事業主の団体に
対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が3以上(共同事業主の場合は10以上)で組織する、中小企業事業主の団体またはその連合団体など

用途・対象物

好事例の収集、普及啓発、実態調査、セミナー開催または受講、巡回指導、人材確保に向けた取組など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組が対象になります。

支給対象の取組は、以下の成果目標の達成を目指して実施してください。

・傘下企業のうち、2分の1以上の企業が上記の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組または取組結果を活用すること。

支援内容

成果目標を達成した場合に、事業の実施にかかった経費を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額を支給額とします)。

(1)助成率

定額

(2)上限額

500万円

ご利用方法

(1)「働き方改革推進支援助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。

(2)提出した計画に沿って取組を実施します。

(3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2026年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)もしくは 働き方改革推進支援センター

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局 もしくは 働き方改革推進支援センターにおたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

働き方改革推進支援センターの所在地一覧

URL:<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



(働き方センター所在地一覧)

『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』 就業環境整備・改善支援事業

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理に関する知識の習得、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け、専門家によるセミナーや訪問支援等を行う取り組みです。

対象となる方

労働者を雇用する上で必要な労務管理に関する知識を習得したい経営者または労務管理担当者。
労働者を雇い入れて間もない経営者または労務管理担当者、会社設立または分社化して間もない経営者または労務管理担当者等に、特にオススメです。

支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

①基本的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識を習得するため、専門家によるセミナーを全都道府県及びオンラインで開催します。

②専門家による訪問支援

労務管理や安全衛生管理に係る専門家が会社に訪問し、労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言を行います。
※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度および労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

ご利用方法

セミナーは、事業実施事業者の運営する HP からお申込みください。
訪問支援は事業実施事業者にお問い合わせください。
事業実施事業者の HP およびお問い合わせ先等の詳細は、下記の厚生労働省のウェブサイト等でご確認ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
労働基準局監督課 労働条件確保対策事業係
電話：03-5253-1111(5543)
下記の厚生労働省ウェブサイト『就業環境整備・改善支援事業』をご参照ください。
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shuugyou_10286.html



『労働時間や休暇制度の見直しのためのアドバイスがほしい』 働き方・休み方改善コンサルタント制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う制度です。

対象となる方

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業（規模・業種は問いません。）

支援内容

都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

※「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

※「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

1. コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2. 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3. 研修会の開催

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までご連絡ください。

お問い合わせ先

都道府県雇用環境・均等部（室）一覧

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業主に対して業務改善助成金による生産性向上の支援を行っています。

※本事業は、令和8年度予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

対象となる方

中小企業事業者(※)のうち、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)が令和8年度地域別最低賃金未満である事業者

※中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業 種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

支援内容

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対して、その設備投資などの経費の一部を助成します。

<助成上限額>

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

(※)10人以上の上限額区分は、一部の事業者(特例事業者)が対象となります。
詳しくは業務改善助成金ウェブサイトをご確認ください。

<助成率>

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

<助成対象経費の例>

- * POSレジシステムの導入による在庫管理の短縮
- * 自動包装機械の導入による作業時間の短縮

参照情報

業務改善助成金ウェブサイト

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

業務改善助成金についてご不明点等ございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

※ 申請書の提出先は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です。

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』

受動喫煙防止対策助成金

健康増進法が改正され、受動喫煙(他人のたばこの煙を吸ってしまうこと)に対して対策を講じることが義務化されました。それに伴い、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙を防止する取組への支援として、助成金(経済的支援)を受けることができます。

支援内容

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような改正健康増進法に基づく技術的基準を満たす喫煙専用室等の設置や改修に関する費用の一部を助成します(対象は既存特定飲食提供施設を営む中小企業事業主に限ります。)

支援内容

喫煙専用室等の設置や改修にかかった経費のうち、工費、設備費などに助成します。
(助成率 3 分の 2(主たる業種が飲食店以外の場合は 2 分の 1)、上限 100 万円)

ご利用方法



助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県労働局労働基準部健康安全課(または健康課)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

『職場で使用する化学物質の適正な管理について相談したい』 化学物質管理に対する支援（労働安全衛生法に基づくラベル、 SDS、リスクアセスメント等）

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際のリスクアセスメント等の実施や SDS の交付が義務化されています。リスクを踏まえた適正な化学物質管理についての電話相談や訪問支援、中小規模事業者が SDS を電子化する取り組みに対する支援を受けることができます。

対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDS（安全データシート）の読み方、適切な化学物質管理について知りたい方、労働安全衛生法に基づく化学物質規制について知りたい方、SDS の電子化に取り組む中小規模事業者

支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルや SDS に記載された危険有害性情報の読み方、また、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、電話等による相談受付を実施します。また、化学物質取扱作業に係る安全衛生指導の専門家を派遣する訪問支援や SDS を電子化する取り組みに関する支援を実施します。

電話等による相談受付

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、労働安全衛生法に基づく化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、リスクアセスメントの実施を支援します。また、新たな化学物質規制の内容や関連のセミナーなどについてもご案内します。

訪問支援

中小規模事業者を対象として、労働安全衛生法に基づくラベル表示、SDS、化学物質のリスクアセスメント及び労働安全衛生関係法令に基づく新たな化学物質規制の内容、化学物質の危険有害性について、化学物質取扱作業に係る安全衛生指導の専門家による**無料の訪問支援**を実施します。

SDS 電子化支援

中小規模事業者に対し、厚生労働省が公表した標準フォーマットによる電子データでの出入力に対応したシステムの導入、又は既存システムへの標準フォーマット形式による SDS の出入力の機能追加に要する費用の一部を補助します。（補助率 2 分の 1、上限 100 万円）

ご利用方法

厚生労働省ホームページ「職場における化学物質対策について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html

お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 03-5253-1111（内線 5618）

『従業員の心と身体の健康づくりをサポートしてもらいたい』

産業保健総合支援センター

産業医や衛生管理者といった産業保健スタッフの方々の産業保健に関する専門的な相談や研修による活動サポート、小規模事業場への産業保健サービスを無料で行っています。

対象となる方

産業保健総合支援センター※1 が行うサービスは、主に事業者や産業保健スタッフの方々を対象としています。地域窓口（地域産業保健センター）※2 が行うサービスについては、労働者数 50 人未満の事業場を対象としています。

※1. 47 都道府県に設置

※2. 約 350 箇所を設置

支援内容

産業保健総合支援センターとその地域窓口（地域産業保健センター）では、産業保健に関する様々なサービスを無料で提供しています。

1. 産業保健総合支援センターで提供している主なサービス

- ・産業保健スタッフに対する専門的研修
- ・事業主や働く方に対する啓発セミナー
- ・産業保健スタッフからの専門的相談対応
- ・メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援に関する相談、個別訪問支援
- ・産業保健に関する情報提供

2. 地域窓口（地域産業保健センター）で提供している主なサービス

- ・労働者の健康管理に関する相談対応
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導

ご利用方法

詳しくは、産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

参照情報

- ・ 産業保健総合支援センター

お問い合わせ先

産業保健総合支援センター

電話：全国統一ダイヤル：0570-038046＜サンポフシロウ＞

URL：<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

『心と身体の健康を守るための情報収集や相談がしたい』 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供や電話・メール・SNS によるご相談窓口を設置しています。

対象となる方

事業者や産業保健スタッフ、働く方とご家族を対象としています。

支援内容

- 働く人のメンタルヘルス対策等に関する様々な情報を掲載しています。
 - メンタルヘルスに関する基礎知識、e ラーニング
 - 中小企業におけるストレスチェック・メンタルヘルス対策の取組事例
 - 職場のメンタルヘルス研修ツール
 - 職場環境改善ツール
 - セルフケアツール
 - 職場のメンタルヘルス対策に関する Q & A
 - その他職場のメンタルヘルス対策に関する最新情報
- 働く方やその家族等からメンタルヘルスに関して、メール・電話・SNS でご相談に応じています。
 - こころの耳電話相談
 - こころの耳メール相談
 - こころの耳 SNS 相談

ご利用方法

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)
- 「こころの耳電話相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/>)
電話：0120-565-455 (無料)
月曜日～金曜日：17:00～22:00 土曜日、日曜日：10:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)
- 「こころの耳メール相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>)
- 「こころの耳 SNS 相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>)
月曜日～金曜日：17:00～22:00 土曜日、日曜日：10:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)

お問い合わせ先

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事務局

URL: <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

※お問い合わせフォームをご利用ください。

『治療と仕事の両立支援のための情報や取組事例について知りたい』
治療しながら働く人を支援する情報ポータルサイト
「治療と仕事の両立支援ナビ」



厚生労働省が運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、事業主の方、労働者（患者）の方、医療機関の方、支援機関の方にとって役立つ、治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報を発信しています。

対象となる方

事業主の方、労働者（患者）の方、医療機関の方、支援機関の方を対象としています。

支援内容

1. 治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報提供をしています。
 - ・治療と仕事の両立支援に関する基本知識
 - ・治療と就業の両立支援指針、企業・医療機関連携マニュアル
 - ・様式例「勤務情報提供書」や両立支援カードのダウンロード
 - ・広報資料、教育・啓発資料などの各種資料の掲載
 - ・相談支援機関、支援・助成制度 など
2. 治療と仕事の両立支援の取組事例の紹介しています。
 - ・中小企業を含む、様々な業種の取組事例

ご利用方法

「治療と仕事の両立支援ナビ」(<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>)



お問い合わせ先

当ホームページに関するお問い合わせ、ならびにご意見・ご要望等は、事務局へご連絡をお願いいたします。

事務局

E-mail: info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策等を知りたい』

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成金を支給します。

※ 本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中に当該施策は実施されませんのでご注意ください。

対象となる方

再就職援助計画対象者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行う事業主（離職から6か月以内(45歳以上は9か月以内)に再就職を実現した対象者分に限り助成）

支援内容

- ① 再就職援助計画対象者等に対する再就職のための支援を職業紹介事業者に委託して実施した場合
（【】は45歳以上の者の助成割合）

支援対象事業主		中小企業事業主	中小企業事業主以外
再就職支援分	通常	委託費用(※)×1/2【2/3】	委託費用(※)×1/4【1/3】
	特例	委託費用(※)×2/3【4/5】	委託費用(※)×1/3【2/5】
	訓練加算	訓練実施にかかる委託費用×2/3の額(以下訓練時間数に応じた上限あり)	
	10時間以上 100時間未満	15万円	10万円
	100時間以上 200時間未満	30万円	20万円
	200時間以上	50万円	30万円
グループワーク加算		3回以上実施で1万円	

※委託総額から訓練加算にかかる委託費用とグループワーク加算の額を差し引いた額

再就職援助計画対象者等に対する再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した場合

- ② 再就職援助計画対象者等に対する再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した場合

		中小企業事業主	中小企業事業主以外
経費助成	訓練実施にかかる委託費用×3/4の額(以下訓練時間数に応じた上限あり)		
	10時間以上 100時間未満	15万円	10万円
	100時間以上 200時間未満	30万円	20万円
	200時間以上	50万円	30万円
	賃金助成	960円/時間	480円/時間

- ③ 再就職援助計画対象者等に対して求職活動のための休暇を与える場合

休暇付与支援分	中小企業事業主	中小企業事業主以外
	8,000円/日	5,000円/日
	早期再就職加算(※) 1人当たり10万円を上乗せ	

※対象者が離職後1か月以内に再就職を実現した場合

ご利用方法

- (1) 再就職援助計画等を作成、管轄のハローワーク等に提出し認定を受ける
- (2) 職業紹介事業者への再就職支援の委託、休暇付与等の支援を実施
- (3) 離職日の翌日から起算して6か月後(または9か月後)までに再就職を実現
- (4) 再就職日の翌日から起算して2か月以内に支給申請、受給

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策等を知りたい』 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の受入れに取り組む事業主に対して助成金を支給します。

※ 本ガイドブックは、令和 8 年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中に当該施策は実施されませんのでご注意ください。

対象となる方

再就職援助計画等の対象者を離職後 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた上で、雇入れ前の賃金と比較して 5% 以上上昇させた事業主

支援内容

通常助成	優遇助成(※1)
30 万円	40 万円

※1 生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、対象労働者を雇い入れた場合の助成

ご利用方法

- (1) 対象労働者の雇入れ
 - (2) 申請期間内(※2)に労働局又はハローワークに支給申請、受給
- ※2 雇入れ日から起算して 6 か月経過した日の翌日から 2 か月以内

※ 助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『経済上の理由により一時的な雇用調整を実施した場合の支援策を知りたい』 雇用調整助成金

景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当等の一部を助成する制度があります。

対象となる方

景気の変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練（以下「休業等」といいます。）または出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主は、休業手当、賃金等に相当する額の一部について助成を受けることができます。

支援内容

助成率

休業手当または賃金相当額の2分の1（中小企業の場合は3分の2）

※1. 教育訓練は上記に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円加算

※2. 支給日数は1年間で100日、3年間で150日

※3. 受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします（訓練費は限度額に含まれません）。

なお、支給日数が30日を超えた次の判定基礎期間からは、休業・教育訓練のうち教育訓練の実施率に応じて助成率等が以下のとおり変更されます。

①教育訓練の実施率が10%未満の場合、助成率を4分の1（中小企業の場合は2分の1）に変更

②教育訓練の実施率が20%以上の場合、助成率は変更せず、教育訓練加算額を1人1日1,800円に変更

ご利用方法

休業等または出向の実施計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、休業等または出向を行った後2か月以内に支給申請書を提出してください（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。

参照情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html



助成金のお問い合わせ先・申請先

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



『就職が困難な方を雇い入れた場合の支援策を知りたい』 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

高年齢者や障害者などの就職が困難な方を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度があります。

対象となる方

特定就職困難者コース

60歳以上の高年齢者(ハローワーク・職業紹介事業者等において個別支援を受けているもの)や障害者などの就職が特に困難な方をハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期)といい、支給対象期に分けて支給します。

特定就職困難者コース

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者(60歳以上) ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	60万円(50万円) 短時間: 40万円(30万円)	30万円(25万円) × 2期 短時間: 20万円(15万円) × 2期
② 身体・知的障害者	120万円(50万円) 短時間: 80万円(30万円)	30万円 × 4期(25万円 × 2期) 短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期)
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円(100万円) 短時間: 80万円(30万円)	40万円 × 6期(33万円※ × 3期) 短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期) ※第3期は34万円

()内は大企業に対する支給額

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月(支給申請期間)以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『労働環境の改善等を通じて、従業員の職場定着の促進等を図るための支援策を知りたい』 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのための労働環境の向上等の取組によって、従業員の職場定着の促進等を図る事業主を支援します。

対象となる方

- (1) 雇用管理制度の導入・実施や雇用環境の整備により、従業員の職場定着に取り組む事業主
- (2) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備に取り組む事業主
- (3) 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・実施を通じて、労働者の人材確保や雇用管理改善等に取り組む事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

(1) 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

雇用管理制度(以下の5制度)は、1制度導入につき 20 万円<25 万円>又は 40 万円<50 万円>(*の制度)ずつ(上限額 80 万円<100 万円>)

- ①賃金規定制度 *
- ②諸手当等制度 *
- ③人事評価制度 *
- ④職場活性化制度(メンター制度等)
- ⑤健康づくり制度(人間ドック等)

雇用環境整備は、従業員の作業負担を軽減する機器等の導入に要した経費の $1/2 < 62.5/100$ 又は $75/100 >$ (上限額 150 万円<187.5 又は 225 万円>)

※1 賃金要件を満たした場合は、<>の額

※2 評価時の離職率(導入計画期間終了後1年間)が、計画時の離職率から設定した目標以上に低下していること、かつ、30%以下となっていることが必要です。

※3 本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中、当該施策は実施されませんのでご注意ください。

(2)外国人労働者就労環境整備助成コース

就労環境整備措置の1制度導入につき 20 万円(上限 80 万円)

就労環境整備措置を導入・実施(※)した事業主が、就労環境整備措置の実施日から6ヶ月経過後の外国人労働者の離職率 15%以下などの要件を達成した場合

※ 必須メニュー「雇用労務責任者の選任」、「就業規則等の多言語化」に加え、選択メニュー「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」、「社内マニュアル・標識類等の多言語化」のいずれかを導入・実施

(3)テレワークコース

テレワーク勤務制度を新規に導入する事業主及びテレワークの実施を拡大(評価期間前からテレワーク実施回数を 25%以上増加)する事業主が助成対象となります。

○制度導入助成:テレワーク勤務制度を整備した事業主が、テレワークを可能とする取組を実施(※)した上で所定のテレワーク実績要件を満たした場合、1企業当たり 20 万円を支給。

※ 必須メニュー「労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組み」に加え、選択メニュー「就業規則等の拡充」(実施拡大事業主のみ)、「外部専門家によるコンサルティング」、「労務管理担当者に対する研修」、「労働者に対する研修」のいずれかを実施

○目標達成助成：制度導入助成の支給を受けた事業主が、所定のテレワーク実績要件及び離職率要件を満たした場合1企業当たり10万円（賃金要件を満たした場合15万円）を支給。

ご利用方法

(1)雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース

- ①雇用管理制度や機器等の導入、外国人労働者の就労環境整備措置の導入に係る計画を作成し、計画開始1か月前の日までに労働局またはハローワークに提出
- ②労働局長が当該計画を認定
- ③計画に基づき雇用管理制度や機器等の導入、外国人労働者の就労環境整備措置を導入及び実施
- ④支給申請について
 - ・計画期間終了から1年経過後の離職率の低下に関する目標を達成していた場合に、計画期間終了から1年経過した日の翌日から2か月以内に労働局またはハローワークに支給申請し、受給（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
 - ・就労環境整備措置の実施日から原則6ヶ月経過後の離職率の低下に関する目標を達成していた場合に、就労環境整備措置の実施日から6ヶ月経過した日の翌日から2か月以内に労働局またはハローワークに支給申請し、受給（外国人労働者就労環境整備助成コース）

(2)テレワークコース

- ①テレワーク勤務制度に関する規程の整備及びテレワークを可能とする取組を実施
 - ②支給申請について
 - ・取組を実施してから3か月以内の任意の日を初日とする3か月（「評価期間（制度導入助成）」）におけるテレワーク実績について、所定の要件を満たした上で都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に支給申請し、受給（制度導入助成）
 - ・制度導入助成を受給した事業主が、評価期間（制度導入助成）後12か月の離職率及び評価期間（制度導入助成）の初日から12か月を経過した日から起算した3か月間におけるテレワーク実績について、所定の要件を満たした上で都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に支給申請し、受給（目標達成助成）
- ※ 申請に際して、テレワーク相談センターでも相談対応や情報提供を行っています。
- テレワーク相談センター <https://telework.mhlw.go.jp/contact/>

参照情報

厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金のご案内」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。支給内容・要件等の詳細および対象地域は厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

支援内容

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)～4人 (注)括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※1. 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に上表の額の1.5倍を支給。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2名から対象とするとともに、初回の支給時に上表の額の2倍を支給。

※2. 地域活性化雇用創造プロジェクトに参画する事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回の支給時に対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3. 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4. 対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備に要した費用が50億円以上で、大規模雇用開発計画を提出した事業主の場合は、※1～3にかかわらず、支給要件に応じて最高2億円を支給。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、支給申請期間(※)の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出してください。対象地域等の詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

※支給申請期間

第1回:計画日から起算して最長20か月以内

第2回:完了日の1年後の日の翌日から起算して2か月以内

第3回:完了日の2年後の日の翌日から起算して2か月以内

参照情報

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『建設労働者の雇用の改善、技能向上等のための支援策を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上等を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者等の確保・育成や技能継承を図ることにより、建設労働者の雇用の安定、能力の開発・向上を目的としています。

支援内容

(1) 人材開発支援助成金

■建設労働者認定訓練コース

支給対象となる方

- ① 都道府県からの補助を受けて建設関係の認定職業訓練を実施した中小建設事業主または中小建設事業主団体
- ② 雇用する建設労働者に有給で建設関係の認定職業訓練を受講させ、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けた中小建設事業主

助成内容

- ① : 経費助成
都道府県からの補助（※1）により助成対象経費とされた額の 16.7%（小数点第 2 位切り上げ）
（※1）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成のこと。
- ② : 賃金助成
1 人あたり日額 3,800 円（※2）
（※2）人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給対象となった日数に限る。
- ③ : 賃金向上助成・資格等手当助成
1 人あたり日額 1,000 円（※3）
（※3）②の賃金助成について、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合に上乗せで助成。

■建設労働者技能実習コース

支給対象となる方

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体

助成内容

- ① 経費助成（建設事業主）
 - ◆雇用保険被保険者数 20 人以下の中小建設事業主：支給対象経費の 75%
 - ◆雇用保険被保険者数 21 人以上の中小建設事業主：
 - （35 歳未満の建設労働者）支給対象経費の 70%
 - （35 歳以上の建設労働者）支給対象経費の 45%
 - ◆中小建設事業主以外の建設事業主：支給対象経費の 60%（※1）
- ② 経費助成（建設事業主団体）
 - ◆中小建設事業主団体：支給対象経費の 80%
 - ◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）（※1）
- ③ 賃金助成（建設事業主）（※2）
 - ◆雇用保険被保険者数 20 人以下の中小建設事業主：1 人あたり日額 9,500 円（10,450 円（※3））
 - ◆雇用保険被保険者数 21 人以上の中小建設事業主：1 人あたり日額 8,550 円（9,405 円（※3））

- ④ 賃金向上助成・資格等手当助成：賃金要件・資格等手当要件を満たした場合
- ◆経費助成の支給決定を受けていた場合：支給対象経費の 15%
 - ◆賃金助成の支給決定を受けていた場合：
 - ◇雇用保険被保険者数 20 人以下の中小建設事業主：1 人あたり日額 2,000 円
 - ◇雇用保険被保険者数 21 人以上の中小建設事業主：1 人あたり日額 1,750 円

(※1) 女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る。

(※2) 本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容となっております。暫定予算期間中は従来の内容となりますのでご注意ください。

(※3) 建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

(2) 人材確保等支援助成金

■若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

支給対象となる方

- ① 若年者及び女性の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体
- ② 建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人

助成内容

①：(建設事業主)

- ◆中小建設事業主：支給対象経費の 60%＜75%＞
- ◆中小建設事業主以外の建設事業主：支給対象経費の 45%＜60%＞
- ◆(雇用管理研修等を受講させた場合)：1 人あたり日額 9,500 円(最長 6 日間)
(建設事業主団体)
- ◆中小建設事業主団体：支給対象経費の 66.7%(小数点第 2 位切り上げ)
- ◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の 50%

②：支給対象経費の 66.7%(小数点第 2 位切り上げ)

※＜＞は賃金要件を満たした場合

※本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容となっております。暫定予算期間中は従来の内容となりますのでご注意ください。

■作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

支給対象となる方

- ① 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
- ② 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人
- ③ 被災地域(石川県)に所在する工事現場での作業等を行う建設労働者のための作業員宿舎、賃貸住宅、作業員施設を賃借した中小建設事業主

助成内容

- ①：支給対象経費の 60%＜75%＞
 - ②：支給対象経費の 50%
 - ③：(作業員宿舎の場合)1 人あたり 25 万円
(賃貸住宅の場合)賃借費用の 66.7%(小数点第 2 位切り上げ)
(作業員施設の場合)賃借費用の 66.7%(小数点第 2 位切り上げ)
- ※＜＞は賃金要件を満たした場合

■建設キャリアアップシステム等活用促進コース

支給対象となる方

- ① 雇用する全ての技能者について建設キャリアアップシステムの技能者登録を行い、レベル判定において能力評価の段階が昇格した技能者の賃金を5%以上増額させた中小建設事業主
- ② 中小構成員等に対し、建設キャリアアップシステムの技能者登録料、レベル判定手数料等の全部または一部を補助する事業を行う建設事業主団体

助成内容

- ①：雇用管理改善促進事業
算定対象となる建設技能者1人あたり16万円
- ②：普及促進事業
 - ◆中小建設事業主団体：支給対象経費の66.7%（小数点第2位切り上げ）
 - ◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の50%

(3)トライアル雇用助成金

■若年・女性建設労働者トライアルコース

支給対象となる方

若年者（35歳未満）または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコースまたは障害者トライアルコース）の支給決定を受けた中小建設事業主

助成内容

1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

※助成金の受給に当たっては様々な要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局にお問い合わせください。

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたい）ゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

本助成金は、事業所ごとに有期雇用労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、キャリアアップに係る取組を実施した事業主に助成します。詳しくは以下の表をご覧ください。

支援内容

コース名／コース内容	支給額（1人当たり）		加算措置等／加算額
	【重点支援対象者※】	【左記以外】	
正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む 正社員転換後6か月の賃金が正社員転換前6か月の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	有期→正規： 80万円（60万円） 無期→正規： 40万円（30万円）	【左記以外】 40万円（30万円） 20万円（15万円）	正社員化コース ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円） ■非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】 1事業所当たり 20万円（15万円） 注：正社員化コースの情報公表加算は、令和8年度当初予算の成立が前提となります。
障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規： 90万円（67.5万円） ②有期→無期： 45万円（33万円） ③無期→正規： 45万円（33万円）		
処遇改善支援 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上4%未満： 4万円（2.6万円） ②4%以上5%未満： 5万円（3.3万円） ③5%以上6%未満： 6.5万円（4.3万円） ④6%以上： 7万円（4.6万円） 上限人数：100人		賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり1回のみ		
賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立を実施	1事業所当たり 40万円（30万円） 1事業所当たり1回のみ		賞与・退職金制度導入コース ■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）
年収の壁対応 短時間労働者労働時間延長支援コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。	60万円（45万円）＜75万円＞（※） ※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象		※（ ）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

ご利用方法

①各助成メニューの実施日の前日までに、以下を行ってください。

キャリアアップ管理者の配置

事業所ごとに、有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

キャリアアップ計画の作成

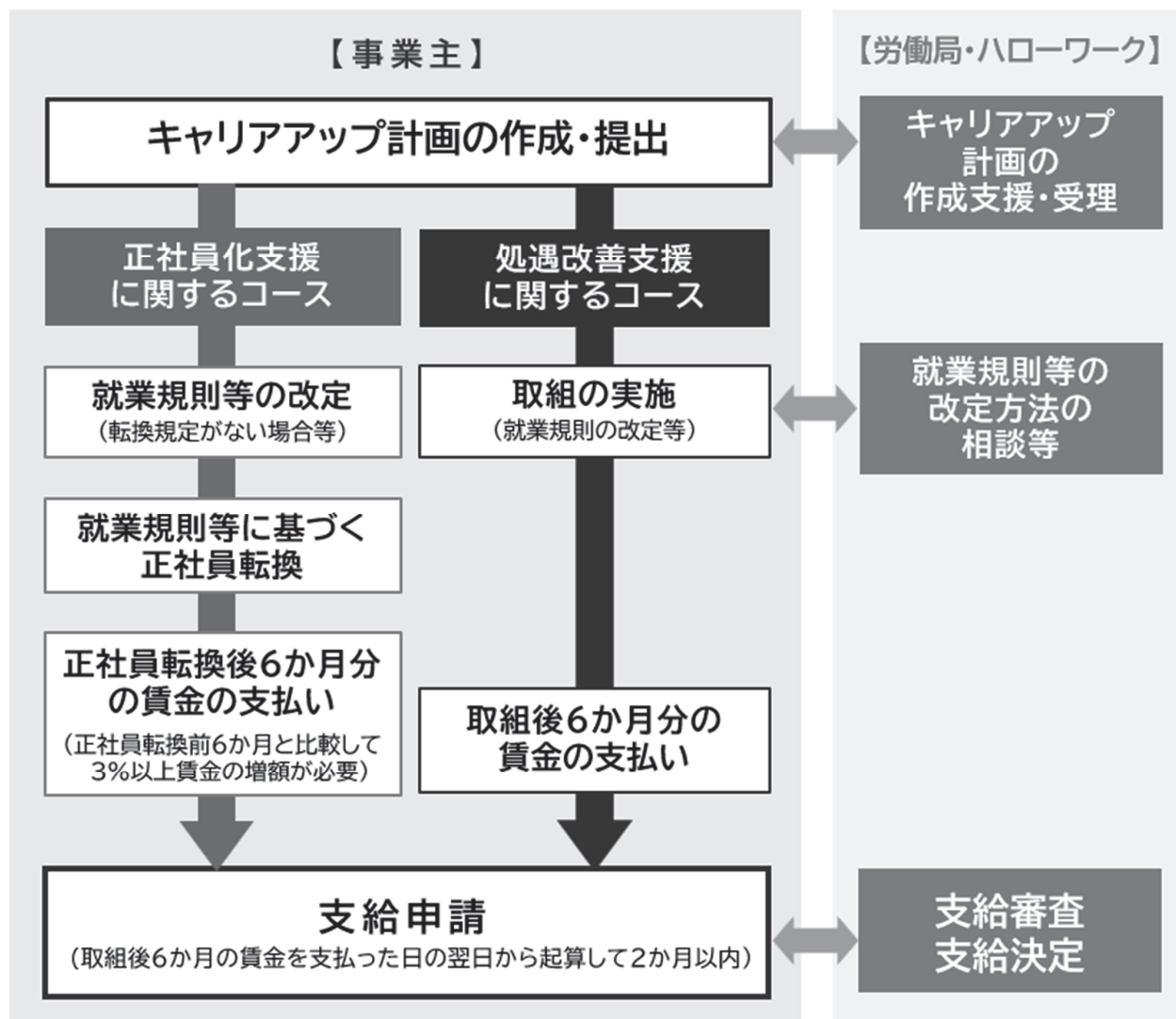
有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、取組の前日までに事業所を管轄する都道府県労働局に提出する必要があります。本計画は、3年以上5年以下の期間に行うおおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載していただきます。

②キャリアアップ計画に沿って各取組を実施してください。

③各コースに関する取組後6か月の賃金を支払った日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ支給申請してください。

※ハローワークを経由して提出できる場合があります。「雇用関係助成金ポータル（<https://www.esop.mhlw.go.jp/>）」を利用した電子申請も可能です。

＜キャリアアップ助成金の申請までの流れ＞



参照情報

厚生労働省ウェブサイト「キャリアアップ助成金」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

お問い合わせ先

都道府県労働局またはハローワーク

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

※「支給申請書」やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

『職業経験、技能、知識の不足等により就職困難な方を試行的に雇用するとき』 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験の不足などから就職が困難な方を常用雇用へ移行することを目的にして、原則 3 か月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

助成金は、次のいずれも実施した事業主に支給します。

- ① ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出すること。
- ② ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

- (1) 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - (2) 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている方（※1）
 - (3) 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※2）に就いていない期間が1年を超えている方
 - (4) 60歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方
 - (5) 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する方（※3）
- ※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
 ※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
 ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者（出入国管理及び難民認定法第 61 条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者）

支援内容

対象者1人当たり、月額 4 万円（最長 3 か月間）

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、いずれも1人当たり月額 5 万円（最長 3 か月間）となります。

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を提出し、トライアル雇用開始日から 2 週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を、紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- ② トライアル雇用終了日の翌日から起算して 2 か月以内に「支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。



※助成金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『若者を採用するための支援策を知りたい』

若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業に対する認定制度
(ユースエール認定制度)

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)が対象です。

【主な認定基準】

- ①学卒求人等、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ②直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した人の離職率が20%以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること
- ③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数等の雇用情報について公表していること 等

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができますようになります。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
4	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)において実施している「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用することが可能
5	公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて加点評価(「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」)
6	一部の地方公共団体が行う事業(補助金、奨励金、融資制度等)における優遇措置



ご利用方法

- (1)都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2)申請は持参又は郵送によるほか、e-Gov ポータルサイトからの電子申請が可能です。
- (3)認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

都道府県労働局

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

『高齢者の雇用環境の整備を実施する場合の支援策を知りたい』

65 歳超雇用推進助成金

65 歳以上への定年年齢の引上げ等、高齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対して助成します。

対象となる方

(1) 65 歳超継続雇用促進コース

就業規則または労働協約により、①65 歳以上の年齢への定年引上げ、定年の定め廃止、②66 歳以上の年齢への継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入のいずれかを規定した事業主

(2) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用の推進を図るための雇用管理制度の整備（賃金・人事処遇制度、労働時間、健康管理制度など）に係る措置を実施した事業主

(3) 高齢者無期雇用転換コース

50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主

支援内容

※各コースの詳細は下記の問合せ先にてご確認ください。

●65 歳超継続雇用促進コース

上記(1)①～③の措置のうち実施した内容等に応じて、一定額（15～240 万円）を支給します。

●高齢者評価制度等雇用管理改善コース

実施した上記(2)の雇用管理制度の内容に応じて、以下の額を支給します。

- ・ 賃金、人事処遇制度の導入・改善 : 60 万円（中小企業以外は 45 万円）
- ・ 賃金、人事処遇制度以外の導入・改善 : 30 万円（中小企業以外は 23 万円）
- ・ 雇用管理制度の整備に伴う機器等導入 : 導入経費 × 60%（中小企業以外は 45%） ※上限 30 万円

●高齢者無期雇用転換コース

転換した者 1 人（上限 10 人）につき 40 万円（中小企業以外は 30 万円）を転換日から 6 か月経過後に支給します。

ご利用方法

●65 歳超継続雇用促進コース

対象制度を実施した日の属する月の翌月から起算して 4 か月以内の各月月初から 15 日（15 日が行政機関の休日にあたる場合は、翌開庁日）までに、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」）都道府県支部高齢・障害者業務課（以下「支部高齢・障害者業務課」）に対し、支給申請を行ってください。

なお、各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が見込まれる場合、または、各月の申請受付件数の動向から、各月予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

制度実施月	申請期間
4月	5月～8月の各月月初から15日まで
5月	6月～9月の各月月初から15日まで
6月	7月～10月の各月月初から15日まで
7月	8月～11月の各月月初から15日まで
8月	9月～12月の各月月初から15日まで
9月	10月～1月の各月月初から15日まで
10月	11月～2月の各月月初から15日まで
11月	12月～3月の各月月初から15日まで
12月	1月～4月の各月月初から15日まで
1月	2月～5月の各月月初から15日まで
2月	3月～6月の各月月初から15日まで
3月	4月～7月の各月月初から15日まで

●高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

計画開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、雇用管理整備計画書を提出し、機構の認定を受けてください。

認定後は、計画書に基づき、措置を実施してください。計画終了日の翌日から起算して6か月を経過した日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行ってください。

●高年齢者無期雇用転換コース

計画開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けてください。

認定後は、計画期間内で転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から起算して2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行ってください。

※本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容となっております。暫定予算期間中は従来の内容となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

※実際に助成金を申請する際には、以下の問合せ先にご確認の上、申請をお願いします。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課)
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『高年齢者の雇用環境の整備を実施する場合の支援策を知りたい』

70 歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助

70 歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーが企業等を訪問し、高年齢者の雇用環境の整備に関する相談・援助を実施します。

対象となる方

70 歳までの就業確保措置の導入や高年齢者の賃金・退職金制度を含む人事管理制度の見直し、職業能力の開発及び向上、職域開発・職場改善等さまざまな条件整備に取り組みたい事業主

支援内容

●相談・助言(無料)

高年齢者の活用に必要な環境整備に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行います。

●制度改善提案(無料)

70 歳までの就業機会確保などに向けた、高年齢者の戦力化のための定年引上げや継続雇用延長などの制度改定に関する具体的な提案を行います。

●企画立案等サービス(有料)

専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決策を作成し、高年齢者の雇用・活用などを図るための条件整備をお手伝いします。また、中高年齢従業員の就業意識の向上などを支援するために、会社の要望に合った研修プランをご提供し、研修を行います(経費の 1/2 を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が負担します。)

●その他

雇用力評価ツールによる課題の見える化や同業他社の好事例を提供します。

ご利用方法

最寄りの独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『高齢者の活躍に取り組む企業の事例を知りたい』 高齢者の活躍に取り組む企業の事例

高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業の事例を紹介しています。

対象となる方

役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入等を検討している事業主

支援内容

役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入など、高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業（14社）の事例を掲載しています。特設ページでは、各企業の取組の工夫や効果を紹介していますので、制度見直しを検討する際の参考にしてください。

社名	取組事例のポイント
太陽生命保険株式会社	○ 企業ブランドを意識し、シニア職員が意欲的に働ける制度を整備
沖電気工業株式会社	○ 適所適材の人材配置を目指した管理職の人事制度の見直し
イオンリテール株式会社	○ 雇用区分や年齢を問わず能力や意欲に応じた挑戦ができる就業環境を整備
YKK株式会社	○ 役割を軸とした成果・実力主義と定年制廃止により、企業理念である「公正」を実現
ダイキン工業株式会社	○ 定年引き上げをはじめとした抜本的な人事・処遇制度見直し
株式会社阿波銀行	○ 全社的な職務給制度の導入と定年延長
三菱UFJ信託銀行株式会社	○ シニア活躍層を対象として、職務定義書を作成し、対象者の保有スキルや具体的職務アサインメントと、処遇との連動性を高めたシニアジョブコースを設置
オムロン株式会社	○ ジョブ型人事制度を土台にしたシニア社員処遇制度
株式会社リコー	○ リコー式ジョブ型人事制度で高齢社員も実力主義、適所適材の配置
大和ハウス工業株式会社	○ 定年制度・役職定年制度・嘱託再雇用制度を段階的に見直し
日本電気株式会社	○ シニア関連施策を適時適所適材とキャリア自律の観点で見直し
株式会社 リンクアンドモチベーション	○ 定年を定めず年齢にかかわらず人事・処遇制度を構築
川崎重工業株式会社	○ 幹部職員の人事制度改定に併せ、役職定年を廃止
東急リハビリ株式会社	○ 高齢期における柔軟な働き方の選択肢を整備

ご利用方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「高年齢者活躍企業事例サイト」の特設ページをご覧ください。

https://www.elderjeed.go.jp/topics/katsuyaku_jirei_r6.html

お問い合わせ先

厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課
電話：03-5253-1111（内線 5819）

『高年齢者の雇用や活用について相談したい』 生涯現役支援窓口

全国の主要なハローワーク 300 箇所に生涯現役支援窓口を設置し、高年齢者の活用を検討する事業主をサポートします。

対象となる方

新たに高年齢者の雇用を検討されている事業主や現行の業務に対して高年齢者を活用することを検討されている事業主、人手不足対策に苦慮されている事業主等

支援内容

新たに高年齢者を雇用するための相談、高年齢者向け求人の作成方法や記載の工夫、提出いただいた高年齢者歓迎求人等への高年齢者のあっせん等をサポートします。

ご利用方法

生涯現役支援窓口を設置しているハローワークにお問い合わせください。
併せて厚生労働省ウェブサイト「生涯現役支援窓口事業」をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43625.html

お問い合わせ先

生涯現役支援窓口を設置しているハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_shogaimadoguchi.html

『人手不足のため、業務を委託したい』 シルバー人材センター

全国に約 1,300 箇所あるシルバー人材センターにおいて、豊かな知識と経験を持った会員（高年齢者）が、さまざまな仕事を引き受けています。

対象となる方

人手不足対策に苦慮されている企業、業務の一部の外注を検討している企業等

支援内容

- ・小売業やサービス業における販売・商品管理・事務作業
 - ・スーパーのカート整理や工場の軽作業
 - ・福祉サービス（身の回りの世話、介助など）、育児サービス（子守、送迎など）
 - ・建物管理（ビル、アパート・マンション管理など）、屋内外清掃、広報（ポスティングやチラシ配布）
- などのさまざまな仕事について、必要な時季や時間帯、一時的な業務から恒常的な業務まで、企業の多様なニーズに対応します。

ご利用方法

最寄りのシルバー人材センターまでお問い合わせください。

参照情報

お問い合わせ先

シルバー人材センター

URL: <https://www.zsjc.or.jp/center/anatano>

『発達障害者・難病患者を雇い入れた場合の助成金を知りたい』 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発コース）

発達障害者・難病患者を継続して雇用する労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

対象となる方

障害者手帳を所持していない発達障害者・難病患者をハローワーク等の紹介により一般被保険者かつ継続して雇用する労働者として新たに雇用する事業主。

※雇入れ後にハローワーク職員が職場訪問を行う場合があります。

支援内容

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）」といい、各支給対象期に以下のとおり支給します。

対象労働者	企業規模	支給額					支給回数
		第1期	第2期	第3期	第4期	支給総額	
短時間労働者 以外の者	中小企業	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円	4回
	中小企業以外	25万円	25万円			50万円	2回
短時間労働者 (※)	中小企業	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円	4回
	中小企業以外	15万円	15万円			30万円	2回

※週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月（支給申請期間）以内に支給申請書に必要書類を添付し、管轄の都道府県労働局へ提出してください。申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問合せください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishello
work

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、以下の支援内容について実施した雇用保険適用事業主または事業主団体等が対象となります。対象者はコース別に異なりますので、詳しくは以下の表をご覧ください。

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部等を助成します。助成内容は、以下の表のとおりです。

	対象	支給対象となる 訓練又は制度	助成額・助成率※()内は大企業	
				訓練修了後に、訓練を実施した労働者の賃金を5%以上増額させた場合等
Ⅰ 人材育成支援コース	・事業主 ・事業主団体等	・10 時間以上の OFF-JT について 助成	OFF-JT ・経費助成: 正規雇用 45(30)% 非正規雇用 70% ・賃金助成:800(400)円/時・人	OFF-JT ・経費助成: 正規雇用 60(45)% 非正規雇用 85% ・賃金助成:1000(500)円/時・人
	・事業主	・OFF-JT+OJT を 組み合わせた 6 ヶ 月以上の訓練につ いて助成	OFF-JT ・経費助成:45(30)% ・賃金助成:800(400)円/時・人 OJT ・実施助成(定額):20(11)万円/人	OFF-JT ・経費助成:60(45)% ・賃金助成:1000(500)円/時・人 OJT ・実施助成(定額):25(14)万円/人
	・事業主	・有期契約労働者 等の正社員転換 等を目的として実 施する訓練につ いて助成	OFF-JT ・経費助成:75% ・賃金助成:800(400)円/時・人 OJT ・実施助成:10(9)万円/人	OFF-JT ・経費助成:100% ・賃金助成:1000(500)円/時・人 OJT ・実施助成:13(12)万円/人
	・事業主	・45 歳以上を対象 とした、OFF-JT と OJT の組み合わせ 訓練について助成 ※令和8年度当初 予算成立後に措置	OFF-JT ・経費助成:60(45)% ・賃金助成:800(400)円/時・人 OJT ・実施助成:10(9)万円/人	OFF-JT ・経費助成:75(60)% ・賃金助成:1000(500)円/時・人 OJT ・実施助成:13(12)万円/人
Ⅱ 教育訓練 休暇等付与 コース	・事業主	・有給教育訓練休 暇制度を導入し、 労働者が当該休 暇を取得して訓練 を受けた場合につ いて助成	・定額助成:30 万円	・定額助成:36 万円

Ⅲ 人への投資促進コース	・事業主	・高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成	OFF-JT<デジタル> ・経費助成: 75(60)% ・賃金助成: 1000(500)円/時・人 OFF-JT<成長分野> ・経費助成: 75% ・賃金助成: 1000円/時・人	
		・OFF-JT+OJT を組み合わせた 6 ヶ月以上の訓練(IT分野関連の訓練)について助成	OFF-JT ・経費助成: 60(45)% ・賃金助成: 800(400)円/時・人 OJT ・実施助成: 20(11)万円/人	OFF-JT ・経費助成: 75(60)% ・賃金助成: 1000(500)円/時・人 OJT ・実施助成: 25(14)万円/人
		・定額制訓練(サブスクリプション型の研修サービス)による訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 60(45)%	OFF-JT ・経費助成: 75(60)%
		・労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 45%	OFF-JT ・経費助成: 60%
		・長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度の導入・適用した場合について助成	・定額助成: 20 万円 ・賃金助成<有給の長期休暇に限る>: 1000(800)円/時・人 ・手当支給<有給の長期休暇取得者の業務代行手当を支払った中小企業事業主>: 75% ・新規雇用等<有給の長期休暇取得者に代わり新規雇用又は派遣受入をした中小企業事業主>: 27、45、67.5 万円 ※休暇期間に応じて助成 ※手当支給と新規雇用等については令和8年度当初予算成立後に措置	・定額助成: 24 万円 ・賃金助成<有給の長期休暇に限る>: 一(1000)円/時・人
Ⅳ 事業展開等リスティング支援コース	・事業主	・事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 75(60)% ・賃金助成: 1000(500)円/時・人	・設備投資助成: 50% ※令和8年度当初予算成立後に措置
Ⅴ 建設労働者認定訓練コース※2	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 補助対象経費の 16.7%(小数点第 2 位切り上げ) 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 3,800 円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 4,800 円/日・人
Ⅵ 建設労働者技能実習コース※2	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習	20 人以下中小建設事業主: 経費助成 75% 賃金助成 9,500 円/日・人 〈10,450 円/日・人〉※3 21 人以上中小建設事業主: 経費助成 35 歳未満 70%	20 人以下中小建設事業主: 経費助成 90% 賃金助成 11,500 円/日・人 〈12,450 円/日・人〉※3 21 人以上中小建設事業主: 経費助成 35 歳未満 85%

		・建設業法による登録基幹技能者講習などについて助成	35 歳以上 45% 賃金助成 8,550 円／日・人 (9,405 円／日・人) ^{※3}	35 歳以上 60% 賃金助成 10,300 円／日・人 (11,155 円／日・人) ^{※3}
--	--	---------------------------	---	---

※1 () 括弧内は中小企業事業主以外

※2 「建設事業主等に対する助成金」の他のコースについては P102 に記載

※3 () 括弧内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

ご利用方法

1. I の場合

- (1) 事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画等を作成し、職業訓練実施計画等を、訓練カリキュラムと併せて訓練開始 1 か月前までに労働局に提出します。
- (2) 提出した職業訓練実施計画等に沿った職業訓練を実施した後 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2. II 及びⅢのうち長期教育訓練休暇等制度の場合

- (1) 事業内職業能力開発計画および制度導入・適用計画(制度導入日から 3 年)を作成し、制度導入・適用計画届や必要な添付書類を導入 1 か月前までに労働局に提出します。
- (2) 次の①～③の申請期限までに、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
 - ① II の場合、制度導入・適用計画期間の末日の翌日から 2 か月以内。なお、支給要件を満たし申請書類を提出できる場合には、制度導入日から 3 年を経る前に支給申請が可能(ただし、制度導入日から起算して 6 か月を経過した日の翌日以降に限る)。
 - ② Ⅲのうち長期教育訓練休暇制度の場合、支給要件を満たす当該制度の最終適用日[※]の翌日から 2 か月以内
 ※最終適用日が制度導入・適用計画期間を超える場合には、制度導入・適用計画の最終日を最終適用日とみなします。
 - ③ Ⅲのうち教育訓練短時間勤務等制度の場合、最初の適用日の翌日から 2 か月以内
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

3. Ⅲ(長期教育訓練休暇等制度を除く)～Ⅳの場合

- (1) 事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画等を作成し、職業訓練実施計画等を、訓練カリキュラムと併せて訓練開始 1 か月前までに労働局に提出します。
- (2) 提出した職業訓練実施計画等に沿った職業訓練を実施した後 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

4. V～Ⅵの場合

「建設事業主等に対する助成金(P103)」にて詳しく記載

参照情報

建設事業主等に対する助成金

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局

都道府県労働局窓口一覧

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』 認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の認定を都道府県知事から受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

対象となる方

中小企業事業主または中小企業事業主団体 等

支援内容

認定職業訓練を行うことにより、人材育成の基盤がより強固になるとともに、企業イメージの向上、さらには従業員にとって働きやすく成長できる環境となり定着率の向上も期待できます。また、中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、補助要件を満たせば都道府県からその訓練経費等の一部について、補助を受けることができます。

各都道府県の定めるところにより、認定職業訓練を実施するために必要な次の経費が補助対象となります。

- * 運営費・・・指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
- * 施設費・・・施設の建設及び修繕に要する経費
- * 設備費・・・機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の3分の2以内

※補助を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

ご利用方法

認定職業訓練の実施を検討される場合は、各都道府県の人材開発主管課へお問い合わせください。

参照情報

厚生労働省ウェブサイト「認定職業訓練」

お問い合わせ先

事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の担当窓口

各都道府県の窓口一覧は、以下のURLをご覧ください。または、厚生労働省ウェブサイト内で「認定職業訓練」を検索してください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/training_employer/nintei/index.html

『若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)

企業からの依頼に基づき、各都道府県地域技能振興コーナーが、熟練技能者「ものづくりマイスター」を派遣し、中小企業・業界団体の若年技能者等を対象とした実践的な実技指導を実施します。また、若年技能者の人材育成に係る相談・援助等にも対応しております。

対象となる方

製造業・建設業等を営む中小企業等

支援内容

優れた技能と経験を持つ「ものづくりマイスター」について、企業からの依頼に基づき、各都道府県地域技能振興コーナーから各企業へ派遣することが可能です。また、各都道府県地域技能振興コーナーでは、若年技能者の人材育成に係る相談・援助等も実施しております。

【ものづくりマイスターによる技能指導】

■ものづくりマイスターのご案内

<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/>



■対象職種

- ・ 製造・建設系職種…機械加工、建築大工、造園など 117 職種
- ・ IT 系職種…業務用 IT ソフトウェア・ソリューションズ、ウェブデザインなど 11 職種
- ・ サービス系職種…レストランサービスなど 3 職種

■講習例

技能検定2～3級レベルの技能習得(普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Web サイト製作 など)

■活用事例

<https://waza.mhlw.go.jp/meister/>



■受講者の声

- ・ 普通旋盤に初めて触れて、自分で作ることを実感した。
- ・ 作業中の音、切粉(きりこ)の量、作業速度、寸法測定や4S(整理・整頓・清掃・清潔)なども学び、自信が持てた。
- ・ これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
- ・ 基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで、工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

ご利用方法

ものづくりマイスターの派遣や、若年技能者の人材育成に係る相談・援助を希望する場合は、各都道府県地域技能振興コーナーへ依頼してください。

■お問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する各都道府県の地域技能振興コーナー

<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/corner/>



『従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい』 生産性向上人材育成支援センター

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に関する総合的な支援を行っています。

対象となる方

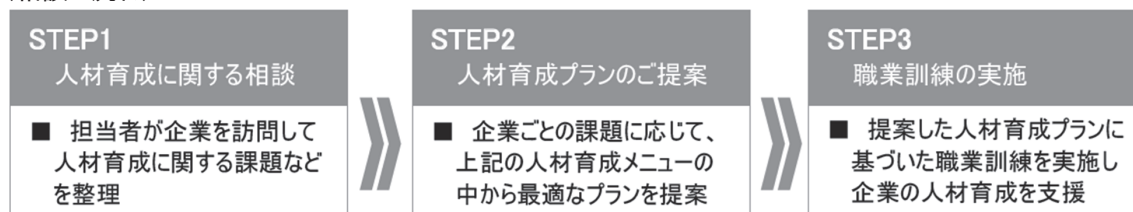
従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい中小企業等

支援内容

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター等に設置した「生産性向上人材育成支援センター」では、次の3つの人材育成メニューで、中小企業等の生産性や技能・技術の向上を支援しています。また、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、中小企業等のDXに対応するための人材育成について相談支援を行っています。
※このほか、訓練を受講する際に利用可能な「人材開発支援助成金」の紹介や、ポリテクセンターで実施する離職者向け職業訓練の受講者と求人企業とのマッチングも行っています。

人材育成支援メニュー	内容	訓練時間数	受講料・利用料
①在職者訓練（能力開発セミナー）	ものづくり分野を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、設備保全等に関する技能・技術の習得を支援する訓練コース	12時間～30時間	7,000円から30,000円（税込）（平均13,000円程度）
②生産性向上支援訓練	生産性向上に必要な生産管理、品質管理、組織マネジメント、マーケティング、技能・ノウハウの継承等に関する知識や、ITを活用した実践的な業務改善のために必要な知識・スキルの習得を支援する訓練コース	4時間～30時間	2,200円から6,600円（税込）
③職業訓練指導員の派遣／施設・設備の貸出	「職業訓練指導員（テクノインストラクター）の派遣」や「施設・設備の貸出」により、企業が行う従業員の人材育成を支援	－	利用料は内容・時間数等により異なる

※①～②のメニューは、企業の要望に応じてオーダーメイドで訓練コースを設定することができます。（相談の流れ）



ご利用方法

詳細は最寄りの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
URL:<https://www.jeed.go.jp/js/jigyonushi/seisansei.html>

※都道府県においても、地域の人材ニーズを踏まえた在職者向け職業訓練を実施しています。
詳細は各都道府県にお問い合わせください。

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』 勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、公的で安心な住宅融資を受けることもできる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の計画的な財産形成を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。

本制度には、給与天引きによって預金を行う「財形貯蓄制度」(財形貯蓄)と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に、事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」(財形融資)等があります。

財形貯蓄には、①使用目的が限定されない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があり、事業主は金銭面での負担無く、制度を導入することができます。また、ご利用にあたり、従業員の雇用形態は問いません。

財形融資は、財形貯蓄残高の10倍までの範囲(最高4,000万円まで)で、融資を受けることができます(5年ごとの固定金利)。なお、常用労働者数300人以下の企業の勤労者、または、18歳以下の子等(胎児含む。)を扶養する勤労者の方には、当初5年間の貸付金利を通常金利から0.3%引き下げる特例措置もあります(特例措置の併用はできません。)

その他、財形貯蓄を利用している従業員の貯蓄努力を直接的に支援するため、事業主が金融機関等に毎年金銭を拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があり、併せて実施することができます。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」は、元利合計550万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金または必要経費扱いとなります。なお、従業員が給付を受ける際には一時所得扱いとなります。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

参照情報

財形貯蓄制度

財形持家融資制度

お問い合わせ先

財形貯蓄制度について
厚生労働省
雇用環境・均等局勤労者生活課
電話: 03-5253-1111(5368)

財形持家融資制度について
独立行政法人勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部
電話: 03-6731-2935
URL: <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>

『仕事と家庭の両立のための支援策を知りたい』 両立支援等助成金

育児・介護等を行う労働者の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援する助成金です。

※令和8年度当初予算の成立後改正予定の内容が含まれていますのでご注意ください。

対象となる方

各コースに応じて以下のとおりです。

(1) 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

① 男性労働者の育児休業取得

育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施するとともに、育児休業中の業務を代替する労働者の業務見直しなどの業務体制整備を行い、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業(※)を取得させた中小企業事業主

※1人目:連続5日以上育児休業 2人目:連続10日以上育児休業、3人目:連続14日以上育児休業

② 男性労働者の育児休業取得率の上昇等

男性労働者の育児休業取得率を30%以上上昇させる等(※)した中小企業事業主等

※一定の場合に、2年連続70%以上となった場合も対象

(2) 介護離職防止支援コース

「仕事と介護の両立支援プラン」に基づき、円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主や介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主、介護休暇の有給化を行った中小企業事業主

① 介護休業

対象労働者が介護休業を連続5日以上取得し、職場復帰した場合

② 介護両立支援制度

対象労働者が介護両立支援制度(例:時差出勤制度、介護のための短時間勤務制度、介護のための在宅勤務、介護のためのフレックスタイム制度)を、原則として合計20日以上利用した場合

③ 業務代替支援

代替要員の新規雇用(派遣受入を含む)または代替する労働者への手当支給等を行った場合

④ 介護休暇制度有給化支援

有給の介護休暇制度を導入し、労働者が利用した場合

i) 環境整備加算:労働者が両立しやすい雇用環境整備を行った場合(①～③の申請事業主対象)

ii) 有期雇用労働者加算:有期雇用労働者が制度利用をしている場合(①～②の申請事業主対象)

(3) 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」に基づき、円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主

(4) 育休中等業務代替支援コース

① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主

② 育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主

③ 育児休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣受入を含む)を実施した中小企業事業主等

(5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース

① 育児期の柔軟な働き方に関する制度等(始業時刻等の変更、テレワーク等、短時間勤務、保育サービスの手配及び費用補助、養育両立支援休暇)を3つ以上導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主

② 有給の子の看護等休暇制度を導入し、労働者が利用した中小企業事業主

育児休業等に関する情報公表加算

出生時両立支援コース、育児休業等支援コース、育休中等業務代替支援コース及び柔軟な働き方選択制度等支援コースについて、直近年度に係る以下①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、支給額を加算（各コース1回限り）。

①男性の育児休業等取得率 ②女性の育児休業取得率 ③男女別の平均育児休業取得日数

(6) 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む）や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度（※）を利用しやすい環境整備に取り組み（就業規則への規定等）、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、就業規則等に基づき、それぞれに関する制度を労働者に5日（回）以上利用させた中小企業事業主

※①休暇制度（特定目的・多目的とも可。労働基準法第39条の年次有給休暇及び同法第68条の生理休暇を除く。ただし、有給の生理休暇は対象とする。）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等（テレワークを含む）

支援内容

各コースで以下の額が支給されます。

(1) 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

	支給額	
①男性労働者の育児休業取得	1人目：20万円（雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合、30万円） 2～3人目：10万円	育児休業等に関する情報公表加算 2万円（1回限り）
②男性労働者の育児休業取得率の上昇等	60万円※申請時にプラチナくるみん認定事業主の場合、15万円加算	

※①は1事業主あたり3人まで。②は1事業主あたり1回まで。

(2) 介護離職防止支援コース

	支給額	
①介護休業	40万円（連続5日以上取得。連続15日以上取得の場合は60万円）	環境整備加算 10万円（1回限り）
②介護両立支援制度	制度を1つ導入、1つ利用 20万円（合計20日以上利用。合計60日以上利用の場合は30万円） 制度を2つ以上導入、1つ利用 25万円（合計20日以上利用。合計60日以上利用の場合は40万円）	
③業務代替支援	新規雇用 20万円（連続5日以上取得。連続15日以上取得の場合は30万円） 手当支給等（介護休業） 5万円（連続5日以上取得。連続15日以上取得の場合は10万円） 手当支給等（短時間勤務） 3万円（合計15日以上利用の場合のみ）	
④介護休暇制度有給化支援	30万円（10日以上の有給の休暇とする場合は50万円）	
有期雇用労働者加算	①②の制度利用者が有期雇用労働者の場合に20万円加算	

※①②③はそれぞれ、1事業主あたり5人まで。④は1事業主1回限り。

(3) 育児休業等支援コース

	支給額	
① 育児取得時(※1)	30 万円	育児休業等に関する 情報公表加算 2万円(1回限り)
② 職場復帰時(※2)	30 万円	

※1. 1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで。

※2. 育児取得時と同一の対象労働者である場合に支給。

(4) 育休中等業務代替支援コース

	支給額(育休取得者/制度利用者1人あたり)	
① 手当支給等(育児休業)	・業務体制整備経費: 6万円(育休1か月未満の場合は2万円) ※労務コンサルを外部の専門事業者へ委託した場合は 20 万円 ・業務代替手当: 支給額の 3/4<4/5> ※手当の対象人数によらず、上限 10 万円/月、24 か月まで	育児休業等に関する情報 公表加算 2万円(1回 限り、①~③ に加算)
② 手当支給等(短時間勤務)	・業務体制整備経費: 3万円 ※労務コンサルを外部の専門事業者へ委託した場合は 20 万円 ・業務代替手当: 支給額の 3/4 ※手当の対象人数によらず、上限3万円/月、子が3歳になるまで。	
③ 新規雇用(育児休業)	業務代替期間に応じ以下の額を支給 7日以上...9万円 <11 万円> 14日以上...13.5 万円 <16.5 万円> 1か月以上...27 万円 <33 万円> 3か月以上...45 万円 <55 万円> 6か月以上...67.5 万円 <82.5 万円> 1年以上...81 万円 <99 万円>	
有期雇用労働者加算	育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者で、業務代替期間が1か月以上の場合 ①~③に 10 万円加算	

※<>はプラチナくるみん認定事業主への加算・割増

※①~③を合計して、1事業主あたり1年度合計 10 人まで、初回の支給から5年間対象。

※同一の子にかかる育児休業について、①③はいずれか一方のみ支給

(5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース

	支給額(制度利用者1人あたり)	
① 柔軟な働き方選択制度 制度・措置を3つ導入し、労働者がいずれか1つの制度を利用	20 万円	育児休業等に関する情報 公表加算 2万円(1回限り)
① 柔軟な働き方選択制度 制度・措置を4つ以上導入し、労働者がいずれか1つの制度を利用	25 万円	制度利用期間延長加算 20 万円(1 回限り)
② 子の看護等休暇制度有給化支援	30 万円	障害児等要配慮支援加算 20 万円(1 回限り)

※1事業主あたり5人まで

(6) 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

	支給額
① 不妊治療のための両立支援制度を導入し、利用者が生じた場合	30 万円
② 月経に関する課題の解決のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合	30 万円
③ 更年期に関する課題の解決のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合	30 万円

※ 休暇制度・両立支援制度を5日(回)取得させた場合。1事業主あたり各1回まで

ご利用方法

支給申請書と必要書類を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出

※両立支援等助成金の詳しい支給要件、申請期限、申請書様式など、厚生労働省ウェブサイトをご覧の上、都道府県労働局にお問い合わせください。

参照情報

両立支援等助成金(二次元バーコードあり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

労働局の所在地一覧は以下のページをご覧ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』 障害者トライアル雇用

障害者を継続雇用へ移行することを目的として、原則 3 か月間（テレワーク勤務を行う者は原則3か月以上6か月以内、精神障害者は原則6か月以上 12 か月以内）のトライアル雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

次のいずれも実施した事業主

- (1) ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出すること。
- (2) ハローワーク・職業紹介事業者等の職業紹介により、次のいずれかの要件を満たす障害者※1 を、週 20 時間以上の労働時間※2 でトライアル雇用すること。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が 6 か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※1. 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する障害者を指します。

※2. 雇入れ時の週の労働時間を 10 時間以上 20 時間未満として精神障害者または発達障害者を試行雇用する場合は、「障害者短時間トライアル雇用」を活用できます。

支援内容

対象者 1 人当たり、月額 4 万円（最長 3 か月）を支給します。

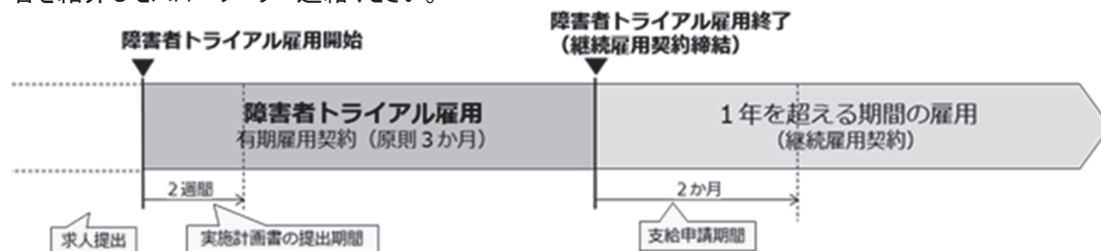
※ 精神障害者を試行雇用する場合は、試行雇用開始から 3 か月間は月額 8 万円、4 か月目から 6 か月目までは月額 4 万円を支給します。

ご利用方法

(1) 本助成金を受給しようとする事業主は、まずは、ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出してください。障害者トライアル雇用開始日から 2 週間以内に、職業紹介を受けたハローワーク等を実施計画書を提出してください。

(2) 障害者トライアル雇用終了日の翌日から 2 か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。

※ 支給対象者がテレワーク勤務によるトライアル雇用を実施した者または精神障害者である場合、障害者トライアル雇用の途中で継続雇用へ移行した場合、自己都合で離職した場合は支給申請期間が異なる場合があります。速やかに対象者を紹介したハローワークへ連絡ください。



※ 助成金の支給を受けるには一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『障害者の作業施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	2/3	・障害者1人につき450万円 (作業施設、付帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者の場合は1人につき450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)または特定短時間労働者である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり1会計年度につき合計4,500万円)	-
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者の場合は1人につき13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)または特定短時間労働者である場合の限度額は1人につき上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
URL: <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『継続して雇用する障害者のための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者福祉施設設置等助成金

現に雇用する障害者の福祉の増進を図るため、福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

現に雇用する障害者の福祉の増進を図るため、福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3分の1	・障害者1人につき225万円・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）または特定短時間労働者である場合の限度額は1人につき上記の半額（1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき計2,250万円）

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

URL: <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための助成金を知りたい』

障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主

支援内容

1 障害者介助等助成金（抜粋）

助成金名	助成率	限度額等	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金	3 / 4	配置 月15万円/人 委嘱 1万円/回 (1年につき150万/人)	10年間
②手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱助成金	3 / 4	配置 月15万円/人 委嘱 1万円/回 (1年につき150万/人)	10年間
③重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	9 / 10 (中小企業以外： 4 / 5)	月15万円/人 (中小企業以外は13.3万円)	委嘱を開始した日から 当該年度末まで

2 職場適応援助者助成金

助成金名	助成率	限度額等	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金	3 / 4	配置 月15万円/人 委嘱 1万円/回 (1年につき150万/人)	10年間
②手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱助成金	3 / 4	配置 月15万円/人 委嘱 1万円/回 (1年につき150万/人)	10年間
③重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	9 / 10 (中小企業以外： 4 / 5)	月15万円/人 (中小企業以外は13.3万円)	委嘱を開始した日から 当該年度末まで

※中高年齢等に係る措置に対しても助成

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

URL: <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行うための助成金を知りたい』 重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、または事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、またはこれらの障害者を雇用する事業主を構成員とする事業主の団体

支援内容

助成金名	助成率	限度額等	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○ 対象障害者用の住宅の賃借	3 / 4	世帯用 月10万円 単身者用 月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 ○ 対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）		配置 月15万円/人	
③住宅手当の支払助成金		月6万/人	
④通勤用バスの購入助成金 ○ 対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）		700万円/台	—
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○ 対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）		6千円/回	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○ 対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱		・ 委嘱 2千円/回 ・ 交通費 月3万円/認定	3か月
⑦駐車場の賃借助成金		月5万円/人	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○ 自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	3 / 4	150万円/台 （1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円まで）	—
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○ 障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	9 / 10 （中小企業以外：4 / 5）	月8万4千円/人 （中小企業以外：7万4千円）	年度ごと委託した日から3か月まで

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者が就労するために必要な 事業施設等の整備等を行うための助成金を知りたい』 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主

支援内容

助 成 金 名	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支 給 期 間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者または特定短時間労働者を除く） ・精神障害者	2/3	・1認定5千万円 （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			5年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者の雇用促進のため、仕事を探している障害者に職業訓練を実施する場合の助成金を知りたい』

障害者能力開発助成金

本助成金の対象となる訓練対象障害者について、厚生労働大臣が定める教育訓練に適合する障害者能力開発訓練事業を行うための措置を行う事業主等に助成金を支給します。

対象となる方

本文本助成金の対象となる訓練対象障害者に障害者能力開発訓練事業を行うために訓練の施設または設備の設置や整備等を行う事業主等

支援内容

対象	助成対象	助成額・助成率
・事業主 ・事業主団体 ・社会福祉法人等	(第1種) 障害者能力開発訓練施設等の設置等 (第2種) ・障害者能力開発訓練運営費(人件費、教材費等)について助成	(第1種) 3/4(上限額 5,000 万円 ※更新の場合、1,000 万円) (第2種) ① 重度障害者等 4/5(上限額:17 万円/月・人) ② ①以外 3/4(上限額:16 万円/月・人) 重度障害者等が就職した場合、1 人あたり 10 万円を加算

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

参照情報

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者雇用の経験がなく、障害者雇用に関する一連の雇用管理の援助を受けたい』

障害者雇用相談援助事業

障害者の雇用の経験がない場合等に、「経営陣の理解促進」から「採用後の雇用管理や職場定着等」までの一連の雇用管理にかかる相談援助の支援が受けられます。

対象となる方

障害特性等に係る知識を含め障害者雇用に関するノウハウが不足している等により、法定雇用率が未達成である事業主等

支援内容

都道府県労働局長の認定を受けた相談援助事業者から、障害者雇用に関する一連の雇用管理にかかる相談援助の支援を原則無料で受けることができます。

① 経営陣の理解促進

経営や人材活用の方針の決定権等をもつ社長など経営陣に対して、障害者雇用促進法の趣旨やノーマライゼーションの観点から企業に求められている責任、障害者雇用を通じた経営改善について理解促進を図ること。

② 障害者雇用推進体制の構築

障害者雇用の担当者の明確化を図るとともに、属人化・形骸化しないよう、組織として障害者雇用を推進していくための実効性のある体制の構築を図ること。

③ 企業内での障害者雇用の理解促進

経営陣や人事部門の考える障害者雇用の方針、障害者雇用のメリット、働く上で必要な合理的配慮について、障害者を配属する現場の社員の理解促進を図ること。

④ 当該企業内における職務の創出・選定

業務の選定やそれに伴い必要となる業務プロセス・組織体制の見直し、受入れ部署の検討等に当たり、企業全体を把握して分析するとともに、過去の事例等や他社の取組例を活かして、当該企業の本来業務又は本来業務につながる業務において、障害者が活躍できるよう、当該企業内における職務の創出・選定を行うこと。

⑤ 採用・雇用方針の決定

④の職務の創出・選定の結果を踏まえ、求めるスキルや経験、人物像の整理等採用・雇用方針を決定すること。

⑥ 求人の申し込みに向けた準備など募集や採用活動の準備

労働条件の設定、募集媒体の選定、応募状況に応じた条件の見直し、書類選考や採用面接におけるチェックポイントの作成など、募集や採用活動の準備を行うこと。

⑦ 企業内の支援体制等の環境整備

労働者の障害の特性に配慮した施設・設備の整備や援助する者の配置など、必要な支援体制等の整備について検討し導入すること。

⑧ 採用後の雇用管理や職場定着等

採用後における、業務・作業環境・職場の人間関係等職場適応上の課題が生じた際の課題の把握や予防、解決するための仕組みや体制づくりを行うこと。また、中長期的な活躍も視野に、職場適応状況や本人の希望を踏まえ、業務範囲や勤務時間の拡大等のキャリアアップの仕組みづくりを行うこと。

ご利用方法

管轄の労働局又はハローワークにご相談ください。

参照情報

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『障害者を雇用した後の専門的な支援を受けたい』 障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）

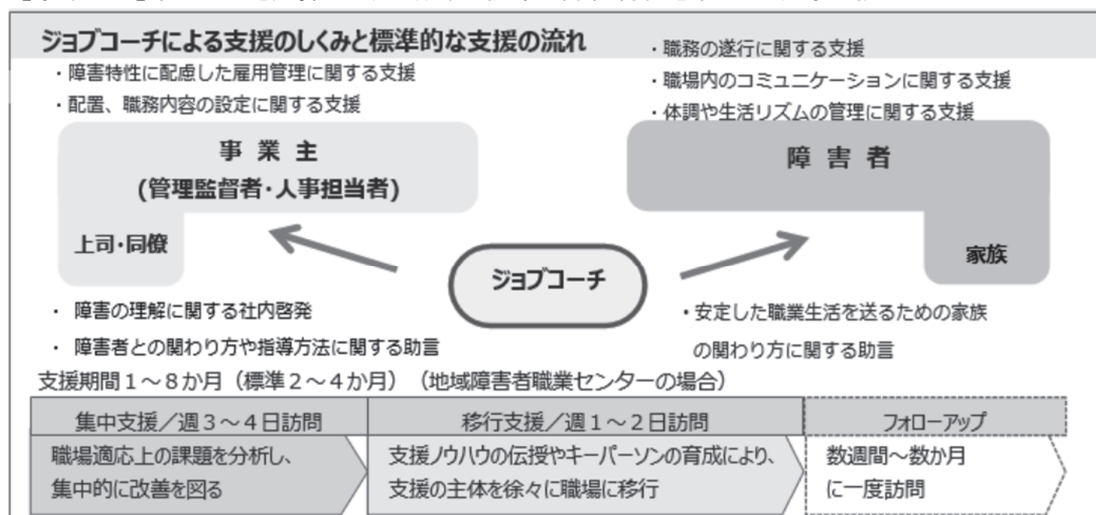
障害者の職場適応を容易にするため、職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場を訪問し、障害者や事業主等に対して支援を行います。

対象となる方

障害者を雇用する事業主、または障害者を雇用する予定の事業主

支援内容

- 障害者の職場適応に向けた支援として、ジョブコーチが以下のアドバイスや提案を行います。
 - ・ 【障害者へ】職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方など
 - ・ 【事業主へ】本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害特性を踏まえた仕事の教え方など



- ジョブコーチには以下の 3 種類があります。

種類	
①配置型	地域障害者職業センターに所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います（利用は無料）。
②訪問型	就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います（利用は無料。訪問型ジョブコーチ支援を実施する社会福祉法人等に対して、助成金制度があります。）。
③企業在籍型	自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障害者の支援を行います（企業在籍型ジョブコーチによる支援を実施する事業主に対して、助成金制度があります。）。

ご利用方法

- ジョブコーチに支援に来てもらいたい（①または②のジョブコーチ） → お近くの地域障害者職業センターにご相談ください。
- 自社の社員にジョブコーチスキルを身につけさせたい（③のジョブコーチ） → （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構または民間の研修機関へお申込みください。

お問い合わせ先

地域障害者職業センター

URL: <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業リハビリテーション部人材育成企画課

電話: 043-297-9095

民間の研修機関（厚労省ウェブサイト各研修機関へのリンクを掲載しています）

『人材確保のためのマッチングを支援して欲しい』 人材確保対策総合推進事業

全国の主要なハローワークに人材確保支援の総合専門窓口として「人材確保対策コーナー」を設置し、人材不足に悩む事業主に対し、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを行うとともに、業界団体と連携した人材のマッチング支援を実施します。

対象となる方

人材不足分野（医療・福祉（介護、保育）のほか、建設、警備、運輸分野等）の職種の求人者

支援内容

ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、主に次のような支援を実施します。

- ・ 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けたコンサルティング
- ・ 事業所見学会や就職面接会等の開催
- ・ 業界団体と連携した求人者向けセミナーの実施

ご利用方法

ハローワークでの支援を希望される事業主の方は、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）の人材確保対策コーナー

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>

『育児休業取得者の継続就労を支援したい、従業員の介護離職を防止したい』 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

従業員のスムーズな育児休業の取得・職場復帰への支援や育児に係る柔軟な働き方の導入、従業員の介護離職の防止について、お悩みの事業主を対象に支援を行っています。

対象となる方

- ・ 育児休業を取得する従業員が円滑に育児休業を取得し、職場復帰するための取組や育児に係る柔軟な働き方の導入について、お悩みの事業主の方
- ・ 従業員の介護離職を防止するための事前の取組や、実際に介護休業等を取得する従業員が発生した場合の対応についてお悩みの事業主の方

支援内容

仕事と育児、仕事と介護の両立に関して知見を持った社会保険労務士等労務管理の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」が事業主や人事労務担当者を訪問し、無料でアドバイスします。アドバイスは、「育休復帰支援プラン」、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」、「仕事と介護の両立支援プラン」の各策定マニュアル、「両立支援対応モデル」等を活用して行い、従業員の円滑な育児休業・介護休業等の取得から職場復帰までを支援する方法について、プランナーが企業の状況を踏まえ支援します。また、各種マニュアルの提供、各プランの策定についてのセミナーを開催し、セミナー後の個別相談等を行っています（いずれも無料）。

ご利用方法

中小企業育児・介護休業等推進支援事業公式サイトから、申し込みフォームにお進みいただき、お申し込みください。

参照情報

「仕事と家庭の両立支援プランナー」の支援を希望する事業主の方へ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080072.html>

お問い合わせ先

育児・介護支援事務局（厚生労働省委託事業 委託先）

電話：03-5542-1740

公式サイト URL：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

『車両系建設機械等を高水準の安全性を有すると認められるものに更新したい』

高度安全機械等導入支援補助金

高水準の安全性を有する機械の普及を目的とし、近年の技術の進展に伴い開発されている安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業に対し、当該機械への改修、買い替えにより要する費用の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

本補助金の交付を受ける事業者は、建設業許可を有し次の1及び2のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

1 次の業種のうち、A(資本又は出資額の総額)又はB(常時雇用する労働者)のいずれかに該当する事業主であること。

・小売業(飲食店を含む)	A:5000万円以下	B:50人以下
・サービス業	A:5000万円以下	B:100人以下
・卸売業	A:1億円以下	B:100人以下
・その他の業者	A:3億円以下	B:300人以下

2 その他補助事業者が適当と認める者

支援内容

車両系建設機械に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。対象となる装置はお問い合わせ先ホームページからご覧ください。

ご利用方法

建設業労働災害防止協会高度安全機械導入支援補助金事務センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会

高度安全機械導入支援補助金事務センター

URL: <https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

電話: 03-6275-1085



『中途採用の拡大や移住者の採用支援、中高年齢層が起業した場合の支援策を知りたい』

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者を雇い入れ、賃金を上昇させた事業主に対して助成金を支給します。

※ 本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中に当該施策は実施されませんのでご注意ください。

対象となる方

中途採用者の能力評価、賃金、処遇等の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率の拡大及び雇い入れた中途採用者の賃金上昇を行った事業主。

支援内容

通常助成	成長要件加算（※1）
20万円	30万円

※1 生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、対象労働者を雇い入れた場合に加算。

ご利用方法

- （1）中途採用者の採用拡大の取組に係る中途採用計画を作成し、労働局に提出する
- （2）助成対象となる中途採用者を雇い入れ、①及び②を満たす
 - ①中途採用率を5ポイント以上上昇させる 又は 中途採用計画期間における中途採用率が50%以上
 - ②雇い入れた中途採用者の賃金を雇い入れ前と比較して5%以上上昇させる
- （3）申請期間内（※2）に労働局又はハローワークに支給申請、受給

※2 計画期間の終了日の翌日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内

※ 助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『働き方改革に取り組むための融資制度を知りたい』

働き方改革推進支援資金

「働き方改革」や「多様な人材の活用促進」などに取り組むために必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次の(1)～(11)のいずれかに取り組む方。

- (1) 非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む方
- (2) 事業場内最低賃金の引上げ(2%以上)に取り組む方
- (3) 従業員の長時間労働の是正に取り組む方
- (4) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)及び同法第13条又は第15条の2に基づく認定を受けた方
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)及び同法第9条又は第12条に基づく認定を受けた方
- (6) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けた方
- (7) 障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方
- (8) 外国人労働者の雇用管理の改善又は雇用環境の整備に取り組む方
- (9) 健康経営優良法人の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方
- (10) 雇用する従業員のリスクリングに取り組む方
- (11) 非正規雇用労働者の正社員化に取り組む方

※貸付対象(1)～(5)、(7)～(9)について、社会保険および労働保険への加入義務がある事業者(法人に限る。)は、社会保険および労働保険への加入が要件。(ただし、次世代育成支援対策推進法第13条及び同法第15条の2に基づく認定または女性活躍推進法第9条及び同法第12条に基づく認定を受けた方を除く)。

※一部の支援内容は令和8年度当初予算の成立後に利用が可能です。

支援内容

◆貸付限度◆

中小企業事業

7億2,000万円

◆貸付期間◆

中小企業事業

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

長期運転資金:10年以内(うち据置期間2年以内)

◆貸付利率

貸付対象	貸付利率
(1)	・特別利率①:非正規雇用労働者の平均基本給を2%以上増額する場合 ・特別利率②:非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合

(2)(8) (10) (11)	・特別利率①
(3)	・特別利率①: 全従業員の平均の月間所定外労働時間数を前年同月と比べて 5 時間以上削減する場合 ・特別利率②: 上記に加えて、勤務間インターバル制度を新たに導入する場合
(4)	・特別利率① ・特別利率②: ・次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定を受けた方(同法第 12 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。) ・同法第 15 条の 2 に基づく認定を受けた方(同法第 12 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方に限る。) ・特別利率③: 同法第 15 条の 2 に基づく認定を受けた方(同法第 12 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)
(5)	・特別利率① ・特別利率②: ・女性活躍推進法第 9 条に基づく認定を受けた方(同法第 8 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。) ・同法第 12 条に基づく認定を受けた方(同法第 8 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方に限る。) ・特別利率③: 同法第 12 条に基づく認定を受けた方(同法第 8 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)
(6)	・特別利率②
(7)	・特別利率① ・特別利率②: 障害者の雇用の促進等に関する法律第 77 条に基づく認定を受けた方
(9)	・特別利率① ・特別利率②: 健康経営優良法人の認定を受けている方のうち、ホワイト 500、ブライツ 500 又はネクストブライツ 1000 の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方

ご利用方法

日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫の各支店の窓口にお申し込みください。
※必要書類など詳しくは下記へお問合せください。

参照情報

- ・ 日本政策金融公庫(中小企業事業)
- ・ 沖縄振興開発金融公庫

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル
電話: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話: 098-941-1795

エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者による 60 歳以上の高年齢労働者の労働災害防止のための職場環境の改善等に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

本補助金を受給する事業者は、以下の要件を満たしている必要があります。

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 専門家総合対策コース - 補助率 4／5 (専門家によるリスクアセスメント) - 補助率 1／2 (リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施) - 上限額 100万円 (消費税を除く)	- 労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 - リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者等の特性に配慮した労働災害リスクを低減するための優先順位の高い設備の改善等に要する経費 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入等) - リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全年齢の労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費	○労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること。 ○役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用していること。 ※対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です(運動指導等の取組を除く)。
II 熱中症対策コース - 補助率 1／2 - 上限額 100万円 (消費税を除く)	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する経費	
III コラボヘルスコース - 補助率 3／4 - 上限額 30万円 (消費税を除く)	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費	○労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること。 ○役員を除き、自社の労災保険適用の労働者を常時1名以上雇用していること(年齢制限なし)。

【注意事項】

- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 複数コース併せての申請はできません。

各コースについては、間接補助金の予算額を定めております。予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがございます(それぞれのコースの予算額の内訳は実施要領をご確認ください)

支援内容

Ⅰ 専門家総合対策コース

【 補助率 4／5（専門家によるリスクアセスメント）
補助率 1／2（リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施）
上限額 100万円（消費税を除く） 】

- ・ 労働安全衛生の専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。
- ・ リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入・工事の施工等）を補助します。

Ⅱ 熱中症対策コース

【 補助率 1／2 上限額 100万円（消費税を除く） 】

- ・ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する経費を補助します。

Ⅲ コラボヘルスコース

【 補助率 3／4 上限額 30万円（消費税を除く） 】

- ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費を補助します。
 - 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入 等

ご利用方法

○公募時期

令和8年4月～10月末日まで（予定）

※公募の開始時期につきましては、下記参照情報の厚生労働省 HP にてお知らせします。

○申請先（参考）

令和7年度補助事業者

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

（ウェブサイト：<https://www.jashcon-age.or.jp>）

参照情報

エイジフレンドリー補助金について（厚生労働省 HP）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html）

お問い合わせ先（※参考 令和7年度補助事業者：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター）

【申請関係】

電話：03-6381-7507 FAX：03-6381-7508

（平日（10:00～12:00、13:00～16:00）、土日祝日休）

メール：af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

【支払い関係】

電話：03-6809-4085 FAX：03-6809-4086

（平日（10:00～12:00、13:00～16:00）、土日祝日休）

メール：af-shiharai@jashcon.or.jp

『精神・発達障害者と一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めたい』

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

企業で働く一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。

対象となる方

企業に勤めている方であればどなたでも受講できます。
現在、障害者と一緒に働いているかどうか等は問いません。

支援内容

講座では、講師が紹介する様々な事例を通じて、精神障害、発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などを、短時間（90分～120分程度）で学ぶことができます。

- ・ 精神疾患（発達障害を含む）の種類
- ・ 精神障害、発達障害の特性
- ・ 共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）など

ご利用方法

集合講座

労働局やハローワーク等を会場に、多くの企業から広く受講者を募って講座を実施します。
→開催日程・場所などは、下記「お問い合わせ先」の都道府県労働局またはポータルサイトにてご確認ください。

出前講座

個別企業からの要請に応じて、講師が各職場へ出向いて講座を実施します。
→詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

e-ラーニング版

本講座のe-ラーニング版を公表しています。「まずは基礎知識を学びたい」という方はこちらをご利用ください。（e-ラーニング版）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shisaku/jigyounu-shi/e-learning/

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

全国で開催日程・場所などは次のポータルサイトにも掲載しています。

URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shigotosupporter/

『障害者の雇用を推進するための支援策を知りたい』

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度
(もにす認定制度)

障害者の雇用の促進・雇用の安定に関する取組の状況等が優良な中小事業主について、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。好事例の横展開や社会的メリット等の確保・向上を図ることで中小事業主における障害者雇用の取組を推進していきます。

対象となる方

認定基準を満たす中小事業主(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)が対象です。

【主な認定基準】

- ・法定雇用率を達成していること(雇用義務がない場合でも、障害者を1人以上雇用していること)
- ・障害者雇用促進法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと
- ・以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主

大項目	中項目	小項目
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面、②人材面
	仕事づくり	③事業創出、④職務選定・創出、⑤障害者就労施設等への発注
	(障害特性に配慮した)環境づくり	⑥職務環境、⑦募集・採用、⑧働き方、⑨キャリア形成、⑩その他の雇用管理
成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況、⑫定着状況
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント、⑭キャリア形成
情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり
	成果(アウトカム)	⑯数的側面、⑰質的側面

支援内容

認定を受けると、以下のメリットがあります。

<認定のメリット>

- ・自社の商品、広告等への認定マークの使用
- ・求人票へのマークの表示
- ・認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果
- ・障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化
- ・地域の障害者雇用のロールモデルとして知名度の向上

- ・ 日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 地方公共団体の公共調達等における加点の促進 等



【認定マーク（愛称：もにす）】

ご利用方法

- (1) 事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2) 認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。
- (3) 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）
都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

『就職氷河期世代を含む中高年層を採用するための支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)

いわゆる就職氷河期を含む中高年層のうち正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

次の(1)の労働者を(2)の条件により雇い入れる事業主

(1)対象労働者(原則、以下の①～④のすべてに該当する求職者)

- ①35歳以上 60歳未満の者
- ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者として雇用された期間(※)を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間(※)がない者
※自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事していた期間を含む。
- ③紹介日時時点で安定した職業に就いていない者であり、ハローワークや職業紹介事業者等において、就労に向けた個別支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

(2)雇入れの条件

対象労働者を次の①と②の条件によって雇い入れること

- ①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- ②正規雇用労働者(短時間労働者を除く。)として、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること

支援内容

合計支給額 60万円(50万円)
支払方法 30万円(25万円)×2期
()内は大企業に対する支給額です。

中小企業事業主

各 30万円(計 60万円)

中小企業事業主以外

各 25万円(計 50万円)

ご利用方法

- (1) 対象者の雇入れ日から半年経過後、1年間経過後のそれぞれ2か月以内に必要な書類を添えて労働局またはハローワークに支給申請を行います。
- (2) 労働局において審査を行い、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

団体経由産業保健活動推進助成金

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

対象となる方

- ・事業主団体等
事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等
- ・労災保険の特別加入団体
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

用途・対象物

助成対象となる産業保健サービスは以下のとおりです。

- ① ストレスチェックの実施及び集団分析(50人未満の事業場に限る)
 - ② 医師、歯科医師による健康診断結果の意見聴取
 - ③ 医師、保健師による保健指導
 - ④ 医師による面接指導・意見聴取
 - ⑤ 医師、保健師、看護師等による健康相談対応
 - ⑥ 医師等による個別の労働者を対象とした治療と仕事の両立支援
 - ⑦ 医師、保健師、看護師等による職場環境改善支援
 - ⑧ 医師、保健師、看護師等による健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発
- このほか、事務の一部を委託する費用も対象となります。

支援内容

産業保健サービスに要する費用等の90%(上限500万円(一定の要件を満たした団体は1,000万円))を助成します。

ご利用方法

詳しくは、独立行政法人労働者健康安全機構にお問い合わせください。

参照情報

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課
 電話: 0570-783046
 URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

過重労働解消のためのセミナー

事業主や労務担当者などを対象に、毎年 10 月から 12 月を中心に、過重労働解消のためのセミナーを実施しています。このセミナーでは、過重労働防止に関する法令や各種制度、過重労働対策事例及び、業務効率化に関する実践的な手法等を紹介します。

対象となる方

事業主や労務担当者

支援内容

多くの企業で人手不足が深刻化する一方、現場では長時間労働が常態化しやすい状況が続いています。しかしながら、長時間労働の職場環境の改善に取り組むことで、魅力ある職場づくりにつながり、人手不足の解消にもつながります。

そのため、このセミナーでは、健康的に働ける職場を実現したいと考える企業の経営者や労務担当者の方をサポートするため、過重労働防止に関する法令や、パワーハラスメント対策やストレスチェック制度等、職場改善のために必要な情報を詳しく解説します。

さらに、過重労働対策の取組事例や実践的な業務効率化に関するノウハウについても解説します。

8 月頃に厚生労働省ウェブサイトにおいて開催日時等について公表するため、ご確認ください。

お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局監督課特定分野労働条件対策係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html



『労働者のスキルアップを在籍型出向により行う際の支援策を知りたい』 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行い、出向復帰後に賃金を上昇させた事業主及び出向を受け入れた事業主に対して助成金を支給します。

※ 本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中に当該施策は実施されませんのでご注意ください。

対象となる方

出向元及び出向先の事業主(企業グループ内出向の場合は支給されません)

《対象となる出向》

- 労働者のスキルアップを目的とすること。
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること。
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

支援内容

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
助成率	2/3	1/2
助成額	出向元事業主 出向労働者の出向中の賃金(※1)のうち出向元事業主が負担した額×助成率	
	出向先事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向先事業主が負担した額×助成率	
上限額	8,870円(※2)／1人1日あたり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1.出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2.雇用保険の基本手当日額の最高額(令和7年8月1日現在)。毎年8月に改正されるためご注意ください。

ご利用方法

- (1)出向元事業主が、出向先事業主が作成した書類とあわせて出向計画届を管轄労働局に提出
- (2)出向を実施
- (3)出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる
- (4)出向元事業主が、出向先事業主が作成した書類とあわせて管轄労働局に支給申請、受給
(管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。)

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『生産性向上に資する取組等のために新たな人材を雇い入れたい』 産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うために必要な人材を雇い入れた場合に助成金を支給します。

※ 本ガイドブックは、令和8年度当初予算の成立を前提とした内容になっております。暫定予算期間中に当該施策は実施されませんのでご注意ください。

対象となる方

対象事業主

・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等

※中小企業庁の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」のうち「製品・サービス高付加価値化枠」において採択され、交付決定を受けた事業主等が本助成金の対象となります。

支援内容

・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、生産性向上等に必要なスキル等を保有する労働者を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れる場合に助成。

中小企業事業主	中小企業事業主以外
250 万円 (6か月ごとに 125 万円×2期)	180 万円 (6か月ごとに 90 万円×2期)

ご利用方法

- (1)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の応募書類提出
- (2)採択審査委員会による審査・採択
- (3)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の交付申請・交付決定
- (4)新たな人材の雇い入れ(補助事業実施期間内)
- (5)労働局又はハローワークに助成金の支給申請(雇入れから6か月及び12か月経過後)、受給

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

『地域企業における人材確保・育成・定着等の取組を支援したい』

地域の人事部支援事業

民間事業者等が地域企業群や地域の関係機関（地方公共団体、経営支援機関、教育機関等）と連携し、地域が一体となって、人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援します。

対象となる方

地域企業に対して人材確保・育成・定着等に関する支援を行う、民間事業者等
※詳細は、公募時の公募要領をご確認ください。

支援内容

(1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援枠

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

(2) 地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

① 地域企業の後継者育成キャリアシステム事業（右腕人材枠）

② 法制度の事業認定等との連携事業（法制度連携枠）

＜補助対象経費＞

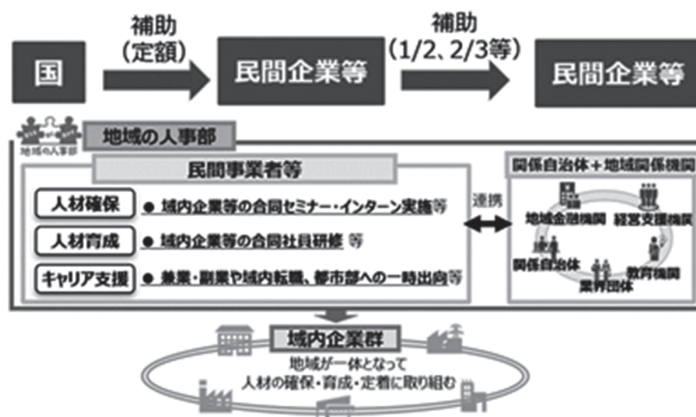
人件費、旅費、会議費、広報費、システム利用費、教材作成費、謝金、備品費、賃料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、委託・外注費等

＜補助率、補助上限＞

【右腕人材枠】2/3、上限 1,300 万円、

【法制度連携枠】1/2、上限 1,000 万円

※過去2年度採択されている事業者は、補助率を1/3とする。



(1) 今後、事務局より公募を行います。所定の方法・様式に基づき、期日までにご応募ください。

(2) 外部審査委員による審査を経て、採択者を決定します。

(3) 交付決定後、補助事業を実施していただきます。補助金は事業完了後に交付します。

※公募スケジュール等の詳細については、お問い合わせ先までご連絡ください。今後、経済産業省ウェブサイト等を通じてお知らせします。

※上記の内容について変更が生じる場合もありますので、詳細は公募時の要領をご確認ください。

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課

電話：03-3501-1697 E-mail: bz1-chiikiseisakuka_jinzai@meti.go.jp

URL: https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html

🔗「地域の人事部」ロゴマーク申請を受付中です。詳細はHPをご確認ください。



『社員の奨学金の「代理返還」で会社と社員の Win-Win の関係を』 奨学金の代理返還支援

日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金について、企業等が社員の奨学金返還をサポート(代理返還)する場合、企業等・社員の双方が各種のメリットを受けることができます。

代理返還を行う場合、企業等は法人税及び社会保険料に関する優遇措置を、返還者(社員)は所得税及び社会保険料に関する優遇措置を受けられる可能性がある、双方が Win-Win の制度です。制度の利用が人材確保や人材の定着につながるため、近年利用企業数が急増しています。是非御活用ください。(2026 年 1 月末時点で 4,614 社が制度を導入して、24,086 人が支援を受けています。)

対象となる方

雇用する社員の奨学金返還を支援しようとする事業主

※既に返還支援を実施している事業主だけでなく、新しく実施しようとする事業主も対象となります。

内容

JASSO の貸与型奨学金(第一種(無利子)・第二種(有利子))の返還の支援を企業が社員に対して行う場合、企業からの直接送金を受け付けています。本制度を企業が利用する場合、税制優遇を受けられる可能性があります。

本制度を利用する場合(企業から JASSO へ直接送金する場合)の課税等の関係

①【法人税】給与として損金算入できます。

企業にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。

(※)役員給与、使用人兼務役員の場合の役員部分の給与は一定のものを除き損金不算入となり、また、過大な使用人給与も損金不算入になります。

②【法人税】中小企業向け賃上げ促進税制の対象となり得ます。

代理返還に充てる経費は、中小企業向け賃上げ促進税制の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用が可能です。

(※)中小企業向け賃上げ促進税制:雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大 45%を税額控除(税額控除上限:法人税額の 20%)

③【社会保険料】標準報酬月額の対象外となり得ます。

代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはなりません。

(※)給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれます。

④【所得税】非課税となり得ます。

返還者にとって、企業が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得ます。

(※)返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

・本制度を利用する企業の名称及び取組について、JASSO のホームページ上への掲載や大学等への周知を通じて PR を図ることができます。

※公表を希望されない場合には控えさせていただきます。

お問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係

電話:03-6743-6029

URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

『経営戦略と人材戦略を一体的に推進する！』 中小企業・小規模事業者 人材活用ガイドライン

経営課題の背景にある人材に関する課題を解決するため、経営戦略に紐づいた人材戦略の検討・策定・実行を推進する「人材活用ガイドライン」を策定しています。

対象となる方

中小企業・小規模事業者の経営者、人事責任者、支援機関の職員

支援内容

中小企業を取り巻く環境が急速に変化する中で、経営者が抱える日々の経営課題の背景には、人手不足や人材育成など、人材に関する課題が潜んでいることが少なくありません。その人材課題を解決するには、支援機関が中小企業に伴走しながら、経営者自らが人材に関する課題に正面から向き合い、貴重な人材を活かす方法を検討・実践するなど、経営戦略と人材戦略を一体的に推進することが重要です。

本ガイドラインは、人材戦略の検討を「ステップ1: 経営課題と人材課題を見つめ直す」、「ステップ2: 人材戦略を検討する」、「ステップ3: 人材戦略を実行する」の3ステップで整理しています。

また、「ステップ2: 人材戦略を検討する」では、人材戦略の方向性を「中核人材の採用」、「中核人材の育成」、「業務人材の採用・育成」の3つに整理し、具体的な対策の検討を行い、「ステップ3: 人材戦略を実行する」では、それぞれの人材戦略の実行に当たっての取組のポイントや活用できる支援策、サポート機関などを紹介しています。

ご利用方法

中小企業庁 HP で公表している「中小企業・小規模事業者 人材活用ガイドライン」を御参照ください。

参照情報

中小企業・小規模事業者の人材活用事例

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/hitodebusoku/guideline/jirei.pdf>

「IT 導入補助金」を活用した業務効率化の取組事例

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/hitodebusoku/guideline/it_jirei.pdf

支援機関が人材活用ガイドラインを活用する際のポイント ～よろず支援拠点における活用事例集～

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/hitodebusoku/guideline/yorozu_jirei.pdf

【中小企業の経営者の皆様へ】人材活用ガイドラインの紹介動画 (Youtube metichannel)

<https://www.youtube.com/watch?v=yrEYPkEi0y8>

【経営支援機関の皆様へ】人材活用ガイドラインの紹介動画 (Youtube metichannel)

<https://www.youtube.com/watch?v=X8CxxkavzHcw>

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 経営支援課 電話: 03-3501-1511 (内線: 5331～5335)

『企業のデジタル人材を育成したい』

デジタルスキル標準／マナビ DX(デラックス)／マナビ DX Quest

企業のデジタル人材育成・確保の指針として、DX 時代の人材像を「デジタルスキル標準」として整理・公表しています。また、デジタルスキルに関する学習機会をマナビ DX(デラックス)、マナビ DX Quest を通じて提供しています。

対象となる方

中小企業を含む全ての事業者／個人

※ (2)－2 マナビ DX Quest の受講は、社会人・学生が対象

支援内容

(1) デジタルスキル標準

- 企業のデジタル化の担い手が IT 人材から DX 人材へ変化していることを踏まえ、DX 時代の人材像をデジタルスキル標準として整理し、公表しています。
- 全てのビジネスパーソンが身につけるべき知識・スキルを定義した「DX リテラシー標準」、DX を推進する人材の役割や習得すべきスキルを定義した「DX 推進スキル標準」からなります。
- 生成 AI の登場を踏まえて、指示(プロンプト)の習熟等の必要性や、新技術への向き合い方を追記する改訂を 2024 年 7 月に実施しました。
- デジタルスキル標準は見直しを随時実施しています。最新版はご利用方法(1)の URL を参照ください。

(2)－1 ポータルサイト「マナビ DX(デラックス)」

- デジタルスキルを身につける講座を紹介するポータルサイトです。誰でもデジタルスキルが幅広く学べるよう民間事業者等の学習コンテンツを掲載しています(300 社 733 講座(令和8年1月末時点))。生成 AI 関連の講座も掲載しています。

(2)－2 マナビ DX Quest

- データ付きのケーススタディ教材を用い、課題解決プロセスを疑似体験する教育プログラムと、地域企業と協働し、デジタル技術の実装にチームで取り組む地域企業協働プログラムを提供しています。

ご利用方法

(1) デジタルスキル標準

- 下記の URL からご確認ください。
URL : <https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html>

(2)－1 ポータルサイト「マナビ DX(デラックス)」

- 下記の URL からご利用ください。無料の講座も多数掲載しています。
URL : <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

(2)－2 マナビ DX Quest

- 下記の URL をご参照ください。
URL : <https://dxq.manabi-dx.ipa.go.jp/>
- 非営利目的の利用に限りデータ付きケーススタディ教材を提供しています。詳細は下記をご覧ください。
URL : https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/manabi-dx-quest.html

【デジタルスキル標準】



【マナビDX】



【マナビDX Quest】



【ケーススタディ教材】



参照情報

お問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

電話:03-3501-1511(代表) 内線 3971

『多様な人材の活躍に向けた取組をサポートします！』 ダイバーシティ経営実践のための各種支援ツール

多様な人材の能力を最大限発揮させることで企業の価値創造につなげる「ダイバーシティ経営」の推進に向け、各種ツールや企業事例の普及等を通じ、企業における取組を促進しています。

対象となる方

中小企業を含む全ての事業者、支援機関の職員

支援内容

経済産業省ホームページに以下の支援ツールを公表しており、企業でのダイバーシティ経営の推進にあたって、随時ご活用いただくことが可能です。

(1) ダイバーシティ経営診断ツール

中小企業における人材マネジメントに関する現状と、今後必要となる取組を見える化する「経営診断シート」とその「手引き」をご活用可能です。

(2) 普及啓発リーフレット

中小企業がダイバーシティ経営に取り組む意義を示したリーフレットを公表しています。

(3) 中小企業のためのダイバーシティ経営

ダイバーシティ経営をこれから始める、あるいは、実際にどのように取組を定着させたらよいかわからない、という中小企業の皆様向け、有識者による鼎談や企業事例から構成されるリーフレットを公表しています。

(4) ダイバーシティ・コンパス

自社がダイバーシティ経営を通じて目指す姿や取組を振り返ることができるツールとしてご活用可能です。

ご利用方法

各種支援ツールについては、以下よりご覧ください。

(1) ダイバーシティ経営診断ツール

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/turusimenban.pdf>

(2) 普及啓発リーフレット

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/2021_03_diversityleaflet.pdf

(3) 中小企業のためのダイバーシティ経営

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/diversityleaflet.pdf>

(4) ダイバーシティ・コンパス

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/compass/index.html>



▲ 普及啓発リーフレット

参照情報

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室 電話：03-3501-1511(内線：2131)

『予備自衛官を雇用する企業等をサポート』 予備自衛官の雇用企業等を支える給付金

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する企業等に対して各種給付金を給付する制度を設けています。

対象となる方

- ・予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主（支援内容(1)から(3)）
- ・個人事業主などの事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官（支援内容(4)）

支援内容

(1) 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官を雇用する場合は、1人当たり月額 42,500 円、年額 51 万円が給付されます。

(2) 即応予備自衛官育成協力企業給付金

企業等において雇用する自衛官経験のない予備自衛官が、所要の教育訓練（約 40 日間）を終えて即応予備自衛官に任用された場合は、1人当たり 56 万円が一括給付されます。

(3) 雇用企業協力確保給付金

予備自衛官等又は即応予備自衛官が、災害等で招集された場合や、招集中の負傷又は疾病により勤務先に出勤できなくなった場合は、1人当たり日額 34,000 円が給付されます。

(4) 予備自衛官事業継続給付金

事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官が、災害等で招集された場合や、招集中の負傷又は疾病により自らの事業を行うことができなくなった場合は、1人当たり日額 34,000 円が給付されます。

ご利用方法

給付を受けようとする給付金ごとに支給決定に必要な書類を、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部に提出していただくことになります。詳細は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

参照情報

予備自衛官等制度については、防衛省ホームページなどで確認できます。また、防衛省・自衛隊では、退職予定自衛官の再就職の支援や企業等からの求人情報の取次ぎ（無料職業紹介を行う（一財）自衛隊援護協会への取次ぎ）を行っています。一般の公務員より若くして退職する自衛官を雇用したいなどのご要望がありましたら、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの自衛隊地方協力本部（全国50箇所） 右のQRコードから確認できます。



予備自衛官制度などを知りたいときは、次のQRコードから確認できます。

【予備自衛官等の各種制度】

【防衛省・自衛隊の再就職支援】

[防衛省ホームページ]

[陸上自衛隊ホームページ]

[防衛省ホームページ]



アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金

日本企業が海外で操業する物品の製造拠点におけるエネルギー使用量削減を推進するために必要な現地人材の育成や、海外における日本メーカーの省エネ機器等の導入やメンテナンスに必要な現地人材の育成支援、カーボンニュートラル実現に必要な先進的技術に関するセミナーや、海外の官民における決定権者等の招聘を通じて、アジア等の国・地域での省エネ化及びカーボンニュートラルの社会実装を実現します。

対象となる方

- 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業
 - 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業
海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む企業
 - 対象国・地域：アジアの国・地域
 - 対象分野：製造業における生産プロセスの省エネ化
 - 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業
海外企業の工場等において日本の省エネ機器等の普及を担う外国人エンジニア等の育成に取り組む企業
 - 対象国・地域：アジアの国・地域
 - 対象分野：省エネ機器等（ユーティリティ設備、生産設備、産業用ロボット等）の導入・メンテナンス
- 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業
脱炭素関係技術についての研究や開発、実証、普及・展開等に取り組む企業・大学等
 - 対象国・地域：アジアの国・地域等
 - 対象分野：グリーン成長戦略に示された産業分野に基づく脱炭素関係技術等、AETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく脱炭素関係技術等

支援内容

- 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業
 - 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業
 国内人材育成（日本へ受け入れての受入研修）、海外人材育成（海外への講師派遣等による海外研修等）の取り組みに対して必要経費の補助を行います。
 - 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業
 国内人材育成（日本へ受け入れての受入研修）、海外人材育成（海外への講師派遣等による海外研修）の取り組みに対して必要経費の補助を行います。
- 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業
 海外でのセミナー、産業人材の日本への招聘の取り組みに対して必要経費の補助を行います。

■補助率

- 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業
 中小企業等分野：2分の1、大企業分野：3分の1
- 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業
 大学等・公益法人分野：4分の3、中小企業等分野：2分の1、大企業分野：3分の1

■用途・対象物

渡航費、滞在費、研修費、通信整備費、動画教材等作成費、講師謝金、会場借料 等

お問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 貿易振興課 技術・人材協力室 電話：(03)3501-1937

『「はじめて輸出」を応援します』 新規輸出 1 万者支援プログラム

輸出に関するさまざまな課題に対応し、国内取引での輸出や海外バイヤーとの商談など、はじめての輸出や新たな国・地域への展開といった挑戦をサポートします。

対象となる方

中堅・中小企業等

(これから輸出を考え始める方、すでに輸出をされていて新たな国・地域への展開や新商品の輸出を考えている方など)

支援内容

経済産業省、中小企業庁、JETRO及び中小機構が一体となり、中堅・中小企業の新規輸出の取組を一気通貫で支援します。

JETROに設置している本プログラムのポータルサイトに登録いただいた後、専門家が個別にカウンセリングを行い、輸出の実現に向けた準備段階に応じて最適な支援策を提案します。

※提案する支援策の一例

・輸出相談(海外展開ハンズオン支援)(中小機構)

輸出に慣れていない中小企業向けに、中小機構の専門家が輸出の可能性について相談に応じ、実現に向けた課題の明確化と解決を支援します。

・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金(グローバル枠)

海外市場開拓(輸出)に向け、機械設備の導入や体制構築など、国内の輸出体制強化に必要な費用を補助します。

・新輸出大国コンソーシアム(JETRO)

JETRO、中小機構、地方自治体、金融機関などの支援機関が幅広く集結し、最適な支援をご紹介します。

また、輸出を含めた海外展開をお考えの中堅・中小企業等の皆様に対し、海外ビジネスに精通したJETROの専門家が寄り添い、市場調査や情報収集、現地での商談サポートなどの販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて総合的な支援を提供します。

ご利用方法

JETROポータルサイトからご登録いただけます。

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)

新規輸出 1 万者支援プログラムポータルサイト

URL: <https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

Tel: 03-3582-4937

受付時間: 平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く)



『海外進出や国際取引に関する無料アドバイスを受けたい』 海外展開ハンズオン支援

海外ビジネスの課題やお悩みに関して、無料で何度でも、専門家によるアドバイス(海外展開相談)を受けることができます。海外ビジネスの実現に向け、海外事業計画を策定するハンズオンの支援(海外展開ハンズオン支援)も行います。

対象となる方

- (1) 海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者(海外展開ハンズオン支援、海外展開相談)
- (2) 海外展開支援策の企画・運営を検討・実施している支援機関(海外展開相談のみ)

支援内容

海外展開の実現や海外子会社の適切な管理に関し、豊富な実務経験・ノウハウを持つ専門家が無料の相談対応を行っています。

- はじめての海外展開
- 戦略策定、計画策定
- 販路開拓・マーケティング
- 海外展示会への出展
- 代理店・販売店の活用
- 契約(売買、技術提携)
- 貿易実務
- 法規制(輸出入・投資・環境)
- 現地法人設立・運営
- 税務・会計・財務・労務
- 知財保護・知財活用
- 移転、撤退 等

ご支援は「海外展開相談」から開始し、様々なお悩みの解決にご活用いただけます。

さらに、ご希望や必要性等に応じて「海外展開ハンズオン支援」を行います(採択審査あり)。

「海外展開ハンズオン支援」では、海外事業計画作成に必要な仮説検証のプロセスとして商談への同席や海外渡航調査への同行なども行い、伴走しながらアドバイスします。

また、ノウハウやネットワークを生かし、支援機関へのアドバイスも実施しています。中小機構やその他の政府機関の支援メニューも組み合わせて、成果を出すお手伝いをします。

ご利用方法

- (1) WEB フォームまたは Email にて、お申込みをお願いします。
- (2) アドバイス場所・日時の調整のため、事務局からご連絡します。
- (3) 全国10拠点で相談対応します。オンラインでの対応も可能です。

申込 WEB フォームはこちらのページから

海外展開ハンズオン支援(<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
(東京)本部 販路支援部 海外展開支援課
電話: 03-5470-1522

E-mail: kei-kokusai@smrj.go.jp

(札幌)北海道本部 電話: 011-210-7472
(名古屋)中部本部 電話: 052-201-3068
(大阪)近畿本部 電話: 06-6264-8624
(高松)四国本部 電話: 087-823-3220
(沖縄)沖縄事務所 電話: 098-859-7566

(仙台)東北本部
(金沢)北陸本部
(広島)中国本部
(福岡)九州本部

電話: 022-399-9031
電話: 076-223-5546
電話: 082-502-6311
電話: 092-263-1535

『セミナーやWEBで海外展開に関する最新情報を収集したい』 海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供

全国各地で開催される海外進出や国際取引に関するセミナーやウェブサイト上で有益な情報を収集することができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

■中小企業海外展開セミナー

都道府県などの自治体、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、中小企業の海外展開に有用な実務情報や支援施策等を紹介する海外展開セミナーを開催しています。またセミナーと併せて、海外展開に関する個別相談会を開催する場合があります。

■ウェブサイトでの情報提供

中小機構では、ウェブサイトや中小企業支援ポータルサイトの「J-Net21(国際化支援ポータル)」で、海外への取組みに役立つ情報を提供しています。

(J-NET21) URL:<https://j-net21.smrj.go.jp/special/overseas/index.html>

(1)海外ビジネスナビ

海外展開相談や海外展開ハンズオン支援で入手・集積した海外の情報や、日々中小企業の方々へアドバイスを行っている専門家の培ったノウハウなどを、広く多くの方々にご活用いただけるよう、情報を提供しています。

URL:<https://biznavi.smrj.go.jp/>

(2)中小企業のためのEC活用ポータルサイト(ebiz)

ebizは、中小企業のEC活用支援を目的とした、オンライン講座・民間のEC支援事業者(EC活用支援パートナー)とのマッチングイベント・セミナーなどをご案内するポータルサイトです。国内から海外まで幅広く、EC市場への参入方法や運営ノウハウなどの情報を得ることができ、中小企業のEC活用をサポートします。

URL:<https://ec.smrj.go.jp/>

(3)J-GoodTech(ジェグテック)

「J-GoodTech(ジェグテック)」は、日本の中小企業と、国内外の企業とをつなぐビジネスマッチングサイトです。自社製品や技術・サービス情報のプロモーション、ニーズに合わせた企業情報の検索ができるだけでなく、各企業と直接の情報交換や技術提案も可能です。

URL:<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

ご利用方法

中小機構のウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部

(1) 海外展開支援課

電話:03-5470-1522、E-mail:kei-kokusai@smrj.go.jp

(2) 民間パートナー活用支援室

電話:03-5470-1524、E-mail:mktgsupport@smrj.go.jp

(3) マッチング支援課(ジェグテック担当)

電話:03-5470-1538、E-mail:jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』

海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金、業況悪化している海外事業を安定化させるために必要な資金(いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。)の融資を受けることができます。

対象となる方

1. 経済の構造的変化等に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の(1)～(3)の全てを満たす方

- (1)開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること
- (2)本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること
- (3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当すること
 - ①取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること
 - ②原材料の供給事情により、海外進出をすること
 - ③労働力不足により、海外進出をすること
 - ④国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること

2. 海外における経済の構造的変化等に適応するために次の(1)および(2)の全てを満たす方【中小企業事業のみ】

- (1)海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部又は一部を、移転又は廃止することを含む)することが、経営上必要であること
- (2)本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること

3. 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている方【中小企業事業のみ】

支援内容

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】14億4,000万円

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】7,200万円

■貸付利率

基準利率。ただし、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除(中小企業事業)

※上限金利 3.0%(中小企業事業)

- ・ 日本と経済連携協定(EPA)又は自由貿易協定(FTA)を発効又は署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として基準利率－0.65%
- ・ 海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等の要件を満たす場合、4億円を限度として基準利率－0.65%
- ・ 【中小企業事業のみ】海外直接投資(追加投資を含む。)を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 【中小企業事業のみ】クールジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、4億円を限度として基準利率－0.4%

- ・ 海外展開事業(海外直接投資〔追加投資を含む〕を除く)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む)については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 【中小企業事業のみ】海外知的財産権を活用した海外展開事業(海外知的財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 対象者2に該当する方が必要とする資金は4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 日本と経済連携協定(EPA)又は自由貿易協定(FTA)を発効又は署名している国において海外展開事業を行う方のうち、海外展開事業(海外直接投資〔追加投資を含む〕を除く)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む)であって、かつ、「新規輸出1万者支援プログラム」への登録を行っている方については、4億円を限度として基準利率－0.9%

■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)10年以内(うち据置期間2年以内)

※据置期間については、海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合は5年以内

■その他

貸付資金について、円以外に米ドルによる貸付も可能です(中小企業事業のみ)。

なお、米ドルによる貸付の場合は、上記貸付利率に、所定の利率が加算されます。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。必要書類については各機関にお問い合わせください。

参照情報

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話:098-941-1961

『海外現地法人で直接資金調達したい』 クロスボーダーローン

中小企業・小規模事業者の海外現地法人が必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに当てはまる方

(1)中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者(※1)の海外現地法人

(2)中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人

(3)地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者又はみなし特定事業者(※2)の海外現地法人

※ 海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要

※ タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン又はメキシコに本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象。なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件あり。

※ 公庫が連携する金融機関から申込みできる連携型クロスボーダーローンもあります。

(※1) 特定事業者：中小企業等経営強化法又は地域未来投資促進法に定める特定事業者

(※2) 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業

支援内容

■貸付限度額

14億4,000万円（連携型クロスボーダーローンは、1億2,000万円（別枠））

■貸付利率

基準利率。ただし、4億円を限度として基準利率－0.9%を適用する。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除

※上限金利3.0%

※連携型クロスボーダーローンについては、連携型クロスボーダーローン利率－0.9%が適用されます。

■貸付期間

設備資金 20年以内（連携型クロスボーダーローンは10年以内）

運転資金 10年以内（連携型クロスボーダーローンは10年以内）

※据置期間については、2年以内（特に必要な場合は5年以内）

■その他

貸付資金について、円以外に米ドルによる貸付も可能です。

なお、米ドルによる貸付の場合は、上記貸付利率に、所定の利率が加算されます。

（暫定予算期間中において「連携型クロスボーダーローン」は実施されません。）

ご利用方法

申込み時に必要書類を提出してください。必要書類については機関にお問い合わせください。

参照情報

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫（日本公庫） 中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』 スタンバイ・クレジット制度

海外の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた方
2. 中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた方
3. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた方
4. 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた方
5. 中小企業等経営強化法に基づく連携事業継続力強化計画の認定を受けた方
6. 地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた方
7. 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた方
8. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた方
9. 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けた方
10. 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた方
11. 食品等持続的供給法に基づく流通合理化事業活動計画の認定を受けた方
12. 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた方
13. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた方

※ いずれも変更認定等を含みます。なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、国内法人が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画において国内法人と共同事業を行う先に限ります。

支援内容

補償限度額

1 法人あたり 9 億円

補償料率

信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。

信用状の有効期間

1 年以上 11 年以内

海外でのお借入れ条件

融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。

資金用途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金

融資期間: 1 年以上 10 年以内

提携先金融機関(掲載は本店所在国・地域の英語名のアルファベット順)

平安銀行(中国)、インドステイト銀行(インド)、バンクネガラインドネシア(インドネシア)、山口銀行(日本)【対象地域: 中国】、名古屋銀行(日本)【対象地域: 中国】、横浜銀行(日本)【対象地域: 中国】、KB 国民銀行(韓国)、CIMB 銀行(マレーシア)、パノルテ銀行(メキシコ)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、DBS 銀行(シンガポール)、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)、合作金庫銀行(台湾)、バンコック銀行(タイ)、ベトナム・バンク(ベトナム)、HD バンク(ベトナム)(2026 年 1 月末現在。)

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル
電話: 0120-154-505

『輸出取引の代金が支払われないリスクに備えたい』 中小企業・農林水産業輸出代金保険

日本企業に安心して海外との取引を行っていただくための国の支援制度で、輸出先国のカントリーリスクや自然災害、または海外取引先の破産や資金ショート等により、代金を受け取れない場合に保険金をお支払いします。＜国の信用力を背景に日本貿易保険（NEXI）がリスク審査および保険引受を実施。＞

対象となる方

海外と輸出取引を行う資本金 10 億円未満の中堅企業もしくは中小企業、または農林水産業従事者等（2025 年 4 月より、従業員数が 2,000 人以下の企業も対象に追加）。

支援内容

日本貿易保険（NEXI）の「中小企業・農林水産業輸出代金保険」※'では、貨物船積後※'に本邦外で生じた・カントリーリスク（非常危険）：戦争・テロ、為替・輸入制限、自然災害、経済制裁、収用等
・バイヤーのリスク（信用危険）：契約相手方の破産、履行遅延等に起因し、輸出者が代金回収できなくなった場合に保険金をお支払いします。

「中小企業・農林水産業輸出代金保険」ご利用にあたっては、事前に海外バイヤーの与信審査が必要となり、中小企業・農林水産業従事者等の方に限り、信用調査書を NEXI が累計 8 件まで無料で代理取得いたします。また、NEXI の提携金融機関を通してこの保険をご利用いただくと保険料が 10%割引になります。

※'従来の「中小企業輸出代金保険」（対象：中小企業基本法に基づく法人、または資本金の額もしくは出資総額が 10 億円未満の会社等）の対象を農林水産業関係法人等に拡大し、2016 年 7 月より運用開始。なお、中小企業・農林水産業輸出代金保険の対象となる方であっても、お取引条件によっては別の保険商品をご案内することもございます。

※'貨物船積前に発生した非常危険、信用危険に起因する損失のカバーをご希望される場合は貿易一般保険（個別）をご利用ください。保険料率やカバー範囲が中小企業・農林水産業輸出代金保険とは異なりますので、事前にお問い合わせください。

ご利用方法

詳細については、お問い合わせ先へ連絡、または日本貿易保険のウェブサイトにてご確認ください。。

参照情報

日本貿易保険のウェブサイト

お問い合わせ先

日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）

本店（東京） 営業推進グループ

電話：0120-671-094

大阪支店 営業グループ（愛知県、岐阜県、福井県以西、沖縄県除く）

電話：0120-649-818

お問合せ時間 9:00～12:00、13:00～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

URL：<http://www.nexi.go.jp>

Youtube 公式チャンネル：<https://www.youtube.com/channel/UCCeU-adMA6ypIxJisMf13VQ/videos>

『海外で行った投資について戦争・テロ・天災等のリスクに備えたい』

海外投資保険

日本企業に安心して海外への投資を行っていただくための支援制度で、洪水や地震等の天災、テロ、戦争、外国政府による権利侵害等のカントリーリスクにより工場が1か月以上稼働できない場合や事業停止となった際に損失をカバーし保険金をお支払いします。

対象となる方

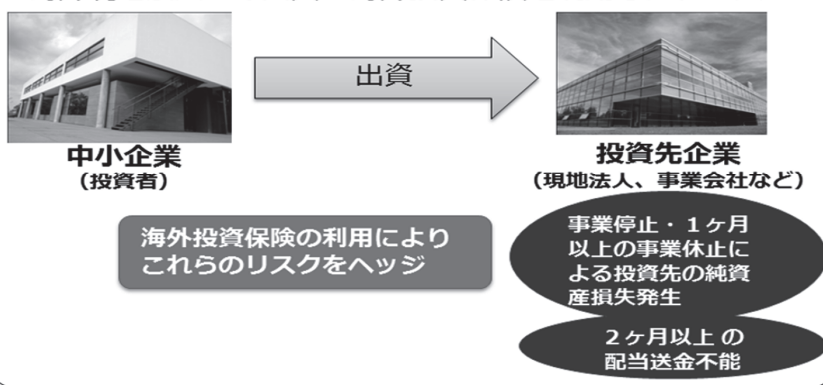
海外投資（出資による投資、不動産等の権利取得等）を行う中小企業等

支援内容

天災やテロ、戦争等の不可抗力や、外国政府による収用、権利・利益侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等といった、出資の際に予測出来ないリスクが発生した場合、投資先企業の簿価純資産の持ち分の目減り額等の損失に対して保険金をお支払いします。

すでに出資、取得している資産についても保険をかけることができます。

・海外現地法人への出資へ海外投資保険を利用したケース



ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、または日本貿易保険のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

日本貿易保険のウェブサイト

お問い合わせ先

日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)
 投資保険第一グループ (東南アジア・中東・北アフリカ、米州向け)
 電話: 03-3512-7668
 投資保険第二グループ (上記以外)
 電話: 03-3512-7600
 お問合せ時間 9:00～12:00、13:00～17:30 (土日祝日・年末年始を除く)
 URL: <http://www.nexi.go.jp>

『台湾で国際展開を図るための支援策を知りたい』

日本台湾交流協会事業

日本台湾交流協会は、1972 年の日中国交正常化に伴い、日本と台湾間の実務レベルでの交流関係を維持するため設立された組織です。日本政府と緊密に連携し、外交関係の無い台湾との間の実務関係を処理するために各種業務を担っています。

当協会では、台湾でビジネスを行う際に必要となる「基本情報や経済関連情報の提供」や、台湾企業とのビジネス交流を目指す経済団体等と協力した「商談会やセミナーの開催支援」、「国際展示会への出展支援」等による台湾企業とのビジネスマッチングや連携を支援しています。また、台湾での事業展開に関心のある「日本のスタートアップ企業の台湾展開に向けた支援（台湾のアクセラレータによるブリーフィング等）」を行っています。

対象となる方

- 台湾でのビジネス展開や台湾企業との連携を考えている我が国中小企業、スタートアップ企業
- 台湾とのビジネス交流を考えている中小企業を支援する産業支援機関等

支援内容

1 基本情報・経済関連情報の提供

台湾でのビジネス展開を支援するため、台湾の基本情報や経済動向、法制度などに関する各種情報提供及び貿易相談等のアドバイスを行っています。

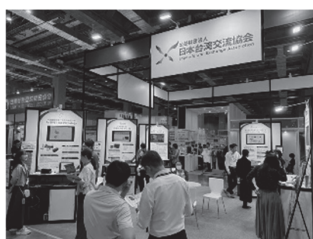
2 中小企業の台湾展開に向けた支援

①日台パートナーシップ強化セミナー

JETROや産業支援機関、台湾側の関係機関と連携しながら、毎年 10 ヶ所程度で台湾情勢等についてセミナーを開催します。

②台湾における国際展示会等出展事業

年 2 回程度、台湾での国際展示会に協会が展示ブースを確保し、台湾とのビジネスを希望する我が国中小企業による展示及び台湾企業との商談を支援します。



③助成事業

台湾とのビジネス交流計画を有する産業支援機関、業界団体、商工会議所等に対して、商談会やセミナー及びこれに付随して行う展示会出展・開催について、経費の一部（上限：350 万円）助成を行います。

事業名	日台パートナーシップ強化セミナー	台湾における国際展示会等出展事業	助成事業
対象者	初級編 （台湾経済や産業について情報を収集したい企業・個人向け）	中級編 （国内中小企業が台湾の展示会に出展を検討している企業向け）	上級編 （既に、独自に台湾で事業展開を図ることが可能な団体向け）
事業内容	台湾経済、主要産業の情勢について有識者によるセミナー形式で開催し、参加者へ台湾の情報を提供、興味を深化させる。主な共催事業者は、JETRO地方貿易情報センター、TJPO（台日産業連携オフィス）など。 	台湾との取引、進出等を検討している中小企業に対して、台湾での国際展示会に日本台湾交流協会専用ブースを出展し、商談会やセミナーを開催することで、台湾企業との商談機会を促進させる。 	中小企業のグループ（5社以上）、組合等が、製造業やサービス業を中心に国内コーディネーターや台湾関連機関と協力しながら、独自に策定した台湾での商談会、セミナー開催、展示会出展・開催事業に対して支援を実施する。 

パンフレット URL:

<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/tokyo/2024/07/0719/kakehashi2024.pdf>



3 スタートアップ企業の台湾展開に向けた支援(URL:<https://www.koryu.or.jp/business/trade/startup/>)
 ジェトロと連携し、日本のスタートアップ企業による台湾での事業化や台湾を足がかりとした第三国への事業展開を支援する「日台スタートアップ・エコシステム強化事業」を実施しています。
 台湾での事業展開に関心のある日本のスタートアップ企業に対し、当協会が提携する台湾のアクセラレータが①ブリーフィング②個別メンタリング③マッチング④共有ワーキングスペースの提供等の支援を行います。
 また、台湾最大のアクセラレータである Garage⁺と連携し、アクセラレーションプログラム「Grow Up with TAIWAN Program」を実施しています。

Grow Up with
TAIWAN Program



ご利用方法

■基本情報・経済関連情報の提供

(1) 貿易投資相談 Q&A が WEB サイト(トップページ>事業概要>貿易・経済事業) から閲覧できます。

URL: <https://www.koryu.or.jp/business/trade/>

(2) ご相談は、東京本部や台北事務所にて受け付けております。

電話での相談は、以下「参照情報 お問い合わせ先」をご参照頂き、メールでの相談は WEB サイト(トップページ>右上のお問い合わせ) からご連絡ください。URL: <https://www.koryu.or.jp/contact/>

(3) メールマガジン登録

日台間のビジネス関連イベントに関する情報をメールマガジンにて発信しております。公募やセミナー開催等の情報をいち早くお届けできます。WEB サイト(トップページ下部>日本台湾交流協会メールマガジンについて>メールマガジン登録フォーム) よりご登録ください。

<https://forms.office.com/r/RKWzYVv16f>



■中小企業の台湾展開に向けた支援

(1) 助成事業・台湾における国際展示会等出展事業

例年2～3月、8～9月頃に協会 WEB サイト(トップページ>新着情報) にて公募します。

(2) 日台パートナーシップ強化セミナー

開催約2ヶ月前に協会 WEB サイト(トップページ>新着情報) にて参加者を募集します。

■スタートアップ企業の台湾展開に向けた支援

URL: <https://www.koryu.or.jp/business/trade/startup/>

詳しくはお近くのジェトロまでお問い合わせください。

「Grow up with Taiwan Program」については例年7月以降に協会 WEB サイト(トップページ>新着情報) にて公募します。

参照情報

日本台湾交流協会のウェブサイト (URL: <https://www.koryu.or.jp/>)

お問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会

東京本部 貿易経済部

電話: 03-5573-2607

台北事務所 経済・貿易相談室

電話: +886-2-2713-8000 (貿易相談: 日本語・中国語 #2735)

高雄事務所 経済室

電話: +886-7-771-4008 (日本企業支援: 内線 758)

※台湾関連イベント(セミナー・商談会等)は以下ページをご覧ください(随時更新)。

<https://www.koryu.or.jp/business/trade/event/>

『海外展開に関する支援を受けたい』 新輸出大国コンソーシアム

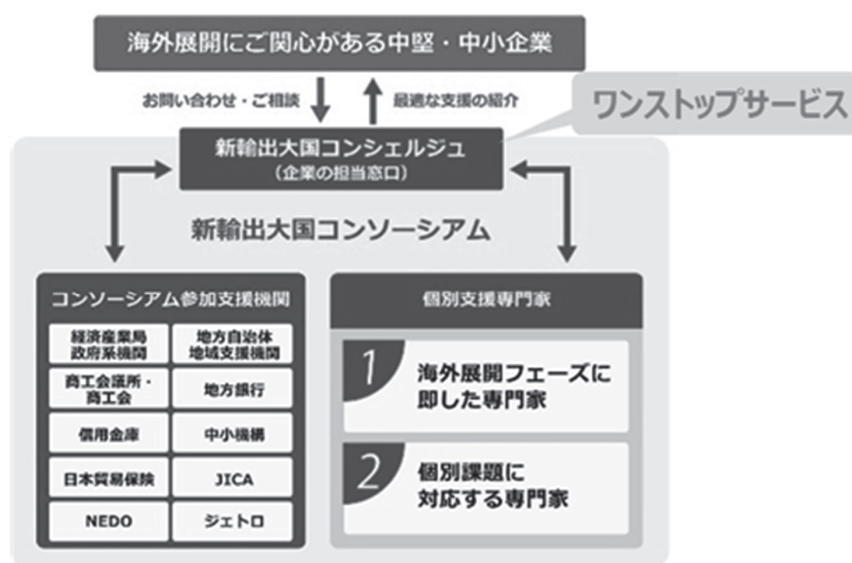
海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供します。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

JETRO、中小機構、地方自治体、金融機関などの支援機関が幅広く集結し、最適な支援をご紹介します。各国・地域事業に精通した専門家が、継続的な企業訪問・商談同席・海外出張同行などを通じて、販路開拓を支援します。また、貿易実務、法務、会計などの個別課題を解決する専門家がスポット支援を行います（審査あり）。



ご利用方法

新輸出大国コンソーシアム事務局、最寄りのジェトロ国内事務所、またはコンソーシアム支援機関の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

新輸出大国コンソーシアム事務局

電話: 03-3582-8333 (平日 9:00~17:00)

ジェトロ国内事務所一覧

URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

コンソーシアム支援機関一覧

URL: <https://www.jetro.go.jp/consortium/organizations/>

『EC サイトを通じて海外に販売したい／販路拡大したい』 越境 EC 等利活用促進事業

BtoC 市場向け、BtoB 市場向けの EC サイト等への出展を支援することで、海外市場の獲得を後押しし、日本の中堅・中小企業の安定した輸出ビジネスに繋がります。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

1. 海外における EC 販売プロジェクト「JAPAN MALL」
ジェトロが海外の主要 EC サイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設置し、日本商品の販売を支援します。原則、国内納品・円建て決済・全量買い取りで取引が完結し、複雑な輸出手続きが不要なため、輸出が初めてでも参入しやすい仕組みです。
2. 米国、英国向け越境 EC 支援プログラム「JAPAN STORE」
ジェトロと Amazon が連携し、米国と英国の Amazon 内に「JAPAN STORE」を開設し、日本企業の出品及び販売促進を支援します。
3. ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト「Japan Street」
商品を Japan Street サイトに掲載し、ジェトロが招待した世界中のバイヤーに紹介します。
バイヤーから引き合いが来たらジェトロから連絡し、オンライン商談につなげます。
4. 輸出に取り組む日本企業とこれら企業をサポートする民間事業者をつなぐ「JAPAN LINKAGE」
ジェトロが輸出に取り組む日本企業に対し、民間事業者のチャネルや手段を通じた海外市場への多様なアクセス機会を提供します。

事業名	JAPAN MALL	Japan Street	JAPAN STORE	JAPAN LINKAGE
	 JAPAN MALL	 JapanStreet	 JAPAN STORE	 JAPAN LINKAGE
概要	世界各国のECバイヤーへの商品紹介	ジェトロのカタログサイトへの商品掲載	米国・英国Amazonでの販売	日本企業を海外プラットフォームにつなぎ、海外市場への多様なアクセス機会を提供
おすすめポイント	原則、国内納品・円建て決済・全量買い取りで取引が完結！	ジェトロが選定した有力海外バイヤーが参画するカタログサイトへ無料掲載！ 海外バイヤーからの引き合いチャンスを最大化！	米英Amazon上の日本企業特設サイトに商品掲載！ はじめて企業は出品を個別サポート！	ジェトロが連携する民間の海外プラットフォームの多様なサービスへ申し込みが可能！
対象企業	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、原料・素材・化学製品・製造技術、産業用機器・システム・部品、IT、コンテンツ分野、サービス等
費用	無料プラン、有料プランあり	無料	無料プラン、有料プランあり	サービス利用料等の諸経費は参加者負担

ご利用方法

ジェトロデジタルマーケティング部または最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ジェトロデジタルマーケティング部
プラットフォームビジネス課（JAPAN MALL、Japan Street） 電話：03-3582-4686
EC ビジネス課（JAPAN STORE、JAPAN LINKAGE） 電話：03-3582-5227
ジェトロ国内事務所一覧
URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

『国内商社を通じて輸出したい』 輸出商社マッチング

初めて輸出に取り組む国内事業者が参加しやすい商談プログラムとして、日本国内の輸出商社等との間接輸出での商談機会を提供いたします。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

国内事業者に対して、海外に商流（越境 EC を含む）を有する国内の輸出商社または国内調達担当者とのマッチングを行い、商談の機会を提供いたします。

※商談会は、原則として日本語で行います。

（ご参考）商社マッチングの様子



ご利用方法

ジェトロ海外展開支援部中堅中小企業課地方事業班または最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ジェトロ海外展開支援部中堅中小企業課地方事業班

電話：03-3582-5314（平日 9:00～17:00）

ジェトロ国内事務所一覧

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

『JICAによる中小企業等への海外展開支援』 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (JICA Biz)

独立行政法人国際協力機構 (JICA: ジャイカ) は、政府開発援助 (ODA) を一元的に扱う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。本事業は、中小企業をはじめとする日本企業が有する製品・技術・ノウハウを活用して、開発途上国の課題解決に貢献するビジネスづくりを支援するものです。

対象となる方

ニーズ確認調査: 中小企業、中堅企業、非営利法人、中小企業団体

ビジネス化実証事業: 中小企業、中堅企業、大企業、非営利法人、中小企業団体

支援内容

	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業
目的	対象国の基礎情報をもとに、開発途上国ニーズ、顧客ニーズと自社製品/サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル(市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等)を検証する。	製品/サービスに対する顧客の受容性、現地パートナーの候補を含むビジネスモデル策定に関連する調査を通じ、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築、ビジネスプラン(事業計画)を策定する。
事業経費	上限 1,500 万円	上限 4,000 万円
事業期間	上限 12 か月	上限 2 年 6 か月
負担経費	旅費、現地活動費	旅費、現地活動費、機材費(損料・借料、輸送費)、本邦受入活動費

ご利用方法

上記内容は、2025 年度募集情報です。詳細については、JICA ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 (JICA) 民間連携事業部 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口

電話: 03-5226-3491 E-mail: sdg_sme@jica.go.jp

最寄りの国内機関 URL: https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html



『日本の技術と途上国を結ぶ』 サステナブル技術普及プラットフォーム STePP

サステナブル技術普及プラットフォーム STePP(Sustainable Technology Promotion Platform)は開発途上国への技術移転を通じて産業発展に貢献することを目的として、日本企業の持つサステナブルな技術を紹介するプラットフォームです。

対象となる方

エネルギー、環境、アグリビジネス、保健衛生、災害対策に関する技術を有し、開発途上国へのビジネス展開を希望する日本企業

支援内容

1. UNIDO 東京事務所のウェブサイトで技術を紹介

STePPへ登録された技術を開発途上国、新興国、先進国を問わず世界中の日本からの投資、技術移転に関心を持つ方々に対し、UNIDO 東京事務所のウェブサイトや動画で紹介することが可能です。

2. UNIDO 東京事務所や他機関が主催する展示会(TICAD 等)への出展機会や関連プロジェクトへの案内及びマッチング機会等の提供

展示会や国際イベント等の出展機会や関連イベント等で、STePPへ登録されている技術の情報発信を実施します。また UNIDO の専門職員や現地事務所を通じた STePP 登録技術の紹介及び開発途上国の情報収集等を行い、マッチング機会を提供します。

3. 開発途上国政府等の担当官(デレゲート)との個別面談機会の案内

開発途上国の政府・政府関連機関の投資・貿易の促進を担当する専門官(デレゲート)を日本に招聘した際に STePP 登録企業との個別面談の時間を設定することが可能です。

ご参考: 展示会等での出展の様子



ご利用方法

サステナブル技術普及プラットフォーム STePP のホームページ上から申請して下さい。

https://itpo-tokyo.unido.org/activities/technology_transfer/technology_db/

参照情報

お問い合わせ先

国際連合工業開発機構(UNIDO) 東京投資・技術移転促進事務所 電話 03-6433-5520

『海外進出先のビジネスを担う現地人材を育成したい』 技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業 (研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)

海外進出先の現地ビジネスの担い手となる現地人材を育成・獲得するための日本での受入研修、現地への専門家派遣、現地大学等での寄附講座開設の取組に対して、支援を受けることができます。

対象となる方

海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の確保・育成に取り組む中小企業等
※ただし、海外進出先が新興国(中国を除く)となる場合に限られます。

支援内容

1. 日本での受入研修

海外進出先の現地人材を日本企業に受入れ、実務研修を通じて人材育成に取り組む企業に対し、日本の企業文化等を理解するための座学研修の実施、必要経費(滞在費等)の補助を行います。

2. 現地への専門家派遣

日本から従業員等を専門家として海外に派遣し、現地従業員へ技術指導を通じて人材育成に取り組む企業に対し、準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費(渡航費、滞在費等)の補助を行います。

3. 寄附講座開設

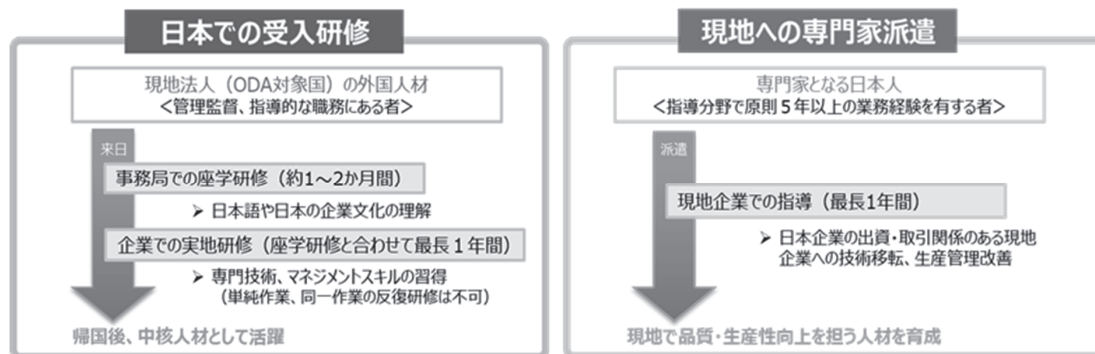
開発途上国内又は日本国内に所在する高等教育機関等において、日本企業・現地日系企業で求められる外国人材の育成や日本企業・現地日系企業の高度人材獲得を目的とした寄附講座開設に必要な経費の補助を行います。

■補助対象経費

滞在費、国内移動費、渡航費(条件あり)等

■補助率

大企業・中小企業・中堅企業およびその申請内容によって補助率が異なります。(3分の1、2分の1、3分の2、定額)



ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 貿易振興課 技術・人材協力室 電話:03-3501-1937

『海外ビジネスに向け、優れた知識や技能を有する外国人材を活用してみたい』 技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業 (国際化促進インターンシップ事業)

海外展開の促進やイノベーション創出の観点から、中小企業等における高度外国人材の活用に向けて、高度な知識・技能を有する外国人学生等をインターンシップで受け入れる機会を提供します。

対象となる方

高度外国人材をインターンシップとして受け入れたい中小企業等

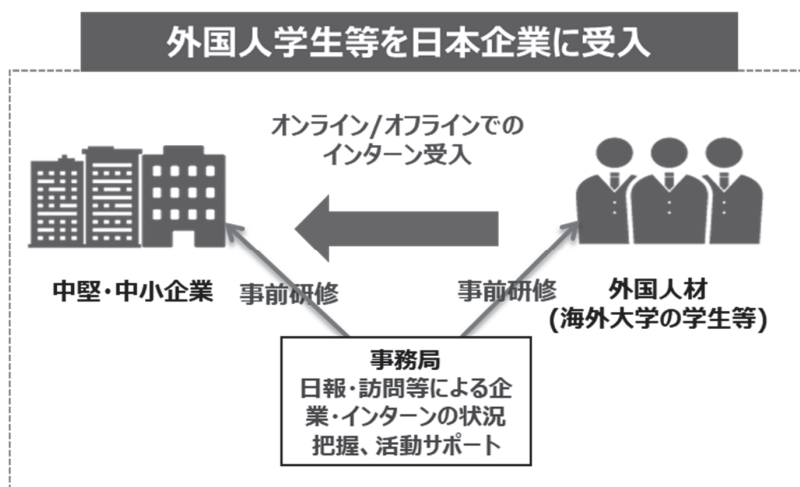
※ただし、受入れ対象の外国人材は新興国等開発途上国(中国を除く。)の学生等に限りです。

支援内容

今後の海外ビジネスやイノベーション創出の担い手として、優れた知識や高度な技術を有する外国人材の雇用を検討している中小企業等に対し、外国人学生等をインターンシップとして対面またはオンラインで受け入れる機会を提供します。

<実施概要>

- 外国人学生等のインターンシップ受け入れを希望する中小企業等を公募(学生等の専攻分野、技術分野等の条件を登録)。
- 事務局にて、インターン候補者となる外国人学生等を募集し、企業とマッチング。
- 受入企業の事前準備から実施までを総合的にサポート、必要経費を一部支援。



ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 貿易振興課 技術・人材協力室 電話:03-3501-1937

『商談会を通じて、信頼できる海外パートナー企業を探したい』

海外 CEO 商談会

海外展開を目指す国内中小企業・小規模事業者と、日本企業との連携（日本企業からの購入、代理店契約・日本製品の販売、合併会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託等）を希望する海外企業経営者（CEO 等）が招聘又はオンラインにて参加する商談会です。

対象となる方

海外販路開拓、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者

支援内容

海外 CEO 商談会は、海外展開を目指す国内中小企業と、日本企業との連携を希望する海外企業が招聘又はオンラインにて参加する商談会です。国内にいながら信頼のおける海外企業との出会いの場を提供しています。日本企業からの購入、代理店契約・日本製品の販売、合併会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託等を希望する海外企業経営者（CEO 等）が参加します。

- ・ 海外企業経営者（CEO 等）と直接商談することでスピーディーな意思決定が可能
- ・ 海外政府機関等から推薦を受けた海外企業が参加
- ・ 日本企業からの購入、代理店契約・日本製品の販売、合併会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託等を希望する海外企業が参加
- ・ 全商談に英語又は現地語の通訳が同席するため日本語での商談が可能



ご利用方法

詳細・お申込みについては、海外 CEO 商談会特設サイトをご確認ください。

参照情報

海外 CEO 商談会特設サイト(https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/lp_ceo/ceotop/)
独立行政法人中小企業基盤整備機構(<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/ceo/>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援部 マッチング支援課（海外 CEO 商談会担当）
電話：03-5470-2375
FAX：03-5470-2376
E-Mail：ceo-network@smrj.go.jp

『海外展開に向けて、商材が現地で受け入れられるかテストしたい』 テストマーケティング支援事業

海外市場開拓等に向けたターゲット顧客の選定、商材のブラッシュアップについて、マーケティング仮説の立案や受容性調査を官民連携で支援します。消費財を取り扱う中小企業者を対象に、単独では取り組むことが難しいターゲット顧客の設定や、商材の市場適合性を高めるためのテストマーケティングを行います。

対象となる方

海外展開を検討・実施している消費財を扱う中小企業・小規模事業者

支援内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、民間のEC事業者や商社等と連携し、市場開拓を目指す国・地域やターゲット顧客の検討、受容性（商材が現地で受け入れられるかどうか）の調査を支援します。

受容性調査は、商材分野、国・地域、市場・顧客等に適した調査モデルに対し、参加事業者を公募して実施します。

調査モデル（例）

- EC活用型：海外EC、越境ECを通じた海外のユーザーを対象にした調査
- 施設活用型：国内外の商業施設等のスペースを利用する現地消費者や訪日外国人を対象にした調査
- イベント活用型：展示会、商談会を活用する海外バイヤーを対象にした調査
- 個別調査型：海外の消費者やバイヤー、現地法人に対する個別調査

ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

販路支援部 民間パートナー活用支援室

電話：03-5470-1524 FAX：03-5470-1588

E-Mail：mktgsupport@smrj.go.jp

『社内の貿易業務をデジタル化・効率化したい』

貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業

従来、紙書類・手作業中心のアナログな手段で行われている貿易業務のデジタル化・効率化に向け、貿易プラットフォーム(PF)を利用する企業の社内システムと貿易 PF との連携構築又は貿易 PF を提供する民間企業等の自社の貿易 PF と貿易その他の PF 等との連携構築に係る費用の補助を行います。

対象となる方

貿易 PF サービスを利用しようとする日本企業、貿易 PF サービスを提供する日本企業

支援内容

＜補助対象事業＞

【類型 1】貿易 PF サービスを利用しようとする日本国の法人が、当該貿易 PF と自社のシステムの接続を図るもの。

【類型 2】貿易 PF サービスを提供する日本国の法人が、貿易その他の PF と接続することで、貿易 PF の利便性向上を図るもの。

＜補助率＞

【類型 1】大企業、みなし大企業の中堅・中小企業 1 / 3

中堅企業 1 / 2

中小企業 2 / 3

【類型 2】大企業、みなし大企業の中堅・中小企業、中堅企業 1 / 2

中小企業 2 / 3

＜補助上限額＞

【類型 1】中堅・中小企業 2,000 万円

大企業、みなし大企業の中堅・中小企業 1,500 万円

【類型 2】5,000 万円

＜補助対象経費＞

人件費、旅費、補助員人件費、委託・外注費

ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 貿易振興課

E-mail: bz1-trade-pf-digital.boushinka@meti.go.jp

電話: 03-3501-6759

『グローバルサウス諸国で事業展開したい』 グローバルサウス未来志向型共創等事業

経済産業省は、グローバルサウス諸国が抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、日本の経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）の確保及び日本国内のイノベーション創出等により国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化するため、本邦企業が行う海外展開に向けた事業実施可能性調査事業及び実証事業の実施に必要な費用の一部を補助します。

対象となる方

グローバルサウス諸国において、FS事業又は実証事業を実施する事業者

支援内容

- ① 大型実証事業
補助額: 5 億円以上、40 億円以下
補助率: 中小企業以外 1/2、中小企業 2/3
事業期間: 最長 3 年間
- ② 小規模実証事業/FS 事業
補助額: 上限 5 億円(小規模実証)、上限 1 億円(FS)
補助率: 中小企業以外 1/2、中小企業 2/3
事業期間: 1.5 年程度(小規模実証)、1 年程度(FS)

ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 貿易振興課
電話: 03-3501-6759

これまでの採択事業などの情報はこちら

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html

『ウクライナ復興に向けウクライナや中東欧諸国で事業展開したい』

グローバルサウス未来志向型共創等事業

(ウクライナ復興支援に向けた欧州企業連携・中東欧諸国等連携強化)

復興事業に知見を有する欧州企業や復興のゲートウェイである中東欧諸国等とも連携し、ウクライナ現地はもとより中東欧諸国等において、ウクライナの経済復興に資する事業組成に向けて、本邦企業が行う実証可能性調査事業(FS)事業や実証事業の実施に必要な費用の一部を補助します。

対象となる方

欧州企業や中東欧諸国等と連携し、ウクライナ及び中東欧諸国等の周辺国において、FS実証事業または実証事業を実施する事業者

支援内容

補助額:FS 事業 6,000 万円以下、実証事業 40 億円以下

補助率:中小企業以外 1/2、中小企業 2/3

補助対象経費:人件費、旅費、機械設備費・システム購入費、委託・外注費 等

補助事業期間:FS 事業 1 年間程度、実証事業最長 3 年間

ご利用方法

執行団体(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 欧州課

電話:03-3501-1096

E-Mail:bzl-s-tsusei-osu●meti.go.jp 宛 (●を@に置き換えて送信してください)

『海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい』 海外ビジネス強化促進事業(海外調査・情報提供)

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談にお応えします。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中堅・中小企業等

支援内容

海外の情報を収集したい

- ・ インターネットで世界各国のビジネス情報を入手できます(国・地域別情報)
世界各国・地域の政治・経済・市場に関するニュースや分析レポート、貿易・投資に関する情報(各種経済・統計情報や貿易・投資制度・投資コスト比較など)を無料で閲覧いただけます。
また、よくある貿易・投資相談事例について、Q&A 形式の個別記事もご覧いただけます。
- ・ ウェビナーの開催
企業の関心の高いテーマを選び、海外ビジネスに役立つウェビナー(セミナーを含む)を開催します。

相談をしたい

- ・ 貿易投資相談
海外ビジネスを検討する際、さまざまな段階で発生する実務面の疑問点について、実務経験が豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。(無料)
※面談については、事前予約制とさせていただきます。
- ・ 農林水産物・食品輸出相談窓口
輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口を設置しています。

ご利用方法

JETROのウェブサイトから 24 時間受け付けています。

貿易投資相談: <https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

農林水産物・食品輸出相談窓口: https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) URL: <http://www.jetro.go.jp>

・総合案内 電話: 03-3582-5511

・貿易投資相談 電話: 03-3582-5651

・農林水産物・食品輸出相談窓口(東京) 電話: 03-3582-5646

・最寄りの貿易情報センター(国内) URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※電話受付時間: 9 時 00 分～12 時 00 分/13 時 00 分～17 時 00 分(土日祝祭日、年末年始を除く)

『海外販路開拓に関する支援策を知りたい』

海外ビジネス強化促進事業(海外販路開拓支援)

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様の海外販路開拓をお手伝いします。

対象となる方

海外販路開拓を検討中または既に取り組まれている中堅・中小企業等の皆様

中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様

支援内容

1. 海外展示会への出展支援※事前審査あり

海外展示会でJETROが主催するジャパンパビリオンへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は海外展示会に会場するバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、JETROより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部割引を受けることができます。

※出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します。

2. 海外バイヤーとの商談会を開催

バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得るほか、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。

3. 経済連携協定(EPA)活用に関するアドバイス

経済連携協定(EPA)活用のメリットなどに関してセミナーやウェビナーの開催やアドバイザーによる個別相談等を実施します。

4. 海外有望市場へ販路開拓ミッションを派遣

我が国中堅・中小企業等の皆様の関心が高い海外市場に向けて、市場開拓の足掛かりとなるよう現地商談会や市場視察などを行うミッションを派遣します。

ご利用方法

1. 海外展示会への出展を支援※事前審査あり

出展者を募集する展示会の情報を、随時JETROウェブサイトに掲載しています。

(出展までのプロセス)

①JETROが選定した
見本市毎に出展企業を
公募(随時)



②JETROに対して
申請書を作成して提出
※一部事前審査あり



③JETROが出展企業
を決定

2. 海外バイヤーとの商談会を開催

参加者を募集する商談会の情報を、随時JETROウェブサイトに掲載しています。

3. 経済連携協定(EPA)活用に関するアドバイス

詳細は以下をご覧ください。

FTA/EPA、WTO <https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

EPA 相談窓口 <https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)

総合案内 電話:03-3582-5511 URL:<http://www.jetro.go.jp>

最寄りの国内事務所 URL:<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『自立した海外展開に向けた支援策を知りたい』 海外ビジネス強化促進事業(自立化支援)

自立した海外展開に向け、中小企業の海外展開を支援するプラットフォーム事業の他、海外事業担当者の育成をお手伝いします。

対象となる方

1. 海外展開現地支援プラットフォーム事業

・海外展開(輸出・投資)の検討や拠点設立を検討している中堅・中小企業者、すでに海外に拠点を有する中堅・中小企業者

2. 海外ビジネス人材育成支援事業(育成塾)

・海外ビジネス人材育成塾(育成塾)

海外展開(輸出)を目指す中小企業の社員で、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨むまたは商談準備に課題を感じる方

支援内容

1. 海外展開現地支援プラットフォーム事業

現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みのあるコーディネーターを海外に配置し、現地進出・輸出等に関する皆様からのご相談にお応えします。また、在外公館、商工会議所、法律・会計事務所、金融機関等との連携・協力を強化し必要なサービスの提供や紹介、各種専門家への取次ぎ等を行います。

2. 海外ビジネス人材育成支援事業(育成塾)

通常、何年も掛けて現場での経験から身に付ける輸出商談のノウハウを約1カ月で速習します。講義やワークショップにより対象国・地域へのビジネス戦略を立て、商談資料(日・英)を作成します。講師からの指導だけでなく、参加者同士のフィードバックや学び合いを通してブラッシュアップすることができます。オンラインを中心とした全5回の研修プログラムを実施します。

ご利用方法

1. 海外展開現地支援プラットフォーム事業

最寄りのJETRO国内事務所(既に海外に拠点を有する場合は最寄りのJETRO海外事務所)までお問合せください。

※事業詳細は詳細参照先のページをご覧ください。URL: <https://www.jetro.go.jp/services/platform.html>

2. 海外ビジネス人材育成支援事業(育成塾)

JETROウェブサイトからお申込みいただけます(「JETRO 育成塾」で検索)。

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) URL: <https://www.jetro.go.jp>

最寄りの国内事務所 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

1. 海外展開現地支援プラットフォーム事業

海外展開支援部中堅中小企業課プラットフォーム班 電話: 03-3582-5017 E-Mail: platform-bda@jetro.go.jp

2. 海外ビジネス人材育成支援事業(育成塾)

海外ビジネス人材育成課 電話: 03-3582-8355 E-Mail: ikusei@jetro.go.jp

『輸出入時の関税コストを削減したい』 EPA 相談窓口・セミナー情報

輸出入時にかかる関税コストを削減するため、経済連携協定（EPA）の制度を活用したいとお考えの事業者の皆様のお悩みに対応します。

対象となる方

経済連携協定（EPA）を活用して、輸出入の関税コストを削減したいとお考えの事業者

支援内容

■EPA 税率を適用するための個別具体的なご相談をご希望の方向け

ジェトロ EPA 相談窓口

ジェトロの EPA アドバイザーが、個々の事業者のケースに合わせて、具体的なご相談内容にお答えいたします。

＜ご利用方法＞

ジェトロのウェブサイトから 24 時間受け付けています。

ジェトロ EPA 相談窓口：<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

■ EPA 税率を適用するための一般的なルール（※こちらは日本から輸出する際に限る）を知りたい方向け

経済産業省委託事業 EPA 相談デスク

EPA の基礎を学べる e ラーニング・動画コンテンツ等の配信、EPA 活用初心者を対象としたオンラインワークショップの開催、メールおよびオンライン面談でのご相談受付を無料で行っています。ぜひご活用ください。

詳細は以下のサイトまたは、インターネットで「EPA 相談デスク」と検索ください。

URL: <https://epa-info.go.jp/>

■企業 EPA 活用事例（業界別、課題別）や EPA の使い方に関するセミナーに参加したい方向け

実際に EPA を活用する企業やジェトロの専門家が、EPA 活用の効果が大きい分野や産品や国・地域について、具体的な事例とともにわかりやすく紹介、解説します（オンライン）。

ジェトロ EPA/FTA イベント情報：<https://www.jetro.go.jp/eventstop/events/wto-fta>

お問い合わせ先

＜ジェトロ EPA 相談窓口＞

ジェトロのウェブサイトからお問い合わせください。

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

＜経済産業省委託事業 EPA 相談デスク＞

●専用フォームからお問い合わせください。

<https://epa-info.go.jp/form/>

『中小受託取引の適正化を図りたい』

「中小受託取引適正化法の対象取引」の規制について

中小受託取引における委託事業者の義務と禁止行為を定めています。

対象となる方

委託事業者から、物品の製造、修理、運送、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成または役務（情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を受託した中小受託事業者。

支援内容

法律の概要

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」といいます。）」は、委託事業者の不公正な取引を規制し、中小受託事業者の利益を保護することを目的として、取引のルールを定めています。

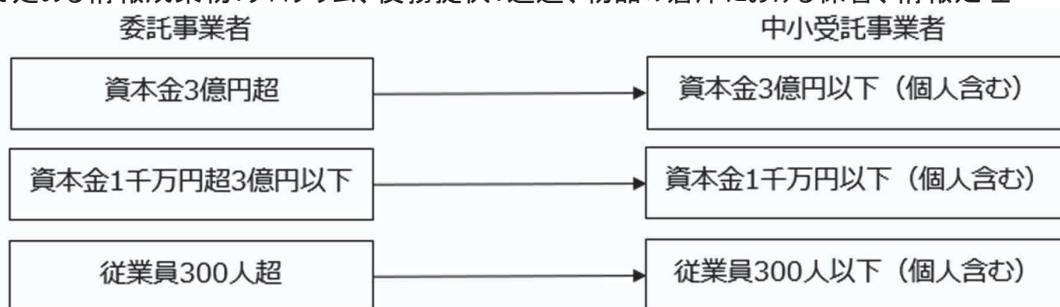
中小企業庁と公正取引委員会は、委託事業者が取適法のルールを遵守しているかどうか、毎年調査を行い、違反事業者に対しては、同法の遵守について指導しています。

法律の適用範囲

取適法は、委託事業者が中小受託事業者に物品の製造・修理、運送、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成、または役務（情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を委託したときに適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されます（国土交通省にお問い合わせください）。

（1）物品の製造・修理委託、特定運送委託および政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※は、①資本金 3 億円超の法人が 3 億円以下の法人または個人に、②資本金 1,000 万円超 3 億円以下の法人が資本金 1,000 万円以下の法人または個人に、③常時使用する従業員 300 人超の法人が従業員 300 人以下の法人または個人に委託する場合があります。

※政令で定める情報成果物：プログラム、役務提供：運送、物品の倉庫における保管、情報処理



（2）政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金 5,000 万円超の法人が 5,000 万円以下の法人または個人に、②資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人が資本金 1,000 万円以下の法人または個人に、③常時使用する従業員 100 人超の法人が従業員 100 人以下の法人または個人に委託する場合があります。

法律の内容

【親事業者の義務】

（1）発注内容等の明示義務

委託後、直ちに、給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日および支払方法等の事項を、書面または電子メール等により明示する義務

（2）取引の内容を記録した書類等の作成、保存義務

委託後、給付の内容、給付の受領（役務の提供の実施）、製造委託等代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

（3）製造委託等代金の支払期日を定める義務

製造委託等代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から 60 日以内で、かつできる限り短い期間内に定める義務

(4) 遅延利息の支払義務

支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の 60 日後から、支払を行った日までの日数に、年率 14.6% を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】

(1) 受領拒否の禁止

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

(2) 製造委託等代金の支払遅延の禁止

支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

(3) 製造委託等代金の減額の禁止

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、製造委託等代金の額を減ずること。

(4) 返品等の禁止

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

(5) 買いたたきの禁止

通常支払われる対価に比べ著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

自己の指定する物を強制して購入させ、または役務を強制して利用させること。

(7) 報復措置の禁止

中小企業庁、公正取引委員会または事業所管省庁に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

(9) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

(10) 不当なやり直し等の禁止

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させたりすること。

(11) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、その協議に応じず、またはその協議において必要な説明や情報提供をせず、一方的に代金の額を決定すること。

情報の提供について

製造委託等代金の減額や買いたたき等、取適法違反の疑いのある行為に直面するなど、取引上の問題がある場合は、以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、取適法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

参照情報

お問い合わせ先

中小企業庁取引課

電話：(03)3501-1732

各経済産業局 中小企業課等

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話：011-700-2251

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話：022-217-0411

関東経済産業局 産業部適正取引推進課 電話：048-600-0325

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話：052-951-2860

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話：06-6966-6037

中国経済産業局 産業部適正取引推進課 電話：082-224-5745

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話：087-811-8564

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話：092-482-5450

沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 電話：098-866-0035

「申告情報受付窓口」

URL <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/selfcheck>

『望ましい取引関係を構築したい』 受託適正取引等の推進のためのガイドライン

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン(取引適正化ガイドライン)を策定しています。

対象となる方

受託取引※を行う中小企業の方
※物品の製造、修理、運送、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成
または役務の提供の委託

策定業種

27 業種で策定しています。(2026 年2月時点)

【経済産業省所管業種】

素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備、金属、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作、家電量販店

【国土交通省所管業種】

建設、トラック運送、造船、空港グランドハンドリング、鉄道車両、港湾運送

【総務省所管業種】

放送コンテンツ

【農林水産省所管業種】

食品製造、食品卸売、水産・水産加工、養殖、林業・木材産業

【防衛省所管業種】

防衛産業

支援内容

委託事業者が守らなければいけない受託取引のルール、取適法等の違反行為、望ましい取引事例(ベストプラクティス)を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。
中小企業庁のウェブサイトからご覧いただけます。

ご利用方法

詳しくは下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

受託適正取引等推進のためのガイドライン

お問い合わせ先

【取引適正化ガイドラインの一般的なご質問】

中小企業庁

取引課

電話: 03-3501-1669

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

【各業種ガイドラインのご質問】

経済産業省所管業種 電話: 03-3501-1511(代表電話)

国土交通省所管業種 電話: 03-5253-8111(代表電話)

総務省所管業種 電話: 03-5253-5111(代表電話)

農林水産省所管業種 電話: 03-3502-8111(代表電話)

防衛省所管業種 電話: 03-5366-3111(代表電話)

『取引における疑問や不安、取引先との価格交渉における悩みを解決します』

適正取引講習会

「中小受託取引適正化法（取適法）」「価格交渉」に関するインターネットを活用したオンライン形式での講習会を開催します。

対象となる方

発注側事業者の外注（取引）担当者及びに受注側事業者等

支援内容

1. 中小受託取引適正化法（取適法）に関する講習会

製造委託等代金の支払遅延、減額、買いたたき等を防止するために、委託事業者に対する取適法の十分な周知を行うとともに、それらの遵守に係る社内体制整備の重要性の解説などを行う講習会を開催いたします。

2. 価格交渉に関する講習会

受託取引関係等にある中小企業者が取引先との価格交渉を行う上で必要なノウハウやテクニックなどについて学べる講習会を実施いたします。

ご利用方法

中小企業庁が運営しているウェブサイト（適正取引支援サイト）から、講習会にお申し込みください。

URL: <https://tekitorisupport.go.jp/>

参照情報

講習会情報

お問い合わせ先

中小企業庁

取引課

電話：03-3501-1669

適正取引支援サイト: <https://tekitorisupport.go.jp/>

『取引の実態について話を聞いてもらいたい』 取引 G メンヒアリング

全国に取引 G メンを配置し、取引の実態を把握するため、ヒアリングを行っています。

対象となる方

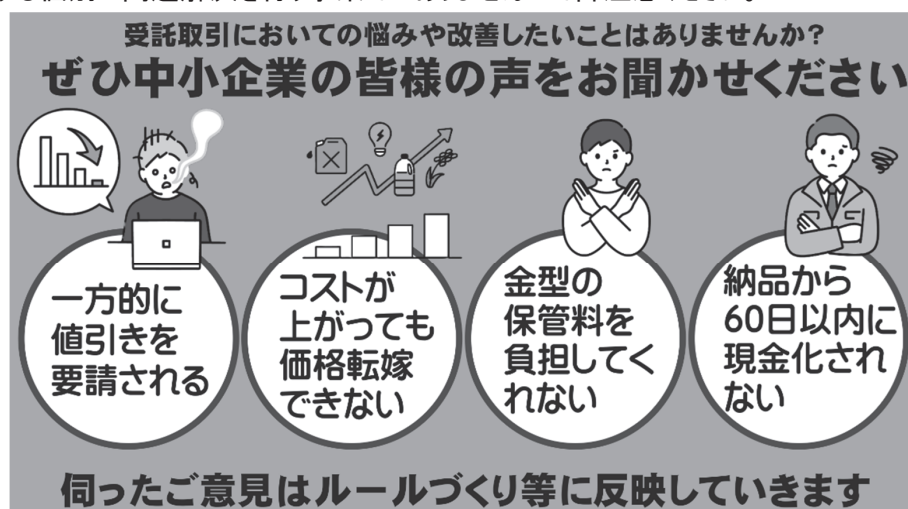
製造委託等取引を行う中小企業・小規模事業者

支援内容

価格交渉や転嫁などの価格決定方法や、支払条件、型の保管状況、知的財産・ノウハウの保護等について、秘密保持を前提としてお話を伺います。

中小企業等の皆様からお聞かせいただいた声については、業種毎に集計・傾向を分析し、問題ある商慣習や価格交渉の実態を所管省庁や業界団体等に情報提供するなど、業種別の取引適正化ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の改善に向けた働きかけに活用します。

※取引に関する個別の問題解決を行う事業ではありませんので御注意ください。



ご利用方法

取引 G メンによるヒアリングに関しては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	電話:011-700-2251
東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	電話:022-217-0411
関東経済産業局 産業部適正取引推進課	電話:048-600-0324
中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	電話:052-951-2860
近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	電話:06-6966-6037
中国経済産業局 産業部適正取引推進課	電話:082-224-5745
四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	電話:087-811-8564
九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	電話:092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	電話:098-866-0035
中小企業庁 取引課 取引調査室	電話:03-3501-3649

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』

取引かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国 48 箇所（各都道府県および東京本部）に「取引かけこみ寺」を設置しています。
取引かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

(1) 各種相談への対応

取引に関するさまざまなご相談（取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。）に、製造委託等代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

【ご相談の例】

「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じたくない」
「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」
「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
「代金の値引き（減額）を要求された」
「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」
「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

ご利用方法

最寄りの取引かけこみ寺にお電話や直接お越しいただきご相談ください。

一般的なご相談 **フリーダイヤル：0120-418-618**

また、メールやオンラインでのご相談も受け付けています。

詳細は、「取引かけこみ寺」のウェブサイトをご覧ください。

URL:<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

参照情報

取引かけこみ寺

お問い合わせ先

相談用フリーダイヤル：0120-418-618（お近くの「取引かけこみ寺」に直接つながります。）

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

「取引かけこみ寺」本部

電話：03-5541-6655

URL:<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

『取引関係を改善するための支援策を知りたい』 振興事業計画を活用しましょう！

中小受託事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

1. 受託取引※を行う中小企業の方
※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成または役務の提供の委託
2. 中小受託事業者の取引機会を創出する事業（※詳細は下記参照）を行う中小企業の方

支援内容

1.(1)「振興事業計画」を通じた支援

中小受託事業者が、委託事業者の協力を得て、中小受託事業者の施設または設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置をご利用できます。

- ① 日本政策金融公庫による特別貸付制度（設備資金、長期運転資金）
- ② 高度化資金貸付（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）
- ※工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付
- ③ 中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険の別枠化等）

1.(2)「特定連携事業計画」を通じた支援

2以上の中小受託事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既に取り引のある委託事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、融資等の各種支援措置をご利用になれます。なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資制度（設備資金、長期運転資金）※中小企業事業のみ
- ② 中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）
- ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

2.(1)「受託中小企業取引機会創出事業者認定」を通じた支援

受託中小企業の取引機会を創出する事業者（自らが委託事業者等から一括して発注を受けた上で、提携する受託中小企業の中から、発注内容に最適な企業を選定し、再発注する事業を行う者）であって、一定の基準を満たす場合には、申請書を提出頂き、国の認定を受けると、次の支援措置をご利用になれます。

- ① 中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）
- ② 中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

ご利用方法

上記認定等を受ける場合には、

- 1.(1)事業計画を作成し、中小企業庁取引課に、
- 1.(2)事業計画を作成し、経済産業局等の担当部に、
- 2.(1)申請書を作成し、中小企業庁取引課に申請してください。

※特定連携事業計画、受託中小企業取引機会創出事業者認定制度についての詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。 URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.html>

参照情報

特定連携事業計画
高度化事業
信用保証制度
中小企業投資育成株式会社による投資

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 電話:(03)3501-1669

各経済産業局中小企業課

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko/renkei_keikaku/index.html

『官公庁等からの受注を増やしたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁等からの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、各種支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者および事業協同組合等が対象になります。

支援内容

国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のために実施する各種取組を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定し、公表しています。

国や独立行政法人、都道府県、市町村等はこの基本方針を踏まえた発注を行うことにより、中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるための措置を講じています。

中小企業・小規模事業者等への具体的な支援の内容は次のとおりです。

1. 情報提供

中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」では、国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し掲載しています。検索キーワード、入札件名、機関名、地域等を指定することで、入札情報を検索することができます。事前に検索条件を設定することで更新情報の通知をメール等で受けることもできます。

2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができる場合があります。

ご利用方法

「官公需情報ポータルサイト」のご利用は以下の参照情報に記載の URL にアクセスください。

また、官公需適格組合についてのお問い合わせはお近くの経済産業局または中小企業団体中央会の官公需適格組合の担当窓口へお問い合わせください。

参照情報

官公需情報ポータルサイト（<https://kkj.go.jp/s/>）

お問い合わせ先

中小企業庁取引課

電話：03-3501-1511（内線番号：5291）

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.html>

各経済産業局 官公需適格組合証明申請窓口

URL：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku_kumiai_madoguchi.pdf

全国中小企業団体中央会

電話：03-3523-4902

URL：<https://www.chuokai.or.jp/>

各都道府県中小企業団体中央会

URL：<https://www.chuokai.or.jp/index.php/bussinesslink/chuokailinklist/>

『取引先に対する支払条件の改善を検討されている方へ』 取引先の支払条件改善等のための融資制度

「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」や「委託事業者の生産拠点の閉鎖・縮小または発注内容の見直し、脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

- (1)「振興事業計画の実施に取り組むための資金」
・振興事業計画の実施に取り組む承認を受けた連携体を構成する方
- (2)「特定連携事業認定計画の実施に取り組むための資金」
・特定連携事業認定計画の実施に取り組む認定を受けた連携体を構成する方
- (3)「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」
・製造委託等代金の支払条件の改善（手形支払いを完全現金払い、電子記録債権を現金化など）に自発的に取り組む中小企業・小規模事業者の方
- (4)「委託事業者の生産拠点の閉鎖・縮小または発注内容の見直し、脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」
・上記に取り組む中小企業・小規模事業者の方
- (5)「パートナーシップ構築宣言に記載する方針にもとづき取り組むための資金」
・「パートナーシップ構築宣言」を行っている方

支援内容

■対象資金

設備資金および長期運転資金

■貸付限度

- 【中小企業事業】7億2,000万円
- 【国民生活事業】7,200万円

■貸付利率

基準利率（うち、貸付対象(1)又は貸付対象(2)のうち、土地に係る資金を除いては基準利率▲0.4%、貸付対象(3)のうち、手形を完全現金化する方または電子記録債権を現金化する方は基準利率▲0.65%、貸付対象(4)のうち、委託事業者の脱炭素化の要請に応じて、自らの取引環境の改善に取り組む方は基準利率▲0.4%、及び貸付対象(5)は基準利率▲0.4%）

※基準利率（令和8年1月5日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 2.30%、国民生活事業（貸付対象(2)(4)は対象外。）3.20%

※上記利率は、標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳細は、下記機関へお問い合わせください。

■貸付期間

- 設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
- 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）

ご利用方法

まずは、下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

- 株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
- ・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
- ・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
- 事業資金相談ダイヤル
- 電話：0120-154-505
- 沖縄振興開発金融公庫
- 電話：098-941-1830

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度(グループ補助金)

東日本大震災で被災した中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループの構成員(商店街振興組合、まちづくり会社等を含む)

■対象地域

・東日本大震災

福島県の避難指示区域等

支援内容

中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、グループに参加する構成員における施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

■補助対象

上記の災害により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。また、商業機能の復旧促進および賑わい創出のための事業を支援します。個々の構成員の施設・設備およびグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■補助率

国:2分の1以内、県:4分の1以内

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず、中小企業等がグループを形成して、復興事業計画を作成し、県の認定を受けます。その後、認定されたグループの構成員が自らの施設・設備の復旧等に要する費用(資材・工事費等)を算定し、県に申請します。

ご利用方法

申請については、以下の担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福島県 商工労働部 経営金融課 電話:024-521-8644

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)

令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震等で被災した中小企業等の施設、設備の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

対象となる方

令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震等※により被害を受けた中小企業等

※石川県では令和6年奥能登豪雨で被害を受けた6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の中小企業等も補助対象

■対象地域

- ・令和2年7月豪雨
熊本県
- ・令和6年能登半島地震等
石川県、富山県、福井県、新潟県

支援内容

中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等施設、設備復旧整備補助

県が策定した復興事業計画に基づき中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。

■補助対象

上記の災害により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。

■補助率・上限

熊本県、石川県

- ・中小企業等: 4 分の 3 以内(一定要件を満たす場合には、定額補助)
- ・補助上限額:15 億円(定額:5 億円)

富山県、福井県、新潟県

- ・中小企業等: 4 分の 3 以内(一定要件を満たす場合には、定額補助)
- ・補助上限額:3 億円(定額:1 億円)

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず上記の災害により被災した上記の対象地域の中小企業等が自らの施設・設備の復旧等にかかる費用(資材・工事費等)を算定し、県に申請します。その後、申請に基づき県が復興事業計画を作成し国が計画を認定します。その計画に基づき復興事業を実施します。

ご利用方法

事業所が所在する県が申請先となります。

申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- | | | | |
|-----|-------|--------------|------------------|
| 石川県 | 商工労働部 | 経営支援課 | 電話(076)225-1525 |
| 富山県 | 商工労働部 | 地域産業振興室経営支援課 | 電話(076)444-3962 |
| 福井県 | 産業労働部 | 経営改革課 | 電話(0776)20-0367 |
| 新潟県 | 産業労働部 | 地域産業振興課 | 電話(025)-280-5235 |
| 熊本県 | 商工労働部 | 商工振興金融課 | 電話(096)333-2326 |

『経営に関する相談を無料でしたい』 経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方、民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」（以下、相談室）で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が以下の(1)から(4)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3) 債権者などの関係者への協力要請
- (4) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。お気軽にご相談ください。

参照情報

- ・ 各地の主要商工会議所、各都道府県商工会連合会

お問い合わせ先

日本商工会議所

電話：03-3283-7917

経営安定特別相談室設置一覧（主要商工会議所）

URL：https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/r2/200220gb1.pdf

全国商工会連合会 電話：03-6268-0085

経営安定特別相談室設置一覧（各都道府県の商工会連合会）

URL：https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/r2/200220gb2.pdf

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が 20 人（サービス業の場合は娯楽業・宿泊業に限る）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が 5 人（商業、サービス業（娯楽業・宿泊業を除く））以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢（65 歳以上で 15 年以上掛金を納付）または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金

- ・ 掛金月額は 1,000 円から 70,000 円の範囲内（500 円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後に増額または減額することもできます。

■税法上の特典

- ・ その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・ 共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取の場合は退職所得、分割受取の場合は公的年金等の雑所得、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度

- ・ 納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で事業資金などの貸付けを受けることができます。

ご利用方法

- (1) 中小企業基盤整備機構（中小機構）の共済サポート navi（※）からオンラインで加入のお申し込みをお願いします。※URL: https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index_01.html
最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、お申し込みいただくことも可能です。
- (2) 中小機構から共済手帳・加入者のしおりおよび約款をお送りします。
- (3) 掛金は口座振替で納付していただきます。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話: 050-5541-7171

URL: <https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

全国の金融機関の本・支店 最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会

都道府県中小企業団体中央会

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

取引先企業が倒産（※）し、売掛金や電子記録債権などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額 8,000 万円）の貸付けを受けることができます。
※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、電子交換所や電子債権記録機関による取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理を指し、「夜逃げ」などは含まれません。

■毎月の掛金

・掛金月額 は 5,000 円から 20 万円の範囲内（5,000 円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が 800 万円となるまで積み立てることができます。毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

※なお、令和 6 年 10 月 1 日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合には、解除の日から同日以降 2 年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費（個人）・損金（法人）算入できません。

※電子交換所における手形・小切手の交換は、令和 9 年 3 月末までに廃止される予定です。令和 8 年度末に近い時期では取引停止の取扱いが従来と異なる場合がありますのでご注意ください。

■共済金の貸付けの条件

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の 10 分の 1 に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ・償還期間は貸付け額に応じて 5 年～7 年（うち据置期間 6 か月）の毎月均等償還です。

■一時貸付金制度

- ・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法

- (1) 中小企業基盤整備機構（中小機構）の共済サポート navi（※）よりオンラインでの加入手続きをお願いします。
※URL: https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index_03.html
貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口からお申込みいただくことも可能です。
- (2) 中小機構から共済契約締結書・加入者必携をお送りします。
- (3) 取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付請求をしてください。
- (4) 中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話: 050-5541-7171

URL: <https://kyosai-web.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

全国の金融機関の本・支店

最寄りの商工会・商工会議所

都道府県中小企業団体中央会

『安心・簡単・有利に退職金制度を確立したい』 中小企業退職金共済制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を納付することで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は全額非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種（製造業等）	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300 人以下 または資本金・出資金 3 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または資本金・出資金 1 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または資本金・出資金 5,000 万円以下	・常用従業員数 50 人以下 または資本金・出資金 5,000 万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度（一般の中退共）と、特定業種（建設業、清酒製造業、林業）の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度（それぞれ建退共、清退共、林退共）があります。

※短時間労働者には、一般の従業員より低い特例掛金月額を設けています。

※一般の中退共では、条件により、他の退職金・企業年金制度等との間で資産移換することも可能です。

■掛金負担軽減措置

1. 一般の中退共

(1) 初めて加入した事業主に対して、掛金月額の 2 分の 1（上限 5,000 円）を従業員ごとに加入後 4 か月目から 1 年間、国が助成します。

(2) 18,000 円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の 3 分の 1 を増額した月から 1 年間、国が助成します。

※(1)(2)とも、一部対象外となる場合があります。

2. 特定業種

新たに加入した従業員（被共済者）について、掛金の一部を国が助成します。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

URL: <https://www.taisyokukin.go.jp/>

一般の中退共 電話:03-6907-1234

建退共 電話:03-6731-2831

清退共 電話:03-6731-2887

林退共 電話:03-6731-2887

『防災のための施設整備をしたい』

BCP 資金

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP（事業継続計画）を策定している中小企業者、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者等は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

- ・ 中小企業 BCP 策定運用指針に則り、自然災害の他、感染症又はサイバー攻撃にかかる対策の観点で自ら策定した BCP（事業継続計画）に基づいて、防災のための施設等の整備を行う中小企業者
※ 中小企業 BCP 策定運用指針による全てのコース（入門、基本、中級、上級）が対象です。
自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、本指針に則っていれば条件を満たしているものとします。
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業者等

中小企業 BCP 策定運用指針及び事業継続力強化計画については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

（中小企業 BCP 策定運用指針） <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

（事業継続力強化計画） <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

支援内容

■ 中小企業事業

○ 貸付限度額

7 億 2,000 万円

○ 貸付利率

【設備資金】特別利率③、特別利率②、基準利率

【運転資金】基準利率

○ 貸付期間

【設備資金】20 年以内（うち据置期間 2 年以内）

【運転資金】7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

※ 沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

事業資金相談ダイヤル

電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）

電話：098-941-1785

『突然の自然災害から事業を復旧させたい』 災害復旧貸付

災害による影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様の、事業復旧を支援します。

対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

■貸付利率

基準利率(令和8年2月2日時点。貸付期間5年の場合。)

【日本公庫(中小企業事業)】2.40%、【日本公庫(国民生活事業)】2.40%

(激甚災害等に指定された災害の場合、金利引下げ措置あり)

■貸付期間

【日本公庫(中小企業事業)】設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

【日本公庫(国民生活事業)】適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内(据置期間2年以内)

■担保、保証条件

被災状況に応じ弾力的に対応

※ 沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

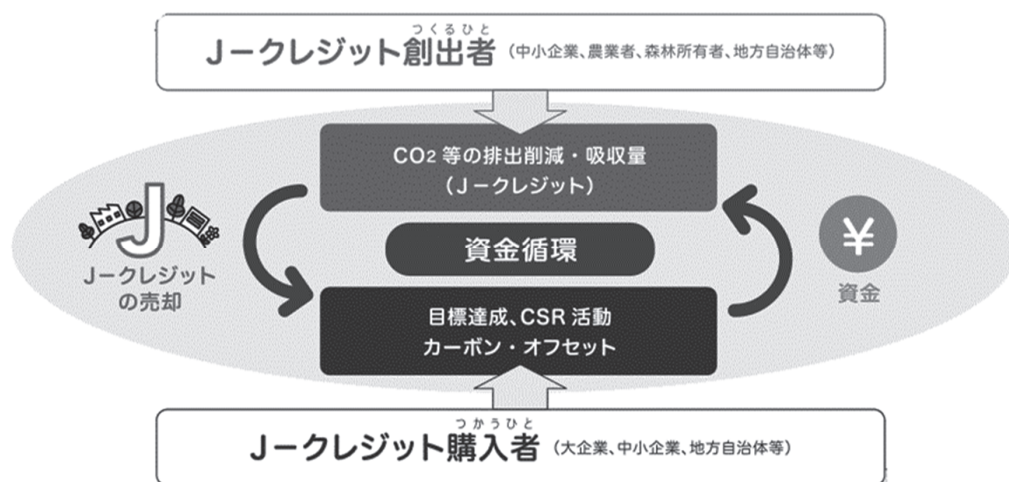
『まだあります！省エネ・再エネ設備導入の支援策！』

Jークレジット制度

省エネ・再エネ設備等の導入による温室効果ガス排出削減量を、クレジット（取引可能な形）として国が認証する制度です。地球温暖化対策の推進に関する法律の排出量報告やカーボンオフセット等に活用可能で、近年需要が高まっています。また、クレジットの売却益によって、投資回収年数の短縮も可能になります。

対象となる方

省エネ設備（ボイラー等）や再エネ設備（太陽光発電設備等）等の導入、森林経営活動等を検討している方
 ※既に導入済み設備の場合、プロジェクト登録の申請日から遡って2年以内に導入したものに限りです。
 （参考）Jークレジット制度



支援内容

Jークレジット制度の利用に必要な手続について、以下の支援を行います。

(1) 書類の作成支援

プロジェクト登録申請等における各種書類の作成にあたり、Jークレジット制度事務局による支援が受けられます。

(2) 審査費用支援

制度へのプロジェクト登録やクレジット認証時の審査費用に対して、支援が受けられます。

ご利用方法

詳細、支援条件や状況の最新情報は、Jークレジット制度ウェブサイトまたは事務局までお問い合わせください。お問い合わせ先

Jークレジット制度事務局

Jークレジット制度ウェブサイト お問い合わせをご参照ください。

<https://japancredit.go.jp/contact/>

『多発する自然災害等に備えるために、防災・減災対策を考えたい』 事業継続力強化計画

防災・減災の取組みを通じて事業継続力の強化を図る中小企業者等を後押しするため、「事業継続力強化計画」認定制度を実施しています。認定を受けた事業者は認定ロゴマークの使用、金融支援や税制措置、補助金の加算等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

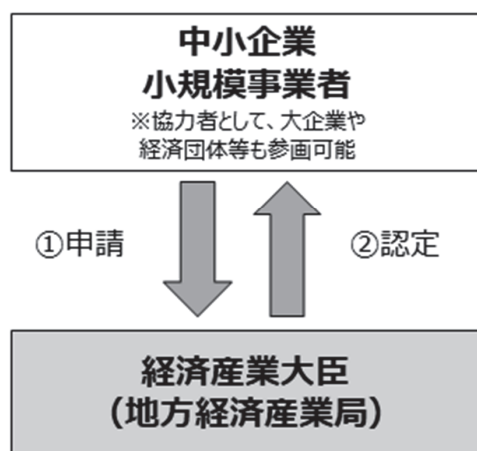
支援内容

ご利用方法(計画概要)

○中小企業者等が、防災・減災に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を作成し、国(経済産業局等)に申請。認定を受けた事業者には、認定ロゴマークの使用、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制措置(中小企業防災・減災投資促進税制)、補助金の加算措置等、様々な支援策が受けられます。

○計画は、①自社のみで取り組む「事業継続力強化計画(単独型)」と、②複数の事業者で連携して取り組む「連携事業継続力強化計画(連携型)」の2種類があり、これまで(令和7年12月末日時点)約92,000件の計画が認定されています。

計画認定スキーム



認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 補助金採択時の加算措置



【認定ロゴマーク】

支援措置の詳細

①日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から最大 0.9%引下げ）が受けられます。

■貸付限度額

中小企業事業：7 億 2,000 万円

■貸付期間

設備資金 20 年以内、長期運転資金 7 年以内（据置期間 2 年以内）

②中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画等の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

③中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業者が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者を対象に、防災・減災設備（自家発電設備、排水ポンプ、止水板等）を取得等した場合に、特別償却の適用が受けられる制度です。

④その他

- ・ 事業継続力強化計画認定ロゴマークの使用が可能となります。
- ・ 経済産業省で執行する一部の補助金で、加点措置が受けられます。
- ・ 中小企業庁のウェブサイトで事業者名等が公表されます。

ご利用方法

●事業継続力強化計画

電子申請システムから申請してください。詳細については中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyo>

お問い合わせ先

各経済産業局の担当課（詳細は、以下に掲載のお問い合わせ先一覧をご参照ください。）

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#contact>

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- ・ 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- ・ 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- ・ 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

通常枠

【対象資金】

設備資金、運転資金

【貸付限度額】

2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。)

【貸付金利】

令和8年3月2日現在 2.40% ※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】

10年以内(据置期間は2年以内)

【担保・保証人】

不要

令和2年7月豪雨対策特枠、令和6年能登半島地震対策特枠

令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接または間接被害を受けた小規模事業者の方は、上記の通常枠とは別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置等を利用することができます。

ご利用方法

- ・ 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ・ 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ・ 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
※沖縄県については、本文中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <https://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <https://www.jccci.or.jp/>)

『東日本大震災からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の方であって、東日本大震災事業者再生支援機構または産業復興機構から債権買取の支援を受けた方に対して、当該債権の返済のために必要な運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

岩手県及び宮城県の沿岸地域ならびに福島県に事業所を有し、事業活動を行う方であって、東日本大震災事業者再生支援機構または産業復興機構から債権買取の支援を受けた方
※岩手県及び宮城県の沿岸部の方については、直接被害者に限ります。

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】3億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円(上乗せ)

■貸付期間

運転資金 15年以内(据置期間 5年以内)

■貸付利率

貸付後 3年間、基準利率(災害)から▲1.4%

利下げ上限額は 1億円(国民生活事業は 3,000万円)

(貸付後 4年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用。)

※基準利率(災害):【日本公庫(中小企業事業)】2.40%、【日本公庫(国民生活事業)】2.40%

(注 1)上記は、貸付期間 5年以内の基準利率(令和 8年 2月 2日時点)。

(注 2)利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『令和6年能登半島地震の影響で資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

令和6年能登半島地震特別貸付

令和6年能登半島地震等で被害を受けた中小企業者や、地震の影響により業況が悪化している中小企業者の皆様に対して、別枠で融資します。加えて、直接被害を受けた中小企業者の皆様に対しては、所定の金額を上限に当初3年間の金利を0.9%引き下げます。

対象となる方

- ① 被災4県(石川県・富山県・福井県・新潟県)に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者※^{1,2}
- ② ①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
- ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者※³

※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響も含む

(注)令和6年能登半島地震の他、令和6年9月に発生した豪雨(令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害)による災害を含みます。

支援内容

■貸付限度額

- ・①及び②の方

【日本公庫(中小企業事業)】3億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円(上乘せ)

- ・③の方

【日本公庫(中小企業事業)】7.2億円、【日本公庫(国民生活事業)】別枠7,200万円、

■貸付期間

- ・設備資金 20年以内 運転資金 15年以内(据置期間 5年以内)

■貸付利率

- ・①の方

貸付後3年間、1億円(国民生活事業は3,000万円)を上限に基準利率(災害)▲0.9%

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用)

- ・②の方:基準利率(災害)

- ・③の方:基準利率

※基準利率(災害):【日本公庫(中小企業事業)】2.40%、【日本公庫(国民生活事業)】2.40%

※基準利率:【日本公庫(中小企業事業)】2.40%、【日本公庫(国民生活事業)】3.10%

(注1)上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和8年2月2日現在)

(注2)利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

高度化事業(災害対策)

東日本大震災、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震で被災した中小企業等のグループ等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の貸付けを行います。

対象となる方

【東日本大震災、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震 共通】

1. 中小企業等のグループが「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画の認定を受けて、グループに参加する構成員が施設・設備の復旧整備を行う場合
2. 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合

【東日本大震災のみ】

3. (独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
4. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型事業))の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

支援内容

■自己負担

貸付対象経費の1%または10万円のいずれか低い額

■貸付対象・貸付利率・貸付期間

設備資金・無利子・20年以内(うち据置期間5年以内。一部の貸付けで3年以内)

※担保・保証人が必要となる場合あり

ご利用方法

被災県の中小企業支援センターの担当窓口にお問い合わせください。

参照情報

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

お問い合わせ先

被災県中小企業支援センター

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課

電話: 03-5470-1528

URL: https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』 セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

対象となる方

経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

※利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

取引企業倒産対応資金

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

危機対応後経営安定資金

※詳しくは、危機対応後経営安定貸付【日本公庫（中小企業事業）】・セーフティネット貸付（危機対応後経営安定資金）【日本公庫（国民生活事業）】をご確認ください。

支援内容

経営環境変化対応資金

■貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円

【日本公庫（国民生活事業）】7,200 万円

■貸付利率

基準利率

※基準利率（令和 8 年 2 月 2 日時点。貸付期間 5 年の場合。）

【日本公庫（中小企業事業）】2.40%、【日本公庫（国民生活事業）】3.10%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

※ただし、社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方

または来すおそれのある方のうち、①原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響、ウクライナ情勢の変化の影響または米国自動車関税措置等の影響を受けており、

かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し 5% 以上減少している方、

②米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し 5% 以上減少している方は、基準利率▲0.40%。

■貸付期間

設備資金 20 年以内（うち据置期間 3 年以内）

運転資金 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

金融環境変化対応資金【日本公庫(中小企業事業)】

■貸付限度額

3 億円

■貸付利率

基準利率(上限利率 3.0%)

※基準利率:2.40%(令和 8 年 2 月 2 日時点。貸付期間 5 年の場合。)

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 3 年以内)

運転資金 10 年以内(うち据置期間 3 年以内)

取引企業倒産対応資金

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1 億 5,000 万円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠 3,000 万円

■貸付利率

基準利率

※基準利率(令和 8 年 2 月 2 日時点。貸付期間 5 年の場合。)

【日本公庫(中小企業事業)】2.40%、【日本公庫(国民生活事業)】3.10%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

運転資金 10 年以内(うち据置期間 3 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『過去の大規模な災害、感染症等で増大した借入金の借換等を検討したい』
危機対応後経営安定貸付【日本公庫(中小企業事業)】
セーフティネット貸付(危機対応後経営安定資金)【日本公庫(国民生活事業)】

過去の大規模な災害、感染症等で借入が増大した中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、借入金の借換等を通して返済負担の軽減を図り、資金繰りの改善を支援します。

対象となる方

過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、次のすべての要件を満たす方

- (1) 次のいずれかの貸付制度等に係る貸付残高を有すること
 - ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付
 - ③ 危機対応後経営安定貸付／セーフティネット貸付(危機対応後経営安定資金)
 - (2) 債務負担が重くなっていること(※)
 - (3) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
- (※) 一定の要件を満たす必要があります。詳細は、各機関にお問い合わせ下さい。

支援内容

■資金使途

既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金

■貸付限度

【日本公庫(中小企業事業)】20 億円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠 7,200 万円

■貸付利率

基準利率:【日本公庫(中小企業事業)】2.40%、【日本公庫(国民生活事業)】3.10%

(注 1) 上記は、貸付期間 5 年以内の基準利率(令和 8 年 2 月 2 日時点)

(注 2) 利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

■貸付期間

運転資金 20 年以内(据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『創業または経営多角化・事業転換等による 新たな事業活動への挑戦を行いたい』

中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定経営革新等支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に株式会社日本政策金融公庫が融資を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当するもの

(1)経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする方で、自ら事業計画書を策定し認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方。

(2)「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「基本要領」という。)又は「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)を適用している又は適用する予定である方で、事業計画を策定する方。

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業・スタートアップ支援資金にて新たな事業活動への挑戦を行う方を支援しております。

詳しくは、新規開業・スタートアップ支援資金をご確認ください。

■貸付限度

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7 億 2,000 万円

■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方(1)であって次の全ての要件を満たす方については特別利率①(基準利率-0.4%)とする。

(i)基本要領または指針を適用している、または適用する予定である方

(ii)事業計画書に以下のすべての事項を含むこと(口については部門別管理を行っている方に限る。)。

イ 当面 6 ヶ月程度の資金繰り予定表

ロ 部門別収支状況表

■貸付期間

設備資金: 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金: 10 年以内(うち据置期間 2 年以内)

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定経営革新等支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル 電話: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話: 098-941-1830

『事業資金を借りたい』 信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。

また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額

- ・普通保証 2 億円以内
- ・無担保保証 8,000 万円以内
- ・無担保無保証人保証 2,000 万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対しおおむね 0.45% から 2.2% の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

※また、セーフティネット保証等の特別の保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出してください。

※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせください。

参照情報

セーフティネット保証制度

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

	対象者
1号	大型倒産発生※により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等※により影響を受ける中小企業者
3号	突発的災害(事故等)※により影響を受ける中小企業者
4号	突発的災害(自然災害等)※により影響を受ける中小企業者
5号	全国的に業況の悪化している業種※に属する中小企業者
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)※に伴って借入れが減少している中小企業者
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

※ 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰り DI 等が、リーマンショック時や東日本大震災時、新型コロナウイルス感染症蔓延時等と同程度に、短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件※により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ウェブサイトまたは各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

(一般保証限度額)			(別枠保証限度額)		
・普通保証	2億円	+	・普通保証	2億円	
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円	
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円	

※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

■保証料

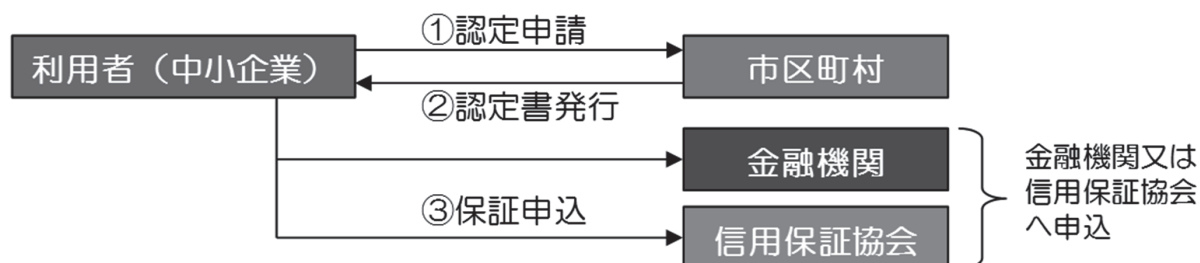
概ね 0.7～1.0%(危機関連保証については 0.8%以内)

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地または事業実態のある事業所（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資および保証の可否が決まります。



参照情報

セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

東日本大震災復興緊急保証

震災により直接または間接被害を受けた被災地中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

特定被災区域(※)内の方

- ・震災の影響により業況が悪化している方
→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。(写しで可)
- ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

※特定被災区域(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村または信用保証協会にご確認ください。

対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

支援内容

- 保証限度額 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。一般保証とは別枠。(なお、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関連保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。)
- 保証料率 0.8%以下、※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- 資金使途 事業再建に必要な資金および経営の安定に必要な資金
- 保証割合 借入額の全額(100%)
- 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は不要

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

参照情報

セーフティネット保証、危機関連保証、災害復旧貸付

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認ください。



『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

下記のいずれかに該当する方

- ・地震・津波等により直接被害を受けた方。
→市区町村等の罹災証明等が必要。(写しで可)
- ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

支援内容

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

一般保証とは別枠。

なお、セーフティネット保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。

■保証料率

おおむね 0.7%～1.0%

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

■資金使途

事業再建に必要な資金

■保証割合

借入額の全額(100%)

■保証人

原則として法人代表者以外の保証人は不要

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

参照情報

セーフティネット保証4号

セーフティネット保証5号

危機関連保証

東日本大震災復興緊急保証

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』 信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

- ・ 保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・ セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(※)、適切な事業計画を有している方
- (※)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証および中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

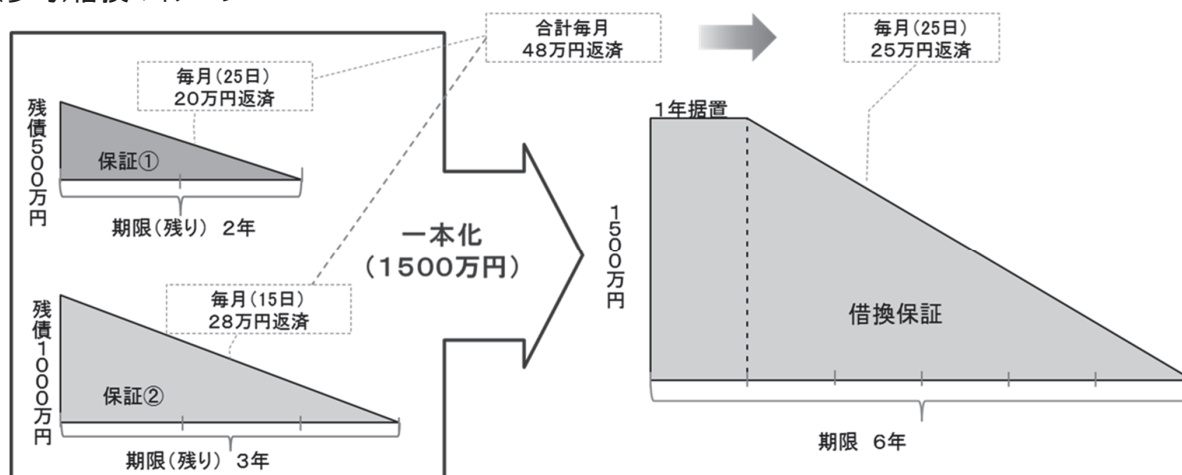
3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

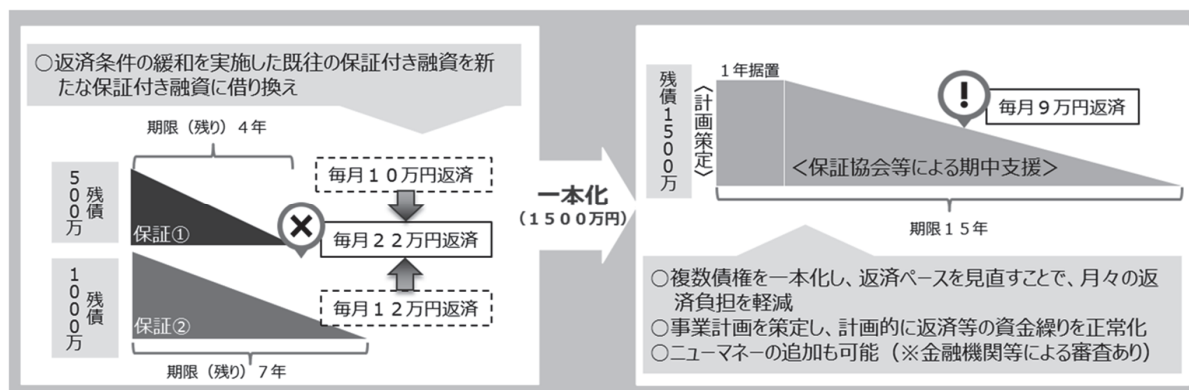
■保証条件

- ・金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
 - ・保証期間は10年以内(据置期間1年以内※を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。
- ※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ



ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

参照情報

セーフティネット保証制度

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『創業する際に保証を受けたい』 創業関連保証制度

創業者（創業予定者を含む）が、創業または創業により行う事業の実施に必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金の融通の円滑化を図ります。

対象となる方

- (1) 次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの
 - ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 - ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2) 以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの
 - ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (3) 上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの

支援内容

- 保証限度額 3,500 万円
- 保証期間 10 年以内
- 据置期間 1 年以内
- 金利 金融機関所定
- 保証料率 各信用保証協会所定
- 保証人 原則として、法人代表者以外の保証人は不要

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『経営者保証を提供せずに創業する際に保証を受けたい』 スタートアップ創出促進保証

起業関心層の多くの方が「借金や個人保証を抱えること」を懸念していることを受け、こうした懸念を取り除き、スタートアップを含む創業者を後押しするため、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」を開始しています。

対象となる方

次のいずれかに該当する創業者

- ①事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方
- ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方
- ③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- ④中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- ⑤創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない方

支援内容

- 保証限度額 3,500 万円
- 保証期間 10 年以内
- 据置期間 1 年以内（一定の条件を満たせば 3 年以内）
- 金利 金融機関所定
- 保証料率 各信用保証協会所定
- 保証人 不要

※税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1／10以上の自己資金があることが必要です。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『経営者保証を提供せずに融資を受けたい』

保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度

中小企業の約 4 割が利用している信用保証制度で、依然として信用保証付融資の約 7 割で経営者保証を提供している融資慣行を変えるため、保証料を上乘せすることで、経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を創設し、時限的な保証料負担軽減を行っています。

対象となる方

次の要件のいずれにも該当すること※¹

- ①過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類※²を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- ②直近の決算書において代表者への貸付金等※^{3,4}がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- ③直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと
又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。
- ④上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
- ⑤中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること※⁵。

※¹: 法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあっては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあっては③に掲げるものをそれぞれ除く。

※²: 原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

※³: 「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

※⁴: 「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未収入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

※⁵: 経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず引き続き従前の取扱いを可能とする。

支援内容

一定の保証料率を上乘せすることで、経営者保証を提供せずに、信用保証協会の保証をつけることができます。

■保証料率

- ・通常の保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は 0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は 0.45% の上乘せを行う（2期分の決算書がない場合は 0.45% の上乘せ）。
- ・上乘せ保証料について、令和8年4月から令和9年3月までの保証申込分は 0.05% に相当する保証料を国が補助。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先（共通項目・変更不可）

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『金融機関の伴走支援による収益力改善を後押しするための保証を受けたい(石川県限定)』 コロナ借換保証

コロナ禍の長期化や物価高等、多くの中小企業が引続き厳しい状況にある中、積み上がった債務の返済負担への対応、事業再構築等の前向きな取組の促進等、事業者の実態を踏まえた支援が重要。一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時における信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げるコロナ借換保証を開始しています。

対象となる方

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者(令和6年能登半島地震による災害に関し、災害救助法の適用を受け、かつ中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。)第2条第5項第4号の規定により経済産業大臣の指定を受けた石川県の地域内に事業所を有するものに限る。)。ただし、①～④については、石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町)内に事業所を有するものに限る。

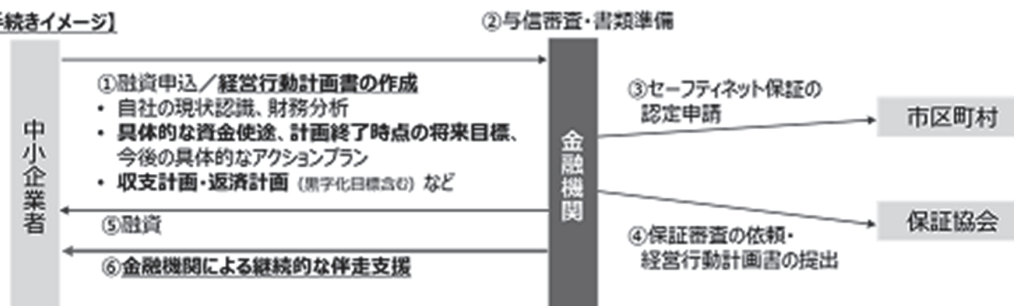
- ①セーフティネット4号の認定を受けている方
- ②セーフティネット5号の認定を受けている方
- ③売上高が5%以上減少している方(最近1ヶ月間(実績)と前年同月の比較)
- ④売上高総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少している方
(③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較等でも可)
- ⑤令和6年能登半島地震による災害救助法適用地域内に事業所を有し、直接被害を受けた方

支援内容

- 保証限度額 1億円
- 保証期間 10年以内
- 据置期間 5年以内
- 金利 金融機関所定
- 保証料率 0.2%等(国による補助前は0.85%等)
- 対象資金 経営の安定に必要な事業資金等
- その他要件 経営行動計画書を作成すること。金融機関が継続的な伴走支援をすること(原則四半期に一度)。

※ 本制度は伴走支援型特別保証制度を活用して創設。

【手続きイメージ】



ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『経営者保証を外したい』 プロパー借換保証

経営者保証非提供の取組による信用収縮を防止し、民間における取組浸透を促すために、例外的に、既往プロパー融資（経営者保証あり）から信用保証付融資（経営者保証なし）への借換を認める時限的な保証制度です。

対象となる方

以下の全ての要件を充足する法人

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 申込日※において返済緩和している借入金がないこと

※危機関連保証又はセーフティネット保証4号（新型コロナ）の指定期間内の場合は、指定期間の始期の前日において返済緩和している借入金がないことでも可

支援内容

■保証限度額

- ・2億8,000万円（責任共有制度の対象となる保証に限る。）
- ・ただし、申込金融機関における本制度の保証限度額（既往の本制度残高を含む。）は、経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。

■対象資金

- ・経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー借入金（事業性資金）の返済資金に限る。

■保証期間

- ・10年以内（据置期間は1年以内）

■保証人

- ・不要

■必須事項

- ・申込人の属性（設立日、資本金等）や利用内容（保証申込金額、保証承諾金額、プロパー融資状況等）のデータを提出する

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先（共通項目・変更不可）

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』 事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）

「中小企業活性化協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画※¹
- ② 認定支援機関（中小企業活性化協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画※¹
- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画※²
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画※²
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画※²
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画※²
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画※²
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画※²
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画※²
- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画※³
- ⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画※⁴
- ⑫ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関による指導または助言を受けて作成された事業再生の計画※⁵

※¹ 産業競争力強化法第 53 条第 1 項に規定

※² 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 1 号に規定

※³ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 2 号に規定

※⁴ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 3 号に規定

※⁵ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 4 号に規定

支援内容

- 保証限度額 2 億 8,000 万円（一般の保証枠とは別枠）。
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）。
ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は 100%保証。
- 保証料 責任共有保証の場合 0.8%以下、100%保証の場合は 1.0%以下。
- 保証期間 一括弁済の場合 1 年以内、分割弁済の場合 15 年以内（据置期間 1 年以内）。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『早期の事業再生を後押しするための保証を受けたい』 経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

資材高騰や物価高、人手不足等による影響に対して早期の事業再生を後押しするため、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を行っております。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画※¹
- ② 認定支援機関（中小企業活性化協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画※¹
- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画※²
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画※²
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画※²
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画※²
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画※²
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画※²
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画※²
- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画※³
- ⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画※⁴
- ⑫ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関による指導または助言を受けて作成された事業再生の計画※⁵

※¹ 産業競争力強化法第 53 条第 1 項に規定

※² 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 1 号に規定

※³ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 2 号に規定

※⁴ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 3 号に規定

※⁵ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 4 号に規定

支援内容

- 保証限度額 2 億 8,000 万円
- 保証期間 15 年以内（据置期間3年以内）
- 保証料率 0.4%（国による補助前は原則 0.8%または 1.0%）
- 保証人 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）。
ただし 100%保証およびコロナ禍のセーフティネット 5 号からの借換については 100%保証

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記の QR コードよりご確認頂けます。



『経営改善・事業再生に取り組む際の財務改善支援を受けたい』

信用保証付債権 DDS について

中小企業者の経営改善や事業再生を後押しするため、特に債務超過に苦慮する中小企業者への金融支援である信用保証付債権 DDS の対象計画を拡充し、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画」においても対象とします。

※ただし、当該計画を用いて信用保証付債権 DDS を検討する場合において、信用保証付債権しか存在しない場合は、プロパー新規融資の原則同時実行を要件とします。

対象となる方

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関等に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

- ① 活性化協議会が策定を支援した再建計画
- ② 中小機構が策定を支援した再生計画
- ③ 特定有責組合が策定を支援した再建計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が地域経済活性化支援機構法第 25 条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画
- ⑦ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が、経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画
- ⑧ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩ 特定調停法に基づく調停における調書
- ⑪ 産業復興相談センターが策定を支援した再生計画
- ⑫ 震災支援機構が震災支援機構法第 19 条の規定により支援決定を行った事業再生計画
- ⑬ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定調停法に基づく調停における調書又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- ⑭ 熊本地震事業再生支援ファンドが策定を支援した再生計画

支援内容

- 劣後化手続き 信用保証付債権について保証条件変更手続きを行う
- 期間 5 年超（事業再生計画等で求められている期間）
- 償還方法 原則として、期限一括返済
- 金利 原則として、配当可能利益に応じた金利設定
- 保証料率 通常の条件変更手続き同様、貸付実行時の保証料率を適用

ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『プロパー融資と組み合わせた支援を受けたい』 協調支援型特別保証

原材料の価格高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする時間的な保証制度です。（令和10年3月31日まで）

対象となる方

以下のいずれかに該当する中小企業者

- ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。
- ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗報告を行うこと。

支援内容

- 保証限度額 2億8,000万円
 - 保証期間 10年以内（一括返済の場合は1年以内）
 - 据置期間 運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金3年以内
 - 金利 金融機関所定
 - 保証料率 0.45%～1.90%に対して保証料補助を実施
- 対象者①：令和8年4月から令和9年3月末までの保証申込分は1/3相当、
令和9年4月から令和10年3月末までの保証申込分は1/4相当を補助。
- 対象者②：1/4相当を補助
- 保証人 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
 - 保証割合 責任共有保証（80%保証）。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記のQRコードよりご確認頂けます。



『認定経営革新等支援機関によるモニタリングを通じた資金繰り・経営支援を受けたい』 モニタリング強化型特別保証

物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に
応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が税理士等の認定経営革新等支援機関と連携の
下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向
上を促し、経営状況の改善を後押しする時限的な保証制度です。(令和11年3月31日まで)

対象となる方

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報
告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。

ただし、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金
残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

支援内容

- 保証限度額 2億8,000万円
- 保証期間 10年以内(一括返済の場合は1年以内)
- 据置期間 運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金3年以内
- 金利 金融機関所定
- 保証料率 0.45%～1.90%に対して保証料補助を実施
令和8年4月から令和9年3月末までの保証申込分は1/2相当
- 保証人 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
- 保証割合 責任共有保証(80%保証)。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記のQRコードよりご確認頂けます。



『再チャレンジする方を支援します』

再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方

- (1) 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- (2) 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)、沖縄振興開発金融公庫

(注) 国民生活事業では、新規開業・スタートアップ支援資金にて再チャレンジする方を支援しております。

詳しくは、新規開業・スタートアップ支援資金をご確認ください。

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7 億 2,000 万円

■貸付利率

基準利率

- ・女性、若年者(35 歳未満)または高齢者(55 歳以上)であって、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方は、特別利率①(基準利率から 0.4%引き下げ)。
- ・技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①、②(基準利率から 0.65%引き下げ)、③(基準利率から 0.9%引き下げ)

■貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 15 年以内(うち据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話:098-941-1830

『従業員の賃上げに取り組む事業者を応援します』 賃上げ貸付利率特例制度

賃上げを行うためには、原資となる付加価値の確保・拡大が必要です。当該取組みの資金繰り面での支援のために、従業員の賃上げに取り組む事業者を対象とし、日本公庫の各貸付制度が定める利率から一律金利を控除する措置を実施します。

対象となる方

日本公庫（国民生活事業または中小企業事業）の貸付制度を利用する方であって、直近年度から計画完了後にかけて、人件費（役員報酬、退職金等を除く）に2.5%以上の増加が見込まれる者（直近年度において既に増加している者を含む。）。

※一部ご利用いただけない制度もあります。

支援内容

貸付後2年間、適用した貸付制度に定める貸付利率から0.5%を控除

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

- ・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
- ・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

対象となる方

主な貸付対象者(国民生活事業および中小企業事業)

- ①技術・ノウハウ等に新規性が見られる方
 - ②経営多角化・事業転換を行う方
 - ③認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方
 - ④海外への展開や、事業の承継・集約、省力化投資等に取り組む方
 - ⑤中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方
- ※別途、一定の要件を満たす必要があります

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付限度額	別枠 7,200 万円	別枠 15 億円
貸付利率	資本性ローン利率(黒字の場合は 3.25%~3.95%、赤字の場合は 0.50%)	
貸付期間	5 年 1 か月以上 20 年以内	5 年 1 か月、6 年~20 年(1 年ごと)
担保・保証人	無担保・無保証人	

- ※1 本資金は、金融機関の資産査定上自己資本とみなすことができます。
- ※2 法的倒産の場合、本資金は全ての債権(償還順位が同等以下を除く)に劣後します。
- ※3 直近決算の状況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施します。
- ※4 民間金融機関から協調融資を受ける場合、一定の要件を満たす方については、ご融資後3年間の貸付利率は 0.50%となります。
- ※5 上記貸付利率は、令和 8 年 2 月 2 日時点です。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』 高度化事業(工業団地等の整備に対する貸付制度)

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と(独)中小企業基盤整備機構が協調して設備資金の貸付けを行います。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

対象となる方

経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。また、地元の中小企業者を支援するために、第3セクター(株式会社、公益法人)、市町村等が行う、(1)起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業、(2)商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業も対象となります。(過去に高度化事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。)

その他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

1. 貸付条件

・貸付割合

原則として 80%以内

・貸付利率

年 1.00%(2025 年度貸付決定分に適用)、または、無利子(特別の法律に基づく事業など)

※貸付利率は毎年度見直しを行います。

・貸付期間

20 年以内(うち据置期間 3 年以内)

2. 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課又は(独)中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県高度化事業担当部署
(以下の URL の「申込方法」にある PDF ファイルをご覧ください)
(独)中小企業基盤整備機構
高度化事業部 高度化事業企画課
電話:(03)5470-1528
URL:https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止対策に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R 事業、プラスチック資源循環関連事業、再資源化事業等高度化法関連事業、PCB 廃棄物の処分、土壌汚染対策を実施する方

支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率	
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業※2	国民生活事業
大気汚染関連	7億2,000万円以内※1	7,200万円以内※1	20年以内※1	特別利率③	
水質汚濁関連				特別利率②	
産業廃棄物処理・3R・プラスチック資源循環関連				特別利率②、③※4	特別利率B、特別利率C※4
再資源化事業等高度化法関連※3					
アスベスト対策関連				特別利率②	特別利率B
PCB廃棄物対策関連				基準利率	基準利率
土壌汚染対策関連				基準利率、特別利率③※5	基準利率、特別利率C※5

※1. 運転資金の場合、貸付期間は10年以内。

※2. 中小企業事業において、特別利率限度額(4億円)を超える部分については、基準利率

※3. 国民生活事業はプラスチック資源循環又は再資源化事業等高度化法に関するものに限る。

※4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者、再資源化事業等高度化法に基づくいずれかの認定を受けた事業者については特別利率③(特別利率C)、その他は特別利率②(特別利率B)

※5. 土壌汚染対策法に基づく義務、指示、命令に基づくものについては特別利率③(特別利率C)、その他は基準利率

※制度の詳細については、以下にお問い合わせください。

ご利用方法

申し込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話:098-941-1785(中小企業資金)

『IT を活用した設備投資を支援します』 IT 活用促進資金【日本公庫(中小企業事業)】

IT を活用した事業を行う際や、テレワークを導入する際に、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

対象となる方

- (1)情報化投資を行う中小企業の方で、次のいずれかに当てはまる方
 - A.情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善などを行う方
 - B.他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
 - C.企業内業務の情報技術(IT)水準を取引先など企業外の情報技術(IT)水準に合わせようとする方
 - D.情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
 - E.A～D を組み合わせるなど、情報技術(IT)などを高度に活用する方
- (2)中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関
- (3)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
- (4)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する整備等計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
- (5)テレワークの導入等を行う方

支援内容

資金使途

対象者(1)または(5)に当てはまる方

次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金

- ①電子計算機(ソフトウェアを含む。)
- ②周辺装置:電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など
- ③端末装置:多機能情報端末など
- ④被制御設備:高度数値制御加工装置(CNC)、多軸産業用ロボット装置など
- ⑤関連設備:LAN ケーブルやゲートウェイ装置など
- ⑥関連建物・構築物(上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要不可欠なもの)

対象者(2)に当てはまる方

中小企業等経営強化法に定める情報処理支援業務に必要な設備資金(ソフトウェアを含む)及び長期運転資金

対象者(3)に当てはまる方

認定開発供給計画または認定導入計画の実施に必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)および長期運転資金

対象者(4)に当てはまる方

認定特定半導体生産施設整備等計画の実施に必要とする設備資金および長期運転資金

対象者(1)～(5)に当てはまる方の長期運転資金には以下のものを含みます。

- 設備などを賃借するために必要な資金
- ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金など

貸付限度

直接貸付:7 億 2 千万円

融資利率

対象者(1)に当てはまる方

基準利率

ただし、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率

(A)DX推進指標を活用し、その診断結果を経済産業省が指定する方法で同省が指定する機関に提出している方については、2億7千万円まで:基準利率-0.2%

(B)中小企業等経営強化法の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関または情報処理の促進に関する法律の規定に基づくDX認定制度の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方については、2億7千万円まで:特別利率②

(C)産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けた技術等情報漏えい防止措置認証機関から、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準に基づく認証を受けた方が必要とする設備資金については、2億7千万円まで:特別利率①

対象者(2)に当てはまる方

2億7千万円まで:特別利率②

2億7千万円超:基準利率

対象者(3)に当てはまる方

2億7千万円まで:特別利率③

2億7千万円超:基準利率

対象者(4)に当てはまる方

2億7千万円まで(土地に係る資金を除く.):特別利率③

2億7千万円超:基準利率

対象者(5)に当てはまる方

2億7千万円まで:特別利率①

2億7千万円超:基準利率

また、対象者(1)、(2)又は(5)に係る設備資金のうち、無形固定資産又は繰延資産に計上される資産を資金用途とする場合であって、担保を徴しないときは、令和9年3月31日までに貸付契約を行うものに限り、0.5%を控除するものとする(ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。)

貸付期間

設備資金:20年以内 運転資金:10年以内

ご利用方法

申し込み時は、日本政策金融公庫(日本公庫)の各支店の窓口へ必要書類を提出してください。

必要書類等の詳細に関しては、以下のダイヤルまたは、日本公庫の各支店へお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

『人手不足等の環境変化に対応するため省力化投資に取り組みたい』
省力化支援資金【日本公庫(中小企業事業)】
企業活力強化資金(省力化関連)【日本公庫(国民生活事業)】

人手不足等の環境変化に対応するため、特定の補助金を活用し省力化投資に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまは、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

対象となる方

次のいずれかに該当する補助金等の交付決定を受けている方

- (1) 中小企業省力化投資補助事業
- (2) 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【日本公庫(中小企業事業のみ)】

支援内容

■資金使途

省力化投資に取り組むために必要とする設備資金及び長期運転資金

■貸付限度

【日本公庫(中小企業事業)】14 億 4 千万円

【日本公庫(国民生活事業)】7,200 万円

■貸付利率

【日本公庫(中小企業事業)】

5 億 4 千万円まで: 特別利率②

5 億 4 千万円超: 基準利率

【日本公庫(国民生活事業)】

特別利率②

■貸付期間

設備資金: 20 年以内、運転資金: 10 年以内

※うち据置期間は 2 年以内

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル: 0120-981-827

『事業承継時の経営者保証解除に向けた支援について相談したい』 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進 (事業承継時の経営者保証解除)

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを実施しています。

対象となる方

事業承継を行う際に経営者保証が障害となっている方

支援内容

(1) 商工中金は「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」。
(2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減。

(3) 次の①と②の支援を行います。

①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

・新旧経営者からの二重徴求の原則禁止。

・後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し、慎重に判断。また、ガイドライン要件の多くを満たしていない場合でも、総合的な判断として、経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討。

・前経営者の経営者保証は、令和2年4月から改正民法で第三者保証の利用が制限されたこと等を踏まえて見直し。特に、経営権・支配権を有しない前経営者については、慎重に検討。

②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げやガイドライン充足状況の確認支援を全国48ヶ所の事業承継・引継ぎ支援センターにて実施し、事業承継時における経営者保証解除を後押ししていたが、2023年3月31日をもって本業務は終了。2023年4月1日以降は中小企業活性化協議会においてガバナンス体制の整備支援を強化することで、中小企業の信用度を高め、金融機関との取引状況の改善ひいては経営者保証解除の可能性を高めている。

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

参照情報

事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

お問い合わせ先

(1) 株式会社商工組合中央金庫

URL: <https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/raise/target/finance.html>

(2) 最寄りの信用保証協会

URL: <https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

(3) ①日本商工会議所 URL: <https://www.jcci.or.jp/news/2019/1224140030.html>

一般社団法人全国銀行協会 URL: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次の①から④の全ての要件を満たす法人

① 資産超過であること

② EBITDA 有利子負債倍率(※)が10倍以内であること

③ 法人・個人の分離がなされていること

④ 返済緩和している借入金がないこと

(※) EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

支援内容

■対象資金

事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能

ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円(一般の保証とは同枠)

■保証料率

0.45%～1.90%

0.20%～1.15%(活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合)

■保証割合

責任共有保証(80%)

■保証人

徴求しない

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業承継に際し、経営者交代後に必要となる資金を調達したい』

経営承継関連保証

中小企業者が経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■対象資金

事業を承継した中小企業者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、法人代表者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 経営承継借換関連保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、事業承継計画につき都道府県からの認定を受けた事業者に対して、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

一定の財務要件（注）を満たす法人であって、同法人の現経営者（代表者）が金融機関からの借入に対して経営者保証を提供していることにより、事業承継に支障が生じていることについて、都道府県の認定を受けた中小企業者。

（注）財務要件

- ①資産超過であること
- ②EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること
- ③法人・個人の分離がなされていること
- ④返済緩和している借入金がないこと

（※）認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要です。

支援内容

■対象資金

事業資金

認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）。

既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借換も可能

■保証限度額

無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円（事業承継特別保証とは別枠）

■保証料率

0.45%～1.90%

0.20%～1.15%（経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合）

■保証割合

責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

徴求しない

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『他の中小企業者の事業を承継するため、株式の取得等(M&A)に必要な資金を調達』

経営承継準備関連保証

中小企業者が、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金(M&Aのための資金)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している他の中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■対象資金

他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金 等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、法人代表者(または会社である他の中小企業者)以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業承継により新たに代表者に就任した後継者個人でも、事業承継に必要な資金を調達』 特定経営承継関連保証

後継者である中小企業者の代表者の方が、経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人の方。

支援内容

■対象資金

事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・株式等または事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずは、取引期間が長い、信用保証付き貸出残高が多い、経営に係る相談等を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している金融機関（いわゆるメインバンク）にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『個人が中小企業者の事業を承継して 経営者となるため、株式等の取得資金を調達したい』 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人の方が、中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた、事業を営んでいない個人の方。

支援内容

- 対象資金 中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。
株式等取得資金、事業用資産等取得資金等
- 保証限度額 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。
- 保証料率 1.15%
- 保証割合 責任共有保証(80%)
- 保証人 原則として、承継対象の中小企業者(会社)以外の保証人は不要。

(参考)制度比較イメージ

	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律				
	経営承継 関連保証	特定経営承継 関連保証	経営承継準備 関連保証	特定経営承継準備 関連保証	経営承継借換 関連保証
保証対象者	会社または個人	代表者個人	会社または個人	事業を営んでいない個人	会社
認定を受ける者	会社または個人	会社	会社または個人	事業を営んでいない個人	会社※1
資金使途	・議決権株式の取得資金 ・事業用資産の取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ・運転資金	・株式等の取得資金 ・事業用資産の取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金	・株式等の取得資金 ・事業用資産等の取得資金	・株式等の取得資金 ・事業用資産等の取得資金	経営の承継に必要な資金のうち、認定日から経営承継日までの借換資金(代表者が保証債務を負う借入に限る。)
信用保証料	0.45%～1.90%※2	0.45%～1.90%※2	0.45%～1.90%※2	1.15%	0.45%～1.90%※2、3
保証人	原則、代表者以外の保証人は徴求しない	原則、認定中小企業者以外の保証人は徴求しない	原則、代表者又は他の中小企業者以外の保証人は徴求しない	原則、他の中小企業者が会社である場合の当該会社以外の保証人は徴求しない	保証人は徴求しない
保険関係	別枠	一般枠に含まれる	別枠	一般枠に含まれる	別枠

※1 3年以内に事業承継を予定するものに限る。 ※2 特別小口保険にかかる保証は各信用保証協会の定めによる。

※3 活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援 センターによる確認を受けた場合は 0.20%～1.15%

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『廃業を決断する場合に必要な資金を調達したい』

自主廃業支援保証

自主的な廃業を選択された中小企業者の方が、そのために必要となる資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金調達の円滑化を図ります。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者の方。

- ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択したこと。
- ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
- ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行および進捗の報告を行うこと。

支援内容

■保証限度額

最大 3,000 万円

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証（80%）

■保証期間

1 年以内（かつ、終期は解散予定日より前）

■保証人

原則、法人代表者以外は不要

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『直接金融による多様な資金調達を図りたい』 特定社債保証制度（私募債保証制度）

中小企業者の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

(1) 純資産額が 5,000 万円以上 3 億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたは二のいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率: 20%以上
- ロ. 純資産倍率: 2.0 倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率(※1): 10%以上
- ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ(※2): 2.0 倍以上

(2) 純資産額が 3 億円以上 5 億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたは二のいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率: 20%以上
- ロ. 純資産倍率: 1.5 倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率: 10%以上
- ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ: 1.5 倍以上

(3) 純資産額が 5 億円以上の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたは二のいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率: 15%以上
- ロ. 純資産倍率: 1.5 倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率: 5%以上
- ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ: 1.0 倍以上

$$(\text{※1}) \text{ 使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$$

$$(\text{※2}) \text{ インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

■保証限度額

4 億 5,000 万円（保証割合が 80%であることから、発行価額は 5 億 6,000 万円が限度となります。）ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は 5 億円です。

■保証料率

財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の 0.45%から 1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■担保条件

金融機関、信用保証協会の約定によります。

■償還期間

金融機関、信用保証協会の約定によります。

■発行形式

振替債とします。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』 流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）および棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2 億円

保証割合：80%

（金融機関からの借入限度額は 2 億 5,000 万円）

■保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、年率 0.68%

■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権および棚卸資産のみを担保とします。保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、(1) 債権譲渡登記制度に基づく登記、(2) 売掛先への通知、(3) 売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間

根保証方式：1 年間（更新可能）

個別保証方式：1 年以内

その他

- ・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
- ・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

ご利用方法

■保証申込み

- ・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
- ・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
- ・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1 か月に 1 回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済

- ・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
- ・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
- ・3 か月に 1 回以上、売掛債権の金額および棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』 信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者
(信用保証協会の利用者または利用予定者に限る)

支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します(専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担)。

専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議※もご利用ください。

※経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『会計の質を向上させたい』 中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」や「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社および関連会社
- ・会計監査人を設置する会社および子会社

※「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」「中小会計指針」が利用できる会社】

特例有限会社
合名会社
合資会社
合同会社

支援内容

■中小企業の会計に関するパンフレットの作成

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容をわかりやすく解説したパンフレットを作成しております。中小企業庁のウェブサイトから無料でダウンロードができます。

■金融機関の融資商品

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成および期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

参照情報

中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）
中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）
財務サポート「中小会計要領」

お問い合わせ先

中小企業庁 財務課

電話：03-3501-5803（内線：5281～5284）（9:00～17:00）

『事業承継について支援を受けたい』 事業承継の円滑化のための支援策

事業承継や引継ぎ(M & A)に関して、さまざまな支援策を用意しています。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容

■経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)に基づく以下の支援を受けることができます。* 遺留分に関する民法の特例 * 所在不明株主に関する会社法の特例 * 金融支援 * 法人版事業承継税制 * 個人版事業承継税制

■事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定やマッチング支援等を行います。

■事業承継・M&A 補助金

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用(フィナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用、表明補償保険料等)、M&A 後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します。

■M&A 支援機関登録制度／情報提供受付窓口の設置

中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するため、中小 M&A ガイドラインの遵守を宣言した M&A 支援機関を登録する制度です。本制度に登録されている M&A 支援機関が不適切な中小 M&A 支援や広告・営業を行った際等に、情報提供を受け付ける窓口を設置しています。

■中小企業成長支援ファンド

後継者不在の中小企業等は、ファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

■事業承継・引継ぎポータルや事業承継フォーラムなどを通じた情報提供

事業承継・引継ぎポータルでは、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援事例の案内や役立つ情報を提供します。また、事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムの開催や地域で事業承継を支援する地域金融機関や商工団体など支援者のための研修の企画・実施をいたします。

■事業承継ガイドライン・中小 M&A ガイドライン・中小 PMI ガイドライン

中小企業の円滑な事業承継、中小 M&A、及び中小 PMI のためのガイドラインを作成しました。

参照情報

事業承継ガイドライン

中小 M & A ガイドライン

中小 PMI ガイドライン

経営承継円滑化法による総合的支援

『事業承継に関する悩みについて相談したい、会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業承継・引継ぎ支援センター

全国 47 都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

対象となる方

親族・従業員への承継や後継者不在による第三者への承継等、事業承継に関して悩みを抱える中小企業者等

支援内容

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が課題解決に向けた相談対応、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

ご利用方法

まずは、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターまでご相談ください。親族内承継や第三者承継等、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に専門家が秘密厳守・相談無料で親身に対応します。

お問い合わせ先

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター

URL: <https://shoukei.smrj.go.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された事業承継・引継ぎ支援全国本部

中小企業庁 事業環境部 財務課

電話: 03-3501-5803 (内線: 5281～5284) (9:00～17:00)

各経済産業局 中小企業課等

『M&A を実施したい/事業承継・M&A をきっかけに新しいチャレンジをしたい』

事業承継・M&A 補助金

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、表明補償保険料等）、M&A 後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。

対象となる方

＜事業承継促進枠＞

5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している、中小企業者等。

＜専門家活用枠＞

補助事業期間内に経営資源を譲り渡す者、または経営資源を譲り受ける中小企業者等。

＜PMI 推進枠＞

M&A に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係る PMI の取り組みを行う者等。

＜廃業・再チャレンジ枠＞

事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う中小企業者等。

支援内容

補助率・補助上限額

【事業承継促進枠】1/2～2/3・800～1000 万円

※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を 800 万円から 1000 万円に引上げ。

【専門家活用枠】1/3～2/3・450～800 万円

※FA・仲介費用については、「M&A 支援機関登録制度」に登録された FA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

【PMI 推進枠】1/2～2/3・PMI 専門家活用類型：150 万円、事業統合投資類型：800～1,000 万円

※事業統合投資類型において、一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を 800 万円から 1000 万円に引上げ。

【廃業・再チャレンジ枠】1/2～2/3・300 万円

※事業承継促進枠もしくは専門家活用枠との併用が可能。

ご利用方法

補助金申請に当たっては、事業承継・M&A 支援補助金事務局の HP 及び公募要領等を必ずご確認ください。

参照情報

事業承継・M&A 補助金事務局サイト <https://shoukei-mahojokin.go.jp/>

お問い合わせ先 専門家活用/廃業・再チャレンジ枠：050-3145-3812

事業承継促進枠：050-3192-6274

PMI 推進枠：050-3192-6228

受付時間：09:30～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）



『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』 経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

【遺留分に関する民法の特例】

自社の株式（個人事業の承継の場合は事業用資産）の承継について、相続に伴う遺留分に関する紛争を防止したい中小企業等の後継者

【金融支援】

事業承継に伴い資金ニーズが発生している中小企業等とその後継者

【事業承継税制】

相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業等の後継者

【所在不明株主に関する会社法の特例】

事業承継のために所在不明株主が保有する株式の集約（買取り等）をしたい中小企業

支援内容

遺留分に関する民法の特例、金融支援、事業承継税制、所在不明株主に関する会社法の特例という4つの措置は、それぞれ適用要件や効果が異なることから、ご利用を検討される際には、中小企業庁ウェブサイト掲載の申請マニュアル等をご覧ください。

ご利用方法

制度活用のためには、申請をして、経済産業省又は各都道府県の認定等のほか所要の手続が必要です。経済産業省や各都道府県における手続の申請受付窓口・問合せ先は、以下の「お問い合わせ先」記載のとおりです。

参照情報

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）

経営承継円滑化法による支援
認定・申請等に関する窓口について

法人版事業承継税制
個人版事業承継税制

お問い合わせ先

【遺留分に関する民法の特例】

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5803（内線：5281～5284）（9:00～17:00）

【金融支援・事業承継税制・所在不明株主に関する会社法の特例】

各都道府県（担当課については、中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。）

『事業承継や M&A に取り組むための融資をうけたい』 事業承継・集約・活性化支援資金

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援します。

対象となる方（共通項目・変更不可）

1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方
2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方及び当該事業者から事業を承継・集約される方
3. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方（取組後、概ね5年以内の方を含む。）、新たな取組みを図る方（取組後、概ね5年以内の方を含む。）又は PMI の取組を図る方
4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人
5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方

支援内容（共通項目・変更不可）

●融資支援

■融資限度額

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）

14 億 4,000 万円

株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）

7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

■融資期間

- 設備資金 20 年以内（うち据置期間 5 年以内）
- 長期運転資金 10 年以内（うち据置期間 5 年以内）

■利率（年）

- 「対象となる方」の1に当てはまる方：基準利率又は特別利率①（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合（現経営者の年齢が 55 歳以上である場合に限る。）は特別利率②）
 - 「対象となる方」の2に当てはまる方：基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は②、認定された特別事業再編計画に基づくものは特別利率③（中小事業のみ）
 - 「対象となる方」の3に当てはまる方：基準利率又は特別利率②、認定された特別事業再編計画に基づくものは特別利率③（中小事業のみ）
 - 「対象となる方」の4に当てはまる方：特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②）
 - 「対象となる方」の5に当てはまる方：基準利率
- ※特別利率の適用 8億円（8億円超は基準利率）。

ご利用方法(共通項目・変更不可)

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先(共通項目・変更不可)

●株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

●沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『後継者で新規事業に挑戦したい・第三者から評価されたい』 アトツギ甲子園

後継者が既存の経営資源を活かしたビジネスアイデアを発表するピッチイベントです。早期の事業承継の促進と地域経済の担い手育成の観点で後継者によるイノベーションを後押しします。

対象となる方

中小企業後継者

※対象者要件の詳細は今後 アトツギ甲子園 HP 等で公表予定

支援内容

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競い合う中小企業庁が開催するピッチイベント。決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞、イノベーション・環境局長賞、優秀賞を授与。準ファイナリスト(※)以上は小規模事業者持続化補助金の加点措置、事業承継・M&A 補助金の大幅な加点措置が受けられます。また、地方大会出場以上で、ものづくり補助金、中小企業省力化投資補助金、事業承継・M&A 補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)における加点措置のほか、地方大会までの事業のブラッシュアップ支援や事業の PR、審査委員からのアドバイス等も受けられます。

※地方大会に出場した人で決勝大会に進出できなかったものの、特に評価された人を、準ファイナリストとして選出

ご利用方法

詳細は下記問い合わせ先にご連絡ください。

参照情報

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課

電話:03-3501-5803(内線:5281~5284)(9:00~17:00)

アトツギ甲子園 HP

<https://atotsugi-koshien.go.jp/>

経済産業省リリース

『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』 地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

対象となる方

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合など
- (2) 特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人

支援内容

- (1) **信用保険の保証限度額の別枠化**
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。
- (2) **課税の特例**
認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から 1,500 万円の特別控除が受けられます。
- (3) **都道府県または市町村による無利子融資(独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資)**
都道府県または市町村(特別区を含む。)が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。
- (4) **低利融資制度(株式会社日本政策金融公庫の融資)**
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売商業者等の事業資金について低利融資を実施します。

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局にお問合せください。
- (2) 「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課
電話: 03-3501-1511(内線 5361~6)
各経済産業局 流通・サービス産業課 等
URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』 企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構、旅客自動車運送の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は生産性向上を図る観光産業事業者の方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

(1)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)

(2)中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方
※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

(3)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施する方

(4)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

(5)輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

(6)道路運送法に規定する旅客自動車運送事業を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

観光産業等生産性向上資金

卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかにおいて観光に関する事業を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】

7億2,000万円

【国民生活事業】

7,200万円

■資金使途

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・集配センターの取得(中小企業事業のみ)

- ・販売促進、人材確保
- ・新分野への進出((2)及び(3)の対象の方のみ)
- ・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金((4)の対象の方のみ)
- ・流通業務の効率化、合理化又は共同化を図るために必要とする設備資金及び運転資金((5)の対象の方のみ)
- ・自動車を用いた旅客の運送に係る業務の効率化、合理化又は共同化を図るために必要とする設備資金及び運転資金((6)の対象の方のみ)

観光産業等生産性向上資金

生産性向上に向けた取組を実施するために必要となる設備資金及び運転資金

■貸付利率

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

○(1)の対象の方Ⅰ. 経営の合理化等に係る資金関連

経営の合理化、共同化やセルフ・サービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金および長期運転資金については、基準利率が適用されます(中小企業事業／国民生活事業)。

Ⅱ. 特利対象設備導入関連

Ⅰ. のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①(国民生活事業の一部設備は特別利率②)が適用されます(中小企業事業／国民生活事業)。

Ⅲ. 空き店舗出店関連

Ⅱ. のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

Ⅳ. 認定商店街活性化事業計画関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

○(2)の対象の方

Ⅰ. 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地

【中小企業事業】

特別利率②

【国民生活事業】

特別利率③

Ⅱ. 改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など

【中小企業事業】

特別利率①

【国民生活事業】

特別利率②

○(3)の対象の方

【中小企業事業】

特別利率②

○(4)の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

特別利率①

○(5)の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

基準利率。ただし、特利対象設備を導入する場合、必要な資金について特別利率①(特利対象設備を導入する場合であって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する総合効率化計画の認定を受けた流通業務総合効率化事業に係るものは、特別利率③)が適用されます。

○(6)の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

基準利率。ただし、特利対象設備を導入する場合、必要な資金について基準利率－0.40%（国民生活事業は特別利率①）が適用されます。また、特利対象設備を導入する場合であって、かつ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する次のいずれかの計画を実施するために必要とする設備資金は、基準利率－0.90%（国民生活事業は特別利率③）が適用されます。

- ① 第 14 条第 3 項の規定に基づき認定を受けた「認定道路運送高度化実施計画」
- ② 第 27 条の 3 第 2 項の規定に基づき認定を受けた「認定地域旅客運送サービス継続実施計画」
- ③ 第 27 条の 7 第 3 項の規定に基づき認定を受けた「認定貨客運送効率化実施計画」
- ④ 第 27 条の 15 第 2 項の規定に基づき認定を受けた「認定地域公共交通利便増進実施計画」

観光産業等生産性向上資金

○対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

特別利率①。ただし、中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条に定める過疎地域において、当該計画を実施する場合については、特別利率②が適用されます。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類等については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話：098-941-1785

『物流を効率化したい』

物資の流通の効率化に関する法律に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

支援内容

1. 融資制度

(1) 高度化融資制度(独立行政法人中小企業基盤整備機構、各都道府県)
組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合 80%までの無利子融資を受けることができます。

2. その他の資金調達

(1) 中小企業信用保険法の特例
組合・任意グループ等およびその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借入に係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。

(2) 中小企業投資育成株式会社法の特例
認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金 3 億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

ご利用方法

1. 組合・任意グループ等が基本方針(経済産業大臣、国土交通大臣および農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン)に即して、「総合効率化計画」を作成します。
2. 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長等が認定します。
3. 認定された総合効率化計画(「認定計画」)に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_tantouka.html

各経済産業局 流通・サービス産業課等

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

独立行政法人中小企業基盤整備機構

電話: 03-3433-8811

中小企業庁 商業課

電話: 03-3501-1511(内線 5361~6)

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』 特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、これに係る支援措置により重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等

支援内容

中心市街地活性化法第 50 条に基づき、中心市街地への来訪者または就業者もしくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)を、経済産業大臣が認定する制度です。
認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

(1) 金融措置

- ①施設整備者および当該施設に入るテナントに対する低利融資(企業活力強化資金)
- ②市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
- ③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

(2) 大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。(大店立地法の届出の免除等)

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、中小企業庁商業課および各経済産業局の担当部局にお問い合わせください。
- (2) 「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課
電話:03-3501-1511(内線、5361~6)
各経済産業局 流通・サービス産業課 等
URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

『中心市街地の活性化を図る措置を受けたい』 民間中心市街地商業活性化事業

中心市街地の商業の活性化に資する事業計画を認定し、これに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等

支援内容

中心市街地活性化法第 42 条に基づき、空き店舗等の情報を提供し、出店希望者とマッチングを行うシステムや、歩行者通行量を解析し、顧客分析を行うシステムの構築といった小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援する事業計画（民間中心市街地商業活性化事業計画）を、経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

(1) 株式会社日本政策金融公庫による設備資金・運転資金に対する低利融資（企業活力強化資金）が受けられます。（中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③）

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、事業に係る情報提供等の協力を実施します。

(3) 中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が 3 億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。

- ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受けおよび保有
- ・増資株式の引受けおよび保有
- ・新株予約権の引受けおよび保有
- ・新株予約権付社債の引受けおよび保有

ご利用方法

(1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、中小企業庁商業課および各経済産業局の担当部局にお問い合わせください。

(2) 「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話:03-3501-1511（内線、5361～6）

各経済産業局 流通・サービス産業課 等

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

『中心市街地・商店街を中心としたエリアの活性化に向けた取り組みを支援』

中心市街地・商店街等診断・サポート事業

中心市街地または商店街を中心とした広がりのあるエリアにおいて実施する事業並びに事業を推進する組織に対して、商店街・中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つ専門家の現地への派遣や助言等を通じ、当該エリアのさらなる発展と地域経済の活性化に向けた支援を実施します。

対象となる方

地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取組む以下の団体等

- ・ 地域支援機関(商工会・商工会議所等)、地域活性化に取組む者(商店街等組織※、まちづくり会社等)
 - ・ 中心市街地活性化協議会
 - ・ 認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
- ※商店街振興組合、事業協同組合、商店街等を構成する任意団体等

支援内容

○オンライン相談

地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取組む方、またはこれから取組もうとする方を対象に、専門家がオンラインにより助言を行います。

○巡回型支援

地域課題の解決やエリアの活性化に向けた具体的な取り組みに対して、専門家による現地訪問やヒアリング等を通じて課題の整理や参考事例の紹介等の助言を行います。

○パッケージ型支援

地域における課題の解決やエリアの活性化に向けた具体的な取り組みに対して、複数の専門家で構成するプロジェクトチームによる面的伴走支援を行います。

ご利用方法

- ・ 利用にあたっての詳細は下記 URL をご参照ください。
URL : https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話:03-5470-1632

『中心市街地活性化等に対し課題を抱える地域を側面支援』 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業

中心市街地において商業活性化の取組を行う場合に、中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つ専門家からアドバイスを受けることができます。

対象となる方

- ・中心市街地活性化協議会
- ・中心市街地活性化法による中心市街地活性化協議会の組成を検討する者等
- ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の運営や個別事業(基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業)の計画・実行に対して助言を行います。

※派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。

URL: http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話: 03-5470-1632

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるために意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

支援内容

【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人または法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

【低利融資】

(1) 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

(2) 貸付限度額

- ・中小企業事業：7億2,000万円
- ・国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

(3) 資金使途

以下の事項に必要な資金

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・集配センターの建設等（中小企業事業のみ）
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・販売促進、人材確保（運転資金のみ）
- ・新分野への進出

ご利用方法

【税制支援】

- ・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること
- ・認定された中小小売商業高度化事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること等

【低利融資】

- ・株式会社日本政策金融公庫（沖縄においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

○税制支援 中小企業庁 商業課

電話：03-3501-1511（内線 5361～6）

○低利融資 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話：098-941-1795

『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』

中心市街地活性化協議会支援センター

これから中心市街地活性化協議会を設立する、またはすでに設立されている中心市街地活性化協議会に対して、まちづくりの活動等に関する電話相談、情報提供、ネットワーク構築支援を行います。

支援内容

- ・中心市街地活性化協議会の設置や運営等について電話・メール等による相談対応
- ・中心市街地活性化協議会の運営や全国各地の商店街における取組、まちづくり事例等を公式ウェブサイトおよびメールマガジンで情報提供 (<https://machi.smrj.go.jp/>)
- ・国等が行うセミナーやシンポジウムの開催情報やまちづくり支援策などの情報提供
- ・中心市街地活性化協議会のネットワーク構築を支援するための交流会・勉強会の開催

等

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお気軽にお問い合わせください。

利用にあたっての詳細は、下記 URL より中心市街地活性化協議会支援センター「まちかつ」サイトをご覧ください。

URL: <https://machi.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先

中心市街地活性化協議会支援センター
電話: 03-5470-1623

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話: 03-5470-1632

『被災した商店街を早期に復旧して、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させたい。』
地域商業機能複合化推進事業(被災商店街等再建支援事業)

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県に所在する商店街等の復旧のための取組を、石川県とともに支援します。

対象となる方

商店街等組織(※1)、または商店街等組織と民間事業者(※2)の連携体

※1. 商店街等組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街等組織
- ・法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2. 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. 商店街災害復旧事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、商店街等組織が行うアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業を支援します。

■国庫補助上限額

なし

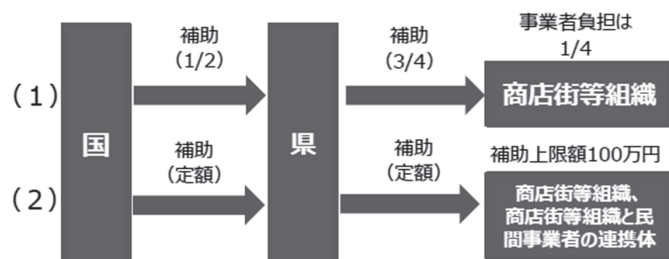
2. 商店街にぎわい創出事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、商店街等組織又は商店街等組織と民間事業者の連携体が行う「にぎわい創出」のためのイベント等の事業を支援します。

■国庫補助上限額

1,000 千円(下限 300 千円)

<補助率等>



※1. は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象と認められる場合があります。

参照情報

https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2024/240215kino_fukugo.html

応募に当たっては、石川県 HP の応募要領・交付申請要領等もご確認ください。

**ご利用方法**

本事業は石川県を經由した間接補助制度です。応募される場合は、石川県での申請が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話:03-3501-1511(内線 5361~6)

中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室

電話:052-951-0597

『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』 ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業）が融資を行います。

対象となる方

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) (1) 以外の方であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ② 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方

支援内容

■貸付限度額

7,200 万円※各種貸付制度とは別枠

■貸付利率

基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。

- ① 以下のいずれかに該当する方は、特別利率 B。
 - イ) 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ロ) 過疎地域において社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ハ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新規開業しようとする方または新規開業して概ね 7 年以内の方
- ② 以下のいずれかに該当する方は、特別利率 A。
 - イ) 認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人を含む。）
 - ロ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方（前①のロ又はハに該当しない方）

■貸付期間

設備資金：20 年以内（うち据置期間 5 年以内）

運転資金：10 年以内（うち据置期間 5 年以内）

■保証条件

一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
 国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
 事業資金相談ダイヤル
 電話：0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫
 電話：098-941-1795

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』 中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

(1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

①建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

②建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上等をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者等の確保・育成や技能継承を図ることにより、建設労働者の雇用の安定、能力の開発・向上を目的としています。

○トライアル雇用助成金

- ・若年・女性建設労働者トライアルコース

○人材確保等支援助成金

- ・建設キャリアアップシステム等活用促進コース
- ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
- ・作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)

○人材開発支援助成金

- ・建設労働者認定訓練コース
- ・建設労働者技能実習コース

③雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理に当たり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容

○基礎講習

労働者の雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

○コミュニケーションスキル等向上コース

若年労働者等の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、指導する立場にある方などが若年労働者等と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

■対象

建設業の事業所の雇用管理責任者※や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用(受講料・テキスト代)

無料

④働き方改革推進支援センターの設置による支援

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆様の働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

(2) 金融の円滑化**○下請セーフティネット債務保証事業および地域建設業経営強化融資制度**

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 13 年 3 月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の債権保全や資金繰り改善を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等債権について、ファクタリング会社が保証又は買取を行う際の保証料(買取料)に対する助成等を行うことで、下請建設企業等の負担軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 9 年 3 月末までの事業となっています。

お問い合わせ先

(1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」

URL: <https://genba-go.jp/>

② 各都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

③ 厚生労働省 職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

電話: 03-5253-1111 (内線 5804)

④ 各働き方改革推進支援センター

各働き方改革推進支援センターはこちらからお申込ください。

URL: <https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/>

(2) 金融の円滑化

国土交通省 不動産・建設経済局建設振興課

電話: 03-5253-8111 (内線 24824)

一般財団法人建設業振興基金

URL: <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい』 農林水産関連企業等に対する金融措置による支援

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

支援内容

(1) 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づき、関税の引下げ等により影響を被る特定農産加工業者の経営の改善を図るための取組（事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等）や、今般の国際情勢の変化による輸入小麦・大豆の価格水準の上昇・高止まり等に対処するために特定農産加工業者が行う原材料の調達安定化のための取組（原材料の生産地の変更、代替原材料の使用等）に対し、金融・税制の面での支援措置を講じます。

(2) 中山間地域における農林漁業の総合的な振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品・新技術の研究開発等を行うのに必要な資金および中山間地域内において農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金等を融資します。

(3) 需要の増進を図ることが特に必要な農林畜水産物（特定農林畜水産物）の新規の用途または加工原料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に対し、必要な施設の改良、造成または取得等するための資金を融資します。

(4) 近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

(5) 林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金（林業・木材産業改善資金）を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産および流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金（木材産業等高度化推進資金）を融資します。

(6) 動植物性残さを原料または材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵または回収のための施設および関連施設の改良、造成または取得に必要な資金を融資します。

(7) 農業および農業生産関連事業の健全な発展を図るため、農業競争力強化支援法に基づいて行う、施設の改良、造成または取得、株式の取得などの事業再編の実施に必要な資金（農業競争力強化支援資金）を融資します。

(8) 農林水産物・食品の輸出を促進するため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画の認定を受けた輸出事業者に対し、多用途にわたる資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）を融資します。対象事業は、製造施設や設備の整備・改修等、長期運転資金、海外子会社への転貸など多様なニーズの他、償還期限は25年以内と大規模投資にも対応しています。

(9) 乳業の再編・合理化による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

お問い合わせ先

- (1) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
電話: 03-6744-2060
- (2) 農林水産省 農村振興局 地域振興課
電話: 03-6744-2498
- (3) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ
電話: 03-6744-2092
- (4) 水産庁 漁政部 加工流通課
電話: 03-6744-2349
- (5) 林野庁 林政部 企画課
電話: 03-3502-8037
- (6) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
電話: 03-6744-2066
- (7) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課
電話: 03-3502-8245
- (8) 農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
電話: 03-6744-2398
- (9) 農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課
電話: 03-3502-5987

『食品等事業者に対する支援措置を知りたい』 食料システム法計画認定制度

食品等事業者が、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減など、食品等の持続的な供給に資する取組を行う場合に、農林水産大臣の認定及び金融・税制等の支援・特例措置を受けることができます。

対象となる方

食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）に基づく計画認定制度の認定を受けた食品等事業者

※食品等事業者：食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等

支援内容

（主な支援内容）

- （1）日本政策金融公庫による長期低利融資（食品等持続的供給促進資金）
設備投資や事業再編を行う際、運転資金を含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能です。
- （2）食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）による債務保証
民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能です。
- （3）中小企業経営強化税制
設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能です。
※中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要があります。
- （4）カーボンニュートラル投資促進税制
脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能です。
※環境負荷低減の取組に限ります。
※産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要があります。
- （5）事業再編時の登録免許税軽減措置^{（※4）}
合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能です。
※産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要があります。
- （6）農研機構による設備等の供用等
技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能です。

参照情報

食料システム法計画認定制度 HP

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>

お問い合わせ先 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ
電話：03-6744-2054

『飲食店営業、クリーニング、理容・美容、旅館等、生活衛生関係営業者に対する支援』 生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業（すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業および氷雪販売業を営む事業者

支援内容

(1) 相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

(2) 融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの融資制度（生活衛生資金貸付）を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

＜貸付制度の例＞

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経融資）

○貸付対象者

常時使用する従業員の数が5人以下（旅館業および興行場営業は20人以下）の生活衛生関係営業者

○貸付限度額

2,000万円

○貸付金利

年2.30%（令和8年1月5日現在）

※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

○貸付期間

10年以内

○措置期間

2年以内

○担保等

無担保・無保証人

※この貸付制度を利用しようとする場合は、生活衛生関係営業者の属する業種の生活衛生同業組合（組合が未結成の場合には、都道府県生活衛生営業指導センターまたは都道府県生活衛生営業指導センターの指定する組合）からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員または経営指導員の指導・審査および②生活衛生同業組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合または生活衛生同業小組合の組合員の方が設備資金や運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生活衛生同業組合から確認を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課管理係
電話：03-5253-1111（内線 2434）
日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505

『初期費用を抑えて脱炭素機器を設備導入したい』 カーボンニュートラル社会構築に向けた ESG リース促進事業

脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG 要素を考慮した取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援致します。

対象となる方

1. 中小企業又は個人事業主等
 2. 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと
 3. バリューチェーン上の脱炭素化に資する ESG 要素を考慮した取組を行っている者
- ※詳細については交付規程等を参照願います。

用途・対象物

1. 対象となるリース契約
 - ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること
 - ・ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可とする
2. 対象となる脱炭素機器
 - ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器であること

対象地域

- ・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること

支援内容

- ・適格要件を満たした中小企業等が脱炭素機器をリース導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の4%以下の補助金を指定リース事業者に対して交付します。
- ・更に、リース先（中小企業等）及び指定リース事業者のそれぞれが ESG 要素を考慮した優良な取組を行っている場合、それぞれの取組に対して各1%を上記補助率に上乘せします。

ご利用方法

- ・補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- ・指定リース事業者の採択情報は執行団体の HP からご確認いただけます。
- ・詳細については執行団体が定める交付規程等をご確認ください。

お問い合わせ先
環境省 大臣官房
環境経済課 環境金融推進室
電話：03-5521-8240

『地球温暖化対策のための設備投資資金借入れの際に利子の負担を抑えたい』

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

企業と連携してバリューチェーン全体の脱炭素に取り組む金融機関および中小企業等の脱炭素化支援に積極的に取り組む地域金融機関を支援し、脱炭素化に向けた投資を促進します。

対象となる方

1. バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関
2. 排出量算定等を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関

本事業では、民間事業者による地球温暖化対策のための設備投資に対して、上記に取り組む金融機関が行う融資を対象としております。

なお、融資先事業者は自らの二酸化炭素排出量の算定・報告・公表等をする必要があります。

交付対象となる融資の要件については、交付規程等を参照願います。

用途・対象物

地球温暖化対策のための設備投資の具体例

- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器（製造設備、LED 照明、空調設備等）
- ・事務所の省エネ改修（断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等）

支援内容

要件を満たす金融機関を対象に、地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、年利 1.0%を限度に利子補給を行います。

融資利率の範囲	利子補給利率
1. 1 % ≤ 融資利率	利子補給利率 = 1. 0 %
0. 1 % < 融資利率 < 1. 1 %	利子補給利率 = 融資利率 - 0. 1 %
融資利率 ≤ 0. 1 %	利子補給利率 = 0

ご利用方法

補助金の交付申請は、指定金融機関が行います。

指定金融機関の採択情報は執行団体の HP からご確認いただけます。

なお、補助金交付にあたっては融資契約日や工事着工日によって、補助金をご利用いただけない場合がございます。詳細は交付規程等を参照願います。

お問い合わせ先

環境省 大臣官房
環境経済課 環境金融推進室
電話：03-5521-8240

『脱炭素技術等の導入により工場・事業場の脱炭素化を加速させたい』 脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業 (SHIFT 事業)

工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体での CO2 排出削減を図ります。

対象となる方

民間事業者・団体等

支援内容

- ① **省 CO2 型システムへの改修支援事業(補助率:1/3、補助上限:1 億円または 5 億円)**
中小企業等における CO2 排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組^{※1}により、CO2 排出量を工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム系統で 30%以上削減する設備導入等^{※2}を行う民間事業者等を補助金で支援する(3カ年以内)。
- ※ 1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGS に関する単純な高効率化改修は補助対象外
- ※ 2 複数事業者が共同で省 CO2 型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省 CO2 化を図る取組を含む
- ② **DX 型 CO2 削減対策実行支援事業(補助率:3/4、補助上限:200 万円)**
DX システムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省 CO2 化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する(2カ年以内)。

ご利用方法

詳細は、下記お問合せ先にご相談ください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

参照情報

工場・事業場の脱炭素化推進支援サイト:

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyojo.html>

『電気代高騰リスク対応およびレジリエンス性の強化に繋げ、地球環境に貢献する』 ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

対象となる方

民間事業者・団体等

支援内容

1. 事業目的

初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティ(太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態)を達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

〈 太陽光発電設備の補助額 〉

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

※蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

※EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

ご利用方法

詳細は、下記お問合せ先にご相談ください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

参照情報

太陽光発電の導入支援サイト：https://www.env.go.jp/earth/post_93.html

『既存建築物の省エネ改修を総合的に進めたい』 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業

既存の業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

対象となる方

地方公共団体、民間事業者・団体 等

支援内容

1. 事業内容

建築物分野において、2050 年の目指すべき姿（ストック平均で ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保）を達成するためには、CO₂ 削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠であり、外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

2. 対象設備

断熱窓、断熱材、高効率空調設備、高効率照明設備、高効率給湯設備、BEMS 等

3. 対象建築物

事務所、ホテル、病院、百貨店、学校、飲食店、集会所 等

4. 要件

改修後の外皮性能 BPI が 1.0 以下となっていること
一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて 30% 又は 40% 程度以上削減されること
エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと

5. 補助額

補助率 1/2～1/3（上限 10 億円）

6. その他

複数年の事業計画に対して柔軟な対応ができる制度となっており、計画的な脱炭素改修が可能です。

参照情報

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業ウェブサイト:

https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/building_insulation/building_decarbonization.html

お問い合わせ先

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球環境事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話 0570-028-341

『ビルの ZEB を実現したい』 建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業

業務用施設の ZEB 化・省 CO2 化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

対象となる方

地方公共団体、民間事業者・団体等

支援内容

1. 事業内容

地球温暖化対策計画で示された 2030 年度、2035・2040 年度の各目標や 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、ZEB 化に資する省 CO2 設備等の導入、既存建築物の省エネ改修の可能性調査、建築物のライフサイクルを通じて発生する CO2(ライフサイクルカーボン)を算定・削減を目指す取組等を支援する。

- ① 新築建築物の ZEB 普及促進支援事業
- ② 既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業
- ③ 業務用建築物ストックの省 CO2 改修調査支援事業
- ④ ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業

2. 対象設備等

①②④: 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率給湯機器、再エネ設備 等

3. 対象建築物

事務所、ホテル、病院、百貨店、学校、飲食店、集会所 等

4. 要件

①②④: ZEB 基準を満たすこと、ZEB プランナーの関与、BEMS によるエネルギー管理等
③: ZEB 基準の水準の省エネルギー性能を満たす改修効果調査 ④: ライフサイクルカーボンを算定すること

5. 補助額

①②: 補助率 2/3～1/6(上限3～5億円) ③: 補助率 1/2(上限 100 万円)

④: 補助率 55～21%(上限5億円)

延べ面積	① 補助率等		② 補助率等		ZEB ランク	④補助率(%)	
	事務所等以外	事務所等	事務所等以外	事務所等		事務所等以外	事務所等
2,000 m ² 未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 (各上限3億円)	『ZEB』1/4 Nearly ZEB 1/5 (各上限3億円)	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 1/2 (各上限3億円)	『ZEB』1/3 Nearly ZEB 1/4 (各上限3億円)	『ZEB』	55	30
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 (各上限3億円)	『ZEB』1/4 Nearly ZEB 1/5 ZEB Ready 1/6 (各上限3億円)	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 (各上限5億円)	『ZEB』1/3 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/3 (各上限5億円)	Nearly ZEB	38	25
10,000 m ² 以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4 (病院は各上限5億円。その他は各上限3億円)	『ZEB』1/4 Nearly ZEB 1/5 ZEB Ready 1/6 (各上限3億円)	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 (各上限5億円)	『ZEB』1/3 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/3 (各上限5億円)	ZEB Ready	30	21
					ZEB Oriented	30	対象外

参照情報

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)について <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/zeb.html>

お問い合わせ先

環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室
電話番号: 0570-028-341

『バリューチェーン全体の CO2 排出削減を推進したい』

Scope3 排出量削減のための企業間連携による
省 CO2 設備投資促進事業

バリューチェーン内の代表企業が取引先の中小企業等と連携して行う、省 CO2 設備の導入を支援します。

対象となる方

民間事業者・団体等

支援内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省 CO2 効果の高い設備の導入を補助金で支援する。

○ 主な要件：

- ・ 代表企業は、「GX 率先実行宣言」を行っていること
- ・ 代表企業の Scope3 削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業の CO2 排出量について合意^{※1}を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業 2 者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業 1 者以上と合意を行うこと

○ 補助対象設備：現在の設備に対して 30%以上^{※2}の省 CO2 効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で 30%以上の省 CO2 効果を満たすこと

ただし、大企業は 30%以上、中堅企業は 20%以上、中小企業は 10%以上の省 CO2 効果を満たすこと

○ 補助率：中小企業：1/2

大企業：1/3（「GX 率先実行宣言」を行い、かつ、対策により CO2 排出量を 3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は 1/2）

○ 補助上限額：15億円（1 事業者につき）

○ 事業期間：最大3カ年

ご利用方法

詳細は、下記お問合せ先にご相談ください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

参照情報

工場・事業場の脱炭素化推進支援サイト：

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyojo.html>

『IT の活用を専門家に相談したい』 IT に関する専門家派遣・オンライン相談

IT 経営に関する高度な知見と実績を有する専門家の派遣および専門家とのオンライン相談により、中小企業・小規模事業者の IT リテラシーを高め、IT 導入による生産性向上、販路拡大を促進します。

対象となる方

IT を活用して経営力の向上を目指す中小企業者

支援内容

○ハンズオン支援事業(IT)

IT 経営に関する高度な知見と実績を有する専門家を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT 導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、IT を活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内 CIO として求められるスキルを習得することを支援します。

事業名	通称	概要	費用	標準支援期間と回数
IT 企画・導入	IT-A (企画・導入)	IT 活用、導入の具体的なアドバイス IT 人材の育成	17,500 円／人日	10 か月 20 回程度
IT 構想策定	IT-B (構想策定)	IT 活用、導入に向けた構想・計画策定をサポート	17,500 円／人日	4 か月 8 回程度

○IT 経営サポートセンター

IT 経営サポートセンター

(独)中小企業基盤整備機構が運営する、ITに関するお悩みを気軽に相談できるオンライン面談サービスです。実務経験豊富な IT の専門家が、IT 利活用や導入についての課題を整理・見える化し、解決に向けた実践的なアドバイスをします。

ご相談は、無料・1 回 60 分・オンライン形式 (Zoom)・事前予約制です。複数回のご利用が可能です。

ご利用方法

お問い合わせ先

○ハンズオン支援事業(IT)のご利用方法

(独)中小企業基盤整備機構 (電話: 03-5470-1564) までご連絡ください。

○IT 経営サポートセンターのご利用方法

下記の WEB ページからお申し込みください。

URL: <https://it-sodan.smrj.go.jp/>



【予約方法】

- ・WEB ページ上の「ご予約はこちら」をクリック
- ・本社のある都道府県を選択し、表示される URL をクリック
- ・予約カレンダーからご希望の日時の予約枠を選択し、申込情報を入力・送信

『様々な経営課題を解決して欲しい』 よろず支援拠点・ワンストップ相談窓口

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

対象となる方

経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方

支援内容

経営コンサルティング、IT やデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料に対応しています。経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対して、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点に御相談ください。



お問い合わせ先

中小企業庁
経営支援部 経営支援課
電話: 03-3501-1763

よろず支援拠点・生産性向上支援センター

足下の深刻な人手不足下においても、中小企業・小規模事業者等が省力化等を通じて、生産性を向上させることができることを目的として、各都道府県「よろず支援拠点」内に「生産性向上支援センター」を設置しています。

対象となる方

生産性向上・人手不足・業務効率化・DX・省力化等に関する様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方

支援内容

IT 活用、省力化、DX、改善活動、5S など、生産性向上に関する専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える課題の相談に無料で対応しています。複数回・現場訪問型の徹底した伴走支援を提供します。

ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点生産性向上支援センターに御相談ください。



参照情報

お問い合わせ先

中小企業庁

経営支援部 生産性向上支援室

電話：03-3501-1816

『企業経営における課題について具体的な相談をしたい』 中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター

中小企業者が直面する経営上の課題について、専門家が適切な助言や支援をします。

対象となる方

様々な経営課題を抱える中小企業者の方

支援内容

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)各地域本部

全国9ブロックに設置されている中小機構各地域本部では、経営課題の解決に取り組む中小企業者の方々を対象に、豊富な実務経験と支援実績を持つ専門家を派遣し、支援終了後も自律的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。(沖縄事務所ではハンズオン支援及びカーボンニュートラルに関する相談対応を実施)

- ・ハンズオン支援(専門家派遣)、事業再構築ハンズオン支援
- ・経営アドバイス(窓口相談)、メール経営相談
- ・経営相談チャットサービス「E-SODAN」

※パソコンやスマホで、専門家にチャットでの相談ができます。(平日9時～17時)

- ・「経営相談ホットライン」(電話経営相談)
- ・情報の提供
- ・カーボンニュートラルに関する相談(対面相談・WEB相談)

2. 都道府県等中小企業支援センター

中小企業の経営全般に知見を有する専門家が、政府系金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業の方が抱える問題解決のためアドバイス等の様々な支援を行います。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構各地域本部
企業支援課

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/hands-on/index.html>

経営相談チャットサービス「E-SODAN」

URL: <https://bizsapo.smrj.go.jp/>



Webはこちら

経営相談ホットライン 電話: 03-5860-1869 (受付時間: 平日 9:00～17:00)

カーボンニュートラルに関する相談 (WEB ページからお申し込みください。)

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/sdgs/favgos000001to2v.html>

各都道府県等中小企業支援センター

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html

『中小企業・小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい』

商工会・商工会議所の窓口

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所にご相談ください。経営指導員がいつでも中小企業・小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

中小企業・小規模事業者の方

支援内容

中小企業・小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいべき経営指導員が、相談に応じます。

(例) * 金融・信用保証など * 税務、経理、労務、社会保険など * 経営・技術の改善、知的財産権、商取引・販路開拓など * 最低賃金引上げ、省力化促進、エネルギー価格・物価高騰の影響や米国関税、インボイス制度への対応など * 各種支援金・補助金等申請サポートなど

このほかこんな事業を実施しています

(例) * 税理士、公認会計士、弁護士による無料相談コーナー * 各種経営セミナー・講演会 * 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣 * 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導 * 創業や新事業展開を目指している方への支援

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <https://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <https://www.jccci.or.jp/>)

『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』 J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

対象となる方

中小企業に関する支援施策や課題解決のための最新情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

支援内容



経営課題を解決する羅針盤

(1) 経営課題解決メニュー

・「経営戦略」「商品開発」「販路開拓・海外展開」「資金繰り」「人手不足」など、様々な経営課題ごとに、必要な情報を簡単に探すことができます。

(2) 支援情報ヘッドライン

・補助金・助成金・融資、セミナー・イベントなど、複数のカテゴリで国や自治体などの最新支援情報を検索することができます。

(3) 起業支援

・起業を思い立ってから開業するまで、必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」や、300以上の業種の業界動向や開業手続きをまとめた「業種別開業ガイド」を掲載しています。

(4) 取組事例

・DXや人手不足対応、事業承継、SDGsなど、様々なテーマに関する企業の成功事例や解説記事を読むことができます。経営課題や地域から検索することも可能です。

(5) 課題解決に役立つコンテンツ

・経営者の悩みに答える「ビジネス Q&A」・経営者向けの教科書「経営ハンドブック」
・ビジネスを取り巻く法律問題を解説する「法律コラム」
・職種別の消費者利用動向がわかる「市場調査データ」

(6) 個人設定

・「経営課題」や「地域」を設定すると、設定内容に応じたコンテンツがカスタマイズされて表示されます。

ご利用方法

J-Net21 に今すぐアクセス！

参照情報

J-Net21

※中小企業庁のウェブサイトからもアクセス可能です

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

広報・情報戦略統括室 広報課

電話：03-5470-1519

『産業用地をお探しなら、是非！ご相談ください。』

産業用地マッチング事業

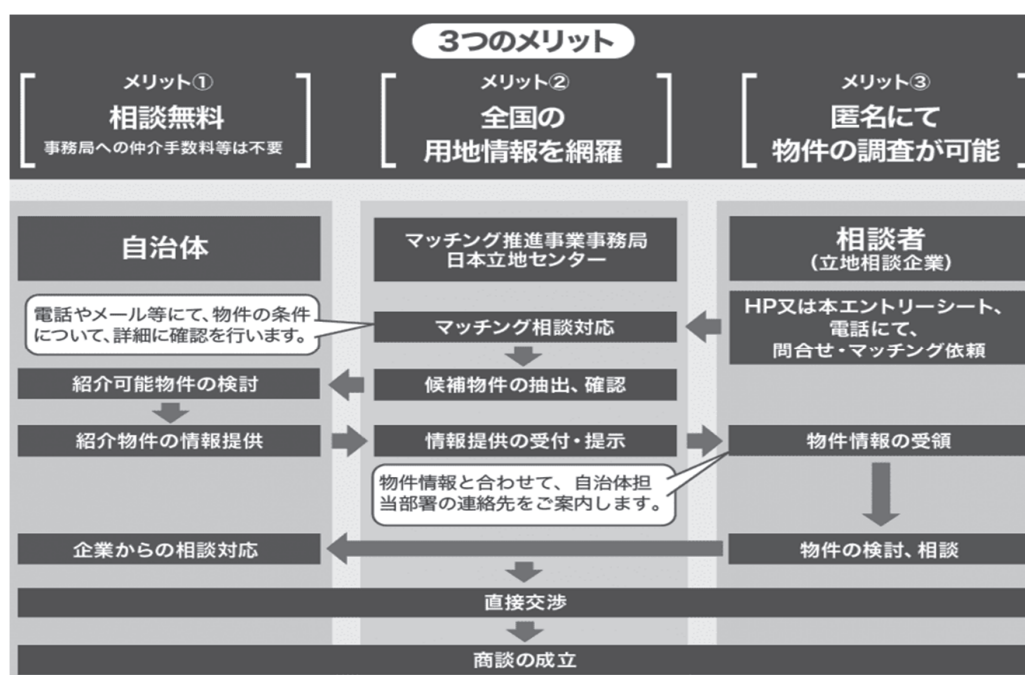
経済産業省が実施する工場適地調査の結果を活用し、産業用地を探している企業のニーズ（工場・倉庫・研究所・本社・支社等）に応じた産業用地情報を提供し、産業用地と企業のマッチングを支援します。

対象となる方

産業用地を探している企業

支援内容

事務局の専門アドバイザーが、相談者様のご希望の物件条件を詳しく承ります。工場適地調査の結果として公表された用地以外の用地情報も含め、ご希望の条件を踏まえて事務局が候補となる用地を抽出し、物件が所在する自治体へ最新の物件情報の確認を行ったうえでご案内いたします。ご希望の用地が見つかりましたら、自治体と直接商談いただくよう、事務局が調整いたします。



ご利用方法

事業のご相談等については、下記事務局までお問い合わせください。

日本立地センターHP（産業用地マッチング事業）URL: <https://www.jilc.or.jp/pages/505/>

参照情報

お問い合わせ先

一般財団法人日本立地センター（産業用地マッチング推進事業事務局）

TEL: 03-5801-9842 / FAX: 03-5801-9845 / E-mail: match@jilc.or.jp

『高度外国人材に関連したワンストップサービスを提供します』 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

ジェトロは、高度外国人材に関係する省庁の連携を促進するため、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の事務局として、ポータルサイトを通じた情報提供および各種支援を実施しています。

対象となる方

- 高度外国人材の採用に関心があり、関連情報を知りたい方
- 国内外の高度外国人材に向けて自社の魅力をPRしたい企業
- 高度外国人材の採用計画の作成から育成・定着まで、ハンズオンで支援を受けたい企業

支援内容

ジェトロを事務局として以下の支援を提供します。

1. ポータルサイトでの情報提供

ジェトロのホームページ上に設けた「高度外国人材活躍推進ポータル」では、高度外国人材の採用に必要な情報や、関連イベント情報をまとめた「イベントカレンダー」、企業の成功事例などを掲載しています。

2. ポータルサイトへの企業情報掲載（OFP リスト）

高度外国人材活躍推進ポータル内に、自社情報を登録できるデータベース「高度外国人材関心企業情報（OFP リスト）」を設け、国内外の高度外国人材に向け企業情報を発信しています。

3. 高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援の提供（審査あり）

高度外国人材の活躍推進に精通したジェトロの専任コーディネーターが、高度外国人材の採用・育成・定着に取り組む企業を伴走型で支援します。採用計画の作成から受け入れ、育成・定着までを一貫して支援します。



ご利用方法

詳細は「高度外国人材活躍推進ポータル」サイトにアクセスするか、またはジェトロ高度外国人材課（高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局）／最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

高度外国人材活躍推進ポータル URL: <https://www.jetro.go.jp/hrportal>



お問い合わせ先

ジェトロ 高度外国人材課（高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局）

電話：03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp

またはジェトロ国内事務所

ジェトロ国内事務所一覧 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/>

『必要最低限の対策をワンパッケージで安価に』 サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

中小企業の皆様がサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービス(相談窓口、異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など)をワンパッケージで安価に提供するサービスです。

対象となる方

取引先からセキュリティ対策を要請された場合や、セキュリティ対策を実施したいと考えている場合において、「何をしたらよいかわからない」「セキュリティ対策にコストをかけられない」との悩みを抱えている中小企業・小規模事業者

支援内容

サイバーセキュリティお助け隊サービスは、セキュリティ対策にコストをかけられない中小企業・小規模事業者のために、安価(例:月額1万円以内)で、全国どこでも会社を見守り、緊急時には駆けつけてくれるサービスです。また、デジタル化・AI導入補助金(セキュリティ対策推進枠)により、お助け隊サービス利用料を最大2年間補助します。





**手遅れになるまえに、
手を打つ。**

サイバーセキュリティ問題、起こる前に考えよう！

見守り
(異常の監視)

24時間365日監視
挙動や問題のある攻撃を
検知しあなたのPCと
ネットワークを守ります。

駆け付け

問題が発生したときに、
地域のIT事業者等が
駆け付け対応します。
(リモート支援の場合あり)

保険

簡易サイバー保険で、
駆け付け支援等インシデント
対応時に突発的に発生する
各種コストが補償されます。

ワンパッケージで安価に！

ご利用方法

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」ユーザー向けサイトのサービスリストをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)
セキュリティセンター 普及啓発・振興部 普及啓発グループ
電話 : 03-5978-7508
E-Mail: isec-otasuketai@ipa.go.jp

『情報セキュリティ対策の意識向上を図りたい』 SECURITY ACTION(情報セキュリティ対策自己宣言)

中小企業の皆様が情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言し、それらの実践を促すためのロゴマークと情報セキュリティ対策の情報を提供します。

対象となる方

情報セキュリティ対策に取り組む全ての中小企業・小規模事業者

支援内容

情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言した中小企業者に対して2段階の取り組み目標に応じたロゴマークを提供します。パンフレット、名刺、ウェブサイト等に表示することで中小企業者の取り組みのPRにつながります。また、各種補助金の要件とされているほか、自己宣言者にはメール配信を通じて情報セキュリティ対策に役立つ情報を定期的に提供します。

＜★1つ星＞「情報セキュリティ6か条」に取り組むことを宣言する。



セキュリティ対策自己宣言

＜★★2つ星＞「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティ基本方針を定め、外部に公開したことを宣言する。



セキュリティ対策自己宣言



●25の項目の設問に答えるだけ



●ポリシーのひな形などを提供

ご利用方法

SECURITY ACTION 自己宣言者ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>



参照情報

具体的な対策の進め方は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」もあわせてご参照ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html>

お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

セキュリティセンター 普及啓発・振興部 普及啓発グループ

電話 : 03-5978-7508

E-Mail: security-action-info@ipa.go.jp

『企業がサイバー攻撃に遭ってしまったときの頼れる相談先』 サイバーセキュリティインシデント発生時の相談窓口

企業において、サイバー攻撃又はその疑いにより、インシデントが発生した場合、迅速な対応が必要です。被害拡大を最小限に抑えられるよう、初動対応を支援する専門機関の活用を検討ください。

対象となる方

サイバー攻撃又はその疑いにより、情報漏えい、ウイルス感染、システム停止などのインシデントが発生し、その対応のサポートについて依頼や相談をしたいすべての企業

支援内容

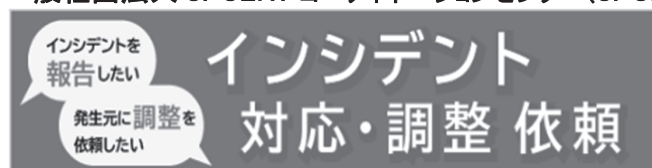
1. 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンター「企業組織向けサイバーセキュリティ相談窓口」



各種インシデント発生時の初動対応に関する相談などを受け付けており、

- ・ 起きている事象をヒアリングして、被害が発生しているか否かを判断します。
- ・ 被害が発生している場合、有効な応急処置についてご案内します。
- ・ インシデント対応を行う専門業者一覧の紹介をします。
- ・ 他に必要な相談・報告先等の紹介をします。

2. 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC)「インシデント対応依頼受付窓口」



インシデント初動対応のサポート依頼などを受け付けており、インシデント発生時の初期段階において、必要な調査、対応方針の検討、被害箇所の特定などをサポートします。

ご利用方法

1. については、以下の IPA セキュリティセンターのウェブページから相談いただけます。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/support/soudan.html>

2. については、以下の JPCERT/CC のウェブページから依頼いただけます。

URL: <https://www.jpcert.or.jp/form/>

参照情報

お問い合わせ先

1. については、IPA セキュリティセンター (以下のメールアドレス) 宛てにお問い合わせください。

E-mail: cs-support@ipa.go.jp

2. については、JPCERT/CC (以下のメールアドレス) 宛てにお問い合わせください。

E-mail: info@jpcert.or.jp

『働き方改革の実現に取り組む事業主の方を支援します』 中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援 (働き方改革推進支援センター)

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

対象となる方

全ての事業主の方がご利用いただけます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- ・ 36 協定の作り方を知りたい。就業規則を見直したい。
- ・ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ・ 働き方の選択肢を増やしたい。(多様な正社員制度、選択的週休3日制、勤務間インターバル制度)
- ・ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ・ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい。
- ・ 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない。等

支援内容

社会保険労務士等の専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則等の整備方法や助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で行います。

具体的には、以下の支援を実施していますので、お気軽にご利用ください。

(1) 個別相談支援

- ・ 窓口(来所)、電話、メールなどによる相談、お問い合わせを受け付けています。
- ・ ご希望に応じて、企業訪問やオンラインによるコンサルティングを行っています。

(2) 働き方改革セミナーの開催

- ・ 働き方改革関連法の周知、その取組に向けた労務管理の手法、助成金の活用方法などについての企業向けのセミナーを随時開催しています。

ご利用方法

最寄りの働き方改革推進支援センターへご相談ください。

参照情報

働き方改革推進支援センターのご案内

お問い合わせ先

各働き方改革推進支援センターはこちらからお申込ください。

URL: <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



『職場のトラブルに関して相談がしたい』 個別労働紛争解決制度

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、職場でのいじめ・嫌がらせなど、労使双方からのあらゆる労働相談を専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。また、労働紛争を早期に解決するため、都道府県労働局長の助言・指導および紛争調整委員会によるあっせんも行っています。

対象となる方

中小企業者を含む事業主の方、労働者の方

支援内容

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図ることを目的に、以下の支援を行っています。

1. 総合労働相談

都道府県労働局、各労働基準監督署などに総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員があらゆる労働問題に関する相談をお受けしています。

2. 助言・指導

民事上の個別労働紛争について、自主的な解決を促進するために、都道府県労働局長が解決の方向を示す助言・指導を行っています。

3. あっせん

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が中立な第三者として紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の簡易・迅速な解決を図ります。手続利用の費用はかかりません。また、手続は非公開で行われます。

ご利用方法

ご利用方法等、制度の詳細については厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あっせん）

お問い合わせ先

都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）内
総合労働相談コーナー



URL: <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

『重要な技術を守りたい』 技術情報管理認証制度(TICS)

企業の情報セキュリティ体制を、国の認定を受けた機関（認証機関）が審査し、国が示した基準を満たせば、認証を受けられる制度です。国が主導する制度のため、認証の取得により取引先からの信頼獲得に繋がります。例年行っている専門家派遣事業では、情報管理の専門家から無償で助言を受けることができます。

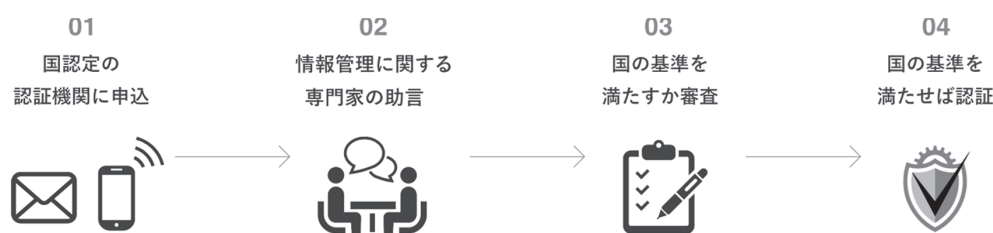
対象となる方

情報セキュリティ対策に取り組もうとする事業者、情報セキュリティ対策に取り組んでいる事業者

支援内容

【認証取得の流れ】

まずは認証機関にお申し込みください。必要に応じて専門家の助言を受けながら情報セキュリティ体制を整え、認証機関の審査を受け、国の基準を満たしていれば認証を受けることができます。



認証機関は以下の URL または右記の QR コードからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html#license



【まずは自社で情報セキュリティ体制をチェックしたい方】

自己チェックリストを使って、自社の情報セキュリティの体制がどの程度整っているか確認できます。情報セキュリティについての質問に選択式で回答するだけで、得意分野や苦手分野も分かります。

自己チェックリストは以下の URL または右記の QR コードからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/page03.html#checklist



ご利用方法

認証取得をご希望の方は、認証機関に直接お問い合わせください。

認証制度について詳しく知りたい方は以下のウェブページをご参照いただくか、ご質問がある場合にはお問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

参照情報

お問い合わせ先

経済産業省貿易経済安全保障局技術調査・流出対策室

電話：03-3501-1511（内線）3267

MAIL：bzl-technology_management@meti.go.jp

URL：https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html ①

TICS 概要動画：<https://youtu.be/IPsdxU1jb2I> ②

①



②



『専門家にセキュリティ対策の指導・助言を受けたい』 中小企業診断士制度

国家資格である中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。企業の成長戦略の策定や戦略を実行するに当たっての具体的な経営計画を立て、その実績やその後の経営環境の変化を踏まえた支援等を行います。

対象となる方

経営課題に対応するための診断・助言を受けたい事業者の方

支援内容

中小企業診断士は、企業の成長戦略の策定や、生産性向上、事業承継といった中小企業が直面する様々な課題への対応について専門的知識をもってアドバイスします。また、策定した成長戦略や経営計画等を実行するに当たって具体的な経営計画を立て、その実績やその後の経営環境の変化を踏まえた支援も行います。こうした専門的知識の活用とともに、企業と行政、企業と金融機関等のパイプ役、中小企業施策の適切な活用支援まで、幅広く活動しています。

中小企業診断士の会員組織である各都道府県中小企業診断士協会等では、中小企業診断士の診断・助言を受けたい事業者の方々からの御依頼に基づき、会員中小企業診断士の御紹介や、会員中小企業診断士に関する情報提供を行っています。

ご利用方法

最寄りの各都道府県中小企業診断士協会等にお問い合わせください。

また、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会では、中小企業診断士を専門性等に応じて探すことが可能な検索システムを公開しておりますので御活用ください。

https://www.jf-cmca.jp/contents/004_goshoukai.html

参照情報

お問い合わせ先

各都道府県中小企業診断士協会（巻末お問い合わせ先一覧参照）

中小企業庁 経営支援部 経営支援課 電話：03-3501-1511（内線：5331～5335）

『専門家にセキュリティ対策の指導・助言を受けたい』 情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)

情報処理安全確保支援士は、企業のサイバーセキュリティの確保を支援するための、セキュリティに係る専門的な知識・技能を備えた国家資格です。幅広い企業の支援を行うことができる資格者ですので、中小企業・小規模事業者の皆様にも活用いただけます。

対象となる方

「自社内で多様な IT ツールを使って業務を行っているため、情報セキュリティの規程を整備したい」「パソコンがウイルス感染してしまったので社内ルールを整備したい」「膨大な情報を管理しているが、どの情報が重要か、リスクがどこにあるかが把握できていない」「セキュリティインシデント発生時に迅速かつ効果的に対応できる体制を構築したい」などの、セキュリティに関する悩みに対して、指導・助言を受けたい方。

支援内容

情報処理安全確保支援士は、サイバーセキュリティに関して、広く相談に応じたり、企業の取組に対して分析や評価を行い、その結果に基づいて指導・助言を行ったりすることができます。例えば、情報セキュリティ規程の整備、情報資産の洗い出しとリスク分析、クラウドサービスを安全に利用するための整備、セキュリティインシデントへの対応、従業員に対する情報セキュリティ教育などを行うことができます。



ご利用方法

ご利用方法等、制度の詳細については情報処理安全確保支援士ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/index.html>

【中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト】

情報処理安全確保支援士の資格者のうち、中小企業向けのサイバーセキュリティ対策支援が実施できる専門家の得意分野・専門領域を可視化したリスト(支援対象地域別)を公表しております。ぜひ貴社のサイバーセキュリティ対策の相談先としてご活用ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/sme/shien/list.html>

お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

セキュリティセンター 普及啓発・振興部 普及啓発グループ

電話 : 03-5978-7508

E-Mail: isec-riss-katsuyo@ipa.go.jp

『防衛産業に参入したい～防衛産業は国防を担うパートナー～』

防衛産業への新規参入相談窓口

防衛装備庁の相談窓口で、防衛産業への新規参入（防衛関連企業との取引、防衛省との取引等）についてのサポートを受けることができます。

対象となる方

防衛産業への参入（防衛関連企業との取引、防衛省との取引等）を希望する新規性のある技術・製品等を有する企業
（既に参入している企業でも、新規性のある技術・製品等を提案したい場合は利用可。）

支援内容

防衛産業への参入に関連するご不明点等の相談や、ご提案頂く技術・製品のマッチングの支援といったサポートを受けることができます。

ご利用方法

お問い合わせ内容に応じて、以下の内容をメールまたはお電話にてご相談ください。

【新規参入するに当たっての仕組みなどを知りたい場合】

- ① 企業名及び事業内容
- ② お問い合わせ及びご相談の内容

【新規性のある技術・製品等を提案したい場合】

所定のフォーマットをメールにてご提出ください。所定のフォーマットは、下記の二次元コードからアクセスできる「新規参入相談窓口」にて、Excel 形式でダウンロードできます。

（提案書の内容）

- ① 企業名及び事業概要
- ② 提案したい技術・製品
- ③ 防衛装備品に関する取引実績・内容又は主要顧客及び販売実績
- ④ ご担当者名、連絡先
- ⑤ 防衛産業への情報提供の希望有無 等

参照情報

お問い合わせ先

防衛装備庁装備政策部装備政策課防衛産業政策室

メール: industrialpolicy@atla.mod.go.jp

TEL: 03-3268-3111（内線: 21032, 20964）



こちらの二次元コードを読み取っていただくと新規参入相談窓口に直接アクセスできます。



中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/>

03-3501-1511(代)

部・課室名	電話番号(内線)
長官官房	
総務課	5151～5155
広報相談室	5161～5163
事業環境部	
企画課	5231～5236
調査室	5241～5245
金融課	5271～5275
財務課	5281～5284
取引課	5291～5292
取引課取適法相談窓口	5293～5297
消費税転嫁対策窓口	4821～4832
取引調査室	5325～5330
経営支援部	
経営支援課	5331～5335
経営力再構築伴走支援推進室	5337
海外展開支援室	5261～5263
イノベーション・チーム／ 技術・経営革新室／ 生産性向上支援室	5351～5355
小規模企業振興課	5382～5385
経営安定対策室	5251～5253
創業・新事業促進室	5341～5345
商業課	5361～5366

経済産業局等

局・部・課室名	電話番号
北海道経済産業局	https://www.hkd.meti.go.jp/ 011-709-2311(代)
総務企画部	国際課 Ext. 2605
地域経済部	地域経済課 Ext. 2552
	地域未来投資促進室 Ext. 2553
産業部	産業技術革新課 Ext. 2585
	製造・情報産業課 Ext. 2571
	産業振興課 Ext. 2592
	中小企業課 Ext. 2575
	取引適正化推進室 Ext. 2579
	経営支援課 Ext. 2577
	商業振興室 Ext. 2581
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課 Ext. 2624
	エネルギー対策課 Ext. 2639
東北経済産業局	https://www.tohoku.meti.go.jp/ 022-263-1111(代)
総務企画部	国際課 022-221-4907
地域経済部	地域経済課 022-221-4876
	企業成長支援課／地域未来投資促進室 022-221-4807
産業部	産業技術革新課 022-221-4882
	製造産業課 022-221-4903
	情報政策・半導体戦略室 022-221-4895
	産業振興課 022-221-4906
	東日本大震災復興推進室 022-221-4813
	商業・流通サービス産業課 022-221-4914
	文化創造産業室 022-221-4923
	中小企業課 022-221-4922
	取引適正化推進室 022-217-0411
	経営支援課 022-221-4806
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課 022-221-4927
	環境・資源循環経済課 022-221-4930

局・部・課室名		電話番号
関東経済産業局		https://www.kanto.meti.go.jp/
総務企画部	国際課	048-600-0262
	貿易管理室	048-600-0261
地域経済部	地域経済課	048-600-0253
	産業技術革新課	048-600-0236
	地域振興課	048-600-0266
	企業立地支援課	048-600-0295
	地域未来投資促進室	048-600-0271
	デジタル経済課	048-600-0284
産業部	産業振興課	048-600-0303
	製造産業課	048-600-0313
	流通・サービス産業課	048-600-0345
	商業振興室	048-600-0286
	地域ブランド展開支援室	048-600-0314
	中小企業課	048-600-0321
	中小企業相談室	048-600-0334
	中小企業金融課	048-600-0425
	経営支援課	048-600-0331
	適正取引推進課	048-600-0324
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	048-600-0292
中部経済産業局		https://www.chubu.meti.go.jp/
地域経済部	地域経済課／情報政策室	052-951-8457
	地域振興・人材政策課／地域未来投資促進室	052-951-8457
	航空宇宙・次世代産業課	052-951-4091
	イノベーション推進課／知的財産室	052-951-2774
産業部	国際課	052-951-4091
	産業振興課	052-951-0520
	復興推進室	052-951-0598
	製造産業課／自動車関連産業室	052-951-2724
	流通・サービス産業課／商業振興室	052-951-0597
	中小企業課	052-951-2748
	取引適正化推進室	052-951-2860
	経営支援課	052-951-0521
	経営力向上室	052-951-0253
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	052-951-2768
電力・ガス事業北陸支局	地域経済産業課	076-432-5518
近畿経済産業局		https://www.kansai.meti.go.jp/
地域経済部	地域経済課	06-6966-6011
	地域連携推進課	06-6966-6013
	地域未来投資促進室	06-6966-6012
	産業技術課	06-6966-6017
	バイオ・医療機器技術振興課	06-6966-6163
	次世代産業・情報政策課	06-6966-6008
産業部	産業課／産業振興室	06-6966-6021
	中小企業金融検査室	06-6966-6023
	製造産業課	06-6966-6022
	流通・サービス産業課	06-6966-6025
	サービス・コンテンツ産業室	06-6966-6053
	中小企業課	06-6966-6023
	取引適正化推進室	06-6966-6037
	創業・経営支援課	06-6966-6014
	経営力向上室	06-6966-6065
国際部	国際課	06-6966-6031
	国際事業課	06-6966-6032
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	06-6966-6018

局・部・課室名		電話番号
中国経済産業局	https://www.chugoku.meti.go.jp/	
地域経済部	地域経済課	082-224-5684
	参事官(産業人材政策担当)	082-224-5683
	地域未来投資促進室	082-224-5734
	製造産業課	082-224-5630
	参事官(自動車関連産業担当)／自動車関連産業室	082-224-5760
	参事官(半導体関連産業担当)／半導体関連産業室	082-224-5709
	イノベーション推進課／知的財産室	082-224-5680
	デジタル経済課	082-224-5708
産業部	産業振興課	082-224-5638
	参事官(流通サービス担当)／流通・サービス産業室	082-224-5655
	国際課	082-224-5659
	中小企業課	082-224-5661
	取引適正化推進課	082-224-5745
	経営支援課／経営力向上室	082-224-5658
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	082-224-5676
四国経済産業局	https://www.shikoku.meti.go.jp/	087-811-8900(代)
地域経済部	地域経済課	087-811-8513
	地域未来投資促進室	087-811-8516
	参事官(産業技術高度化担当)／産業技術室	087-811-8518
	製造産業・情報政策課	087-811-8520
	参事官(次世代産業・連携支援担当)	087-811-8521
	新事業推進課	087-811-8517
	参事官(地域社会サービス創造担当)	087-811-8521
産業部	産業振興課	087-811-8523
	参事官(復興推進・事業継続力強化担当)	087-811-8566
	商務・流通産業課	087-811-8524
	中小企業課	087-811-8529
	取引適正化推進室	087-811-8564
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	087-811-8532
九州経済産業局	https://www.kyushu.meti.go.jp	
国際部	国際課	092-482-5423
地域経済部	地域経済課	092-482-5430
	企業成長支援課／地域未来投資促進室	092-482-5435
	産業技術革新課	092-482-5464
	情報政策課	092-482-5440
	製造産業課	092-482-5442
産業部	産業課	092-482-5432
	流通・サービス産業課	092-482-5455
	文化創造産業室	092-482-5446
	中小企業課	092-482-5449
	取引適正化推進室	092-482-5590
	復興・事業継続推進室	092-482-5488
	経営支援・金融課	092-482-5444
	中小企業金融室	092-482-5448
	経営力向上室	092-482-5550
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	092-482-5544
沖縄総合事務局	https://www.ogb.go.jp/keisan	098-866-0031(代)
経済産業部	政策課	098-866-1726
	企画振興課	098-866-1727
	地域経済課	098-866-1730
	商務通商課	098-866-1731
	中小企業課	098-866-1755
	取引適正化担当	098-866-0035
	環境資源課	098-866-1757
	エネルギー・燃料課	098-866-1759

8 都道府県中小企業担当課

県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5330(直)
青森	経済産業部経済産業政策課	017-734-9365(直)
岩手	商工労働観光部経営支援課	019-629-5543(直)
宮城	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745(直)
秋田	産業労働部産業政策課	018-860-2214(直)
山形	商工労働部商業振興・経営支援課	023-630-2354(直)
福島	商工労働部商工総務課	024-521-7270(直)
茨城	産業戦略部中小企業課	029-301-3550(直)
栃木	産業労働観光部経営支援課	028-623-3173(直)
群馬	産業経済部産業政策課	027-226-3314(直)
埼玉	産業労働部産業支援課	048-830-3775(直)
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2791(直)
東京	産業労働局商工部調整課	03-5320-4744(直)
神奈川	産業労働局中小企業部中小企業支援課	045-210-5556(直)
新潟	産業労働部産業政策課	025-280-5232(直)
長野	産業労働部経営・創業支援課	026-235-7195(直)
山梨	産業政策部産業政策課	055-223-1532(直)
静岡	商工業局経営支援課	054-221-2526(直)
愛知	産業部産業政策課	052-954-6330(直)
岐阜	商工労働部商工・エネルギー政策課	058-272-8350(直)
三重	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534(直)
富山	商工労働部地域産業振興室経営支援課	076-444-3249(直)
石川	商工労働部経営支援課	076-225-1521(直)
福井	産業労働部創業・経営課	0776-20-0537(直)
滋賀	商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3731(直)
京都	商工労働観光部中小企業総合支援課	075-366-4357(直)
大阪	商工労働部中小企業支援室経営支援課	06-6210-9488(直)
兵庫	産業労働部地域経済課	078-362-3313(直)
奈良	産業部産業創造課	0742-27-7005(直)
和歌山	商工労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760(直)
鳥取	商工労働部商工政策課	0857-26-7213(直)
島根	商工労働部中小企業課	0852-22-5883(直)
岡山	産業労働部経営支援課	086-226-7354(直)
広島	商工労働局経営革新課	082-513-3321(直)
山口	商工労働部経営金融課	083-933-3185(直)
徳島	商工労働観光部商工政策課	088-621-2315(直)
香川	商工労働部経営支援課	087-832-3342(直)
愛媛	経済労働部産業支援局経営支援課	089-912-2480(直)
高知	商工労働部経営支援課	088-823-9695(直)
福岡	商工部中小企業振興課	092-643-3425(直)
佐賀	産業労働部産業政策課	0952-25-7182(直)
長崎	産業労働部産業政策課	095-895-2611(直)
熊本	商工労働部商工政策課	096-333-2312(直)
大分	商工観光労働部商工観光労働企画課	097-506-3215(直)
宮崎	商工観光労働部商工政策課	0985-26-7094(直)
鹿児島	商工労働水産部中小企業支援課	099-286-2944(直)
沖縄	商工労働部中小企業支援課	098-866-2343(直)

都道府県経営革新計画担当課

都道府県	担当部	担当課	担当課電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5331
青森県	経済産業部	地域企業支援課	017-734-9134
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5544
宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	022-211-2742
秋田県	産業労働部	商工業振興課	018-860-2231
山形県	産業労働部	商業振興・経営支援課	023-630-3266
福島県	商工労働部	産業振興課	024-521-7283
茨城県	産業戦略部	中小企業課	029-301-3550
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3174
群馬県	産業経済部	地域企業支援課	027-226-3339
埼玉県	産業労働部	経営・金融支援課	048-830-3910
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2712
東京都	産業労働局 商工部	経営支援課	03-5320-4795
神奈川県	産業労働局 中小企業部	中小企業支援課（かながわ中小企業 成長支援ステーション）	045-285-0748
新潟県	産業労働部	地域産業振興課 地場産業・日本酒振興室	025-280-5243
長野県	産業労働部	経営・創業支援課	026-235-7195
山梨県	産業政策部	スタートアップ・経営支援課	055-223-1541
静岡県	経済産業部 商工業局	経営支援課	054-221-2526
愛知県	経済産業局 中小企業部	中小企業金融課	052-954-6334
岐阜県	商工労働部	産業イノベーション推進課	058-272-8388
三重県	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534
富山県	商工労働部	地域産業振興室経営支援課	076-444-3249
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1525
福井県	産業労働部	経営改革課	0776-20-0367
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3733
京都府	商工労働観光部	産業振興課	075-414-4851
大阪府	商工労働部	中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9494
兵庫県	産業労働部	地域経済課	078-362-3313
奈良県	産業部	産業創造課	0742-27-7005
和歌山県	商工労働部 企業政策局	企業振興課	073-441-2760
鳥取県	商工労働部	企業支援課	0857-26-7242
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-5285
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7354
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3371
山口県	産業労働部	経営金融課	083-933-3180
徳島県	経済産業部	企業支援課	088-621-2369
香川県	商工労働部	経営支援課	087-832-3345
愛媛県	経済労働部 産業支援局	経営支援課	089-912-2480
高知県	商工労働部	工業振興課	088-823-9724
福岡県	商工部	中小企業経営支援課	092-643-3449
佐賀県	産業労働部	産業政策課	0952-25-7585
長崎県	産業労働部	経営支援課	095-895-2651
熊本県	商工労働部	産業支援課	096-333-2319
大分県	商工観光労働部	経営創造・金融課	097-506-3223
宮崎県	商工観光労働部	商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部	中小企業支援課	099-286-2944
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

 都道府県高度化事業担当部署

都道府県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部 中小企業課	011-204-5345
青森	商工労働部 商工政策課	017-734-9368
岩手	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5541
宮城	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742
秋田	産業労働部 産業政策課	018-860-2215
山形	商工労働部 商業振興・経営支援課	023-630-3370
福島	商工労働部 経営金融課	024-521-7288
茨城	産業戦略部 中小企業課	029-301-3549
栃木	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3181
群馬	産業経済部 地域企業支援課	027-226-3332
埼玉	産業労働部 金融課	048-830-3806
千葉	商工労働部 経営支援課	043-223-2707
東京	産業労働局 金融部 金融課	03-5320-4804
神奈川	産業労働局 中小企業部 金融課	045-210-5681
新潟	産業労働部 地域産業振興課	025-280-5240 025-280-5235
長野	産業労働部 経営・創業支援課	026-235-7200
山梨	産業労働部 産業振興課	055-223-1537
静岡	経済産業部 商工業局 商工金融課 経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2506 054-221-2526
愛知	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6334
岐阜	商工労働部 商業・金融課	058-272-8862
三重	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447
富山	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3249
石川	商工労働部 経営支援課	076-225-1522
福井	産業労働部 創業・経営課	0776-20-0373
滋賀	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
京都	商工労働観光部 中小企業総合支援課	075-414-4868
奈良	産業・観光・雇用振興部 地域産業課	0742-27-8807
大阪	商工労働部 中小企業支援室 金融課	06-6210-9509
兵庫	産業労働部 地域経済課	078-362-9162
和歌山	商工観光労働部 商工振興課 商工観光労働部 商工観光労働総務課	073-441-2744 073-441-2765
鳥取	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
島根	商工労働部 中小企業課	0852-22-5883
岡山	産業労働部 経営支援課	086-226-7361
広島	商工労働局 経営革新課	082-513-3323
山口	商工労働部 経営金融課	083-933-3192
徳島	商工労働観光部 企業支援課	088-621-2354
香川	商工労働部 経営支援課	087-832-3344
愛媛	経済労働部 経営支援課	089-912-2481
高知	商工労働部 経営支援課	088-823-9905
福岡	商工部 中小企業振興課	092-643-3423
佐賀	産業労働部 産業政策課	0952-25-7093
長崎	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
熊本	商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2326
大分	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
宮崎	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2949
沖縄	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343

8 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3820
(公財)みやぎ産業振興機構	022-222-1310
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5610
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0660
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4070
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2600
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5011
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2907
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7886
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5000
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5803
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4434
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3061
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1080
(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1001
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1410
(公財)京都産業21	075-315-9234
(公財)大阪産業局	06-6947-4324
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9070
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5110
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3711
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0348
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6230
(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4411
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-3838
(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3311
(公財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1270
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255

8 政令指定都市における中小企業支援センター

政令指定都市における都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(一財)さっぽろ産業振興財団(札幌中小企業支援センター)	011-200-5511
(公財)仙台市産業振興事業団	022-724-1212
(公財)千葉市産業振興財団	043-201-9506
(公財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(公財)横浜企業経営支援財団	045-225-3700
(公財)川崎市産業振興財団	044-548-4141
(公財)静岡産業振興協会(静岡市中小企業支援センター)	054-275-1655
(公財)名古屋産業振興公社	052-735-2115
(公財)京都高度技術研究所	075-315-3625
(公財)大阪産業局	06-6947-4324
(公財)堺市産業振興センター	072-255-0111
(公財)こうべ産業・就労支援財団	078-360-3241
(公財)広島市産業振興センター	082-278-8880
(公財)北九州産業学術推進機構	093-695-3111

8 中小企業活性化協議会

協議会名	設置主体	電話番号
北海道中小企業活性化協議会	札幌商工会議所	011-222-2829 (※経営改善計画策定支援事業については011-232-0217)
青森県中小企業活性化協議会	(公財)21あおり産業総合支援センター	017-723-1021 (※経営改善計画策定支援事業については017-723-1024)
岩手県中小企業活性化協議会	盛岡商工会議所	019-604-8750
宮城県中小企業活性化協議会	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3872 (※経営改善計画策定支援事業については022-722-9310)
秋田県中小企業活性化協議会	秋田商工会議所	018-896-6150 (※経営改善計画策定支援事業については018-896-6153)
山形県中小企業活性化協議会	(公財)やまがた産業支援機構	023-646-7273 (※経営改善計画策定支援事業については023-647-0674)
福島県中小企業活性化協議会	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2562 (※経営改善計画策定支援事業については024-573-2563)
茨城県中小企業活性化協議会	水戸商工会議所	029-300-2288 (※経営改善計画策定支援事業については029-302-7550)
栃木県中小企業活性化協議会	宇都宮商工会議所	028-610-4110 (※経営改善計画策定支援事業については028-610-0310)
群馬県中小企業活性化協議会	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5061 (※経営改善計画策定支援事業については027-265-5064)
埼玉県中小企業活性化協議会	さいたま商工会議所	048-836-1330 (※経営改善計画策定支援事業については048-862-3100)
千葉県中小企業活性化協議会	千葉商工会議所	043-201-3331 (※経営改善計画策定支援事業については043-227-0251)
東京都中小企業活性化協議会	東京商工会議所	03-3283-7425 (※経営改善計画策定支援事業については03-3283-7575)
神奈川県中小企業活性化協議会	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5143 (※経営改善計画策定支援事業については045-633-5148)
新潟県中小企業活性化協議会	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0096 (※経営改善計画策定支援事業については025-246-0093)
長野県中小企業活性化協議会	(公財)長野県産業振興機構	026-227-6235 (※経営改善計画策定支援事業については026-217-6382)
山梨県中小企業活性化協議会	(公財)やまなし産業支援機構	055-220-2977 (※経営改善計画策定支援事業については055-244-0070)
静岡県中小企業活性化協議会	静岡商工会議所	054-253-5118 (※経営改善計画策定支援事業については054-275-1880)
愛知県中小企業活性化協議会	名古屋商工会議所	052-223-6953 (※経営改善計画策定支援事業については052-228-6128)
岐阜県中小企業活性化協議会	岐阜商工会議所	058-212-2685 (※経営改善計画策定支援事業については058-214-4171)
三重県中小企業活性化協議会	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3370 (※経営改善計画策定支援事業については059-253-4300)
富山県中小企業活性化協議会	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663 (※経営改善計画策定支援事業については076-441-2134)
石川県中小企業活性化協議会	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189 (※経営改善計画策定支援事業については076-267-4974)
福井県中小企業活性化協議会	福井商工会議所	0776-33-8293 (※経営改善計画策定支援事業については0776-33-8289)
滋賀県中小企業活性化協議会	大津商工会議所	077-511-1529
京都府中小企業活性化協議会	京都商工会議所	075-353-7330 (※経営改善計画策定支援事業については075-353-7331)
奈良県中小企業活性化協議会	奈良商工会議所	0742-52-5110
大阪府中小企業活性化協議会	大阪商工会議所	06-6944-5343 (※経営改善計画策定支援事業については06-6944-6481)
兵庫県中小企業活性化協議会	神戸商工会議所	078-303-5852 (※経営改善計画策定支援事業については078-303-5856)
和歌山県中小企業活性化協議会	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県中小企業活性化協議会	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-33-0195 (※経営改善計画策定支援事業については0857-33-0197)
島根県中小企業活性化協議会	松江商工会議所	0852-23-0701 (※経営改善計画策定支援事業については0852-23-0867)
岡山県中小企業活性化協議会	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9682 (※経営改善計画策定支援事業については086-286-9704)
広島県中小企業活性化協議会	広島商工会議所	082-511-5780 (※経営改善計画策定支援事業については082-228-3006)
山口県中小企業活性化協議会	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-5221 (※経営改善計画策定支援事業については083-902-5651)

徳島県中小企業活性化協議会	徳島商工会議所	088-626-7121 (※経営改善計画策定支援事業については088-679-4090)
香川県中小企業活性化協議会	高松商工会議所	087-811-5885 (※経営改善計画策定支援事業については087-813-2336)
愛媛県中小企業活性化協議会	(公財)えひめ産業振興財団	089-970-5790 (※経営改善計画策定支援事業については089-970-5771)
高知県中小企業活性化協議会	高知商工会議所	088-802-1520 (※経営改善計画策定支援事業については088-823-7933)
福岡県中小企業活性化協議会	福岡商工会議所	092-441-1221 (※経営改善計画策定支援事業については092-441-1234)
佐賀県中小企業活性化協議会	佐賀商工会議所	0952-27-1035 (※経営改善計画策定支援事業については0952-24-3864)
長崎県中小企業活性化協議会	長崎商工会議所	095-811-5129 (※経営改善計画策定支援事業については095-895-7300)
熊本県中小企業活性化協議会	熊本商工会議所	096-311-1288 (※経営改善計画策定支援事業については096-356-0020)
大分県中小企業活性化協議会	大分県商工会連合会	097-540-6415 (※経営改善計画策定支援事業については097-574-6805)
宮崎県中小企業活性化協議会	宮崎商工会議所	0985-22-4708 (※経営改善計画策定支援事業については0985-33-9115)
鹿児島県中小企業活性化協議会	鹿児島商工会議所	099-805-0268 (※経営改善計画策定支援事業については099-225-9123)
沖縄県中小企業活性化協議会	那覇商工会議所	098-868-3760 (※経営改善計画策定支援事業については098-867-6760)

事業承継・引継ぎ支援センター

地域事務局名	設置主体	電話番号
北海道 事業承継・引継ぎ支援センター	札幌商工会議所	011-222-3111
青森県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040
岩手県 事業承継・引継ぎ支援センター	盛岡商工会議所	019-601-5079
宮城県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3884
秋田県 事業承継・引継ぎ支援センター	秋田商工会議所	018-883-3551
山形県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0663
福島県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4163
茨城県 事業承継・引継ぎ支援センター	水戸商工会議所	029-284-1601
栃木県 事業承継・引継ぎ支援センター	宇都宮商工会議所	028-612-4338
群馬県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5040
埼玉県 事業承継・引継ぎ支援センター	さいたま商工会議所	048-711-6326
千葉県 事業承継・引継ぎ支援センター	千葉商工会議所	043-305-5272
東京都 事業承継・引継ぎ支援センター	東京商工会議所	03-3283-7555
東京都 多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター	立川商工会議所	042-595-9510
神奈川県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5061
新潟県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0080
長野県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)長野県産業振興機構	026-219-3825
山梨県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1830
静岡県 事業承継・引継ぎ支援センター	静岡商工会議所	054-275-1881
愛知県 事業承継・引継ぎ支援センター	名古屋商工会議所	052-228-7117
岐阜県 事業承継・引継ぎ支援センター	岐阜商工会議所	058-214-2940
三重県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)三重県産業支援センター	059-253-3154
富山県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5625
石川県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)石川県産業創出支援機構	076-256-1031
福井県 事業承継・引継ぎ支援センター	福井商工会議所	0776-33-8279
滋賀県 事業承継・引継ぎ支援センター	大津商工会議所	077-511-1505
京都府 事業承継・引継ぎ支援センター	京都商工会議所	075-353-7120
奈良県 事業承継・引継ぎ支援センター	奈良商工会議所	0742-93-8815
大阪府 事業承継・引継ぎ支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6257
兵庫県 事業承継・引継ぎ支援センター	神戸商工会議所	078-303-2299
和歌山県 事業承継・引継ぎ支援センター	和歌山商工会議所	073-499-5221
鳥取県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
島根県 事業承継・引継ぎ支援センター	松江商工会議所	0852-33-7501
岡山県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9708
広島県 事業承継・引継ぎ支援センター	広島商工会議所	082-555-9993
山口県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-6977
徳島県 事業承継・引継ぎ支援センター	徳島商工会議所	088-679-1400
香川県 事業承継・引継ぎ支援センター	高松商工会議所	087-802-3033
愛媛県 事業承継・引継ぎ支援センター	公益財団法人えひめ産業振興財団	089-948-8511
高知県 事業承継・引継ぎ支援センター	高知商工会議所	088-802-6002
福岡県 事業承継・引継ぎ支援センター	福岡商工会議所	092-441-6922
佐賀県 事業承継・引継ぎ支援センター	佐賀商工会議所	0952-27-7071
長崎県 事業承継・引継ぎ支援センター	長崎商工会議所	095-895-7080
熊本県 事業承継・引継ぎ支援センター	熊本商工会議所	096-311-5030
大分県 事業承継・引継ぎ支援センター	大分県商工会連合会	097-585-5010
宮崎県 事業承継・引継ぎ支援センター	宮崎商工会議所	0985-72-5151
鹿児島県 事業承継・引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	099-225-9550
沖縄県 事業承継・引継ぎ支援センター	那覇商工会議所	098-941-1690
事業承継・引継ぎ支援全国本部	(独法)中小企業基盤整備機構	03-5470-1595
中小機構北海道本部	企業支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	企業支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	企業支援課	03-5470-1620
中小機構北陸本部	企業支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	企業支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	企業支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	企業支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	企業支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	企業支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(代表)

03-3433-8811

☎ 経営相談ホットライン

03-5860-1869

[受付時間 平日午前9時～午後5時]

中小企業の方からの経営相談等をお受けする電話相談窓口(ホットライン)を開設しています(通信料は発信者側の負担となります)。ホットラインにつながらない場合は、最寄の地域本部までお問い合わせください。

経営相談、ハンズオン支援(専門家の派遣)等担当課

地域本部・事務所	担当部署		電話番号
北海道本部	企業支援部	企業支援課	011-210-7471
東北本部	企業支援部	企業支援課	022-716-1751
関東本部	企業支援部	企業支援課 企業支援部 企業支援課(経営相談)	03-5470-1637 03-5470-1620
中部本部	企業支援部	企業支援課	052-220-0516
北陸本部	企業支援部	企業支援課	076-223-5546
近畿本部	企業支援部	企業支援課	06-6264-8613
中国本部	企業支援部	企業支援課	082-502-6555
四国本部	企業支援部	企業支援課	087-811-1752
九州本部	企業支援部	企業支援課	092-263-0300
沖縄事務所	—		098-859-7566

海外展開支援事業、新事業創出支援事業担当課

地域本部・事務所	担当部署		電話番号
北海道本部	企業支援部	支援推進課	011-210-7472
東北本部	企業支援部	支援推進課	022-399-9031
関東本部	企業支援部	支援推進課	03-5470-1640
中部本部	企業支援部	支援推進課	052-201-3068
北陸本部	企業支援部	支援推進課	076-223-5546
近畿本部	企業支援部	企業支援課	06-6264-8624
中国本部	企業支援部	支援推進課	082-502-6311
四国本部	企業支援部	支援推進課	087-823-3220
九州本部	企業支援部	支援推進課	092-263-1535
沖縄事務所	—		098-859-7566

JETRO 国内事務所

事務所名	電話番号
本部(東京)	03-3582-5511
大阪本部	06-4705-8606
ジェトロ北海道	011-261-7434
ジェトロ青森	017-734-2575
ジェトロ岩手	019-651-2359
ジェトロ仙台	022-223-7484
ジェトロ秋田	018-865-8062
ジェトロ山形	023-622-8225
ジェトロ福島	024-947-9800
ジェトロ茨城	029-300-2337
ジェトロ栃木	028-670-2366
ジェトロ群馬	027-310-5205
ジェトロ埼玉	048-650-2522
ジェトロ千葉	043-271-4100
ジェトロ東京	03-3582-4953
ジェトロ横浜	045-222-3901
ジェトロ新潟	025-284-6991
ジェトロ富山	076-415-7971
ジェトロ金沢	076-268-9601
ジェトロ福井	0776-33-1661
ジェトロ山梨	055-220-2324
ジェトロ長野	026-227-6080
(同)諏訪支所	0266-52-3442
ジェトロ岐阜	058-271-4910
ジェトロ静岡	054-352-8643
ジェトロ浜松	053-450-1021

事務所名	電話番号
ジェトロ名古屋	052-589-6210
ジェトロ三重	059-228-2647
ジェトロ滋賀	0749-21-2450
ジェトロ京都	075-341-1021
ジェトロ神戸	078-231-3081
ジェトロ奈良	0742-88-0070
ジェトロ和歌山	073-425-7300
ジェトロ鳥取	0857-52-4335
ジェトロ島根	0852-27-3121
ジェトロ岡山	086-224-0853
ジェトロ広島	082-535-2511
ジェトロ山口	083-231-5022
ジェトロ徳島	088-657-6130
ジェトロ香川	087-851-9407
ジェトロ愛媛	089-952-0015
ジェトロ高知	088-823-1320
ジェトロ福岡	092-471-5635
ジェトロ北九州	093-541-6577
ジェトロ佐賀	0952-28-9220
ジェトロ長崎	095-823-7704
ジェトロ熊本	096-354-4211
ジェトロ大分	097-513-1868
ジェトロ宮崎	0985-61-4260
ジェトロ鹿児島	099-226-9156
ジェトロ沖縄	098-859-7002

JICA 国内機関

事務所名	電話番号
本部	03-5226-3491
JICA北海道(札幌)	011-866-8421
JICA北海道(帯広)	0155-35-1210
JICA東北	022-223-4772
JICA筑波	029-838-1117
JICA横浜	045-663-3253
JICA東京	03-3485-7680

事務所名	電話番号
JICA中部	052-533-1387
JICA北陸	076-233-5931
JICA関西 (JICAコラボデスク)	06-6136-3477
JICA中国	082-421-6300
JICA四国	087-821-8824
JICA九州	093-671-6311
JICA沖縄	098-876-6000

政府系金融機関等

機関名	電話番号・ホームページURL
全国信用保証協会連合会	https://www.zenshinhoren.or.jp/ 03-6823-1200 ※資金繰りのご相談は、最寄りの保証協会 (https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html) にお問い合わせください。
株式会社日本政策金融公庫 ・国民生活事業 (個人企業・小規模企業向け事業資金) ・中小企業事業 (中小企業向け長期事業資金)	https://www.jfc.go.jp/ 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	https://www.okinawakouko.go.jp/ 098-941-1795
株式会社商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.co.jp/ お客さまサービスセンター 0120-079-366 ※資金繰りのご相談は、最寄りの営業店 (https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/)の代表番 号にお問い合わせください。

信用保証協会

信用保証協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-2231
青森県信用保証協会	017-723-1351
岩手県信用保証協会	019-654-1500
宮城県信用保証協会	022-225-6491
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2245
福島県信用保証協会	024-526-2331
新潟県信用保証協会	025-210-5131
茨城県信用保証協会	029-224-7811
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	048-647-4711
千葉県信用保証協会	043-221-8181
東京信用保証協会	03-6264-1048
神奈川県信用保証協会	045-681-7172
横浜市信用保証協会	045-662-6622
川崎市信用保証協会	044-211-0503
山梨県信用保証協会	055-235-9700
長野県信用保証協会	026-234-7288
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	0120-454-754
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	0120-015-047
岐阜市信用保証協会	058-265-4611
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171
石川県信用保証協会	076-222-1511
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1300
京都信用保証協会	075-354-1011
大阪信用保証協会	06-6131-7567
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	086-243-1121
広島県信用保証協会	082-228-5500
山口県信用保証協会	083-921-3090
香川県信用保証協会	087-851-0061
徳島県信用保証協会	088-622-0217
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2611
佐賀県信用保証協会	0952-24-4341
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	099-223-0271
沖縄県信用保証協会	098-863-5300
(一社)全国信用保証協会連合会	03-6823-1200

 日本商工会議所	03-3283-7823
 全国商工会連合会	03-6268-0088
 全国中小企業団体中央会	03-3523-4901
 全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
 全国中小企業振興機関協会	03-5541-6688
 一般財団法人 海外産業人材育成協会 (AOTS)	03-3888-8221
 株式会社日本貿易保険 (NEXI)	03-3512-7650

地域中小企業応援ファンド ファンド運営管理者

都道府県名	ファンド名称	ファンド運営管理者	電話番号
北海道	北海道中小企業新応援ファンド	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
岩手県	いわて希望応援ファンド	(公財)いわて産業振興センター	019-631-3823
秋田県	あきた中小企業みらい応援ファンド	(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5702
宮城県	みやぎ中小企業チャレンジ応援基金	(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6697
福島県	ふくしま産業応援ファンド	(公財)福島県産業振興センター	024-959-1929
茨城県	いばらきチャレンジ基金	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317
栃木県	とちぎ未来チャレンジファンド	(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2601
千葉県	ちば中小企業元気づくり基金	(公財)千葉県産業振興センター	047-426-9200
新潟県	にいがた創業応援基金	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
山梨県	山梨みらいファンド	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
愛知県	あいち中小企業応援ファンド	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3074
岐阜県	岐阜県地域活性化ファンド	(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1083
石川県	成長戦略ファンド	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-5551
福井県	ふくいの逸品創造ファンド	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
和歌山県	わかやま中小企業元気ファンド	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
鳥取県	とっとり起業化促進ファンド	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6702
徳島県	①「LED×藍」産業応援ファンド	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0103
	②とくしま経済飛躍ファンド		
香川県	新かがわ中小企業応援ファンド	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9903
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1201
高知県	こうち産業振興基金	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
長崎県	ナガサキ地域未来投資促進ファンド	(公財)長崎県産業振興財団	0957-52-1138
大分県	おおいた中小企業活力創出基金	(公財)大分県産業創造機構	097-537-2424

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

農商工連携型地域中小企業応援ファンド ファンド運営管理者

都道府県名	ファンド名称	ファンド運営管理者	電話番号
岩手県	いわて希望応援ファンド(農商工連携型)	(公財)いわて産業振興センター	019-631-3823
秋田県	あきた農商工応援ファンド	(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5702
栃木県	フードバレーとちぎ農商工ファンド	(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2608
千葉県	ちば農商工連携事業支援基金	(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2901
和歌山県	わかやま農商工連携ファンド	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
兵庫県	ひょうご農商工連携ファンド	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9072
長崎県	長崎県農商工連携ファンド	長崎県商工会連合会	095-824-5413

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

産業復興相談センター(二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口)

都道府県名	産業復興相談センター	電話番号
岩手県	岩手県産業復興相談センター	019-681-0812
宮城県	宮城県産業復興相談センター	022-722-3858
福島県	福島県産業復興相談センター	024-573-2561
石川県	能登産業復興相談センター	0767-58-5008
石川県	同 奥能登サテライトオフィス	0768-23-4707

都道府県事業復興型雇用確保事業担当課

都道府県	担当課	担当課電話番号
福島県	商工労働部 雇用労政課	024-521-7290

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)内 総合労働相談コーナー

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎2階	022-299-8834
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
福島	960-8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階	024-536-4600
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階	029-277-8201
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4677
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階	043-221-2303
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3501
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-3363
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0551
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212
愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階	052-972-0266
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階	059-226-2110
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階	077-522-6648
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-7660-0072
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1020
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9 鳥取労働局庁舎2階	0857-22-7000
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
山口	753-8510	山口市巾原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0398
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8916
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
高知	781-9548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6027
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4764
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0023
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-312-3877
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-6060

都道府県中小企業団体中央会

都道府県中小企業団体中央会	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011-231-1919
青森県中小企業団体中央会	017-777-2325
岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363
宮城県中小企業団体中央会	022-222-5560
秋田県中小企業団体中央会	018-863-8701
山形県中小企業団体中央会	023-647-0360
福島県中小企業団体中央会	024-536-1261
茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	028-635-2300
群馬県中小企業団体中央会	027-232-4123
埼玉県中小企業団体中央会	048-641-1315
千葉県中小企業団体中央会	043-306-3281
東京都中小企業団体中央会	03-3542-0386
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5131
新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100
長野県中小企業団体中央会	026-228-1171
山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215
静岡県中小企業団体中央会	054-254-1511
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811
岐阜県中小企業団体中央会	058-277-1100
三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
富山県中小企業団体中央会	076-424-3686
石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
滋賀県中小企業団体中央会	077-511-1430
京都府中小企業団体中央会	075-708-3701
奈良県中小企業団体中央会	0742-22-3200
大阪府中小企業団体中央会	06-6947-4370
兵庫県中小企業団体中央会	078-331-2045
和歌山県中小企業団体中央会	073-431-0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	083-922-2606
徳島県中小企業団体中央会	088-654-4431
香川県中小企業団体中央会	087-851-8311
愛媛県中小企業団体中央会	089-955-7150
高知県中小企業団体中央会	088-845-8870
福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
大分県中小企業団体中央会	097-536-6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985-24-4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525

INPIT 知財総合支援窓口

全国共通 ナビダイヤル	0570-082100	自動的にお近くの窓口におつなぎいたします。
都道府県	電話番号	住 所
北海道	011-747-8256	北海道札幌市北区北7条西4-1-2 KDX札幌ビル5階 北海道知的財産情報センター
青森県	017-718-1687	青森県青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内
岩手県	019-634-0684	岩手県盛岡市北飯岡2-4-25 地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階
宮城県	022-725-6370	宮城県仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター 2階
秋田県	018-860-5614	秋田県秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階 公益財団法人あきた企業活性化センター内
山形県	023-647-8130	山形県山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター1階
福島県	024-963-0242	福島県郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2階
茨城県	029-264-2237	茨城県ひたちなか市新光町38 ひたちなかテクノセンター1階
栃木県	028-670-2617	栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
群馬県	027-290-3070	群馬県前橋市亀里町884-1 群馬県立産業技術センター 1階
埼玉県	048-621-7050	埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
千葉県	043-255-7987	千葉県稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所天台庁舎内1階
東京都	03-6424-5081 03-6273-3332	東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス
神奈川県	045-415-0460	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル 3階
新潟県	025-211-3722	新潟県新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階
	0258-86-5064	長岡市新産4-1-10 長岡リサーチコア・インキュベーションセンター205号室
山梨県	055-242-6426	山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階
長野県	026-228-5559	長野県長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
	0266-23-4170	長野県岡谷市長地片間町1-3-1 長野県工業技術総合センター1階
静岡県	054-251-6000	静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階
	055-963-1055	静岡県沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル3階
	053-489-8111	静岡県浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階 (公財)浜松地域イノベーション推進機構内
愛知県	052-715-3072	名古屋市市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階
岐阜県	058-325-8098	岐阜県各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザもののづくり支援センター5階
三重県	059-253-8310	三重県津市栄町1-891 三重合同ビル5階
	059-340-8310	四日市市東阿倉川788 三重県産業支援センター北勢支所内
富山県	076-443-8060	富山県富山市高田527 富山県総合情報センター情報ビル4階 432号室
石川県	076-267-5918	石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階
福井県	0776-55-2100	福井県福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター1階

※最新の情報は知財総合支援窓口のホームページをご覧ください。

都道府県	電話番号	住 所
滋賀県	077-558-3443	滋賀県栗東市上砥山232 滋賀県南部産業技術共創センター別館内1階
京都府	075-326-0066	京都府京都市下京区中堂寺南町134番地 京都リサーチパーク内京都府産業支援センター2階
大阪府	06-6444-2300	大阪府西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル4階
		大阪府東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館2階
兵庫県	078-306-6808	兵庫県神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4階
	078-731-5847	兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内技術交流館1階
奈良県	0742-35-6020	奈良県奈良市柏木町129-1 奈良県工業振興センター内2階
和歌山県	073-488-3256	和歌山県和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階
鳥取県	0857-52-5894	鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構 本部内
	0859-36-8300	鳥取県米子市日下1247 公益財団法人鳥取県産業振興機構 西部センター内
島根県	0852-60-5145	島根県松江市北陵町1 テクノアークしまね1階
岡山県	086-286-9711	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階
広島県	082-247-2562	広島県広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館
山口県	083-902-2166	山口県山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設4階
徳島県	088-669-0158	徳島県徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階
香川県	087-802-3650	香川県高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル1階
愛媛県	089-960-1118	愛媛県松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛2階
高知県	088-802-7718	高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター4階
福岡県	092-401-0761	福岡県福岡市中央区天神4-4-11天神ショッパーズ福岡8階
	092-622-0035	福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階
	093-873-1432	福岡県北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンター1階
佐賀県	0952-41-9322	佐賀市城内2丁目9-28 オフィスサガ21 2階
長崎県	0957-46-6230	長崎県大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内
熊本県	096-327-9975	熊本県熊本市中央区水道町7-16 富士水道町ビル2階
大分県	097-596-6171	大分県大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内
宮崎県	0985-41-6677	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター2階
鹿児島県	099-216-2081	鹿児島市東千石町4-30 まつのえビル2階
沖縄県	098-987-6074	沖縄県浦添市伊祖2-2-2 明幸ビル3階

よろず支援拠点

都道府県	よろず支援拠点実施機関	電話番号	住所
北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-721-3787	青森県青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階
岩手県	(公財)いわて産業振興センター	019-631-3826	岩手県盛岡市北飯田2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階
宮城県	宮城県商工会連合会	022-393-8044	宮城県仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター2階
秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	018-880-5605	秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階
山形県	(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0708	山形県山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階
福島県	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4161	福島県郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階403号室
茨城県	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5339	茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階
栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2618	栃木県宇都宮市ゆいの社1-5-40 とちぎ産業創造プラザ (公財)栃木県産業振興センター内
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5016	群馬県前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター1階
埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	0120-973-248	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階
千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2921	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階
東京都	(一社)東京都信用金庫協会	03-6205-4728	東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1階
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5071	神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川県中小企業センタービル4階
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0058	新潟県新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	055-288-8400	山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階
長野県	(公財)長野県産業振興機構	026-227-5875	長野県長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5117	静岡県静岡市葵区紺屋町11番地の17 桜井・第一共同ビルディング6階
愛知県	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3188	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階
岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088	岐阜県岐阜市蔵田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内
三重県	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326	三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605	富山県富山市高田527 情報ビル1階
石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-6711	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館 石川県産業創出支援機構(ISICO)内
福井県	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7402	福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル3階
滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425	滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階
京都府	(公財)京都産業21	075-315-1055	京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク(KRP) 京都府産業支援センター 公益財団法人京都産業21 お客様相談室内
大阪府	(公財)大阪産業局	06-4708-7045	大阪府大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階
兵庫県	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9085	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター1階
奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840	奈良県奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階
和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	073-433-3100	和歌山県和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-6851	鳥取県鳥取市湖山町東4丁目100番地
島根県	(公財)しまね産業振興財団	0852-80-5103	島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	086-206-2180	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山
広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7706	広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-5959	山口県山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設4階
徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	088-676-4625	徳島県徳島市南末広町5番地8-8 徳島経済産業会館2階
香川県	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-6090	香川県高松市林町2217-15 香川県産業顕化センタービル2階
愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	089-980-1131	愛媛県松山市久米窪田町487-2(テクノプラザ愛媛別館内) 土曜日のご相談場所:松山市久米窪田町337-1(公益財団法人えひめ産業振興財団内)
高知県	(公財)高知県産業振興センター	088-846-0175	高知県高知市布師田3992-2 公益財団法人高知県産業振興センター5階
福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-7809	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階
佐賀県	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4433	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県産業イノベーションセンター内
長崎県	長崎県商工会連合会	095-828-1462	長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階
熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3355	熊本県上益城郡益城町田原2081番地10
大分県	(公財)大分県産業創造機構	097-537-2837	大分県大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル
宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-0786	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂18500番地2
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-3740	鹿児島県鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県産業会館4階
沖縄県	(公財)沖縄県産業振興公社	098-851-8460	沖縄県那覇市小嶺 1831番地1 沖縄県産業支援センター4階 414号室
全国	よろず支援拠点全国本部 (独立行政法人中小企業基盤整備機構)	03-5470-1581	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

※最新の情報はよろず支援拠点全国本部のホームページをご覧ください。

都道府県の中小企業診断協会等

都道府県の中小企業診断協会等名	電話番号
一般社団法人中小企業診断協会北海道	011-231-1377
一般社団法人青森県中小企業診断士協会	017-722-4053
一般社団法人岩手県中小企業診断士協会	019-624-1363
一般社団法人宮城県中小企業診断協会	022-262-8587
一般社団法人秋田県中小企業診断協会	018-834-3037
一般社団法人山形県中小企業診断協会	050-3681-2427
一般社団法人福島県中小企業診断協会	024-573-6370
一般社団法人茨城県中小企業診断士協会	0299-56-4301
一般社団法人栃木県中小企業診断士会	028-612-8880
一般社団法人群馬県中小企業診断士協会	027-288-0257
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会	048-762-3350
一般社団法人千葉県中小企業診断士協会	043-301-3860
一般社団法人東京都中小企業診断士協会	03-5550-0033
一般社団法人神奈川県中小企業診断協会	045-228-7870
一般社団法人新潟県中小企業診断士協会	025-378-4021
一般社団法人長野県中小企業診断士協会	0263-34-5430
一般社団法人山梨県中小企業診断士協会	055-222-7508
一般社団法人静岡県中小企業診断士協会	054-255-1255
公益社団法人愛知県中小企業診断士協会	052-581-0924
一般社団法人岐阜県中小企業診断士協会	058-263-1500
一般社団法人三重県中小企業診断協会	059-246-5911
一般社団法人富山県中小企業診断協会	076-433-1371
一般社団法人石川県中小企業診断士会	076-267-6030
一般社団法人福井県中小企業診断士協会	0776-53-8539
一般社団法人滋賀県中小企業診断士協会	077-511-1370
一般社団法人京都府中小企業診断協会	075-353-5381
一般社団法人奈良県中小企業診断士会	0742-20-6688
一般社団法人大阪府中小企業診断協会	06-4792-8992
一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会	078-362-6000
一般社団法人和歌山県中小企業診断協会	073-428-8151
一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会	0859-39-1977
一般社団法人島根県中小企業診断協会	0853-25-0405
一般社団法人岡山県中小企業診断士会	086-225-4552
一般社団法人広島県中小企業診断協会	082-569-7338
一般社団法人山口県中小企業診断協会	083-934-3510
一般社団法人徳島県中小企業診断士会	088-655-3730
一般社団法人香川県中小企業診断士協会	087-884-1104
一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会	089-961-1640
一般社団法人高知県中小企業診断協会	090-9552-3334
一般社団法人福岡県中小企業診断士協会	092-710-7781
一般社団法人佐賀県中小企業診断協会	0952-28-9060
一般社団法人長崎県中小企業診断士協会	095-832-7011
一般社団法人熊本県中小企業診断士協会	096-288-6670
一般社団法人大分県中小企業診断士協会	097-538-9123
一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会	080-2744-2686
一般社団法人鹿児島県中小企業診断士協会	090-9101-8789
一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会	098-917-0011

～索引～

ページ

あ

IT 活用促進資金	237
IT に関する専門家派遣・オンライン相談	287
IP ランドスケープ支援事業	61
アジア等ゼロエミッション化人材 育成等事業費補助金	158
アトツギ甲子園	257
新たな事業活動を支援する融資制度等	38
EPA 相談窓口	186
インキュベーション施設による創業・ スタートアップ支援	20
INPIT 外国出願補助金	64
INPIT 知財総合支援窓口	49
営業秘密支援窓口	59
エイジフレンドリー補助金	142
SBIR 制度に基づく支援	5
越境 EC 等利活用促進事業	172

か

カーボンニュートラル社会構築に 向けた ESG リース促進事業	280
海外 CEO 商談会	178
海外出願支援事業	65
海外知財訴訟保険事業	47
海外展開・事業再編資金	163
海外展開セミナー、WEB による 海外情報の提供	161
海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供	57
海外展開ハンズオン支援	160
海外投資保険	168
海外ビジネス強化促進事業 (海外調査・情報提供)	183

海外ビジネス強化促進事業 (海外販路開拓支援)	184
海外ビジネス強化促進事業 (自立化支援)	185
開放特許情報データベース、特許出願 技術動向調査、GXTI、 特許戦略ポータルサイト	52
化学物質管理に対する支援 (労働安全衛生法に基づくラベル、 SDS、リスクアセスメント等)	91
過重労働解消のためのセミナー	149
環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関係)	236
危機対応後経営安定貸付	213
企業活力強化資金／ 観光産業等生産性向上資金	259
企業再生貸付	72
起業支援ファンド	16
技術・人材協力を通じた新興国との 共創推進事業(研修・専門家派遣・ 寄付講座開設事業)	176
技術・人材協力を通じた新興国との 共創推進事業(国際化促進インターン シップ事業)	177
技術情報管理認証制度(TICS)	300
キャリアアップ助成金	105
協調支援型特別保証制度	230
業務改善助成金	88
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	284
勤労者財産形成促進制度	122
グリーントランスフォーメーション 関連融資	9
グローバルサウス未来志向型共創等事業	181

グローバルサウス未来志向型共創等事業 （ウクライナ復興支援・中東欧諸国等 連携強化事業）	182
クロスボーダーローン	165
経営安定特別相談事業	198
経営改善サポート保証（経営改善・ 再生支援強化型）	228
経営革新計画	37
「経営者保証に関するガイドライン」 の利用促進（事業承継時の 経営者保証解除）	239
経営承継円滑化法による総合的支援	254
経営承継関連保証制度	241
経営承継借換関連保証制度	242
経営セーフティ共済 （中小企業倒産防止共済制度）	200
経営承継準備関連保証制度	243
建設事業主等に対する助成金	102
建築物等の ZEB 化・省 CO2 化 普及加速事業	285
公設試験研究機関（公設試）	8
高度安全機械等導入支援補助金	138
高度外国人材活躍推進プラットフォーム	294
高度化事業（工業団地等の整備に 対する貸付制度）	235
高度化事業（災害対策）	210
高齢者の活躍に取り組む企業の事例	112
個別労働紛争解決制度	299
雇用調整助成金	97
コロナ借換保証制度	225

さ

災害関係保証制度	219
災害復旧貸付	203
再チャレンジ支援融資制度 （再挑戦支援資金）	231
サイバーセキュリティインシデント 発生時の相談窓口	297
サイバーセキュリティお助け隊サービス	295

サステナブル技術普及プラットフォーム	175
産業競争力強化法に基づく創業支援	13
産業雇用安定助成金 （産業連携人材確保等支援コース）	151
産業雇用安定助成金 （スキルアップ支援コース）	150
産業財産権制度に関する説明会、 講師派遣、研修、相談	50
産業復興相談センター・産業復興機構	70
産業保健総合支援センター	92
産業用地マッチング事業	293
CIP（技術研究組合）制度	7
J-制度	204
J-Net21 中小企業ビジネス 支援ポータルサイト	292
事業継続力強化計画	205
事業再生円滑化関連保証制度 （プレ DIP 保証制度）	75
事業再生保証制度（DIP 保証制度）	74
事業承継・M&A 補助金	253
事業承継・集約・活性化支援資金	255
事業承継・引継ぎ支援センター （事業承継総合支援事業）	252
事業承継特別保証制度	240
事業承継の円滑化のための支援策	251
事業復興型雇用確保事業による支援	79
事業再生計画実施関連保証制度 （経営改善サポート保証）	227
自主廃業支援保証制度	246
施設・設備の復旧・整備に対する 補助制度（グループ補助金）	196
若年技能者人材育成支援等事業 （ものづくりマイスター制度）	120
就業環境整備・改善支援事業	86
重度障害者多数雇用事業所 施設設置等助成金	132
重度障害者等通勤対策助成金	131
受託適正取引等の推進のための ガイドライン	189
受動喫煙防止対策助成金	90

省エネ関連設備の導入等に対する支援	6
生涯現役支援窓口	113
障害者介助等助成金、	
職場適応援助者助成金	130
障害者雇用相談援助事業	134
障害者雇用に関する優良な中小事業主に	
対する認定制度（もにす認定制度）	145
障害者作業施設設置等助成金	128
障害者トライアル雇用	127
障害者能力開発助成金	133
障害者の職場適応のための支援	
（ジョブコーチ支援）	135
障害者福祉施設設置等助成金	129
奨学金の代理返還支援	153
小規模企業共済制度	199
小規模事業者経営改善	
資金融資制度（マル経融資）	207
小規模事業者持続化補助金	
（一般型・通常枠）	34
小規模事業者持続化補助金	
（共同・協業型）	35
小規模事業者持続化補助金（創業型）	15
商工会・商工会議所の窓口	291
情報処理安全確保支援士	
（登録セキスベ）	302
信用保証付債権 DDS について	229
省力化支援資金	238
食料システム法計画認定制度	277
女性、若者／シニア起業家支援資金	12
シルバー人材センター	114
新規開業・スタートアップ支援資金	11
新規輸出 1 万者支援プログラム	159
振興事業計画を活用しましょう！	193
人材開発支援助成金	116
人材確保対策総合推進事業	136
人材確保等支援助成金	99
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	1
新輸出大国コンソーシアム事業	171
信用保証協会による借換保証制度	220
信用保証協会による経営支援事業	249

信用保証制度	215
Scope3 排出量削減のための企業間連携	
による省 CO2 設備投資促進事業	286
スタートアップ創出促進保証制度	223
スタートアップ知財支援窓口	63
スタートアップ特化型知財ネット	
ワーク構築事業「IP BASE」	62
スタートアップに向けた知財	
アクセラレーション事業「IPAS」	60
スタンドバイ・クレジット制度	166
ストレージパリティの達成に向けた太陽	
光発電設備等の価格低減促進事業	283
生活衛生関係営業への支援	278
生産性向上人材育成支援センター	121
精神・発達障害者しごと	
サポーター養成講座	144
成長加速マッチングサービス	42
成長型中小企業等研究開発支援事業	2
セーフティネット貸付	211
セーフティネット保証制度	216
SECURITY ACTION	
（セキュリティ対策自己宣言）	296
早期再就職支援等助成金	
（再就職支援コース）	95
早期再就職支援等助成金	
（中途採用拡大コース）	139
早期再就職支援等助成金	
（雇入れ支援コース）	96
早期審査・審理／面接／巡回審判	55
創業関連保証制度	222
創業支援貸付利率特例制度	10
ソーシャルビジネス支援資金	271

た

ダイバーシティ経営実践のための	
各種支援ツール	156
脱炭素技術等による工場・事業場の	
省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）	282
団体経由産業保健活動推進助成金	148

地域雇用開発助成金 （地域雇用開発コース）	101	中小企業特定施設等災害復旧費補助金 （なりわい再建支援事業）	197
地域商業機能複合化推進事業 （被災商店街等再建支援事業）	269	中小企業と国内外の信頼できる企業とを 繋ぐビジネスマッチングサイト 「J-GoodTech（ジェグテック）」	24
地域商店街活性化法に基づく支援	258	中小企業の会計	250
地域中小企業人材確保支援等調査・分析	76	中小企業の知財活用及び金融機能活用 による企業価値向上支援事業	43
地域の人事部支援事業	152	中小建設企業への支援 「中小受託取引適正化法の対象取引」 の規制について	272 187
地域ブランド保護に関する支援 （地域団体商標制度）	58	中小企業・農林水産業輸出代金保険	167
地域未来投資促進法による支援	36	中心市街地・商店街等診断・ サポート事業	265
地方創生起業支援事業	23	中心市街地活性化協議会支援センター	268
中小企業・SDGs ビジネス 支援事業（JICA Biz）	174	中心市街地に対する税制支援措置・ 低利融資制度	267
中小企業・小規模事業者人材 活用ガイドライン	154	挑戦支援資本強化特別貸付制度 （資本性ローン）	234
中小企業・小規模事業者等に対する 働き方改革推進支援（働き方改革 推進支援センター）	298	治療しながら働く人を応援する 情報ポータルサイト「治療と仕事の 両立支援ナビ」	94
中小企業・小規模事業者の受注機会の 増大のための支援	194	賃上げ貸付利率特例制度	233
中小企業アドバイザー （中心市街地活性化）派遣事業	266	ディープテック・スタートアップ支援事業	19
中小企業育児・介護休業等推進支援事業	137	適正取引講習会	190
中小企業活性化協議会	66	デジ with	29
中小企業基盤整備機構・ 中小企業支援センター	290	デジタル化・AI 導入補助金	3
中小企業組合等課題対応支援事業補助金	26	デジタルガバナンス・コード／ DX 認定制度／DX セレクション／ DX 推進指標	32
中小企業組合に対する助言、情報提供	27	デジタルスキル標準／マナビ DX／ マナビ DX Quest	155
中小企業経営力強化資金融資事業	214	テストマーケティング支援事業	179
中小企業再生ファンド	71	電子出願支援	54
中小企業省力化投資補助事業	31	伝統的工芸品産業支援補助金	40
中小企業診断士制度	301	特定求職者雇用開発助成金 （中高年層安定雇用支援コース）	147
中小企業成長加速化支援事業	41	特定求職者雇用開発助成金 （特定就職困難者コース）	98
中小企業成長支援ファンド／中小企業 経営力強化支援ファンド/中小 グループ化・事業再構築支援ファンド	17		
中小企業大学校の研修	78		
中小企業退職金共済制度	201		
中小企業投資育成株式会社による投資	18		

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・ 難治性疾患患者雇用開発コース）	115
特定経営承継関連保証制度	244
特定経営承継準備関連保証制度	245
特定社債保証制度（私募債保証制度）	247
特定民間中心市街地経済活力向上事業	263
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	51
特許料等の軽減制度	48
トライアル雇用助成金 （一般トライアルコース）	107
取引かけこみ寺にご相談ください	192
取引先の支払条件改善等の ための融資制度	195
取引 G メンヒアリング	191

な

70 歳雇用推進プランナー・高齢者 雇用アドバイザーによる相談・援助	111
日本台湾交流協会事業	169
認定経営革新等支援機関による経営 改善計画策定支援事業	68
認定経営革新等支援機関による早期 経営改善計画策定支援事業	69
認定情報処理支援機関 （スマート SME サポーター）	28
認定職業訓練制度	119
抜け駆け商標無効・取消係争支援事業	46
農林水産関連企業等に対する 金融措置による支援	275

は

働き方・休み方改善コンサルタント制度	87
働き方改革推進支援資金	140
働き方改革推進支援助成金 （業種別課題対応コース）	80
働き方改革推進支援助成金 （勤務間インターバル導入コース）	83

働き方改革推進支援助成金 （団体推進コース）	85
働き方改革推進支援助成金 （取引環境改善コース）	84
働き方改革推進支援助成金（労働時間 短縮・年休促進支援コース）	82
働く人のメンタルヘルス・ポータル サイト「こころの耳」	93
バリューチェーン脱炭素 促進利子補給事業	281
ハンズオン支援事業 （テストマーケティング）	25
BCP 資金	202
東日本大震災復興緊急保証制度	218
東日本大震災復興特別貸付	208
標準化（JIS、ISO、IEC 等） 活用支援制度	30
物資の流通の効率化に関する 法律に基づく支援	262
プロパー借換保証制度	226
プロフェッショナル人材事業	77
防衛型侵害対策支援事業	45
防衛産業への新規参入相談窓口	303
貿易プラットフォーム活用による 貿易手続デジタル化推進事業	180
保証料上乘せにより経営者保証の 提供を不要とする信用保証制度	224

ま

民間中心市街地商業活性化事業	264
モニタリング保証制度（仮称）	232
模倣品対策支援事業	44

や

輸出商社マッチング	173
予備自衛官の雇用企業を支える給付金	157
よろず支援拠点・生産性向上 支援センター	289

よろず支援拠点・ワンストップ相談窓口 ……288

ら

流動資産担保融資保証制度

(ABL 保証制度) ……248

両立支援等助成金 ……123

令和 6 年能登半島地震特別貸付 ……209

ローカル 10,000 プロジェクト

(地域経済循環創造事業交付金) ……21

65 歳超雇用推進助成金 ……109

わ

若者の雇用管理の状況などが優良な

中小企業に対する認定制度

(ユースエール認定制度) ……108

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～12:00 13:00～17:00



0570-064-350

※通料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00



050-3171-8814

※通料は発信者側の負担となります。

■経営に関することについて、中小企業基盤整備機構の経営相談員が相談に応じます。

オンライン経営相談 E-SODAN

E-SODANで検索 または QRコードからアクセス

E-SODAN

検 索



■パソコンやスマホからお気軽にご利用ください。

相談室

中小企業庁 広報相談室 **03-3501-4667** 平日(月曜日～金曜日)9:00～17:30(12時～13時を除く)

■中小企業施策に関する相談等に対応します。

その他



日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター

0570-001-240

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)
10:00～12:00 13:00～16:00

中小企業庁の情報発信

中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業施策に関する最新情報をはじめ、補助金の公募情報、関連イベントの開催情報などを提供しています。支援施策のチラシを集めたページなど必要な施策の情報も探しやすくなっています。



ミラサポ plus

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

中小企業や小規模事業者向けに、人気の補助金や低利融資などの支援制度を分かりやすく紹介する国のウェブサイトです。経営のヒントや補助金の活用事例を掲載し、補助金や低利融資の仕組みや注意点をメルマガで配信しています。また、申請や経営相談ができる専門家や支援機関を検索できる機能も備えています。

効率よく公募開始などの重要情報を収集するには、「中小企業庁X」や「ミラサポPlus」、「e-中小企業ネットマガジン」の利用がおすすめです。ぜひご登録いただき、情報収集にお役立てください。

中小企業庁X https://x.com/meti_chusho

e-中小企業ネットマガジン https://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/melma.html

編集・発行

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁 広報相談室